

水俣市議会会議録

平成28年12月第4回定例会（11月25日招集）

水俣市議会事務局

平成28年12月第4回定例会（11月25日招集）会期日程表

（会期 11月25日から12月15日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月25日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 27年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	26日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	27日	日			市の休日（日曜日）
4	28日	月			議案調査
5	29日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	30日	水			議案調査
7	12月1日	木			議案調査
8	2日	金			議案調査
9	3日	土			市の休日（土曜日）
10	4日	日			市の休日（日曜日）
11	5日	月			議案調査
12	6日	火	午前9時30分		本会議
13	7日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（野中重男君・田中睦君・塩崎達朗君）
14	8日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡朱美君・小路貴紀君・牧下恭之君） 議案質疑 委員会付託
15	9日	金	—	委員会	委員会
16	10日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	11日	日			市の休日（日曜日）
18	12日	月	—	委員会	委員会
19	13日	火		休 会	議事整理日
20	14日	水		休 会	議事整理日
21	15日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成28年12月第4回水俣市議会定例会会議録目次

平成28年11月25日（金）　　—— 1 日目 ——

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表	3
開　　会	3
開　　議	3
諸般の報告	3
日程第1　会議録署名議員の指名について	4
日程第2　会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3　議第82号　専決処分の報告及び承認について 専第8号　平成28年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	6
日程第4　議第83号　水俣市人権擁護に関する条例の制定について	7
日程第5　議第84号　水俣市農業委員会の委員及び農地利用適正推進委員の定数に関する条例の制定について	8
日程第6　議第85号　水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	9
日程第7　議第86号　水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について	11
日程第8　議第87号　水俣市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第9　議第88号　水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	12
日程第10　議第89号　水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	16
日程第11　議第90号　水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	17
日程第12　議第91号　水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	20
日程第13　議第92号　水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	21
日程第14　議第93号　水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
日程第15　議第94号　水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	22

日程第16	議第95号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	1～23
日程第17	議第96号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	26
日程第18	議第97号	平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	27
日程第19	議第98号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	27
日程第20	議第99号	平成28年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	27
日程第21	議第100号	平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	28
日程第22	議第101号	工事請負契約の変更について	29
日程第23	議第102号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について	29
		市長の提案理由説明	30
		先議案件に対する質疑	33
		委員会付託	34
		休憩・開議	34
		○総務産業委員長の報告	34
		委員会審査報告書	35
		委員長報告に対する質疑	36
		討 論	36
		採 決	36
日程第24	議第73号	平成27年度水俣市病院事業会計決算認定についてから日程第30 議第80号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで7件に関する委員会の審査報告	36
		○総務産業委員長の報告	37
		○厚生文教委員長の報告	38
		○一般会計決算特別委員長の報告	40
		委員会審査報告書	45
		委員長報告に対する質疑	46
		討 論	46
		採 決	46
日程第31		陳情の取り下げについて（陳第5号 「原発避難計画策定委員会の設置」を求める陳情について）	46
		採 決	46
		散 会	47

平成28年12月6日（火） ——— 2日目 ———

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○岩阪雅文君の質問	2
1 地方創生における政府機関の地方移転について、その後の経緯と対応について…	3
2 新庁舎建設に伴う具体的な計画について	3
3 水産業の育成とクマモトオイスター事業への具体的な取り組みについて	4
4 財政状況に対する具体的対応について	5
市長の答弁	5
総合政策部長の答弁	6
○岩阪雅文君の再質問	6
総合政策部長の答弁	7
○岩阪雅文君の再々質問	8
市長の答弁	9
休憩・開議	9
市長の答弁	10
○岩阪雅文君の再質問	11
市長の答弁	11
○岩阪雅文君の再々質問	12
市長の答弁	12
産業建設部長の答弁	13
○岩阪雅文君の再質問	15
産業建設部長の答弁	16
○岩阪雅文君の発言	17
総務部長の答弁	17
○岩阪雅文君の再質問	19
総務部長の答弁	20
休憩・開議	20

○谷口明弘君の質問	2～20
1 平成29年度予算編成について	21
2 水俣高校支援策について	22
3 運転免許自主返納者支援について	22
市長の答弁	22
総務部長の答弁	22
○谷口明弘君の再質問	23
総務部長の答弁	26
総合政策部長の答弁	27
○谷口明弘君の再々質問	28
総務部長の答弁	29
市長の答弁	29
○谷口明弘君の再質問	30
市長の反問	33
○谷口明弘君の発言	33
市長の答弁	33
○谷口明弘君の発言	35
福祉環境部長の答弁	35
○谷口明弘君の再質問	36
福祉環境部長の答弁	37
○谷口明弘君の再々質問	38
市長の答弁	38
休憩・開議	39
○藤本壽子君の質問	39
1 水俣病公式確認60年事業の内容とその目的、成果について	39
2 水俣市の「原子力災害対策計画」について	39
3 水俣市の定住移住促進事業の進捗状況について	40
市長の答弁	40
○藤本壽子君の再質問	42
市長の答弁	44
○藤本壽子君の再々質問	45
市長の答弁	46

副市長の答弁	2～47
○藤本壽子君の再質問	48
副市長の答弁	50
○藤本壽子君の再々質問	51
市長の答弁	52
総合政策部長の答弁	53
○藤本壽子君の再質問	55
総合政策部長の答弁	56
○藤本壽子君の発言	57
散 会	58

平成28年12月7日（水） ——— 3日目 ———

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○野中重男君の質問	2
1 水俣病について	3
2 八幡プール群について	3
市長の答弁	4
○野中重男君の再質問	5
市長の答弁	7
○野中重男君の再々質問	8
市長の答弁	11
副市長の答弁	11
○野中重男君の再質問	13
副市長の答弁	15
○野中重男君の再々質問	16
副市長の答弁	17

休憩・開議	3～18
○田中睦君の質問	18
1 水俣病問題について	18
2 防災について	19
3 教職員の勤務実態と健康について	19
市長の答弁	19
○田中睦君の再質問	21
市長の答弁	22
○田中睦君の発言	23
総合政策部長の答弁	24
○田中睦君の再質問	24
総合政策部長の答弁	25
○田中睦君の発言	26
教育長の答弁	26
○田中睦君の再質問	28
教育長の答弁	29
○田中睦君の再々質問	31
教育長の答弁	31
休憩・開議	32
○塩崎達朗君の質問	32
1 防災について	32
2 地域おこし協力隊について	33
3 木質バイオマス発電事業計画について	33
市長の答弁	33
○塩崎達朗君の再質問	34
市長の答弁	37
総務部長の答弁	38
福祉環境部長の答弁	38
総合政策部長の答弁	38
○塩崎達朗君の再々質問	40
市長の答弁	42
総合政策部長の答弁	42

総務部長の答弁	3～42
○塩崎達朗君の再質問	43
総務部長の答弁	43
○塩崎達朗君の再々質問	44
総務部長の答弁	44
産業建設部長の答弁	44
○塩崎達朗君の再質問	45
産業建設部長の答弁	45
○塩崎達朗君の再々質問	45
市長の答弁	45
散 会	46

平成28年12月8日（木）　　—— 4日目 ——

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
陳情文書表（追加）	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1　一般質問	4
○高岡朱美君の質問	4
1　介護をめぐる状況と今後の課題について	4
2　シルバー人材センターによる放課後学習支援事業について	5
市長の答弁	5
○高岡朱美君の再質問	7
市長の答弁	10
福祉環境部長の答弁	11
○高岡朱美君の再々質問	12
市長の答弁	14
教育長の答弁	14

○高岡朱美君の再質問	4～15
教育長の答弁	16
○高岡朱美君の再々質問	17
教育長の答弁	19
市長の答弁	20
休憩・開議	20
○小路貴紀君の質問	20
1 水俣環境アカデミアのホームページ作成における不正処理について	21
2 市長ブログについて	22
3 ふるさと納税について	22
4 災害時の対応について	22
市長の答弁	22
○小路貴紀君の再質問	23
市長の答弁	26
○小路貴紀君の再々質問	27
市長の答弁	28
総務部長の答弁	29
市長の答弁	29
○小路貴紀君の再質問	30
市長の反問	30
○小路貴紀君の発言	30
市長の答弁	31
○小路貴紀君の発言	31
総合政策部長の答弁	31
○小路貴紀君の再質問	33
総合政策部長の答弁	35
○小路貴紀君の再々質問	36
総合政策部長の答弁	38
総合政策部長の答弁	38
○小路貴紀君の再質問	39
総合政策部長の答弁	39
○小路貴紀君の再々質問	40

総合政策部長の答弁	4～40
休憩・開議	40
○牧下恭之君の質問	41
1 コンビニ交付・納付について	41
2 教育問題について	41
(1) 日本一の読書のまちづくり宣言について	41
(2) 図書館について	41
(3) デイジー教科書について	41
市長の答弁	42
○牧下恭之君の再質問	43
市長の答弁	44
福祉環境部長の答弁	44
○牧下恭之君の再々質問	45
市長の答弁	46
教育長の答弁	47
○牧下恭之君の再質問	51
教育長の答弁	53
休憩・開議	54
質 疑	54
日程第2 議第82号 専決処分の報告及び承認について	
専第8号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	55
日程第3 議第83号 水俣市人権擁護に関する条例の制定について	55
日程第4 議第84号 水俣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	55
日程第5 議第85号 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	55
日程第6 議第86号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について	55
日程第7 議第87号 水俣市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	56
日程第8 議第89号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	56
日程第9 議第90号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	56
日程第10 議第91号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	56
日程第11 議第94号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	57

日程第12	議第95号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	4～57
日程第13	議第96号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	57
日程第14	議第97号	平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	57
日程第15	議第98号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	57
日程第16	議第99号	平成28年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	58
日程第17	議第100号	平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	58
日程第18	議第101号	工事請負契約の変更について	58
日程第19	議第102号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について	58
議案上程			58
日程第20	議第103号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	59
市長の提案理由説明			59
休憩・開議			60
質 疑			60
委員会付託			60
散 会			60

平成28年12月15日（木） ——— 5 日 目 ———

出欠席議員			5～1
事務局職員出席者			1
説明のため出席した者			1
議事日程第5号			2
開 議			3
諸般の報告			3
日程第1	陳情の取り下げについて（陳第7号 天草市御所浦町御所浦黒崎地区での採石継続及び採石跡地を鉄鋼スラグや浚渫土砂で埋め戻すことに反対する意見書提出を求める陳情について）		3
採 決			4
休憩・開議			4
日程第2	議第82号	専決処分の報告及び承認についてから日程第20 陳第6号 「知的障がい者小規模入所施設」開設の陳情についてまで19件に関する委員会の審査報告	4

○総務産業委員長の報告	5～5
○厚生文教委員長の報告	10
委員会審査報告書	12
休憩・開議	13
委員長報告に対する質疑	13
討 論	14
○桑原一知君の反対討論（議第86号）	14
○藤本壽子君の賛成討論（議第86号）	15
○高岡利治君の反対討論（議第86号）	16
○野中重男君の賛成討論（議第86号）	17
採 決	19
日程第21 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	20
採 決	21
閉会中継続審査・調査申出書	21
議案上程	22
日程第22 議第104号 教育委員会委員の任命について	22
日程第23 議第105号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	23
日程第24 議第106号 人権擁護委員候補者の推薦について	23
日程第25 意見第4号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について	23
市長の提案理由説明（議第104号から議第106号）	24
○議会運営委員長の提案理由説明（意見第4号）	25
質 疑	25
討 論	26
採 決	26
日程第26 議員派遣について	27
採 決	27
閉 会	27

平成28年11月25日

平成28年12月第4回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成28年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成28年11月25日水俣市長第4回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成28年11月25日午前9時59分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成28年12月15日午前11時20分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成28年11月25日（金曜日）

午前9時59分 開会

午後2時11分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（水 田 利 博 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水道局長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教育次長（黒 木 博 寿 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第1号

平成28年11月25日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第82号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成28年度水俣市一般会計補正予算(第7号)

第4 議第83号 水俣市人権擁護に関する条例の制定について

第5 議第84号 水俣市農業委員会の委員及び農地利用適正化推進委員の定数に関する条例の制定について

第6 議第85号 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

第7 議第86号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について

第8 議第87号 水俣市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第88号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)

第10 議第89号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第90号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第91号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第92号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第14 議第93号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第15 議第94号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議第95号 平成28年度水俣市一般会計補正予算(第8号)

第17 議第96号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

第18 議第97号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)

第19 議第98号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

第20 議第99号 平成28年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)

第21 議第100号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)

第22 議第101号 工事請負契約の変更について

第23 議第102号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について

第24 議第73号 平成27年度水俣市病院事業会計決算認定について

第25 議第74号 平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

- 第26 議第76号 平成27年度水俣市一般会計決算認定について
 第27 議第77号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
 第28 議第78号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
 第29 議第79号 平成27年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
 第30 議第80号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
 第31 陳情の取り下げについて（陳第5号 「原発避難計画策定委員会の設置」を求める陳情について）

平成28年12月第4回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第6号	「知的障がい者小規模入所施設」開設の陳情について	水俣市袋 770番地1 坂本 幸則		厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前9時59分 開会

○議長（福田 斉君） ただいまから平成28年第4回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（福田 斉君） これから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

総務産業、厚生文教の各常任委員会及び一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査となっていた平成27年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算7件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり厚生文教委員会に付託します。

次に、平成28年9月5日付で受理し、現在、総務産業委員会で審査中であります陳第5号「原発避難計画策定委員会の設置」を求める陳情については、陳情者から11月8日付で陳情取り下げ願いが提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、去る9月定例会で可決された「鉄道安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書については、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成28年8月分、9月分の一般会計、特別会計等及び7月分、8月分、9月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、西田市長、本山副市長、緒方総合政策部長、本田総務部長、川野福祉環境部長、関産業建設部長、久木田総合医療センター事務部長、水田総合政策部次長、高沢福祉環境部次長、城山産業建設部次長、山田水道局長、梅下政策推進課長、緒方総務課長、設楽財政課長、吉本教育長、黒木教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において桑原一知議員、野中重男議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月25日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 27年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	26日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	27日	日			市の休日（日曜日）
4	28日	月			議案調査
5	29日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	30日	水			議案調査
7	12月1日	木			議案調査
8	2日	金			議案調査
9	3日	土			市の休日（土曜日）
10	4日	日			市の休日（日曜日）
11	5日	月			議案調査

12	6日	火	午前9時30分	本会議	一般質問 (質疑通告正午まで)
13	7日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	8日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	9日	金	—	委員会	委員会
16	10日	土		休 会	市の休日 (土曜日)
17	11日	日			市の休日 (日曜日)
18	12日	月	—	委員会	委員会
19	13日	火		休 会	議事整理日
20	14日	水		休 会	議事整理日
21	15日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（福田 斉君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月15日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 議第82号 専決処分等の報告及び承認について

専第8号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

日程第4 議第83号 水俣市人権擁護に関する条例の制定について

日程第5 議第84号 水俣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

日程第6 議第85号 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

日程第7 議第86号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について

日程第8 議第87号 水俣市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第88号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第89号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第90号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第12 議第91号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第92号 水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第93号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第94号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第95号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第17 議第96号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議第97号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議第98号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議第99号 平成28年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議第100号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議第101号 工事請負契約の変更について
- 日程第23 議第102号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について
- 議長（福田 斉君） 日程第3、議第82号専決処分の報告及び承認についてから、日程第23、議第102号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についてまで、21件を一括して議題とします。

議第82号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

専第8号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

専第8号

専 決 処 分 書

平成28年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成28年10月8日専決

水俣市長 西 田 弘 志

（専決処分を必要とする理由）

平成28年10月8日の豪雨による災害復旧等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

平成28年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

平成28年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,115万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億9,928万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (第7号)

歳 入		(単位:千円)		
款	項	既定額	補正額	計
17. 繰入金		435,480	10,077	445,557
	1. 基金繰入金	435,093	10,077	445,170
18. 繰越金		170,059	1,074	171,133
	1. 繰越金	170,059	1,074	171,133
補正されなかった款に係る額		15,282,594		15,282,594
歳 入 合 計		15,888,133	11,151	15,899,284

歳 出		(単位:千円)		
款	項	既定額	補正額	計
8. 消防費		1,029,332	683	1,030,015
	1. 消防費	1,029,332	683	1,030,015
10. 災害復旧費		108,559	10,468	119,027
	1. 農林水産施設災害復旧費	22,469	3,947	26,416
	2. 公共土木施設災害復旧費	84,308	6,521	90,829
補正されなかった款に係る額		14,750,242		14,750,242
歳 出 合 計		15,888,133	11,151	15,899,284

議第83号

水俣市人権擁護に関する条例の制定について

水俣市人権擁護に関する条例を次のように制定することとする。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市人権擁護に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念に基づき、あらゆる差別（以下「差別」という。）をなくし、人権擁護の意識を高め、もって市民一人ひとりが活力に満ち、心豊かに暮らすことができる平和で明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権擁護意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、それぞれの責任と自覚をもって人権擁護意識の形成に努力し、差別をなくすよう努めるものとする。

(市の施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、差別をなくすために必要な社会福祉の向上、教育の充実、人権擁護意識の高揚等に関する施策について、市民及び関係諸団体と協力し推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権擁護意識の高揚を図るため、市民及び関係諸団体と協力し、あらゆる機会をとらえて人

権教育の推進と啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、第4条による諸施策をより効果的に推進するため、国、県及び関係諸団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市民の人権擁護意識の高揚を図り、差別のない平和で明るい地域社会を実現するため、本案のように制定しようとするものである。

議第84号

水俣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
水俣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を次のように制定することとする。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項及び第18条第2項に基づき、水俣市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は14人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は14人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。

(水俣市農業委員会に関する条例の廃止)

2 水俣市農業委員会に関する条例(昭和41年条例第13号)は、廃止する。

(水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例(昭和35年告示第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「農業委員会委員」を「農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員」に、「日額2,000円」を「1日につき2,000円、半日につき1,000円」に改め、別表中

農業委員会の会長	〃	494,300円	を
同 副会長	〃	382,800円	
同 委員	〃	345,000円	

農業委員会の会長	基本給	年額	422,400円	に
	能率給	予算の範囲内で市長が定める		

同	副会長	基本給	年額 321,000円
		能率給	予算の範囲内で市長が定める
同	委員	基本給	年額 288,000円
		能率給	予算の範囲内で市長が定める
農地利用最適化推進委員		基本給	年額 258,000円
		能率給	予算の範囲内で市長が定める

改め、同表備考に次のように加える。

4 農業委員会の会長、副会長、委員及び農地利用最適化推進委員の能率給は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分を当該年度の末日までに支給する。

(提案理由)

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第85号

水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように制定することとする。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関して必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営

を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）第15条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(3) 地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であって、これらの規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を法第7条第1項又は第2項の規定に基づいて更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

3 短時間勤務職員の給料月額については、水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号。以下「給与条例」という。）第3条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは、「水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第 号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」と、「勤務時間条例第2条第2項」とあるのは「勤務時間条例第2条第3項」と読み替えるものとする。

(給与条例の適用除外等)

第8条 給与条例第3条、第4条、第7条から第9条まで、第14条、第14条の7、第15条及び第16条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の4第2項の規定の適用については、同項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは、「100分の162.5」とする。

3 給与条例第8条、第8条の2、第9条及び第10条の2の規定は、短時間勤務職員には適用しない。

4 短時間勤務職員に対する給与条例第10条第2項第2号、第14条第2項及び第18条の規定の適用については、これらの規定中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第 号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

2 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第 号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。第3条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下これらを「短時間勤務職員」という。）」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項、第12条第1項第1号及び第18条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

（水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 水俣市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第 号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

（提案理由）

一定の期間において専門的な知識経験が必要とされる業務や業務量の増加が見込まれる業務等について、必要な人材を任期付職員として採用できるようにするため、本案のように制定しようとするものである。

議第86号

水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について

水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例を次のように制定することとする。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例

市長及び副市長の次に掲げる期間における給料月額は、水俣市長等の給与に関する条例（昭和26年告示第18号）第3条の規定にかかわらず、同条の規定による額から、その額の10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

(1) 市長 平成29年1月1日から同年2月28日まで

(2) 副市長 平成29年1月1日から同年1月31日まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成29年2月28日限り、その効力を失う。

(提案理由)

水俣環境アカデミアホームページ作成業務における不適正な事務処理に関し、市長及び副市長として総括的な管理監督責任があるものと判断し、本案のように制定しようとするものである。

議第87号

水俣市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

水俣市職員の退職管理に関する条例（平成28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「任命権者」の次に「（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員であった者については、水俣市教育委員会）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

水俣市立小・中学校職員の退職管理について必要な事項を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

議第88号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第14条の7第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 141,600	円 191,700	円 227,900	円 261,100	円 287,100	円 317,700	円 361,800

	2	142.700	193.500	229.500	263.000	289.300	319.900	364.400
	3	143.900	195.300	231.000	264.800	291.600	322.200	366.900
	4	145.000	197.100	232.600	266.900	293.700	324.400	369.500
	5	146.100	198.700	234.100	268.700	295.700	326.600	371.500
	6	147.200	200.500	235.800	270.600	298.000	328.600	374.000
	7	148.300	202.300	237.300	272.500	300.300	330.800	376.300
	8	149.400	204.100	238.900	274.600	302.500	333.000	378.800
	9	150.500	205.800	240.300	276.700	304.600	335.100	381.300
	10	151.900	207.600	241.800	278.700	306.900	337.300	384.000
	11	153.200	209.400	243.400	280.800	309.100	339.400	386.600
	12	154.500	211.200	244.800	282.800	311.400	341.600	389.300
	13	155.800	212.600	246.300	284.800	313.500	343.500	391.700
	14	157.300	214.400	247.800	286.900	315.600	345.500	394.000
	15	158.800	216.100	249.100	288.900	317.800	347.600	396.200
	16	160.400	217.900	250.500	290.900	319.900	349.600	398.600
	17	161.700	219.600	252.000	292.900	322.000	351.400	400.400
	18	163.200	221.300	253.700	294.900	324.000	353.400	402.400
	19	164.700	222.900	255.400	297.000	326.100	355.200	404.300
	20	166.200	224.500	257.200	299.000	328.100	357.100	406.100
	21	167.600	226.000	258.800	301.000	330.000	359.100	408.000
	22	170.300	227.700	260.600	303.100	332.100	361.000	409.800
	23	172.900	229.300	262.300	305.100	334.100	363.000	411.600
	24	175.500	230.900	264.000	307.200	336.200	364.900	413.500
	25	178.200	232.200	266.000	309.000	337.700	366.900	415.300
	26	179.900	233.700	267.900	311.100	339.600	368.800	416.800
	27	181.600	235.100	269.700	313.200	341.500	370.800	418.300
	28	183.300	236.400	271.500	315.200	343.400	372.800	419.900
	29	184.800	237.700	273.200	317.100	345.100	374.300	421.500
	30	186.600	238.900	275.100	319.100	347.000	376.100	422.800
	31	188.400	239.900	277.000	321.200	348.900	377.900	424.100
	32	190.100	241.100	278.700	323.300	350.700	379.500	425.300
	33	191.700	242.400	280.400	324.700	352.600	381.300	426.500
	34	193.200	243.600	282.300	326.700	354.400	382.700	427.800
	35	194.700	244.800	284.100	328.600	356.200	384.200	429.100
	36	196.200	246.100	286.000	330.700	357.900	385.800	430.300
	37	197.500	247.000	287.600	332.600	359.300	387.200	431.500
	38	198.800	248.400	289.300	334.500	360.600	388.400	432.300
	39	200.100	249.800	291.100	336.500	362.000	389.600	433.100
	40	201.400	251.300	292.900	338.400	363.400	390.700	433.900
	41	202.700	252.700	294.600	340.300	364.700	391.800	434.500
	42	204.000	254.100	296.300	342.200	365.600	393.000	435.200
	43	205.300	255.500	297.900	344.000	366.700	394.200	435.900
	44	206.600	256.800	299.500	345.900	367.800	395.300	436.600
	45	207.800	258.000	301.200	347.400	368.600	396.000	437.400
	46	209.100	259.300	302.900	348.800	369.500	396.700	438.200
	47	210.400	260.700	304.500	350.300	370.400	397.400	438.600
	48	211.700	262.000	306.200	351.800	371.300	398.100	439.300
	49	212.800	263.300	307.300	353.400	372.200	398.700	439.800
	50	213.900	264.400	308.800	354.200	373.000	399.300	440.200
再任 用職 員以 外の 職員	51	214.900	265.700	310.300	355.400	373.800	399.800	440.600
	52	216.000	267.000	311.900	356.400	374.600	400.200	441.000
	53	217.100	268.000	313.500	357.300	375.300	400.600	441.400
	54	218.100	269.100	315.100	358.400	376.000	400.900	441.800
	55	219.000	270.400	316.700	359.300	376.700	401.200	442.200
	56	220.000	271.700	318.200	360.400	377.400	401.500	442.500
	57	220.600	272.800	319.700	361.300	377.900	401.800	442.800
	58	221.500	273.800	320.900	362.000	378.500	402.100	443.200
	59	222.300	274.800	322.100	362.700	379.100	402.400	443.500

60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294.000	341.800				
95		294.400	342.300				
96		294.800	342.700				
97		295.000	342.800				
98		295.300	343.300				
99		295.700	343.700				
100		296.100	344.000				
101		296.300	344.300				
102		296.600	344.700				
103		297.000	345.100				
104		297.300	345.500				
105		297.500	346.000				
106		297.800	346.400				
107		298.200	346.800				
108		298.500	347.200				
109		298.700	347.700				
110		299.100	348.100				
111		299.500	348.400				
112		299.800	348.700				
113		299.900	349.200				

	114		300,200					
	115		300,500					
	116		300,900					
	117		301,100					
	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

備考（一）この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

第2条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の7第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

（水俣市長等の給与に関する条例の一部改正）

第3条 水俣市長等の給与に関する条例（昭和26年告示第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 水俣市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

（水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

第5条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

（水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第7条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第8条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

（水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第9条 水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（「を」、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を越えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続

する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を越えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、水俣市一般職の職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「介護時間」を加える。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9条及び附則第3条の規定 平成29年1月1日

(2) 第2条、第4条、第6条及び第8条の規定 平成29年4月1日

2 第1条の規定（水俣市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第14条の7第2項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与条例（次条において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第9条の規定による改正前の水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、附則第1条第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第1号施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第9条の規定による改正後の水俣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく第1号施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（提案理由）

平成28年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第89号

水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

水俣市職員退職手当支給条例（昭和38年告示第80号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求

職活動支援費の額に相当する金額

第10条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 退職職員（退職した水俣市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の水俣市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における水俣市職員退職手当支給条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0））」とする。

第3条 新条例第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の水俣市職員退職手当支給条例（以下この条及び第5条において「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第4条 新条例第10条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する水俣市職員退職手当支給条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第5条 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する水俣市職員退職手当支給条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法の改正により失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第90号

水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

水俣市税条例の一部を改正する条例

水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する

場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の水俣市税条例附則第20条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2

項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

(提案理由)

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の施行に伴い、水俣市税条例の一部を改正する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第91号

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則中第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の水俣市国民健康保険税条例附則第11項及び第12項の規定は、平成29年1月1日以後に

支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

（提案理由）

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の施行に伴い、水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第92号

水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
平成28年11月25日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市手数料条例の一部を改正する条例
水俣市手数料条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。
第6条第2項に次の1号を加える。

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第19条の規定に該当する者
附 則

この条例は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行の日（平成28年11月30日）から施行する。

（提案理由）

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行に伴い、国外犯罪被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第93号

水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
平成28年11月25日提出

水俣市長 西田弘志

水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例
水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
水俣市湯の鶴温泉保健センター（本館）	水俣市湯出字沖無田1532番
湯の鶴憩いの広場（足湯）	水俣市湯出字湯下2173番

第6条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、湯の鶴憩いの広場（足湯）（以下「足湯施設」という。）については、無休とする。

同条第2項中「休館日の使用を許可することができる。」を「休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。」に改める。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、足湯施設については、この限りではない。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、足湯施設については、無料とする。

第12条第6項中「第8条」を「第8条及び第9条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

水俣市湯の鶴温泉保健センターの附属施設として湯の鶴憩いの広場（足湯）を開設するため、本案のように制定しようとするものである。

議第94号

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

水俣市体育施設条例の一部を改正する条例

水俣市体育施設条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中

石坂川体育館	水俣市学校体育施設等使用条例（昭和35年告示第8号）に準ずる。	を
深川体育館	水俣市学校体育施設等使用条例に準ずる。	
旧第三中学校体育館	水俣市学校体育施設等使用条例に準ずる。	

石坂川体育館	一般利用	1時間当たり	600円	に
	登録団体	1回2時間当たり	600円	
深川体育館	一般利用	1時間当たり	600円	
	登録団体	1回2時間当たり	600円	
旧第三中学校体育館	一般利用	1時間当たり	720円	
		登録団体	バレーボールコート1面 1回2時間当たり	
	会議室	1時間当たり	240円	
		冷暖房料（1時間当たり）	240円	
旧第三中学校運動場	一般利用	1時間当たり	一般	200円
			高校生以下	100円
	登録団体	1回2時間当たり	200円	

改め、同表備考8中「、旧第三中学校運動場」を削り、同表備考8を同表備考10とし、同表備考7中「徴収します」を「徴収する」に改め、同表備考7を同表備考8とし、同表備考8の次に次のように加える。

9 登録団体とは、委員会が規則に定める団体をいう。

別表備考中備考6を同表備考7とし、同表備考5ただし書きを次のように改め、同表備考5を同表備考6とする。

ただし、小学生以下は除き、回数券1枚による利用は1施設までとし、定期利用に係る利用時間は1回2時間

までとする。

別表備考中備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

- 4 ジョギングコースの回数券については、回数券1枚により同施設のみを1回に限り利用できるものとし、それに係る利用時間は1回1時間までとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

小中学校再編成後に社会体育施設として転用した施設等について、使用料の適正化を図るため本案のように制定しようとするものである。

議第95号

平成28年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

平成28年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億821万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億749万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加・変更は「第4表地方債補正」による。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳 入 （単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
11. 分担金及び負担金		153,245	4,039	157,284
	1. 分担金	1,560	4,039	5,599
12. 使用料及び手数料		175,819	408	176,227
	1. 使用料	159,598	408	160,006
13. 国庫支出金		2,309,908	9,873	2,319,781
	1. 国庫負担金	1,759,408	9,668	1,769,076
	2. 国庫補助金	505,406	205	505,611
14. 県支出金		1,428,300	79,477	1,507,777
	1. 県負担金	707,793	3,500	711,293
	2. 県補助金	642,998	75,977	718,975
16. 寄附金		32,501	5,000	37,501
	1. 寄附金	32,501	5,000	37,501
17. 繰入金		445,557	100,390	545,947
	1. 基金繰入金	445,170	100,390	545,560

19. 諸収入		493,213	6,027	499,240
	4. 雑入	217,212	6,027	223,239
20. 市債		2,187,300	3,000	2,190,300
	1. 市債	2,187,300	3,000	2,190,300
補正されなかった款に係る額		8,673,441		8,673,441
歳 入 合 計		15,899,284	208,214	16,107,498

歳 出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 議会費		163,534	1,297	164,831
	1. 議会費	163,534	1,297	164,831
2. 総務費		1,923,638	6,000	1,929,638
	1. 総務管理費	1,565,220	2,110	1,567,330
	2. 徴税費	185,992	3,315	189,307
	4. 選挙費	34,074	254	34,328
	5. 統計調査費	9,093	△65	9,028
	6. 監査委員費	33,380	386	33,766
3. 民生費		5,644,275	83,371	5,727,646
	1. 社会福祉費	3,356,605	73,727	3,430,332
	2. 児童福祉費	1,631,323	9,363	1,640,686
	3. 生活保護費	655,419	281	655,700
4. 衛生費		2,026,664	1,577	2,028,241
	1. 保健衛生費	357,823	270	358,093
	2. 清掃費	815,818	177	815,995
	4. 環境対策費	228,351	1,130	229,481
5. 農林水産業費		344,741	101,696	446,437
	1. 農業費	245,356	101,520	346,876
	2. 林業費	48,853	176	49,029
6. 商工費		467,569	914	468,483
	1. 商工費	236,741	914	237,655
7. 土木費		1,585,249	4,984	1,590,233
	2. 道路橋りょう費	444,314	4,224	448,538
	5. 都市計画費	735,186	470	735,656
	6. 住宅費	351,098	290	351,388
9. 教育費		1,175,822	4,277	1,180,099
	1. 教育総務費	258,462	2,641	261,103
	4. 社会教育費	445,510	1,187	446,697
	5. 保健体育費	231,271	449	231,720
10. 災害復旧費		119,027	4,098	123,125
	2. 公共土木施設災害復旧費	90,829	4,098	94,927
11. 公債費		1,398,750	0	1,398,750
	1. 公債費	1,398,750	0	1,398,750
補正されなかった款に係る額		1,050,015		1,050,015
歳 出 合 計		15,899,284	208,214	16,107,498

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
			千円
3. 民生費	1. 社会福祉費	地域生活支援事業	6,801
5. 農林水産業費	1. 農業費	産地パワーアップ事業	93,100
9. 教育費	1. 教育総務費	小中学校施設耐震化推進事業	43,987
9. 教育費	1. 教育総務費	小中学校施設整備事業	34,452

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
スクールバス運転手派遣手数料（混乗分） （総務課）	自 平成28年度 至 平成29年度	1,654
内部情報系システム更新業務委託料 （総務課）	自 平成28年度 至 平成29年度	109,517
内部情報系システム使用料 （総務課）	自 平成28年度 至 平成34年度	170,619
福祉バス運転手派遣手数料 （福祉課）	自 平成28年度 至 平成29年度	1,633
みなまた観光物産館まつぼっくり管理委託料 （経済観光課）	自 平成28年度 至 平成29年度	2,000
湯の鶴温泉保健センター管理委託料 （経済観光課）	自 平成28年度 至 平成29年度	8,765
みなまた環境テクノセンター管理委託料 （経済観光課）	自 平成28年度 至 平成29年度	8,864
スクールバス運転手派遣手数料 （教育総務課）	自 平成28年度 至 平成29年度	16,939

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	千円 51,000	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	51,000			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 884,000				千円 834,700			
災害復旧事業	26,600				27,900			

補正されなかった事業に係る額	1,276,700			1,276,700		
計	2,187,300			2,139,300		

議第96号

平成28年度水俣市国民健康保健事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度水俣市の国民健康保健事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,943千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,919,501千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,270,007	19,704	1,289,711
	1. 国庫負担金	625,323	19,704	645,027
5. 療養給付費等交付金		123,522	11,542	135,064
	1. 療養給付費等交付金	123,522	11,542	135,064
6. 前期高齢者交付金		1,366,870	△10,594	1,356,276
	1. 前期高齢者交付金	1,366,870	△10,594	1,356,276
9. 繰入金		272,592	△2,525	270,067
	1. 他会計繰入金	269,520	547	270,067
	2. 基金繰入金	3,072	△3,072	0
10. 繰越金		19,925	△14,184	5,741
	1. 繰越金	19,925	△14,184	5,741
補正されなかった款に係る額		1,862,642		1,862,642
歳入合計		4,915,558	3,943	4,919,501

歳出（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		66,615	547	67,162
	1. 総務管理費	37,002	149	37,151
	2. 徴税費	23,626	398	24,024
2. 保険給付費		3,328,463	17,997	3,346,460
	1. 療養諸費	2,935,962	14,669	2,950,631
	2. 高額医療費	383,379	3,328	386,707
3. 後期高齢者支援金等		376,472	△13,987	362,485
	1. 後期高齢者支援金等	376,472	△13,987	362,485
4. 前期高齢者給付金等		260	2	262
	1. 前期高齢者給付金等	260	2	262
6. 介護納付金		150,964	△616	150,348
	1. 介護納付金	150,964	△616	150,348

補正されなかった款に係る額	992,784		992,784
歳 出 合 計	4,915,558	3,943	4,919,501

議第97号

平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成28年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,720千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,406,536千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入 （単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
7. 繰入金		498,371	1,720	500,091
	1. 一般会計繰入金	498,371	1,720	500,091
補正されなかった款に係る額		2,906,445		2,906,445
歳 入 合 計		3,404,816	1,720	3,406,536

歳 出 （単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		76,100	1,720	77,820
	1. 総務管理費	35,593	1,720	37,313
補正されなかった款に係る額		3,328,716		3,328,716
歳 出 合 計		3,404,816	1,720	3,406,536

議第98号

平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

第1表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1. 公共下水道事業費	1. 公共下水道事業費	下水道建設事業	千円 19,188

議第99号

平成28年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第1条 平成28年度水俣市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 予算第9条の次に、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

	事 項	期 間	限 度 額
総合医療 センター	保安警備業務委託	自 平成28年度 至 平成31年度	47,628千円
	院内清掃業務委託	自 平成28年度 至 平成29年度	27,376千円
	消防用設備等点検業務委託	自 平成28年度 至 平成29年度	1,664千円
	防虫管理施工業務委託	自 平成28年度 至 平成29年度	778千円
	電気保安管理業務委託	自 平成28年度 至 平成29年度	1,637千円
	冷暖房切替保守点検業務委託	自 平成28年度 至 平成29年度	1,884千円
	冷温水ユニット炉内洗浄業務委託	自 平成28年度 至 平成29年度	1,031千円
	医療廃棄物処理業務委託	自 平成28年度 至 平成29年度	単価契約額に排出数量を掛けた額
	看護衣等洗濯業務委託	自 平成28年度 至 平成29年度	単価契約額に枚数を掛けた額
	寝具・病衣借上	自 平成28年度 至 平成29年度	単価契約額に入院患者数を掛けた額
	米購入業務	自 平成28年度 至 平成29年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	紙おむつ購入業務	自 平成28年度 至 平成29年度	単価契約額に使用枚数を掛けた額
	A重油購入業務	自 平成28年度 至 平成29年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	ガソリン購入業務	自 平成28年度 至 平成29年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	軽油購入業務	自 平成28年度 至 平成29年度	単価契約額に使用量を掛けた額
L P ガス購入業務	自 平成28年度 至 平成29年度	単価契約額に使用量を掛けた額	

平成28年11月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

議第100号

平成28年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成28年度水俣市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成28年度水俣市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費	360,386千円	443千円	360,829千円
第1項 営業費用	326,785千円	443千円	327,228千円
第2項 営業外費用	31,647千円	0千円	31,647千円
第3項 特別損失	954千円	0千円	954千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額344,943千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額344,978千円」に、「当年度分損益勘定留保資金81,402千円」を「当年度分損益勘定留保資金81,437千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	419,464千円	35千円	419,499千円
第1項 建設改良費	376,996千円	35千円	377,031千円
第2項 企業債償還金	41,468千円	0千円	41,468千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条第1号中、職員給与費「89,035千円」を「89,513千円」に改める。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

議第101号

工事請負契約の変更について

平成27年11月臨時市議会において議決された水俣市防災行政無線（同報系）整備工事の工事請負契約のうち、契約金額「1,100,520,000円」を「1,099,337,128円」に変更することとする。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

(提案理由)

水俣市防災行政無線（同報系）整備工事請負契約について、防災行政無線設備の再送信局、屋外拡声子局、無線室改修、戸別受信機の数量に変更が生じたため、本案のように提案するものである。

議第102号

水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について

平成27年3月定例市議会において議決された水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等のうち、第3条中「平成30年3月31日まで」を「平成28年12月22日まで」に改め、平成28年12月15日から施行することとする。

平成28年11月25日提出

水俣市長 西 田 弘 志

(提案理由)

市庁舎の機能移転に伴い、仮庁舎における設備の設置場所の確保及び現行設備による機器の再設定が困難であることから、当該業務を休止せざるを得ないため、本案のように提案するものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第82号専決処分の報告及び承認について、専第8号平成28年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

本案は、平成28年10月8日の豪雨に係る災害復旧等の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,115万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ158億9,928万4,000円とするものであります。

主な補正の内容といたしましては、第8款消防費に、災害待機等に係る人件費、第10款災害復旧費に、現年発生単独災害復旧事業を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第17款繰入金、第18款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第83号水俣市人権擁護に関する条例の制定について申し上げます。

市民の人権擁護意識の高揚を図り、差別のない平和で明るい地域社会を実現するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第84号水俣市農業委員会の委員及び農地利用適正化推進委員の定数に関する条例の制定について申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第85号水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について申し上げます。

一定の期間において専門的な知識経験が必要とされる業務や業務量の増加が見込まれる業務等について、必要な人材を任期付職員として採用できるようにするため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第86号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について申し上げます。

水俣環境アカデミアホームページ作成業務における不適正な事務処理に関し、市長及び副市長として総括的な管理監督責任があるものと判断し、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第87号水俣市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市立小・中学校職員の退職管理について必要な事項を定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第88号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成28年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第89号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

雇用保険法の改正により、失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第90号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の施行に伴い、水俣市税条例の一部を改正する必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第91号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の施行に伴い、水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第92号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律の施行に伴い、国外犯罪被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第93号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市湯の鶴温泉保健センターの附属施設として湯の鶴憩いの広場を開設するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第94号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

小中学校再編成後に社会体育施設として転用した施設等について、使用料の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第95号平成28年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億821万4,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出

それぞれ161億749万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、給与改定に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、市庁舎移転事業、第3款民生費に、障害児通所給付費、第5款農林水産業費に、産地パワーアップ事業、第6款商工費に、湯の鶴温泉保健センター管理運営事業、第7款土木費に、市内一円市道維持補修費、第9款教育費に、小中学校施設耐震化推進事業、第10款災害復旧費に、現年発生補助災害復旧事業などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第11款分担金及び負担金、第12款使用料及び手数料、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第16款寄附金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか繰越明許費として、産地パワーアップ事業外3件を計上いたしております。

債務負担行為補正として、内部情報系システム使用料外7件を追加いたしております。

地方債の補正として、学校教育施設等整備事業を追加し、過疎対策事業外1件の限度額を変更いたしております。

次に、議第96号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ394万3,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ49億1,950万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、給与改定等による人件費の増額、第2款保険給付費の増額、第3款後期高齢者支援金等の減額、第4款前期高齢者納付金等の増額、第6款介護納付金の減額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第9款繰入金、第10款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第97号平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ172万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ34億653万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査委託料等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第98号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、繰越明許費といたしまして、下水道建設事業を計上いたしております。

次に、議第99号平成28年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為として保安警備業務委託のほか15件を追加しております。

次に、議第100号平成28年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成28年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を44万3,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億6,082万9,000円に、第4条に定める資本的支出の額を3万5,000円増額して、補正後の資本的支出の額を4億1,949万9,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の補正を計上いたしております。

次に、議第101号工事請負契約の変更について申し上げます。

水俣市防災行政無線整備工事請負契約について、防災行政無線設備の再送信局、屋外拡声子局、無線室改修、戸別受信機の数量に変更が生じたため、本案のように提案するものであります。

次に、議第102号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について申し上げます。

市庁舎の機能移転に伴い、仮庁舎における整備の設置場所の確保及び現行設備による機器の再設定が困難であることから、当該業務を休止せざるを得ないため、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第82号から議第102号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御承認及び御可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第88号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議第92号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について及び議第93号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第88号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

○議長（福田 斉君） 議第92号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

○議長（福田 斉君） 議第93号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第88号、議第92号及び議第93号は、議事日程記載のとおり総務産業委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 午前10時19分

開議 午後1時29分

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案3件について、総務産業委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

総務産業委員長岩阪雅文議員。

（総務産業委員長 岩阪雅文議員登壇）

○総務産業委員長（岩阪雅文君） 総務産業委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第88号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成28年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、期末勤勉手当の割合についてただしたのに対し、本年度は12月の期末勤勉手当で調整を行うが、本年度に調整した割合を来年度は6月、12月の二度に分けて調整を行うとの答弁がありました。

また、平成28年中に人事院勧告があれば、その年度中に補正予算で対応する必要があるのかとただしたのに対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第92号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律の施行に伴い、国外犯罪被害者またはその遺族の

戸籍に関し、無料で証明を行うため、本案のように制定しよとするものであるとの説明がありました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第93号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市湯の鶴温泉保健センターの附属施設として、湯の鶴憩いの広場を開設するため本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、足湯を整備するとのことであるが、駐車場はあるのか、また泉源はどこから持ってきているのかとただしたのに対し、駐車場はなく、泉源は市の泉源を利用しているとの答弁がありました。

また、足湯の整備にかかった費用はいくらか、管理は指定管理者が行うのかとただしたのに対し、平成27年度に設計費用が約96万円、平成28年度の工事費用が約1,070万円であり、管理は水俣市湯の鶴温泉保健センターの管理の指定管理者である自治会にお願いするとの答弁がありました。

また、これまで水俣市湯の鶴温泉保健センターの使用の制限について、指定管理者に権限を持たせていなかったが、条例の改正により、権限を持たせることで利用者にとって不都合な点が出てくる可能性があるのではないかとただしたのに対し、これまでも指定管理者が主体で行っており、今後も利用者にとって不便にならないよう協議をしながら進めていきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、本案については、指定管理者に使用の制限について権限を持たせることで、運用に支障を来すような事案があれば、今後見直しの検討を加えるよう求めます。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成28年11月25日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第88号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第92号	水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第93号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
-------	---	------	------

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第88号水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議第92号水俣市手数料条例の一部を改正する条例の制定について及び議第93号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括して採決します。

本3件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本3件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、委員長報告のとおり可決しました。

日程第24 議第73号 平成27年度水俣市病院事業会計決算認定について

日程第25 議第74号 平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第26 議第76号 平成27年度水俣市一般会計決算認定について

日程第27 議第77号 平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第28 議第78号 平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第29 議第79号 平成27年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第30 議第80号 平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（福田 斉君） 日程第24、議第73号平成27年度水俣市病院事業会計決算認定についてから、日程第30、議第80号平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、7件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩阪雅文議員。

(総務産業委員長 岩阪雅文君登壇)

○総務産業委員長(岩阪雅文君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました2件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第74号平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

まず、水道事業の業務概況等について説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づき、詳細な説明を受けました。

本決算の収益的収入及び支出は、事業収益5億4,456万円、事業費用3億6,824万円で、差し引き1億7,632万円となり、消費税等調整後の損益計算によると、差し引き当年度純利益は1億4,072万円となる。

資本的収入及び支出については、資本的収入9,423万円、資本的支出5億6,431万円となり、差し引き不足額4億7,008万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,149万円、減債積立金3,900万円、建設改良積立金3億円及び当年度分損益勘定留保資金9,959万円で補填している。

当年度未処分利益剰余金4億7,972万円については、減債積立金に4,100万円、建設改良積立金に6,714万円を積み立て、資本金に3億7,158万円を組み入れる処分を行うとの説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の中で、東部地区方面の簡易水道の統合による給水の運営状況についてただしたのに対し、統合によって管理する施設が16カ所、23施設ふえ、毎日の検査や緊急時等の調査など職員の負担が大きくなっている。今回の統合でかかった整備費用は約7億円であり、この統合の対象世帯は約300世帯で、考えられる純利益は約400万円である。

水道事業全体としては、人口減少などの影響により、ここ10年間で給水収益が約7,200万円減少しているとの答弁がありました。

また、人口減少により収入は減少するが、経費は減少しないのかとただしたのに対し、人口減少で水の使用量が減っても同じように水を送るための管理は必要である。さらにポンプ場等が55カ所あり、建物及びポンプ、制御盤等の設備の老朽化に伴う更新や耐震化などの経費がかかってくるとの答弁がありました。

また、現在水道管の耐震管の普及率が15.4%であるが、年間にどのくらいずつ整備していくのか、今後の整備計画はあるのかとただしたのに対し、年間3キロメートルくらい整備していければと思っているが、全て整備するには約45年間必要という計算になる。現時点で医療センターや防災拠点となる市役所への耐震管も整備されていない状況である。今年度、中長期計画の見直し時期に来ているので、地震も考慮した計画として検討したいとの答弁がありました。

また、有収率がここ数年70%台で推移していたが、82%に上がった要因についてただしたのに対し、本管の漏水の確認のために地道に調査したことや、検診員と連携し、検診時に漏水が疑われる箇所の検査を行った結果であるとの答弁がありました。

本決算及び剰余金の処分については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第80号平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

まず、下水道事業の概要説明を受けた後、決算書、歳入歳出決算事項別明細書等に基づき、詳細な説明を受けました。

本決算の収支状況は、歳入総額12億9,262万円、歳出総額12億9,246万円、歳入歳出差し引き16万円を翌年度へ繰り越しているとの説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣市浄化センター建設工事委託で工事が下水道事業団になっているが、県内の事業所や水俣芦北の事業所で業務はできないのかとただしたのに対し、熊本市を含めて、県下の自治体が下水道事業団に委託している状況である。理由としては、各自治体には土木、建築の技術者はいるが、電気・機械の技術者がおらず、発注をしても監理ができないためである。また、下水道事業団では電気設備等の程度によって、地元の事業所に発注される場合があるとの答弁がありました。

また、水俣芦北広域で行われている汚泥の処理について、県内では荒尾市の汚泥処理工場で堆肥化している自治体もあるが、水俣市ではお金をかけて燃やしており、処理金額が安ければ、同じように汚泥処理工場へ堆肥化処理させる方法も検討すべきではないかとただしたのに対し、現在、広域により協定を結んで処理しており、変更の可能性について、今後、長期的に検討していきたいとの答弁がありました。

また、一般会計からの繰入金が6億円くらいになっているが、下水道事業債についての利子負担を抑えるための措置はできないかとただしたのに対し、利率の低いものへの借り換えを既に行っており、計画的に事業を進めているので、今後、繰入金は減っていくと思われるとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生文教委員長田口憲雄議員。

（厚生文教委員長 田口憲雄君登壇）

○厚生文教委員長（田口憲雄君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第73号平成27年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。

事務部長から、決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき詳細な説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、入院や外来の患者数が前年に比べ、大きく減少しているが、その原因をどう捉えているかとただしたのに対し、対象エリアの人口減少が一番の原因と考えられるが、整形外科の医師の異動等による影響もあったとの答弁がありました。

また、病院事業における費用削減の考え方についてただしたのに対し、地域の救急病院として維持していくためには、最新の高度な医療機器の導入が必要であり、一定程度の費用をかけた投資が必要である。導入の際には、年度計画を立て、リース等の検討も行っている。また、治療のための診療材料については、より効果的なものが安い費用で抑えられないか、診療材料委員会で検討を重ねているとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第77号平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入総額58億169万円、歳出総額47億8,909万円、歳入歳出差し引き10億1,260万円は全額翌年度に繰り越している。なお、繰越が多くなっている主な理由は、国保財政交付金が国保財政拠出金をこの5年間、上回っているためである。

また、予算額に対する執行割合は、歳入119.2%、歳出98.4%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、人間ドッグ検診助成金が計上されているが、毎年、何人ぐらいの助成であるのかとただしたのに対し、人間ドッグの定員は120名となっており、数年は定員を若干、下回っているとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第78号平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額3億6,676万円、歳出総額3億6,676万円となっている。

なお、予算額に対する執行割合は、歳入95.6%、歳出95.6%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、電算システムの改修委託料が計上されているが、その中身についてただしたのに対し、個人番号制度導入に伴う後期高齢者医療制度の電算システムの改修であるとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第79号平成27年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額33億9,760万円、歳出総額32億1,327万円、歳入歳出差し引き1億8,433万円となり、その金額を翌年度へ繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入102.9%、歳出97.4%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、認知症高齢者見守事業委託料と高齢者虐待防止対応業務委託料の委託先についてただしたのに対し、前者は水俣市社会福祉協議会に委託し、後者は弁護士や社会福祉士等で構成される熊本県高齢者虐待対応専門職チームに委託しているとの答弁がありました。

また、本市の高齢者虐待の事案はふえているのかとただしたのに対し、今までも報告は受けていたが、相談窓口の周知等により、相談件数で見ると、現時点では昨年の18件の5倍の99件となっているとの答弁がありました。

本決算については、別に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、一般会計決算特別委員長谷口明弘議員。

（一般会計決算特別委員長 谷口明弘君登壇）

○一般会計決算特別委員長（谷口明弘君） ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算特別委員会に付託されました議第76号平成27年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査に先立ち、会計管理者のあいさつに次いで、総務部長から、本決算の概要について次のような説明を受けました。

平成27年度の決算は、歳入156億8,782万円、歳出149億3,283万円となり、歳入歳出差し引き額が7億5,499万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は3億6,113万円となった。

なお、実質収支額のうち、財政調整基金に1億9,000万円を積み立てている。

決算の主な内容は、まず歳入のうち、市税については、27億5,279万円で、前年度より約5,424万円の減少となった。これは、法人市民税の減収等が主な要因である。

地方交付税については、52億6,658万円で、前年度より約8,695万円の減少となった。これは、特別交付税は約2,000万円増加したが、普通交付税が約1億700万円減少したためである。

国庫支出金については、25億2,456万円で、前年度より約2億1,419万円の増加となった。これ

は、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金が約1億8,000万円増加したことが主な要因である。

県支出金については、13億7,648万円で、前年度より約10億5,881万円の減少となった。これは、新栄合板の設備投資に対する補助金分が減少したことによる。

市債については、16億8,938万円で、前年度より約5億6,057万円の増加となった。これは、防災行政無線の更新工事の財源となる緊急防災・減災事業債の増加によるものであり、歳入全体では、前年度比約2.3%、約3億6,542万円の減少となっている。

次に、歳出のうち、義務的経費については、前年度と比べ約1億5,838万円減少した。これは、人件費の退職金及び扶助費の生活保護費が減少したこと、また公債費の新規に発行する市債の利率が低かったことが主な要因である。

一方、投資的経費については、前年度と比べ約4億3,814万円減少した。減少の要因は、災害の増加により災害復旧事業費は増加したが、普通建設事業費の新栄合板の設備投資に対する補助金分の減少等が主な要因である。

その他の経費については、前年度と比べ約2億2,064万円増加した。増加の要因は、補助費等のプレミアム商品券発行事業の減少等はあったが、物件費の埋蔵文化財の発掘調査事業の増加等、また故松本眞一様から頂いた寄附を積み立てたため積立金が増加したことが主な要因であり、歳出全体では、前年度比約2.5%、約3億7,587万円の減少となっている。

財政調整基金の現在高については、25億3,397万円で、前年度から約2億5,273万円増加となった。

なお、出納整理期間中に行った財政調整基金から一般会計への繰入金1億円を反映した実質的な財政調整基金の年度末残高は、24億3,397万円となっている。

市債の現在高については、142億5,490万円で、前年度末に比べて約4億7,013万円増加している。これは、主に防災行政無線の更新により、市債の発行が増加したことによるものである。

次に、決算額に基づいて算出する財政指標等について、まず、財政力指数については、前年度に比べ0.014ポイント上昇し、0.347となっている。

経常収支比率は、93.0%で、前年度より1.6ポイント上昇、経常一般財政比率は、102.3%で、前年度より2.5ポイント低下している。

公債費負担比率は、12.5%で、前年度より0.4ポイント低下し、実質公債比率は、前年度と同じ13.0%である。

人件費率は、22.0%で、前年度より0.3ポイント増加している。

実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字はなく、引き続き早期健全化基準等に該当するものはなかった。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行あるいは投資的効果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、環境まちづくり推進事業において、関東、関西、水俣でのフォーラムを行った効果と今後の市民とのネットワークについてただしたのに対し、水俣環境アカデミアのオープン後のいろいろな大学や先生方とのネットワーク拡大を目的として、オープン前にフォーラムを行ったが、現在、参加された大学だけでなく、その他の大学からも連絡をいただいている。市民とは、地元の多方面から就任いただいている地域ステークホルダーフォーラムで地域の多様な意見をいただきながら、進めていきたいとの答弁がありました。

また、市庁舎の電気料が年間約1,000万円かかっているが、熊本県庁は電力自由化後、電力会社の契約先を入札により決定している。今後、仮庁舎や新庁舎への移転に伴い、同じように電力の契約先について検討してもよいのではないかとただしたのに対し、今後の検討課題としたいとの答弁がありました。

また、戸別受信機の配付について、いつまでに全戸配付が終わるのかただしたのに対し、10月から順次配付を開始し、来年3月までには全戸に配付予定であるとの答弁がありました。

また、国民健康保険事業特別会計への一般会計繰出金が平成26年度と比べて約3,000万円の増となっている要因についてただしたのに対し、国民健康保険制度の安定的な運営が可能となるよう、平成27年度から国による低所得者の保険料（税）の軽減に対する財政支援が拡充・強化された。具体的には、現在、財政支援の対象となっていない2割軽減対象者も財政支援の対象となった。現行の7割軽減、5割軽減の財政支援の補助率が引き上げられた。これらにより、本市の保険基盤安定繰出金の保険者支援分が増加したとの答弁がありました。

また、水俣病資料館の平成26年度、27年度の入館者が減少しているが、年代別の傾向についてただしたのに対し、平成23年に東日本大震災が発生したが、その被災地域と水俣の状況に共通点があるとして注目され、その後、平成25年度までは来館者が増加傾向にあった。それ以降は、その傾向が落ち着いて、以前の水準に戻ったと考えている。また、平成27年度においては、展示ブース改修工事を行うため、一時閉館しており、その影響もあったとの答弁がありました。

また、恋路ブランド推進事業補助金が600万円繰り越しているが、理由と今後の見通しについてただしたのに対し、地方創生交付金の交付を3月に受け、期間が短く、事業ができないということで繰り越した。平成28年度内に簡易の直売と加工ができる施設を水俣市漁業協同組合が整備するというので、補助金交付を予定している。現在、丸島漁港に目的外使用許可のお願いをしており、許可が下りる方向で国・県の協議が整った。加工品等の試作品づくりを事業で行っており、水俣市漁業協同組合は手ごたえを得ている。早めに許可を得て、建物を整備すれば販売ができると考えるとの答弁がありました。

また、緑の産業再生プロジェクト補助金の現在の状況と今後の考え方についてただしたのに対し、本プロジェクトで高性能林業機械を導入するという動きが活発になり、喜ばれている。市内の木材需要も新栄合板が増設、バイオマス発電等で木材の需要が高まり、海外への輸出も含め、低質材を中心に動きが活発になってきた。来年度までは本事業で支援する計画を立てている。あわせて林業振興を図るため、次年度以降は林道、作業道の整備を市として検討しているとの答弁がありました。

また、小水力発電整備補助金について、寒川はモデル地区ということで実施しているが、他地区でも進めていく見通しはあるかとただしたのに対し、水が豊富で流速、流量が年中安定している場所ということで何箇所か調査している。可能性がある場所については、勉強しながら検討していきたいとの答弁がありました。

また、基金運用利子について、平成26年、平成27年の数字が上がっている要因は何かとただしたのに対し、平成26年度から運用形態を変更した。それまでは、基金ごとに半年の期間で、市内の全ての金融機関に預けていたが、基金をまとめて大きな金額で運用できるよう一括運用という形にしたこと、運用期間を半年から1年間にして、金融機関が高い金利を提示できるようにしたこと、また最も高い金利を提示した金融機関で運用するようにしたこと等の変更を行ったためであるとの答弁がありました。

最後に、委員会としての意見・要望について申し上げます。

- 1 事業の実施にあたっては、期限や法令遵守を徹底し、不正な事務処理などにより市民の信頼を失うような事案が二度と発生しないように対策を講じられたい。
- 2 市役所庁舎建て替えについては、建設地、建物の規模、建設コスト及び防災拠点機能等を果たすため、迅速かつ慎重に検討し、進捗状況については市民への情報公開に努められたい。
- 3 処分可能な市有地の売却に努めるとともに、市内の土地の有効利用に向け、廃校跡地の活用等も含めた水俣市土地利用計画を作成するよう努められたい。また、市民の利便性向上のため、必要に応じ、市有地の新たな取得も検討されたい。
- 4 税の公平性の観点から丸島水路公害防止事業費事業者負担金やその他の税の収入未済分については、引き続き徴収に努められたい。また、自主財源の確保のため、ふるさと納税制度の取り組みなど積極的に進められたい。
- 5 本市の高齢化率は36%という状況であり、来年度が最終年度を迎える第6期ひまわりプランの確実な実施に努められたい。
- 6 リサイクル推進事業や生ごみ、可燃ごみ処理については、毎年横ばいの処理状況である。今後、ごみの減量化、ゼロ・ウェイストについても周知し、一層の指導、広報に努められたい。
- 7 農業、林業、水産業の振興に寄与するため、サラダたまねぎ、お茶、シラスに次ぐ、水俣ブ

- ランド品を確立するため、不知火（デコポン）、太秋柿の生産量拡大、和紅茶や恋路カキなどの認知度を上げ、市内外への販路拡大に寄与する施策を講ずるよう努められたい。また、六次産業化の達成のため、水産加工品の商品開発を強化する施策を講じ、さらに漁獲量の減少の対応策を講ずるよう努められたい。
- 8 耕作放棄地の解消については、高齢化や担い手不足の解消など難しい課題があるが、国や県の補助事業を活用し、各関係機関や営農関係者と協議の上、耕作放棄地の拡大防止や農地の有効活用に積極的な対策を講ずるよう努められたい。
 - 9 鳥獣による農作物の被害拡大、またイノシシや鹿、猿などの市街地への出没で市民の安全を脅かすような事態が発生しているため、有害鳥獣駆除事業については、今後も対策を推進されたい。
 - 10 人口減少問題は、地域経済と地域活力を縮小させ、水俣市の存立を脅かす重大な課題である。市長が示された定住人口の目標3万人を達成するため、あらゆる施策を講ずるよう努められたい。特に、地元の若者が多様な選択肢の中で働く場所を見つけられるよう、国、県の政策を積極的に活用し、商工会議所や企業支援センターなど関係機関と連携して、地場企業の育成支援、起業家の支援、企業誘致にさらに努力されたい。
 - 11 観光振興については、湯の児温泉や湯の鶴温泉地域のハード面の整備、エコパーク水俣のバラ園の整備、シラスやスイーツなどの商品開発の取り組みなど、民間の努力も相まって徐々に効果が現れつつある。今後は、増加傾向にある海外からのクルーズ船の観光客の本市への誘致や、数年後に完成予定の南九州西回り自動車道水俣インターチェンジの開通に向けて、近隣自治体や関係者との十分な協議と連携の上、地域特性を考慮して情報発信等を強化し、観光入込客、特に宿泊客のさらなる増加に向けて努力されたい。
 - 12 近年、大規模な自然災害が多発している。本市の場合、特に豪雨による急傾斜地崩壊及び堤防決壊による市街地の冠水の危険性が高いと想定される。また、活断層に起因する大規模地震の発生も想定すべきである。国や県と連携して、早急に必要な対策を講ずるよう努められたい。また、既存の民間施設を避難所に指定するなどの取り組みは、早期に完了されたい。なお、現在整備中のデジタル防災無線の有効な活用策を研究されたい。
 - 13 次世代を担う子どもたちの教育や文化、スポーツに係る取り組みは、本市の将来を左右する重要な施策であり、教育施策の充実や文化・スポーツ活動への予算の配分を充実するよう努められたい。
 - 14 廃校後の学校跡地の有効活用について、企業・団体など民間への貸し出しなども積極的に検討し、特に耐震強度に問題のある建物の扱いについては、取り壊しなども含め、早急に結論を得られたい。

15 市内の遺跡や文化財の適切な保護・管理のため、廃校跡地などを中心に、歴史民俗資料館の設置や専門の学芸員の確保を検討されたい。

以上であります。これらの要望事項について、執行部におかれては十分御検討の上、数値化するなど具体的に対処されるよう要請いたします。

本決算については、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で一般会計決算特別委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成28年10月12日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第74号	平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	認 定	全員賛成
議第80号	平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	認 定	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成28年10月7日

厚生文教常任委員長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第73号	平成27年度水俣市病院事業会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第77号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第78号	平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第79号	平成27年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認 定	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成28年10月27日

一般会計決算特別委員長 谷 口 明 弘

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第76号	平成27年度水俣市一般会計決算認定について	認定	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第73号平成27年度水俣市病院事業会計決算認定についてから議第80号平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上7件を一括して採決します。

本7件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本7件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本7件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第31 陳情の取り下げについて（陳第5号 「原発避難計画策定委員会の設置」を求める陳情について）

○議長（福田 斉君） 日程第31、陳情の取り下げについてを議題とします。

陳情の取り下げについて

平成28年9月5日提出しました陳第5号「原発避難計画策定委員会の設置」を求める陳情についてを取り下げます。

平成28年11月8日

陳情者 住所 水俣市月浦247番地6

氏名 原発避難計画を考える水俣の会

代表者 永野 隆文

水俣市議会議長 福田 斉 様

○議長（福田 斉君） お諮りします。

ただいま議題となっております陳第5号の取り下げについては、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって陳第5号の取り下げについては、これを承認することに決定しました。

○議長(福田 斉君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明26日から12月5日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12月6日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12月6日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は11月29日正午まで、議案質疑の通告は12月6日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後 2時11分 散会

平成28年12月 6 日

平成28年12月第 4 回水俣市議会定例会会議録
(第 2 号)

一 般 質 問

平成28年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成28年12月6日（火曜日）

午前 9時29分 開議

午後 2時43分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（水 田 利 博 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水道局長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）	総 務 部 総 務 課 長（緒 方 卓 也 君）
総務部財政課長（設 楽 聡 君）	

○議事日程 第2号

平成28年12月6日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 1 岩 阪 雅 文 君 | 1 地方創生における政府機関の地方移転について、その後の経緯と対応について |
| | 2 新庁舎建設に伴う具体的な計画について |
| | 3 水産業の育成とクマモトオイスター事業への具体的な取り組みについて |
| | 4 財政状況に対する具体的対応について |
| 2 谷 口 明 弘 君 | 1 平成29年度予算編成について |
| | 2 水俣高校支援策について |
| | 3 運転免許自主返納者支援について |
| 3 藤 本 壽 子 君 | 1 水俣病公式確認60年事業の内容とその目的、成果について |
| | 2 水俣市の「原子力災害対策計画」について |
| | 3 水俣市の定住移住促進事業の進捗状況について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、岩阪雅文議員に許します。

（岩阪雅文君登壇）

○岩阪雅文君 おはようございます。

政進クラブの岩阪雅文です。

本庁舎会議棟での一般質問も今回で最後となりました。五十数年間の先輩諸氏が築き上げてこられた議会活動の歴史を感じつつ質問に入ります。

まず初めに、地方創生における政府機関の地方移転について、その後の経緯と対応について質問いたします。

この政府機関の地方移転については、本年3月議会で質問をしました。地方創生の一環として、国の機関を地方に移転し、活性化の1つにしようとするものですが、水俣市は熊本県と一体になって、埼玉県所沢市にある環境調査研修所を移転候補機関として要望をしました。そして、3月5日に一部機能移転として新聞報道がされました。これまでに市長を初め熊本県議会議員、水俣市議会議長等が、関係国会議員や関係省庁に積極的な要望活動をし、3月の内定に至った経緯があります。

以来、半年以上も経過しましたにもかかわらず、議会等への詳細な説明もなく、今日に至っています。その後一部がどう移転し、どうであったか。その後の動きについて、改めて質問をします。

①、研修所の移転が決定した暁には、水俣市により効果を生む体制づくりをしていくために、地域、政府、熊本県と連携し、検討及び体制づくりを進めていくとしているが、どうであったか。

②、今後の取り組みについてどう対処するのか、質問をいたします。

次に、新庁舎建設に伴う具体的な計画についてであります。

本問題については、同会派の田口憲雄議員が6月定例議会で質問をしていますが、その後、若干状況が変わりましたので、改めて質問をします。

今回の熊本地震は、県内被災自治体には大きな影響を与え、本市を含め、被災した関係自治体は特別措置法の制定を求めています。水俣市の現庁舎も建設以来五十数年がたち、新庁舎の建設について、これまでも議論されてきたものの、学校の耐震化等施策の施策が優先課題となり、本議会でも数年前から議論されつつも、今日まで先送りされた形となっていたかと思えます。

しかし、今回の熊本地震によって、庁舎の耐震性に危険が増し、急遽今回の判断になったわけですが、仮庁舎の整備も整い、今月中には移転も完了するようであります。今後は新庁舎の建設に向け、具体的な動きを進めなければなりません。

まず、建設場所や財源等、市民の関心も高まりつつある中、建設までの期間が、5年から6年程度と限られた期間が示されています。人口減の中でも、数十年後を見据えた市民の確固たる防災機能を備えた司令塔として、具体的計画策定を進めていかなければなりません。建設の推移について市民にも明らかにし、早急に対処する必要があります。

以下、質問をいたします。

①、庁舎建設までの期間が向こう5年から6年とされていますが、今後の計画についてどう対

処するのか。

②、庁舎建設の財政措置について、総務省は一般単独災害復旧事業債において熊本地震による特例を認めたが、どのような適用条件があるか。

③、新庁舎再建に係る建設費、庁舎の面積、入居職員数等について、どう勘案しているか。
以上について、質問いたします。

次に、水産業の育成とクマモトオイスター事業への具体的取り組みについて質問をいたします。

本事業は、熊本県の水産振興の一環として、新たな熊本ブランドとして確立を目指しているクマモト・オイスター養殖と水俣芦北と共同試験を行い、県南ブランドとして確立を目指しているマガキの養殖試験、販売の推進を柱としています。

クマモトオイスターは2005年から熊本県が、オリジナルクマモトオイスター復興の一大プロジェクトが始まり、種苗提供体制の構築や養殖技術の向上を図り、安定生産に向けた取り組みを推進しているところであります。

一方で、マガキについては県南地域の新たな特産品として、試験養殖や出荷販売を積極的に行うことで、漁業所得の向上と水俣・芦北地域の水産業の振興を図ることを目的とし、2013年から施策の推進を図っています。

平成27年12月13日水俣漁師市にぎわう、また今月2日の新聞記事では、濃厚マガキ あすからとして水俣・芦北地域3漁業協同組合が小屋を開設したと紹介してありました。

海を玄関として繁栄した水俣でしたが、近年漁業の振興は水俣市の大きな課題でもありました。

水俣漁師市は、水俣市漁業協同組合が主催で特産のシラスやタチウオを初め、アジ、タイ等の近海で獲れる魚、養殖のマガキ、ヒオウギ貝など、地元の漁師さんたちが獲った新鮮な魚介類を販売して、漁師さんたちとの地域交流、魚介類のブランド化を図ることを目的とし、丸島新港で毎月第2土曜日に開催をしています。今月12月は開催2周年として、イベントの開催も企画されているようです。

水俣漁師市には、私も数回となく足を運びましたが、毎回盛況で今後の開催を大いに期待している一人であります。

そこで、以下について質問します。

①、マガキの養殖について、今後の見通しと取り組みへの課題は何か。

②、カキ小屋への取り組みについて、これまでの成果と今後の取り組みについて。

③、水俣漁師市について、これまでの成果はどうであったか。また、今後第6次産業として加工・販売等に取り組むことで、活性化に効果があると思われるが、どのような方針で取り組むの

か。

最後に、本市の財政状況に対する具体的対応について、質問をいたします。

去る11月11日の新聞報道に、国の借金1,062兆円、国民1人当たり837万円の借金を抱えているとの報道を見ました。

歳出で最も大きいのは、高齢化でふえ続ける社会保障費を償う借金が膨らんだとしています。翻って水俣市の場合はどうか、水俣市もその傾向は全く同じですし、人口の減少に対し、予算規模は拡大傾向にあります。

11月1日の水俣市広報誌に、平成27年度水俣市の一般会計決算について広報がありました。水俣家のお父さんが、歳入について、全部は省略いたしますが、実家の家計も厳しいようだから、給料が上がるように頑張らないとっています。また歳出についてお母さんは、ローン返済もふえそうだから、収入に合った生活をしなくちゃと、こういうふうに書いてありました。

議会からは、平成27年度施策の内容について、十数目にわたって、さきの一般会計決算特別委員会から指摘がありました。新庁舎等の新たな政策も加わりましたので、財政への影響と具体的な数値等の一部について、以下質問をします。

①、経常収支比率が平成26年度の91.4%から平成27年度は93.0%に悪化しているが、財政状況がより厳しくなったのではないか。

②、第5次総合計画第2期基本計画では、財政調整基金の残高が平成29年度目標額の20億8,000万円を超え、平成27年度決算では24億3,000万円であります。その理由と今後の推移についてどう認識しているか。

③、実質単年度収支が5年連続で赤字であります。その原因は何で、どう認識しているか。

④、人口の減少にもかかわらず、地方債残高が増加し続けている。その理由と対応策はいかがか。

⑤、新庁舎建設、公共施設長寿命化計画等の政策的課題は多い中、中長期の財政計画が必要と思うがいかがか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 岩阪雅文議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、地方創生における政府機関の地方移転について、その後の経緯と対応については総合政策部長から、新庁舎建設に伴う具体的な計画については私から、水産業の育成とクマモトオイスター事業への具体的取り組みについては産業建設部長から、財政状況に対する具体的対応につい

ては、総務部長からそれぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 地方創生における政府機関の地方移転について、その後の経緯と対応について、答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

（総合政策部長 緒方克治君登壇）

○総合政策部長（緒方克治君） 初めに、地方創生における政府機関の地方移転について、その後の経緯と対応についての御質問に順次お答えします。

まず、環境調査研修所の移転が決定した暁には、水俣市により効果を生む体制づくりをしていくために、地域、政府、熊本県と連携し、検討及び体制づくりを進めていくとしているが、どうであったのかとの御質問にお答えします。

環境調査研修所の一部機能移転に関しましては、平成27年3月に提案募集が開始され、その後、内閣府のヒアリング等を経て、平成28年3月22日に熊本県への一部機能移転が決定し、水俣環境アカデミアが拠点として活用されることとなりました。今回の決定に至るまで、さまざまな方面から御支援等をいただきましたことに対し、改めて感謝申し上げます。

なお、第1回目の研修は平成29年2月に実施される計画となっております。

現在、実施される研修のカリキュラムや受け入れ体制について、環境省、熊本県と協議を進めているところです。

カリキュラムの内容としましては、これまでの水俣の経験や取り組みを学び、水俣において、あるいは研修を受けられる方々それぞれの現場において、未来のためにどのような取り組みができるかということを考えられるような内容にできればと考えております。

次に、今後の取り組みについて、どう対処するのかとの御質問にお答えします。

まずは、先ほど申し上げました来年2月に実施される第1回の研修の成果や課題を踏まえ、よりよい研修が水俣で実施できるよう、環境省や熊本県と協議・検討を行ってまいりたいと考えております。

同時に、もう一つの環境調査研修所の一部機能移転先となっている、福岡県北九州市との連携なども視野に入れながら、今後の研修の充実・拡充について、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 私、先ほども申し上げましたように、3月の定例議会で質問をしたわけですが、それから約半年以上たちましたが、そのときは一部機能の移転に終わらないように、ぜひ努力をしていただきたい旨の質問で終わりました。

多少、相手の埼玉県の関係もありまして、遠慮をしたつもりで簡単に終わったんですが、昨年9月10日の全員協議会の緒方総務企画部長の説明では、環境調査研修所の施設の概要や誘致した場合の経済効果、施設建設に要する用地等について、説明を受けております。その中で、緒方総務企画部長は、施設について、土地については2万平米、床面積1万3,000平米、建物に職員17名しかいないのだが、家族等を入れると約50人ぐらいになるのではないかと。研修生については、年間延べ2,000人ぐらい来る。宿泊棟の雇用、宿泊した場合の飲食、それに伴う関連の経済効果は、相当に大きいというふうな説明がございました。

私たち議員を初め、もちろん市役所職員の方々、あるいは当事者も大きな期待をされたと思うんですが、この感覚でいきますと、来年2月には、その研修が開催されるということですが、どうもその施設の移転というよりも、会議・研修で終わってしまうのではないかと、どうも多少期待感をそがれるような思いがするわけです。

そこで質問をしますが、現在、埼玉県、福岡県、北九州市の年間研修数ほどの程度開催されているのか。つまり、水俣で会議が開催されるのは、年間おおむね何回開催されて、どの程度の人があるのかという、そういうことに期待するしかないんですが、一応、そういう意味で質問をいたします。

2番目に、平成29年2月の研修について、今申し上げられましたけれども、おおむね何名程度の方が来られて研修をされるのか。それが2つ目です。

3つ目に、先ほど言いましたように、全員協議会の説明であった施設とか人員、経済効果は期待し続けていいのかどうか。

以上3点について、まず質問をしておきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） お答えいたします。

まず、第1点目、その環境調査研修所での埼玉県、福岡県、そして水俣の年間研修の数なんですけれども、まず埼玉県が約40本とお聞きしております。北九州市が3本、そして水俣が1本、合計しますと、44本程度開催されるとお聞きしております。

2点目、平成29年2月の研修に何人ぐらい来るのかということなんですけれども、30名程度とお聞きしております。環境省の職員や、環境省に派遣されている自治体職員などが対象とお聞きしております。

3点目、全員協議会で確かに御説明差し上げました経済効果等なんですけれども、施設・人員とか経済効果は期待し続けていいのかという点です。この点につきましては、政府機関の地方移転につきまして、今回一部こちらに来たわけなんですけれども、この施設の移転につきましては、県も含め6カ所ほど提案が上がっております。要望に際し、さまざまな御支援をいただいたところ

なんですが、最終的にはその6カ所の中から2カ所、北九州市とうちになったところなんです。

議員もおっしゃったように、私どもも大きな期待を持っていたところなんですけれども、現在、本年度においては来年の2月に1回だけ開催されると。今後、私が述べました経済効果等、期待し続けていてもいいのかということなんですけれども、完全な形で実現できるのは非常に不透明だと私も考えております。今後も要望を続け、研修の拡大とかあるいは充実に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 まず、この県の動きについてですけれども、熊本日日新聞の2016年8月8日、社説なんですが、地方創生の本気度ということについて載っていました。政府は東京一極集中の是正を全面に掲げて、2060年に人口1億人程度を維持するため、地方での若者雇用創出を打ち出したということで、この政府機関の地方移転も一つの方策なんです。政府機関の地方移転では現段階で決まっているのは、文化庁の京都への全面移転などにとどまっていると。それから、徳島への移転に向けた結論は8月までに出すとしていたけれども、消費者庁は3年をめどに可否を判断する方針だと。そういうことで、政府機関の移転が消費者庁や文化庁で終わるのでは話にならないんだと、政府の地方創生への言及が減っていると。7月末にあった福岡市での全国知事会では、1年前と打って変わって、知事側から政府への手厳しい声が相次いだと。地方創生は目立った成果が見えないまま、勢いをなくし、手詰まり感も漂うと。そんな中で、大臣もかわられたわけですから、どうも政府の動きが鈍くなっているというのは事実のようです。

それから、もう一つは、平成27年11月、熊本県が提出した資料を首相官邸のホームページで私、見てみたんですが、ここで見ますと、御指摘を踏まえた対応策としての概要に運営体制というのがございまして、新たに人員を配置せずに研修が実施可能ということで、これを読みますと、水俣市には環境調査研修所の1機関である国立水俣病総合研究センターがあると。新たな人員を配置せずに研修が実施可能であるということになりますと。そして、地元の協力として、宿泊場所を安価に手配、当日の弁当の手配、駅からのバスによる送迎の検討、当日職員の応援と。何かここで見てみますと、もう機能を配置せずに研修だけがしたいんだというふうに、どうも印象を受けるんですね。

それから、次のページが国立水俣病総合研究センターが事務対応をして、またここにも新たに人員の配置をせずに研修が可能実施であると。また、同じようなことが書いてあるわけですが、こうしますと、当初私たちが部長も言われましたように、土地について2万平米も土地が必要かもしれない。床面積が1万3,000平米の建物が必要かもしれない。しかも家族が50人ぐらい、延べ人数が2,000人ぐらい水俣に来るかもしれないという大きな期待をしたわけなんです。結果的に

何か、研修のための機能移転というふうにごまかされているような気がして、しょうがないんですがね。

これを見ても、結果的に、これだけ言っていれば、これから先のことは何も書いてないし、ここで見たら希望が持てる話ではないんですが、何でこれだけ大きな話をしながら、市としての動き、あるいは我々議会としてでもいいんですが、もっと積極的に動いて、当然働きかけるべきじゃないかと思うんですよね。そうしないと、この国の動きと連動させてしまえば、全く研修で終わってしまう。どうもそんな気がしてならないんですけど、その辺、市長どんなふうに思われますか。今後、何か運動していくといいますか、続けていくと言われるんですが、どういう気持ちを持って運動されていきますか。その辺、期待をただけに、非常にがっかりした質問でしか私はないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） この政府機関の移転、もう大きな花火が上がりました。日本中、政府機関、自分のところに来てほしい、たくさん手が挙がりました。熊本でもうち含めて、ほかにも3件ぐらいあって、私も内閣府のヒアリングに行きました。非常に厳しいヒアリングでした。ほかのところはもう全然移転する感じでもなかったです。非常に厳しい、地方に持っていくという内閣府では声が、政府では上がったんですけど、省庁とは温度差がすごく私は感じました。これは多分ヒアリングに行かれた方、県の部長級の皆さん一緒に行かれましたが、かなりありました。

その中で、今言われた文化庁、消費者庁は少し話があって残っております。文化庁は京都がもともといいんじゃないかというふうなお話があったみたいですが、もう大きいところはそこぐらいですね。ほかの研修機関についても、ほとんどやっぱり霞が関中心、関東中心、研修を考えましたら、旅費等を考えると、やっぱり近いところが、どうもその辺の温度差があったというふうに思っています。

その中で、水俣市は残ったのは非常に県も一緒になって頑張ってくださいました。また、国会の先生たちにも、いろいろな形で私たちも要望に行きました。その中で、水俣に研修、今はとりあえず研修機関という、建物は私たちも最初は期待したんですけど、そういったところはもう政府のほうには、ほとんどそういった予算をつけるという感じはなかったですね。

ですから、まず研修をこういった形で水俣環境アカデミアをつくって来ていただいて、これをどんどん広げていくことが私たちの責務だというふうに思っておりますし、今後そういった働きかけは私たち、そして議会も一緒に足並みそろえていただければというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 休憩します。

午前9時58分 休憩

○議長（福田 斉君） 再開します。

次に、新庁舎建設に伴う具体的な計画について、答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 次に、新庁舎建設に伴う具体的な計画について、順次お答えをいたします。

まず、庁舎建設までの期間が向こう5年間とされるが、今後の計画についてどう対処するのかとの御質問について、お答えをいたします。

今後の計画につきましては、基本構想の策定、基本設計、実施設計、新庁舎の建設という業務の流れになります。具体的に申しますと、現在、準備を進めております水俣市本庁舎建替検討委員会や議会における庁舎建替等対策特別委員会で、新庁舎の規模、建てかえ時期、位置などについて検討していただいた後、基本理念等を盛り込んだ基本構想の案を作成し、市民の皆様の御意見を伺いまして、平成29年秋を目途に基本構想をまとめる予定であります。基本構想に基づき、平成31年秋ごろまでに基本設計、実施設計の策定を行った後、新庁舎の建設に着手することとし、平成33年中の完成を目指したいと考えております。

次に、庁舎建設の財政措置について、総務省は一般単独災害復旧事業債において、熊本地震による特例を認めたが、どのような適用条件があるのかとの御質問について、お答えをいたします。

一般単独災害復旧事業債とは、災害にかかった施設を原形に復旧するものであります。ただし、原形に復旧することが不可能な場合、あるいは著しく困難もしくは不適當な場合において必要な施設を建設する場合も対象となります。

また、今回の熊本地震による特例につきましては、平成28年10月20日付の総務省自治財政局地方債課による、熊本地震に関連した平成28年度地方債同意等基準運用要綱等の改正についてに記載されております。

これによりますと、新庁舎の規模につきましては、被災時点における被災庁舎の入居職員数掛ける35.3平方メートルとする。ただし、被災した庁舎の建てかえに際し、被災していない庁舎との統合を行う場合には、被災していない庁舎から移転する職員数を含めて算出することが条件となっています。

次に、庁舎建設に係る建設費、庁舎面積、入居職員数等について、どう勘案しているのかとの御質問について、お答えをいたします。

まず、建設費につきましては、本年6月議会で、東京オリンピック関連施設の建設需要、今回の熊本地震の震災復興による建築資材や労務単価の高騰などに触れた上で、35億円から40億円程度になるのではないかと答弁しております。

さらに今後、基本構想を策定していく過程の中で、最近庁舎を建設した他市の事例なども参考

にしながら算出していきたいと考えております。

次に、庁舎面積につきましては、その一例といたしまして、先ほど申し上げた今回の一般単独災害復旧事業債のルールに基づいて計算しますと、入居職員数掛ける35.3平方メートルということになります。この入居職員数には、水道局、教育委員会、監査事務局等の職員は含まれませんので、約200人となり、延べ床面積約7,000平方メートルという数字が出てきます。今後、被災していない庁舎との統合等についても検討する必要がありますので、これらのことを含め、庁舎面積を考えていくこととします。

また、入居職員数につきましては、これから策定してまいります第4次定員適正化計画における職員数、新庁舎で業務を行う部署等について検討していく中で、想定することとします。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 まず1点目です。この新庁舎建設について、水俣市本庁舎建替検討委員会や議会におけます庁舎建替等対策特別委員会で庁舎の規模、建てかえの時期、位置などについては検討して、後に理念を盛り込んだ基本構想を策定したいとしていますけれども、市民を交えた水俣市本庁舎建替検討委員会もあるんですが、市民の意見をどのタイミングでまず反映されていこうというふうにお考えなのか、1点ですね。

それから、2点目に、今年6月の田口憲雄議員への答弁で、建てかえのため必要とする85.5%以外の部分については、単独市の持ち出し分になるんですけれども、一般単独災害復旧事業債の対象として認められた場合は、残りの市持ち出し分について、この公共施設整備基金が充てられるのかどうか、その点についてお尋ねをします。

公共施設整備基金が充てられるのかどうかというふうに質問を田口憲雄議員はしてますけれども、今度一般単独災害復旧事業債ができたわけですが、それをのこした部分について、公共施設整備基金のほかに充てられる財源というのがあるのかどうか。

それから3点目に、新市庁舎が35億円から40億円程度ということなんですが、先ほどこの一般単独災害復旧事業債で充当した額に残りの額の分が100%とした場合、水俣市の単独の持ち出しになるんですけれども、その金額は幾らぐらいなのか。面積と職員数が出ましたので、大体持ち出し金額というのは想定できるというふうに思うんですけれども、その部分についてお尋ねをしたいんです。3点です、よろしいでしょうか。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 3点ございました。

まず、市民にどのタイミングで意見聴取するかということが1点目だったというふうに思っております。

先ほど答弁でも申し上げましたように、水俣市本庁舎建替検討委員会、まず1つ。それと、庁

舎建替等対策特別委員会、この2つの検討委員会がございませう。その中で、検討材料を参考にして、基本構想の案を作成するわけがございませう。その中で、市民によるパブリックコメントの募集をしてまいりますので、その意見を可能な限り反映していきたいというふうに思っております。

そして2つ目が財源の問題がございませう。

最初に基金です。公共施設整備基金、これはうちのほうで積んであります。これは、公共施設の整備に要する経費の財源に充てるためというふうに設置をしているわけがございませう。

今回、災害復旧を対象といたします、先ほどから出ております一般単独災害復旧事業債、85.5%ですね。これを活用するならば、起債の充当率100%がございませうので、償還だけに考えますと、必要な場合は減債基金等は充てられるというふうに思っております。先ほどの公共施設整備基金のほうは、これについては今のところ難しいというふうに考えております。

それと、3番目が水俣の持ち出しの分ですけど、今回、大きく試算で40億円と考えた場合、出水市が大体55億円とか56億円というふうに聞いておりますので、規模的にいくと35億円から40億円ぐらいが、水俣の規模になるのかなというふうに思っているんですけど、85.5%、40億円としたときには34億2,000万円が一般単独災害復旧事業債、地方交付税措置がされますので、うちの持ち出しとしては5億8,000万円ほどになるのではないかとというふうに思っております。

基本的には、今度の一般単独災害復旧事業債を使うことによって、次の世代に大きな借金を残すことはなくなるというふうには思っているんです。まだ決定はしておりませうけど、この一般単独災害復旧事業債をぜひ使っていくよう考えております。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 3番目の点、ちょっと持ち出し分についてお尋ねしたいんですが、5億8,000万円が市の持ち出し分になるだろうと、残りの部分については一般単独災害復旧事業債が充当されるということですね。そうしますと、この5億8,000万円については、先ほどの公共施設整備基金、これは充てられないということですか。かわりの部分というのは、じゃ5億8,000万円はどの部分、例えば、地方債にするとか、あるいは減債基金にするとか、あるいは新たな資金調達が必要なんですが、どういうふうにお考えでしょうか、その辺について。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 先ほどから述べておりますように、減債基金等は、もしかしたらその辺を考えていくのと、また一般財源というふうな形になるというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、水産業の育成とクマモトオイスター事業への具体的取り組みについて、答弁を求めます。

関産業建設部長。

(産業建設部長 関 洋一君登壇)

○産業建設部長(関 洋一君) 次に、水産業の育成とクマモトオイスター事業への具体的取り組みについて、順次お答えします。

まず、マガキの養殖について、今後の見通しと取り組みへの課題は何かとの御質問にお答えします。

マガキ養殖事業は、水俣市・芦北町・津奈木町の3漁業協同組合が、県南水産ブランドの確立を図るため、平成26年度に水俣芦北地域雇用創造協議会の支援を受けながら行われております。本市でのマガキの養殖は、平成25年度に漁業生産者1名による稚貝5,000枚の試験養殖からスタートし、平成26年度には、漁業生産者3名で水俣市漁業協同組合カキ部会を設立され、養殖の規模を平成26年度が稚貝2万2,000枚、平成27年度が稚貝3万枚と徐々に拡大をされ、現在では袋湾、恋路島、湯の児周辺でのマガキ養殖を展開されております。

本市といたしましては、水俣市漁業協同組合が取り組む恋路ガキのブランド化を支援するため、水産業ブランド推進事業により、マガキ養殖資材の導入支援や、漁業生産者の養殖技術の向上につながる先進地研修への支援等をこれまで行ってまいりました。しかしながら、マガキの養殖で問題となるのは、一般的に成長時期の海水温とプランクトンの量と言われております。

生産者からの話をお聞きしたところ、本市の海域は魚介類が生息するためのプランクトンが少なく、他の地域より成長が1カ月程度遅くなるとのことでした。また、マガキ養殖のための人材が集まらず、雇用するための資金も少ないことから、生産量が伸び悩んでいるのが現状でございます。

今後は、本市といたしましても、水俣市漁業協同組合が取り組む恋路ガキのブランド化を支援し、本地域の経済の振興と活性化につなげていくため、これまでの取り組みに加え、例えば、生産量の増加につながる技術の習得や、養殖事業に関する人材確保のための支援、マガキの販売促進に向けた取り組みなど、さらに必要な支援策を行ってまいります。

次に、カキ小屋の取り組みについて、これまでの成果と今後の取り組みにどう対処するのかについて、お答えをいたします。

カキ小屋の取り組みにつきましては、水俣漁師市の開催に合わせて、平成26年12月から、丸島漁港敷地内において、週末にカキ小屋販売を開始し、市民の皆様からも大変好評をいただいております。始まったシーズンの5カ月間では、約1,000人の来場者があり、そこで1トンのカキを販売するなど、市民を呼び、近隣市町からの来場者も徐々に定着をしてまいりました。しかし、カキ小屋を開催する丸島漁港は、冬の北風が強く当たる場所で、簡易テントが風で飛ばされるなど、関係者も管理運営に大変苦慮されております。また、カキ小屋の運営に当たっては、会場がわかりにくいといった苦情もございまして、思うように集客が伸びず、マガキを生産販売しても利益

につながりにくいといった状況でございます。これらの反省点を踏まえ、水俣市漁業協同組合と協議を重ねてまいりましたが、最終的にはカキ小屋の場所を道の駅みなまたまつぼっくり周辺に変更することといたしました。

また、恋路ブランド推進事業補助金を活用して、水俣市漁業協同組合が行う常設のビニールハウスの設置を支援していくほか、カキ小屋の販売員を増員し、本年12月16日から翌年4月までの毎週金土日にまつぼっくり周辺でカキ小屋がスタートできるように、準備が進められております。さらに、水俣市漁業協同組合カキ部会としては、人吉市や伊佐市などの周辺自治体イベント等でのマガキ販売を計画されておりますので、こちらも水俣市北雇用創造協議会と連携しながら支援をしてまいります。

今後は、これまで以上にカキ小屋の売り上げが伸びて、道の駅みなまたまの入り込み客の増加にもつながるように市として積極的に支援をしてまいります。

次に、水俣漁師市について、これまでの成果はどうであったか。また、今後どのような方針で取り組むのかについて、お答えをいたします。

水俣漁師市は、水俣市漁業協同組合の組合員が、自分たちで獲った魚を市場などで売るより、自分たちで売ったほうがもうかるのではないかといった発想から、水俣市漁業協同組合カキ部会が行うカキ小屋の集客を活用して、地元で獲れた活魚や鮮魚、海藻類を直接販売することで、漁師同士のコミュニケーションが活発になり、ひいては水俣市漁業協同組合の活性化につながるとして始まったイベントでございます。

この水俣漁師市のこれまでの成果といたしましては、最大で610人の来場者があっており、昨年12月の1周年イベントでは344人、本年1月から11月までは、平均約133人が来場されております。来場者数は減少してきておりますが、水俣漁師市の常連客が定着をいたし、さらに活魚・鮮魚販売については、ほぼ毎回1時間足らずで完売するなど盛況でございまして、組合員同士のコミュニケーションも活発になるなど、当初の目的に沿った事業運営はある程度できているものと考えております。

次に、今後どのような方針で取り組むのかにつきましては、現在、水俣市漁業協同組合と一緒に、丸島漁港敷地内の既設の倉庫を改修し、水産物の加工及び直売ができる施設の整備を計画しております。岩阪雅文議員からも御提案をいただきました第6次産業化につながる取り組みとして、今後とも積極的に支援してまいります。

さらに、水俣海域でとれているハモにつきましては、本市で価値のない魚として取り扱われておりますが、料亭などでは高級魚として使われており、これも加工することで高価な商品価値が出てくるのではないかと考えているところでございます。

このように、この水俣漁師市についても、先ほど答弁しましたマガキと同様に加工販売のため

の商品開発、人材確保など、第6次産業化に向けた取り組みに対し、必要な支援策を今後も継続的に行ってまいります。

以上です。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 きょうの新聞にもたまたまでしたけれども、カキ小屋がいよいよ始まるというふうな記事が載っておりました。これは芦北町の写真なんです、水俣では今月の16日に開催すると。水俣観光物産館の横で開催するというふうな記事が載っておりました。このマガキ養殖が主体になっていくわけですが、最初、まず要望だけしておきたいと思います。

最初にカキ小屋の点についてです。今言われましたように、私も何回となくお邪魔したんですけれども、風の強い日でありまして、ブルーシートで間に合わせ的につくってあったものが、今度まつぼっくりのそばにできるというふうなことで、たまたま私きのうお邪魔したら、一生懸命丈夫なものをつくってはいらっしゃいましたが、あれでもまだ私には仮のようにしか見えないんです。それでも今まで以上に進歩したなというふうに思っております。

来場者の記録をいただいたんです。相当人気があるようですので、多少カキがあるときとないときとの増減はありますけれども、25回開いて、大体延べ5,000人以上の人が来ているというふうな記録を拝見しまして、これは本当に水俣にとっての特産になれば、イベントになればすごいなというふうな印象も持ったわけですが、ぜひこれは継続をしていただきたいというふうに思っております。

それから、水俣漁師市についてです。今ハモの話も出ましたけれども、特に第6次産業化については、期待も大きいわけですが、たまたま海の駅の話が出まして、また私も10月には視察には行ってきたんです。この海の駅と結び合わせれば、非常にいいものになってくるんだろうと期待もしておりますけれども、芦北町ではもう既に平成28年の3月、ことしの3月には水産加工所が完成をしております。

そして、後ほど申し上げますけれども、この稚貝の育成についても水俣とすれば格段の差がありまして、もっともっと支援をしていただきたいなという思いもしておりますが、いずれにしましても、加工・販売、それから商品の開発、人材確保までいかないと、本来の姿になっていかないと思いますので、この水俣漁師市についても、第6次産業化に結びつけたものにしていただきたいというふうに要望しておきます。

最後に質問なんです。先ほど言いましたようにマガキの養殖が一番主体になりますけれども、水俣市、それから津奈木町、芦北町、3漁業協同組合で取り組んでいるわけですが、水俣市の場合で言いますと、平成25年度に生産者1名による稚貝5,000枚からスタートをして、現在は3事業者ということのようです。

それから、稚貝については、平成26年度2万2,000枚、平成27年度が3万枚とのことですけれども、芦北町にお伺いしましたところ、芦北町は6事業者、平成27年度が3万5,000枚、生産量が2,700キログラム、平成28年度、今年度が5万5,000枚の養殖。それから平成29年度、来年度が6万枚の養殖を予定していると、そういうふうなことでした。

水俣の場合も、水俣版の地方創生戦略の第3章の中で、水俣を支える産業づくり・安定した雇用の確保、それから⑥として豊かな漁場づくりで、カキ養殖水揚げ量の増加を目指すというふうにしております。

ただ、現在は基準の1万5,000枚から、平成31年度3万枚というふうにしてはいるわけですね。もう芦北町は既に平成29年度で6万枚になるわけですが、水俣市の場合は、平成31年で3万枚ということは、もう何分の1しかないんですよ、規模的には。ですから、この辺、もっともっと積極的にしていかないと、何か申しわけ程度に終わってしまうのが心配だなという気もしております。

そこで質問なんです、先ほど言いましたように、稚貝の育成にしても生産量にしても、加工所施設にしても、水俣市として今後、じゃ水俣市に翻った場合、どう支援していくのか。もっと市が積極的な支援策というのを具体的に出していかないと、当事者の事業者の方々も大変な苦勞をされているというような気がしてならないわけですが、その点について、支援策を具体的に何か考えていらっしゃるのかどうか、まずその点を最後に質問をしたいと思います。

マガキの関係者によりますと、初期投資をしてから養殖技術の取得、養殖に適した場所の確保、それから育成、これまで5年近くはかかっている、平成23年から取りかかれた人もいますけれども、それでもなかなか労務費やら資材、そういったものを考えますと、当然賄い切れないと。それから、まして言えば販売ルートの開発、それからその確保、それからPR、これらも自分たちでしていかなくちゃいけないんだということですので、ぜひ市としても何か支援策を考えていただきたいなという気は私はしております。

それから、資金の面からいえば、低利の融資等もやっぱり考えていく必要があるんじゃないかというふうに私は思うんですけれども、その辺について、ちょっと認識を訪ねて終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） ありがとうございます。第2の質問にお答えします。

稚貝の養殖につきましては、これまでいろんなところで、水俣海域で研究をされてこられましたし、私どももお手伝いをして、ようやく袋湾、それから恋路島、湯の児、これがベストだということで、稚貝の養殖がだんだん今上がってきているところなんです。

それから、販売につきましては、水俣漁師市を使って販売をしてきたんだけど、あそこがなかなか入りづらいというのもあって、また簡易テントで北風が吹くともうテントを抑えるのにはいっばいということ、今度、まつぼっくり、株式会社みなまたと話をしまして、その周辺にある程度きちっとしたテントを、これも水俣・芦北地域雇用創造協議会と私どもも御支援一緒になって、今やっているんです。ようやく12月16日からこのカキ小屋のオープンができるということで、今後、カキのほうをいっばいつくっていただいて、いっばい食べていただくということで、水俣・芦北地域雇用創造協議会と一緒に、今後も支援をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 ぜひお力強い答弁が欲しいんですが、期待をしてこの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 財政状況に対する具体的対応について、答弁を求めます。

本田総務部長。

（総務部長 本田真一君登壇）

○総務部長（本田真一君） 次に、財政状況に対する具体的対応について、順次お答えします。

まず、経常収支比率が平成26年度の91.4%から平成27年度は93.0%に悪化しているが、財政状況がより厳しくなったのではないかと御質問にお答えします。

経常収支比率は、財政の弾力性を示す指標で、市にあっては75%程度が妥当とされているものです。

歳入面では、市税や地方交付税の増減で影響を受け、歳出面においては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費や補助費など、繰出金の増減などに影響されます。その年その年で多少の増減はありますが、平成26年度と比較しますと、平成27年度は、小学校教科書の改訂に伴う物件費の増加や地方交付税の減少などにより、経常収支比率が悪化しているものです。通常75%程度が望ましいとされている数値が90%台となっておりますので、財政の弾力性が失われ、非常に厳しい財政状況となっております。

次に、第5次総合計画第2期基本計画では、財政調整基金の残高が平成29年度目標額の20億8,000万円を超え、平成27年度決算では24億3,000万円である。その理由と今後の推移についてどう認識しているかと御質問にお答えします。

財政調整基金は、災害対応などの非常時の財政出動に対応するため、標準財政規模の20%程度が確保の目安となっているところです。水俣市の標準財政規模は年度によって増減はありますが、約80億円です。したがって、その20%の16億円程度を確保しておく必要があります。水俣土石流災害があった平成15年度には、財政調整基金が7億円程度しかなく、災害に対応するための財源が不足し、大変苦慮しました。このことを踏まえ、行財政改革や予算規模の縮小を行い、積み立

てきた結果、財政調整基金残高については目標を達成しております。

今後の推移につきましては、庁舎の建てかえ後には、地方債の償還が始まり、公債費の増加や、障害者自立支援給付費など扶助費の自然増も見込まれます。そのため、今よりも財政調整基金からの繰り入れが増加する見込みとなっているため、財政調整基金残高は減少していく見込みです。

次に、実質単年度収支が5年連続して赤字である。その原因は何で、どう認識しているかとの御質問にお答えします。

実質単年度収支は、単年度収支に黒字要素の積立金や繰上償還金を加え、財政調整基金取崩額を差し引いて求められる数値ですが、年度によって違いはあるものの、ここ数年は単年度収支が黒字であっても、財政調整基金の取り崩しを行っているため、赤字となっています。

次に、人口減少にもかかわらず、地方債残高が増加し続けている。その理由と、今後の見通しと対応策はいかがかとの御質問にお答えします。

まず、本市の地方債残高は平成15年度から平成21年度まで減少しておりましたが、平成22年度からは増加に転じております。

地方債残高の増加の理由については、主に2点挙げられます。

まず、1つ目は臨時財政対策債です。臨時財政対策債は、平成13年度からできた地方債で、地方交付税の不足額を国と地方で折半するために発行する起債で、その元利償還金は地方交付税の算定の際に基準財政需要額に100%算入されます。平成21年度決算の臨時財政対策債の残高が約28億9,000万円だったものが、平成27年度決算では約48億1,000万円と19億2,000万円増加しております。

2つ目は過疎対策事業債です。

地方債残高が増加に転じた平成22年度以降に総合医療センター西館増改築や、小・中学校の耐震改修に過疎対策事業債を活用しています。過疎対策事業債は、過疎地域における公共施設の新築や改修のために活用される起債で、その元利償還金は地方交付税の算定の際、基準財政需要額に70%算入されます。平成21年度決算の過疎対策事業債の残高は約23億6,000万円でしたが、平成27年度決算では約43億1,000万円と、19億5,000万円増加しております。

今後の見通しにつきましては、平成28年度の地方債残高は防災行政無線の更新により大幅に増加、平成31年度から平成33年度までは庁舎建設の財源として一般単独災害復旧事業債を活用する予定となっておりますので、さらに増加する見込みとなっております。対応策につきましては、公共施設の改修等の普通建設事業を縮小するのが一番の対応策となっておりますが、過去に整備した公共施設等の更新時期も重なってきているため、難しいというのが現状です。

次に、新庁舎建設、公共施設長寿命化計画等の政策的課題は多い。中長期の財政計画が必要と

思うが、いかがかとの御質問にお答えします。

新庁舎建設などの大規模事業が控え、過去に整備した公共施設等の更新時期の到来、さらに、地方債残高の増加に伴う公債費の増加も見込まれます。これらのことを踏まえ、今後の財政見通しを明らかにするために、第6次水俣市総合計画の実施計画策定の際に、中長期の財政計画を策定したいと考えております。

○議長（福田 斉君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 的を絞ってお尋ねをしておきたいと思います。もう5分ぐらいしかありませんので。

5項目あったんですが、2項目だけにちょっと的を絞りたいと思います。まず財政調整基金なんですけれども、標準財政規模の80億円の20%ということで、16億円が適切だろうということであれば多少オーバーしているんですが、いずれにしても、この経常収支比率も予算の硬直化の1つの原因を図る数値になるんです、93%ですね。地方債も私、同じだと思うんですね。地方債がふえていけば、当然市民の借金というのもふえていきますから、これもふえればふえるほど、硬直化の原因にはなっていくだろうというふうに思っております。

ただ、この財政調整基金がふえることで、政策のめり張りだとか、あるいはスクラップ・アンド・ビルドというのが明確になってきていないというふうに、私は印象はそういうふうに思っております。

ですから、財政調整基金が多ければ多いほどいいというわけでもございませんので、新しい政策に振り向けていく。それから、市民の借金を有効に生かしていくという方法に、変えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

それから、毎年のように自主財源が減っていく中で、依存財源というのが大きくなっていくわけなんですけれども、この人口減と予算の拡大について、どういうふうにバランスをとっていくのか。この辺について、まず質問をしたいと思います。

それから、この借金というのは単なる地方債だけが借金ではなくて、病院への繰出金、水道、下水道、それから国民健康保険、こういったものも1つの借金になっていくと思うんですね、債務負担行為とか。そうしますと、140億円では済まないわけですね。現在142億円ですか、地方債の残があるんですけれども、だから、そういうのを含めると、非常に市民の負担は大きくなっていくし、社会保障費なんか相当な額でふえていますので、非常に気になるわけですが、先ほど言いました、人口の減少に対する地方債の発行と予算の拡大、これについての認識についてお尋ねして、終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） それでは、まず人口減少と予算規模の拡大、どう認識しているかというところでございますが、一般的には人口が減少すれば、それだけ自治体の規模も小さくなり、予算も減少していくものというふうに考えられますけれども、住民の生命や財産を守るための施策とか、また過去に整備した公共施設や設備等の更新時期を迎えていること。また、あるいは交流人口の増加対策など、必要な事業は行っていかなければなりません。

必要な事業を実施するためには、現在の本市の財政状況では財政調整基金の取り崩しを行わないで予算が組めるような、現在の財政状況でもございませませんが、必要性があり、優先的に行わなければならない事業というものを精査しながら、事業の実施を引き続き図っていきたいというふうに考えております。

次に、同じく財政調整基金との関連で、新規事業、優先施策の明確化、政策のめり張り等につきましては、新規事業を行う際は、その必要性を吟味し、周期設定ができるものにつきましては周期設定をしております。

また、優先施策につきましては、総合計画の基本計画等に記載しております。

加えて、当初予算編成時にスクラップ・アンド・ビルドの徹底を周知し、取り組むべき政策を明確にしていっております。

したがって、財政調整基金の残高、これちょっと別になりますけど、財政調整基金の残高が増加したということで、新規事業、優先施策の明確化、政策のめり張りが損なわれるというものではないと考えますけれども、今後本市にとって真に必要な事業、政策の抽出、その推進に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で岩阪雅文議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 皆さん、おはようございます。

真志会の谷口明弘です。

9月の一般質問では、少々混乱を招きましたので、今回はスムーズにいくようにしっかり検討してまいりました。

あと、先ほど岩阪雅文議員の質問のときに、執行部の声が聞こえないと、私の親戚のお年寄りが来ておりますので、ぜひ声を張って答弁をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

現在2期目で、6年目の議員活動をさせていただいておりますが、仮庁舎移転を間近に控え、この議会を最後に、この議場で一般質問をすることはないのだと思うと一抹の寂しさを覚えます。

これまで多くの先輩議員たちが、かんかんがくがくの議論を重ねてこられた、この本議場に対して、敬意と感謝の念を抱きながら、本日は代表質問をさせていただきたいと思います。

本年は、熊本地震が発生し、多くの熊本県民、あるいは市民が苦難にさらされましたが、来年こそは平穏な年であるよう祈るばかりです。

世界に目を転じますと、イギリスのEU離脱、フィリピンのドゥテルテ大統領の誕生、アメリカではトランプ氏の大統領選勝利、お隣韓国では、朴槿恵大統領の疑惑に端を発した大混乱、北朝鮮の軍事的挑発行為、中国との尖閣諸島問題、間もなく来日するロシアのプーチン大統領との北方領土問題の行方、さらにはきのうですが、イタリアの国民投票の結果を受けて、レンツィ首相が辞意を表明すると、世界の国々の動向が日本に大きな影響を与える出来事が次々と起きております。これから世界はどうなるのか、先の見通せない状況の中で、日本の果たす役割はますます大きくなると思います。

安倍政治を許さないと訴える人々もおりますが、私は国民の支持率が高く、先進国で唯一と言えるほど安定している安倍政権のもとで、日本が世界の平和と安定に貢献できる政策を確実に実行に移していただきたいと思います。

話は変わりますが、人を元気にするのは希望だと思います。まちもそうではないでしょうか。何とか現状を維持しようとするだけで、水俣市の未来に夢や希望を描けないようでは、このまちの未来はないと思います。西田市長、現状を打破し、水俣市を元気にするために、今何をすべきか、我々議会も真剣に政策提言をしまいたしますので、その場しのぎの答弁にとどまらず、しっかりと市役所を動かしていただき、市民を元気にしていただきたいと思います。

水俣市が10年、20年後に存続できるように今何をすべきかという視点から、以下質問いたします。

1、平成29年度予算編成について。

①、予算編成の作業が行われている最中だと思いますが、予算編成の過程におけるタイムスケジュールや手続の内容についてお尋ねします。

②、平成29年度予算編成方針の内容はどのようなものかお尋ねします。

③、決算審査における議会からの意見や提言、あるいは自治会や市民からの要望など市民生活

に密着した事業は予算編成過程でどのように反映されているかお尋ねします。

④、予算編成過程の透明化について水俣市の考えはどうかお尋ねします。

次に、大項目 2、水俣高校支援策について 2 点お尋ねします。

①、水俣高校支援策に関する平成29年度予算は検討されているのか。

②、水俣高校の生徒に対する昼食の提供を可能にする方法はないかお尋ねします。

最後に、大項目 3、高齢ドライバーによる悲惨な交通事故のニュースが相次いでおりますが、水俣市の運転免許自主返納者に対する支援について、以下質問します。

①、高齢ドライバーが運転免許を自主返納した場合、現時点での水俣市の支援策はどのようなものがあり、来年度に向けて支援策の拡大は考えているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、平成29年度予算編成については総務部長から、水俣高校支援策については私から、運転免許自主返納者支援については福祉環境部長からそれぞれお答えをいたします。

○議長（福田 斉君） 平成29年度予算編成について、答弁を求めます。

本田総務部長。

（総務部長 本田真一君登壇）

○総務部長（本田真一君） 初めに、平成29年度予算編成について、順次お答えします。

まず、予算編成の過程におけるタイムスケジュールや手続の内容についての御質問にお答えします。

予算編成につきましては、10月中旬から各課による予算要求書等の作成を開始し、10月下旬に予算編成説明会、11月中旬に予算要求を締め切った後、11月下旬から12月上旬まで各予算担当者がヒアリングを行い、12月末までに課内査定を行います。1月上旬に1次内示、1月中旬の総務部長査定を経て2次内示、1月下旬に市長査定、2月上旬に最終内示となっております。

次に、平成29年度予算編成方針の内容はどのようなものかとの御質問にお答えします。

予算編成の基本的な考え方として第5次水俣市総合計画の推進、第5次水俣市行財政改革大綱の取り組み、市長マニフェストの推進、地方創生の取り組み、市民生活を守る取り組み、地域経済への配慮の5項目を挙げています。

まず、第5次水俣市総合計画の推進及び第5次水俣市行財政改革大綱の取り組みにつきましては、計画最終年度となるため、計画に掲げられた項目について取り組みを進めること、次に、市

長マニフェストにつきましては、平成29年度が市長任期の最終年度となることから、事業の確実な推進、次に、地方創生の取り組みにつきましては、水俣を支える産業づくり、安定した雇用の確保、水俣で夢をかなえる人材を育てる・呼び込む、水俣で結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誇れるふるさと・みなまたをつくるの4つの基本目標を達成するための取り組みの推進、最後に、市民生活を守る取り組み、地域経済への配慮につきましては、市民の要望や地域の懸案事項の的確な把握と、緊急性・重要性などを勘案した事業の優先順位をつけ、地元の雇用維持と拡大、中小零細業者への配慮という内容となっております。

次に、決算審査における議会からの意見や提言、あるいは自治会や市民からの要望など市民生活に密着した事業は、予算編成過程でどのように反映されているかとの御質問にお答えします。

平成29年度予算編成要領において、市民生活を守る取り組みということで、市民生活に密着した事業については、市民の要望や地域における懸案事項を的確に把握し、事業内容を精査するとともに、緊急性・重要性などを勘案して事業の優先順位づけを行い、予算要求に当たっては、効率的かつ効果的な事業実施の手法を選択することという項目を設けております。

また、同じく予算編成要領中に指摘事項、問題点への対応ということで、議会の一般質問、決算委員会等の意見及び検討事項については、その内容を十分に検討し、必要な措置を講じることという項目を設けております。

これらを踏まえ、議会からの意見や提言、あるいは自治会や市民からの要望等については、その緊急性・重要性を精査した上で、反映していきたいと考えております。

次に、予算編成過程の透明化について、水俣市の考えはどうかとの御質問にお答えします。

熊本県内では、熊本県や熊本市が予算の要求・査定の概要をホームページで公開しております。

また、予算編成方針等につきましては、八代市、美里町、苓北町がホームページで公開しております。予算の要求・査定の概要のホームページの公開につきましては、熊本県が平成21年度に導入しておりますが、熊本市以外の市町村には波及していないこともあり、現時点では公開は考えておりません。しかし、予算編成方針等の公開につきましては、平成30年度予算編成から公開していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 もう少しボリュームを上げていただけたらと思います。

予算を定めることは地方自治法第96条2号に規定された議会の権限であり、市長を初め執行部には予算案を編成する権限はありますが、最終的な決定は議会に権限があります。しかしながら、この水俣市でも当初予算をほとんど原案のまま通しているのが実態であるというのが、私が議員になって感じていることです。膨大な歳出予算案の中に無駄なものや不公正なものが1つもない

か、また住民にとってニーズの高い、あるいは幾度となく陳情しても実現しない事業や政策が、財政面の理由で盛り込まれていないことも多いはずです。

言うまでもありませんが、市長与党を自認し、市長が提案する議案をつつがなく通すことが自分の役目だと思われる議員は、まさかこの席にはいらっしやらないと思いますが、そういう姿勢は、市長や市役所のためにはなっても、決して市民のためにはなりません。予算の点検や検証を行う際、自治体が財政破綻して夕張市のような状況にならないように、まず、財政の持続可能性を殊のほか重視し、次に歳出予算案の中で無駄な事業が含まれていないか。住民生活に必要なニーズの高い事業に、予算を確保されているかという視点でチェックすることが重要であると考えます。

そこで今回、まさに我々が来年3月議会で目にする、平成29年度当初予算の編成作業が行われているこの時期に、予算編成作業と議会とのかかわり方という観点から一般質問に取り上げておきます。

今の答弁でありましたように、この時期は、各課からの予算要求書が提出され、ヒアリングが行われている最中であると思いますが、どのような事業予算が計上され、査定の結果、どのような事業予算がカットされているかは我々議員ですら内容はわかりません。1つの例として、市道の維持・補修予算について考えてみたいと思います。

先ほど答弁のあった予算編成方針の内容の中に、市民の要望や地域の懸案事項の的確な把握と、緊急性・重要性などを勘案した事業の優先順位づけ、地元雇用維持と拡大、中小零細業者への配慮とありましたが、市議会議員をしていて、よくある市民の相談が、この市道の維持管理・補修です。

依頼があると、土木課へ足を運び、補修依頼をするわけですが、予算が限られており、優先度があるため、すぐに対応はできませんという結論によくなります。その結果を相談者に報告すると、中には理解を示してくださる市民の方もいますが、大概の場合は、あの議員さんはつまらんという評価になります。そして、数年後に別の議員さんに相談したら、前々から動いていたその計画がタイミングよく計画に上がり、数カ月後にはその道路が補修され、その議員さんはやっぱすばらしかという話は、よくある議員のあるあるの話です。

しかし、そもそも議員が、みずから議員定数を減らしてきた結果、現在16名しか存在せず、水俣市には行政区割りで26の自治会がある中で、自分の支持者を中心に要望をかなえていけば、市民のニーズに不公平にやってしまうおそれがあります。地域間格差を生じることにもなりかねません。

確かに市民の要望を市に伝えて実現することは重要な議員の仕事ですが、それよりも、道路補修に係る来年度の予算をしっかりと根拠を持って主張し、場合によっては増額見直しをして、少し

でも早く住民のニーズに応えられるように、予算をしっかりと確保することが議会の役割ではないかと思えます。

そこで、先ほど取り上げているように、市民のニーズも高く、議員への相談も多い、この市道の維持・補修に関する土木課からの予算要求額と、最終査定後の当初予算額を過去3年にさかのぼってお示しいただきたい。

さらに、ことしの予算要求額、土木課から幾ら上がっているのかをお尋ねします。

次に、予算編成の基本的な考え方で示された市長マニフェストについて、平成29年度は市長任期最終年度になることから、事業の確実な推進という答弁がございましたけれども、10月31日、財政課から配布されました資料、私も読ませていただきましたが、平成29年度予算編成方針ですけれど、これにも市長マニフェストに係る事業について、未着手のものは事業化に向けて取り組みを進めることと書いてあります。この未着手の事業とは、どのような内容で、どれぐらいの事業費が見込まれるのか、答えられる範囲でお尋ねいたします。

次、平成29年度予算編成方針を読ませていただくと、相変わらず財政事情が厳しいので、経常的な経費の節減・圧縮・既存事業の見直し・廃止などによる行財政改革を積極的に進め、そこから捻出される財源を活用して、市民のニーズに対応した事業を展開することと書かれております。果たして、そのようにしてかき集めたわずかな予算で、一体どれだけの市民のニーズを満たせるのでしょうか。歳出カットにばかり目を向けていては、市民は元気や希望が持てるのでしょうか。民間ならば、歳出カットと同時に歳入増の検討も当然重要になります。

しかし、歳入については予算編成要領の留意点で、市税の徴収率の向上や負担金・分担金の見直し、同じく使用料・手数料の見直しなどが書かれていますが、市民の税負担をさらに求めるものばかりのもので、大変私としては不満です。結局、市民から税収を搾り取り、使用料手数料を上げることで歳入をふやし、一方で市民サービスは、金がないから極力カットするというふうに読めてしまいます。

市長は常々、経営感覚を生かして市政運営に取り組むとおっしゃっていましたが、経営者ならコスト削減の同時に売り上げ増についての取り組みについて、さらに真剣に指示を出すはずです。そうであれば、例えば、ふるさと納税制度を活用した寄附金拡大への取り組みや、環境省だけに頼らない国・熊本県のさまざまな交付金を、積極的に活用する取り組みを加速するなどの意思を、歳入の欄に記入されるべきではないでしょうか。予算編成方針の中に、ふるさと納税制度について一言も触れられていないことに、正直がっかりいたしました。

そこで、来年度予算編成段階における歳入増に関する考え方、特にふるさと納税に関する執行部の考え方をお答えください。

以上のように、これまでるる申し上げてまいりましたが、予算の編成過程は全く市民の目に触

れないばかりか、我々議員ですら各課から上がっている予算要求額や、査定によってカットされた事業や予算について知るすべがありません。

4年前に、ある市民団体が行った予算編成過程の透明度調査によれば、これは都道府県を対象にした調査ですが、熊本県は全国47都道府県の中で第6位にランキングされています。予算編成過程を各段階ごとにホームページ等で公表されているか。予算編成過程で市民の要望などを反映させる制度を設けているかなどが採点項目に上がっているようですが、この予算編成の透明化の動きは、市町村議会でも取り組み始めている自治体もあります。

答弁では、来年度から予算編成方針等の公開をしたいとのことでしたが、熊本県や熊本市は、答弁でもありましたように、既に予算の要求・査定の概要まで公開に踏み切っております。

ふるさと納税しかり環境関係の取り組み以外は、常にほかの自治体の取り組みの後塵を拝するというのが、これまでの水俣市の行政のやり方と私には見えてなりません。今回、来年度から予算編成方針を公開すると決められたことは一歩前進と評価しますが、私は今後さらに予算編成過程の透明化を進めていくべきであると考えます。その場合、水俣市が今考えられるメリット・デメリットがどのようなものがあるのか、以上4点伺います。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） まず、道路維持修繕の過去3年間の要求額及び査定額につきましてですけれども、まず平成26年度の道路の維持修繕工事の要求額は1億750万円に対し、6,000万円の査定額です。平成27年度につきましては、1億4,770万円の要求に対して、4,000万円の査定額です。

ただ、平成27年度からは道路ストック総点検事業という補助を受けて、実施する別の強化舗装工事事業が始まっており、そちらは約4,000万円の要求に対しまして4,000万円の査定額となっておりますので、先ほどの4,000万円と合わせて平成27年度は8,000万円となります。平成28年度は、2億3,400万円の要求に対して、4,000万円の査定額。道路ストック総点検事業が5,000万円の要求に対し、約5,000万円の査定額となっておりますので、合わせて9,000万円となっております。

それから、平成29年度の予算要求額ですが、これは市内一円市道維持補修費ということで、2億9,152万7,000円が要求額で上がっております。同時に道路ストック総点検事業として、5,001万円が予算要求として上がってきております。

次に、予算編成過程の透明化を図るために要求額、または査定内容をインターネット公開した場合の本市におけるメリット・デメリットは、どのようなものがあるのかという御質問でございますが、メリットとしましては、市民へ情報公開することにより、市民の市政に対する理解とか、市政への参画が図られることが挙げられます。デメリットは、予算編成に関する膨大な事務量が

求められる中で、同時並行で今、議員の皆さんにお渡ししております予算説明資料の作成も行ってまいりますので、これは業務量の増大に対処するのが困難である点でございます。

私のほうからは、以上でございます。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 市長のマニフェストの着手状況及びふるさと納税の取り組みについては、私のほうから答弁させていただきます。

まず第1点目、市長マニフェストについて、未着手の事業があるかについてです。

市長マニフェスト5つの分野に分かれております。1つが活力あるまちづくり、第2番目が市民が主役のまちづくり、そして3番目、医療・福祉のまちづくり、4番目、子育てしやすいまちづくり、そして5番目、仕事のできる市役所づくり。この5つの分野、合計25項目、それが細分化されているんですけれども、25項目のマニフェストが掲げられておりますが、これについて、未着手の事業はございませんでした。

以上がマニフェストであります。

続きまして、ふるさと納税についてです。

議員御指摘のとおり、まず歳入確保でふるさと納税による歳入確保、これは非常に重要なものと私も認識しております。

では、今後どのように、ふるさと納税をふやしていくかなんですが、現在のふるさと納税、きょうの段階で1,150万円のふるさと納税の実績です。これは昨年度に比べて、10倍を多分超えていると思うんですけれども、ちょっと具体的な数字は持ってきていませんが、大体そのように超えております。これにつきましては、1つはふるさとチョイスを活用して、全国的にふるさと納税をPRし、そして魅力ある商品をアピールしていったと、この点にあると思います。そのほかに、水俣出身者の方にPRしていったら、ふるさと納税を地道にお願いしていくと、このような取り組みをしてきたところです。

来年度以降、どのような取り組みを行うかということなんですが、まずふるさとチョイスについて、これにつきましては引き続き魅力ある商品を御提示させていただきたいと考えております。

そのほか、このふるさとに愛着を持っていらっしゃる出身者の方、あるいはこの水俣にゆかりのある人とか、あるいは知人とか、あるいは自分の親戚が遠くにいらっしゃるなら親戚の方に、水俣市を応援していただきたいというふうな活動を続けていったら、その中でふるさと納税額の増加を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 市道の維持補修に関する過去の予算要求額と査定後の当初予算には、大きな開きがあるということが今わかりました。特に来年度は2億9,000万円という、これは年々ふえているという印象を受けます。

道路ストック総点検事業での予算づけで合わせれば、若干ずつはふえているというような御答弁だったのかなと思いますけれども、しかし、担当課にこの件について、ヒアリングを行った際に、年度に市民から上がってくる新たな案件というのを金額に直すと、やっぱり四、五千万円ぐらいは年間発生しているということです。今のペースで道路補修をやっていけば、間違いなくその案件が積み上がるばかり、金額的にも積み上がるばかりというのは、目に見えていることだと思います。

私もその全てを実施する必要があるかどうかというのは、精査する必要があるとは十分認識しておりますが、少なくとも今の予算づけでいいのかというのは、ここの議場にいらっしゃる皆さん、特に議員の皆さんは真剣に考えるべきではないかと思います。

これは以前、積雪についての一般質問で少し申し述べましたが、災害復旧という観点からも、この地元の建設業者というのはなくてはならない存在であります。この彼らを先ほども方針の中にありましたけれども、地元の雇用維持と拡大、中小零細企業の配慮という予算編成方針があるとおっしゃいましたが、その点にも合致することと私は思っておりますので、ぜひとも市道の維持・補修予算の増額をすべきであるというのが私の考えです、現時点で。その金額は申しません。ですが、例えば3年に1回ぐらいは集中的に予算をつけるとか、そういったアイデアも必要ではないかと思います。この点について執行部のお考えを1点お伺いします。

2点目ですけど、市長のマニフェストを達成するための新たな事業はないということで、25項目にわたって、いろいろなことが行われていることを、きょう初めて知りまして、どこにどれだけの予算が使われているのかというのを、この後、私もしっかり勉強しないかんなど考えたところです。

ふるさと納税について、ちょっと1点申し上げますと、私もぜひ、今おっしゃる前向きな答弁、ただ私らが視察してきた先は1,000万円どころの騒ぎじゃありません。額が違います。

今、まさに12月、このときに国民が、こぞってふるさと納税に目を向けるときでありますので、私も9月議会でも申しましたけれども、ぜひ予算確保の要点という中に、この基本方針の中にもふるさと納税への取り組み、その姿勢というのを予算編成方針の要領に盛り込んでいただきたいというのが私の思いでございます。これは要望で終わります。

最後ですけど、予算編成の透明化についてですが、メリット・デメリットについて、今御答弁がありましたけど、確かに人手がかかるというのはそうかもしれません。ですけれども、市民から見れば、高給取りと思われている市役所の職員です。それを仕事量がふえるからという言い

けは、なかなか市民には通用しません。よその自治体でやり始めたら、後で後塵を拝してから、その取り組みをするのではなくて、ぜひこの予算編成の透明化については、積極的に進めてほしいと、私は考えを持っておりますので、再度執行部の考え方、この予算編成を過程ごとに、段階ごとに公開するという、この取り組みについての考え方を、これ部長が答えにくければ、市長がどう思うか、この件についてでも、お答えいただければと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） それでは、まず1点目の道路とかの補修・修繕の件でございますけれども、限られた予算の範囲内で修繕を行っていかざるを得ない、その中で、中大、大きな事業があったりすると、要望があってから実施するまでに2年、3年で済んでいたものが五、六年かかってしまうというふうなこともあります。それと、今後定期的なスパンや大規模事業がない時期に、積み残しを大幅に減らせるような、めり張りのついた予算編成も必要かなと考えておるところでございます。

先ほどの予算編成の透明化につきましては、先ほど熊本県内では、熊本県と熊本市が要求額や査定内容をインターネット公開しているとお答えいたしましたけれども、熊本県内以外の自治体でも公開しているところはございます。その公開の方法も全事業を公開している自治体と、政策的経費に絞って公開している自治体など、千差万別でございますので、どのような公開方式がいいかというのを今後、調査研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣高校支援策について、答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 次に、水俣高校支援策についての御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣高校支援策に関する平成29年度予算は検討されるのかとの御質問にお答えをいたします。

私も、今後水俣を担っていく人材育成のために、高校を支援し、水俣高校を目指す生徒をふやす取り組みを進めていくことは必要だと強く感じております。

先日、本市が進める初恋のまちづくり事業の一環として、エコパーク水俣で恋フェスを開催いたしました。主催である初恋のまちづくり実行委員会では、水俣高校生が中心となり、市内の事業者の方と協力してイベントを企画し、盛り上げてくれました。高校生たちが今回の経験を将来、この地域を引っ張っていく人材として生かしてもらえれば、若い世代の人材育成として、とても意味のある事業だったのではないかと感じております。

さて、議員御指摘の水俣高校支援策に関する平成29年度予算につきましては、まず、水俣環境アカデミアを拠点に、地域課題解決に貢献する人材育成の支援等に引き続き取り組むことを検討いたしております。

今年度は、慶應義塾大学と連携して、高大連携未来塾を開催し、環境をテーマに若手人材の育成を支援しました。この高大連携未来塾については、来年度も予算化し、継続して取り組むことを検討するとともに、ほかの大学や研究者との連携にも広げていきたいと考えております。慶應義塾大学のような全国トップレベルの大学と連携し、今後さらに強いパイプを構築していくことは、生徒にとって刺激になるだけでなく、高校進学を控えた子を持つ親にとっても、大きな魅力になるのではないかと考えております。

また、水俣高校のスーパーグローバルハイスクール事業の支援の一環として、本市が行う国際交流事業等に水俣高校生にも参加、協力していただき、海外から日本に来ている外国人との交流の機会や、通訳を介さないコミュニケーションの場を提供することで、生徒の国際素養と英語によるコミュニケーション力の向上を支援する事業も来年度検討いたします。

次に、水俣高校の生徒に対する昼食の提供を可能にする方法はないかとの御質問にお答えをいたします。

水俣高校の生徒に対する昼食の提供につきましては、保護者も含めていろいろな考えを持っていらっしゃる方がおられると思います。この件につきましては、昨年度の3月議会の中で、学校給食センターを活用した給食の提供については、さまざまな制約があり、実施が困難であることは御説明いたしましたが、現時点でもそのように認識しております。

昼食の提供につきましては、民間事業者の活用等、いろいろ方法があると思いますが、まずは高校の御判断が必要であり、現時点では考えておりません。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 また、先ほども長かったんですが、今回も2次質問で4点質問しようと考えております。少し前置きが長くなりますが、質問の部分を聞き漏らさないようによろしくお願いいたします。

まず、地元高校の存続に関してですが、水俣高校自体の努力は当然のことですが、自治体の支援は今後ますます重要になってくると考えております。どこの自治体も我が町の高校をなくしてはならないと、市民も自治体も一緒になって取り組み始めております。

市長も水俣高校への支援を惜しまないと何度も答弁されておりますが、ぜひ口先だけでなくというのは言葉が悪いですが、この議会の答弁だけではなく、市長肝いりでこのような支援策が打たれたというのが、新聞やニュースで取り上げられるような、話題性のある支援策を打ち出されることを心から期待しております。

高校支援に関しまして、私は先日、仲間と北海道の足寄町に、町が取り組む足寄高校存続支援事業ということで学んでまいりました。平成19年に、北海道教育委員会が新たな高校教育に関する指針の中で、各学年1クラス以下になった高校は、基本的に統廃合を進めるという方針を示し、足寄町唯一の高等学校がなくなってしまうかもしれないという危機感を持った市民の声を受けて、足寄町の自治体が足寄高校支援策に乗り出したというところです。さまざまな支援策について学んでまいりました。

通学費の補助、部活動の支援、入学祝い金、修学旅行費用の補助、遠くから来る学生に対して、下宿代の補助、学校給食センターを使った給食の提供、1年生全員をカナダに一週間派遣するという事業、また公設民営の学習塾の運営、また先ほどは下宿代の補助でしたが、今は公設民営の下宿の運営など、ありとあらゆるメニューで地元高校の存続についての支援しております。安易に現金を配るだけのような支援は、私もいかなものかと思います。ですが、その中には水俣も見習うべき支援策のヒントがあるなと感じて帰ってまいりました。政策推進課の担当者にそのときの資料をお渡ししていますので、ぜひ参考にいただければと思います。特に、給食を高校生に提供することができないかというアイデアは、以前から私が一般質問でその可能性を問うてきたテーマですので、これはやればできるんだなということを思いながら考えてきた次第です。

ところで、私には、今専門学校に通う3年の長男と、大学に入ったばかりの長女がおりますが、子どもたちの進学先を選ぶ際に、子どもの意思を尊重することはもちろんのことですが、その高校の大学進学実績であるとか、就職先の実績であるとか、スポーツの実績であるとか、そういったものを重視しました。

次に、通学や部活動などに係る経済的な事情も次の観点で重視しました。選ばれる高校というのは、やはり進学や就職、あるいはスポーツの実績が高いところではないかと思います。

先ほどの答弁の中に、慶応義塾大学と連携して高大連携未来塾を開催し、来年度も予算化して継続して取り組むという答弁がございましたが、水俣環境アカデミアで高大連携未来塾が開催されているからとか、水俣高校がスーパーグローバルハイスクールに認定されているから、今年度だけの事業ですが、デボンポートに行けるからとか、そういったのが受験生が水俣高校に行きたいという思いになり得るのでしょうか。

例えばですけれども、この水俣高校に行けば、水俣環境アカデミアで学び、行く行くは慶応義塾大学であったり、九州大学であったり、今の水俣環境アカデミアにかかわる有名な大学の推薦枠が確保されるとか、もしくは、芦北高校が今、林野庁などに入れると。公務員になれるということで、非常に人気が高いわけですけれども、そういった水俣高校の実務系の学科に進めば、例えば水俣の地元の企業であるJNCに推薦枠が必ず設けられているとか、そういったところが保護者として、または学生が水俣高校を受験したいという動機になるのではないのでしょうか。

お金がないというのは、私も先ほどのやりとりでよくわかっておりますけれども、ぜひ金がないならなりに知恵を絞って、例えば、水俣高校のブランド力が高まるような、あるいはそういった実績を世間にPRすることを、市役所が側面から支援するというようなことが、支援策の1つにもなるのではないのでしょうか。このような視点での推薦枠の確保とか、そういったことについてのお考えをぜひお答え願いたいと思います。これが1点目かな。

次、9月議会で、田口憲雄議員が、芦北町長の肝いりで始まった芦北高校総合支援事業などを例に、また、みずから校長先生からヒアリングをされてきて、支援してほしい具体的な案というのをここで提案されました。

継続した海外派遣や検定試験など資格取得に係る支援、インターハイや九州大会などに出場する費用の支援、高額な部活動費に係る支援、広報みなまたに水俣高校専用ページを設けてほしいとか、学校周辺の環境整備や案内板の設置など、具体的に提案していただいております。これらは、今まさに予算編成作業中ではありますが、一つ一つ検討されたのでしょうか。これが2点目の質問ですかね。

高校に出向いて、校長先生や担当の先生と話をすることは、全くやぶさかではありませんと、市長はここでしっかり答弁されておりましたので、実際に、みずから水俣高校に足を運ばれて、この件について、お話をされたのか。それが実現しているとすれば、恐らく今ごろの担当者レベルでいろんな意見を出し合う、そういう担当者レベルの話し合いがされているはずですが、そういう担当者レベルの話し合いというのはされていますかというのを3点目。

次、高校関係者にお尋ねしたところ、現在は高校の売店でわずかなパン類だけが販売されているということで、弁当は置いてありませんということでした。また、たまたまその方が言われておりましたが、コンビニが校舎内に併設されている学校も、よその県にはあるようですがというようなお話もされておりました。水俣高校に実現すれば話題性がありますね、というような御意見でした。

給食センターを活用した高校生への給食の提供は実施が難しいという答弁が、3月議会にもありましたけれども、先ほども申し上げたように、事実、北海道では足寄高校に限らず、複数の高校で、もう既に給食センターで高校生に給食の提供というのが実施されているという現実を思えば、やろうと思えば何か道が開けるはずだと私は考えております。また、給食センターが無理でも、例えば民間業者を活用して、弁当を提供したりできれば、高校生の子どもを持つ親だけに発生する保護者の家事の負担を軽減できるだけでなく、民間事業者の雇用や地元食材の地産地消にもつながる施策になるかもしれません。

そこで、参考までに、愛知県ではマザーキッチンというNPO法人が、地元の食材を使って障がい者やお母さんたちがつくったお弁当を、高校生に提供するという取り組みを行っています。

彼らはこれを高校ランチ革命と呼んでいるそうです。

そういえば、市長はこのマザーキッチンというNPOの方と、同じ起業支援講座を受講されたと聞きました。そして、そのときのビジネスプランコンペで、このプロジェクトは最優秀賞を受賞されたということです。それは御存じだと思います。地域の社会課題を民間の力を借りながら、どう解決していくのがいいのか、そして一時的な助成金だけでなく、ビジネスモデルをどう組み立て、事業としてどう継続させていくのか、それらを踏まえた上で有効な事業は何なのか。その代表事例として、この高校生ランチ革命のプロジェクトは、市長のほうがよく御存じのものかと思います。かつて、市長みずから立ち上げられた障がい者就労支援のNPO法人も、このような工夫を組めば、三方よし、いやそれ以上の効果が望めるものになったのではないかと思います。

高校の判断も必要であり、現時点では考えていないとの残念な答弁でしたけれども、まずは市役所のほうから出向いて、校長先生と話し合いを行ってもらいたいと思います。よそがやっていないことをやることに私は意味があると思いますし、またほかで成功している事例は謙虚にまねをすることもときには肝心だと思います。それ以前に、実現するには予算編成の権限がある、市長の思いの強さが重要であると思いますので、水俣版の高校生ランチ革命をぜひ前向きに考えていただきたいと思いますが、市長の見解を伺います。

以上、4点です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 高校の支援策、もう1校しかございませんので、水俣高校を支援していきたい、その思いは全然変わりません。

1つ、反問権で足寄高校の規模を教えてくださいいいですか。

○谷口明弘君 規模というのは学生の数ですか。学生が今2クラス程度、それを2つクラスから3クラスを行ったり来たりで、もうこれ以上減らないようにと。しかも、普通科しかありません。クラスの定員規模が20名弱で、2つに強引に分けているというような形です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） わかりました。2つに分けている、大体40人ぐらい、3年で120人ぐらい、半分以下だと思うんですけど、支援の仕方でも今言われたようにカナダに研修旅行、1年生全員やる、給食の無償、通学の補助、やっぱり予算規模でできることは考えていきたいと思いますが、先ほどは道路をやれ、高校にお金使え、福祉も、いろんなことが執行部に上がってきます。予算規模は済みませんが、もう決まっております。その中でやはり考えていきたいというふうに思っております。

高校の支援策につきましては、先ほど述べております高大連携未来塾、うちは慶應義塾大学と

連携を結びました。そして九州大学とも連携協定を結びました。こういったところを結ぶことによって、やっぱりいい大学という言い方はあれですけど、有名な大学を身近に感じていただきたい。そして、1人でも受験をしていただきたいというふうな思いがあります。

先ほど言われたように、指定枠が取れば、一番いいと思っておりますけど、それはもう最初、連携協定を結ぶときから、その辺の腹づもりは私たちにはあります。その中で、進めていく中で、水俣高校の生徒さんが慶應義塾大学に行っても、十分通用するような子が育ってきたら、多分、そういった枠もできるんじゃないかと思っておりますけど、始めたばかりでございますので、指定枠というのは今のところ取れてはおりません。今、一番の支援策につきましては、そういった各大学と連携を結びまして、高校生に身近に大学を知っていただきたいということでございます。

検討したかということでございますけど、これにつきましては、高校の先生というのは、私はもう出向いて行ってということは今のところございませんけど、校長先生が来られて、御相談を受けることもございます。

先ほどの下宿の話が、たしか足寄町であったと思っておりますけど、今後、私たちは水俣高校はもう定員は割れております。よそから来ていただかないといけないという認識はありますので、校長先生との話の中でも、水俣の中学生は水俣高校に54%行くんですね、ことしの結果です。卒業生は211人しかおりませんので、全部行っても水俣高校320人が枠なので、もう定員割れになります。ここは県のほうが定員というのは決めていくと思っておりますけど、あとの46%の方を、どうやって水俣高校に残っていただくかというのは一番重要だと思っております。

それは調べますと、専門課程、多分御存じだと思いますけど、出水市の看護科だったり、福祉科だったりに流れております。これはいかにせん水俣高校にはこういった学科がありませんので、どうしても流れます。あとは、スポーツをやりたいという子たちもやっぱり流れていきますね。その中で、水俣高校が今できることは、学科を急にふやしていくというのは難しいと思っておりますけど、言われたように進学率、あそこの新幹線乗り場に行きますと、普通科の子どもたちたくさんいます。八代高校だったり、熊本の高校に行かれているのかもしれませんが、やっぱり親が進路の実績を重視すると思えます。議員も熊本の学校に行かれたと思えますけど、やっぱりその中で選ばれたのは、進路のそういったものが勘案されて選ばれたと思えます。

よそを選ぶのは私は別に悪いとは思わないんです。水俣の子どもたちが、よそのいろんなところを選んでもらうのは。でも、水俣高校が逆に選んでもらうような高校にしたいという思いはあります。それには、昔は私たちのときには芦北町からいっぱい来ていました。それが多分、今は八代市に流れているのかもしれませんが、学校を超えて今は鹿児島県も5%枠で来れるというふうになったと聞いておりますので、出水市から5%枠でも来てくれる。水俣高校、やっぱり支援

して行って、選んでもらいたいというふうに思っておりますので、そういったものは指示もしておりますけど、今具体的に高校と担当者レベルでやっているというふうには私は、報告は受けておりません。

それと、ランチ革命につきましては、私も水俣高校に子どもが行っていましたが、親は弁当をつくるの大変です。みんなにそれは聞くと、そりゃ弁当はつくりたくなか、学校で出してくれたらいいという親がほとんどだと思いますけど、それがいい悪いの議論はまだ私もしたことがありますし、高校からそういった支援について、依頼を頼まれたこともございません。

今後、多分いろいろなところを見られて、ぜひ議員も高校に行って聞いていただきたいと思っております。私は高校の情報が結構入るもので、田中睦議員とか田口憲雄議員とか来られているのは、ちょっと聞いたりするんですけど、谷口明弘議員が高校に足を運んだというのは、余り聞いておりませんので、ぜひ足を運んでいただいて、実際の話聞いてきていただきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今の答弁でもありましたけど、私も自分が出身校でないという負い目もありまして、確かに足を運んでというのが、電話の取材ぐらいで終わっているのは反省いたしたいと思えます。

ぜひ、足を運んで、できればこれを真剣に考えている議員さんもたくさんいらっしゃいますし、やっていきたいと、それは自分に自戒の意味を込めて思い直したところです。

ただ、市長もぜひ水俣高校を本気で支援しようと思うならば、本当に担当者レベルで、もしくはそういったことを定期的に議論するという場を設けないと、何かの会合でたまたま挨拶に来られたから、話をするというレベルでは、先に進まんと思うのは私の思いです。本気で水俣高校を支援しようとするならば、水俣環境アカデミアの事業に任せて、そういったことではなかなか子どもは集まらんと思えますので、そういう議論ができれば非常に私はうれしいと思っております。

これは、もう要望で終わって、時間がないので、たくさん待たせても食事の時間がありますので、次に行きたいと思えます。

○議長（福田 斉君） 次に、運転免許自主返納者支援について答弁を求めます。

川野福祉環境部長。

（福祉環境部長 川野恵治君登壇）

○福祉環境部長（川野恵治君） 次に、運転免許自主返納者支援について、高齢ドライバーが運転免許を自主返納した場合、現時点での水俣市の支援策はどのようなものがあり、来年度に向けて支援策の拡大は考えているのかとの御質問について、お答えします。

現在、平成28年4月1日以降に免許の全部を自主返納された方を対象に、1回限りの支援策として、みなくるバスの回数券50枚または、乗合タクシーの回数券を利用路線に応じて50回分、25回分、15回分お渡ししております。これまでに20名の方がこの支援を受けておられます。

来年度に向けての支援策の拡大については、今年度、回数券の交付制度を導入したばかりでありますから、来年度は同じ内容で実施をしたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 この件に関しましては、本当に毎日のように最近、高齢ドライバーによる痛ましい事故というのがニュースが報じられて、こうしたニュースを聞くたびに、被害に遭われた方はもちろんですが、その御家族の悲しみはいかばかりかと。あとは、その加害者となられた高齢者も、非常に何とも責めようがないといえますか、いろんな複雑な感情が芽生えてまいります。

水俣警察署に管内の状況をお伺いしたところ、運転免許証の保有者数が約2万人弱に対して、65歳以上の高齢者の割合が28.3%、大ざっぱに言えば、この管内では3人に1人が高齢者のドライバーであると。熊本県内全てをひっくるめた、その同じ数字でいくと、4人に1人ということですので、水俣・芦北管内は県内よりも少し高齢化が、免許証保有者という面でも進んでいるのかなという印象を持ちました。

平成28年10月末現在で、運転免許を自主返納された方は県内で2,763人、水俣警察署で返納の手続をとった方は65人ということでした。この数を多いと見るか少ないと見るかはさておきまして、全国的に相次ぐ高齢者の交通事故を受けまして、自主返納するお年寄りが最近急増しているというお話でございます。

私にも87歳の父と81歳の母がまだ健在ですけれども、父は車の運転をもうやめました。ですが母はまだ原付バイクを手放せない状況です。公共交通機関が発達していないこの町で、生活の足である車やバイクを手放し切れない事情も重々理解できます。

最近では、運転免許証を自主返納した方々に特典をつけて、返納を促す制度を設ける自治体もふえておりますが、水俣市もことしの10月から始めたばかりということで、私も知らなかったものですから、ちょっと市報の読み込みが足りなかったかもしれません。少しほっとしております。こういったチラシをつくられておるといってお話を聞いております。ですが、この内容について、ちょっとだけ私、担当課と話をしている、疑問を感じましたので、ここでお尋ねします。

この1回限りの支援でみなくるバスの回数券50枚、あとは乗合タクシーの回数券ということでしたけれども、市街地に買い物や病院に通う方々が、みなくるバスを利用する際に、1回の回数券で市内まで来れる地域もあれば、どうしても2回使わないといけない地域というのがあるんですね。それが具体的に言えば、久木野地域などがそれに当たると思うんですけれども、遠方にいる人ほど車を手放せないんですよ、市内に近くない人ほど。でも、その彼らが自主返納の動機と

して、バスの回数券をもらえるなら、考えようかということになる中で、2回使う地域と1回使う地域には、ちょっと公平感がないんじゃないかと。金額面では7,500円で統一しているから、公平だとおっしゃるのかもしれませんが、みなくるバスをどうしても2枚必要な地域と、そうでない地域とは少し公平感がないんじゃないかというふうに、ちょっと考えたものですから、この点について見直しが必要ではないかと私は考えます。この点について、どう考えるかが1点。

そして、この10月から始まりました運転免許自主返納特典制度が、市報で広報されていたのですが、ちょっと私はこの質問に取り組むまで知らなくて、大変失礼いたしました。ですが、市民の皆さんにこの制度をぜひよく認知してもらいたいと思って、今回取り上げた次第です。

現在、どのような方法で、この高齢ドライバーに対して水俣市がとり行っている、この特典制度を周知しているのかという、この2点をお伺いします。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 今、2点御質問がございました。

まず、1点目につきまして、回数券を2回必要な地域があるというのは、確かに御指摘のとおりであろうかと思えます。

先ほども議員のほうからお話がありましたけれども、回数券の交付につきましては、みなくるバスの回数券50枚分、金額にしますと7,500円相当ということで、乗合タクシーの回数券も7,500円相当で枚数を調整しております。金額の面で公平性を図っているという観点で考えております。今年度始めたばかりですので、御指摘のあった点につきましては、来年度等の実績を踏まえまして、今後の検討課題ということで考えさせていただきたいというふうに考えております。

また、周知・広報につきましてですけれども、10月1日号の広報みなまたで周知を行いました。まだ、実施始めたばかりでございますので、まだ市報等もよくごらんいただいている部分もあるかもしれません。また、チラシを作製しまして、市役所の窓口への設置、それから返納された方へ直接、周知を行うために、水俣警察署で返納手続をされた方にチラシをお渡ししております。

また、市の返納に対する特典だけではなくて、民間事業者の特典もございます。それらにつきましては、事業者のホームページでも周知をされておりますけれども、市で作製をしましたこのチラシの裏面のほうに市の特典と合わせまして、民間事業者の特典についてもお知らせをしております。

さらに、これから返納を検討される方への周知をしまして、健康高齢課とか、社会福祉協議会などの窓口にも御協力をいただいて置いたり、あるいはケアマネジャーなど、直接高齢者の方と接する機会のある方についても、周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 その周知方法については、ぜひいろいろな方法を考えていただきたいと思います。

1つ、今の答弁で疑問に思ったのは、免許証を自主返納された方に、このチラシを配ってというお話でしたが、それでは自主返納したいという動機づけにはならないですね。これを知っているから、窓口に行って、手続きをとるといことなんで、だから免許返納を促すためにも、その窓口で配る前の段階、例えば水俣署で免許更新の手続きをとられる方には、全てに渡すとか、もしくは極端に言えば、もう市報で1回、今この皆さんが不安を抱えている時期に、家族を含めて考えてもらうという意味でも、これを全戸配布とか、そういった大胆なことも一度やってみたらどうかと、これは提案ですね。

では、市長にですけれども、この件に関してですが、子ども医療費助成などが熊本県も独自の支援制度を持っていて、水俣市はそれをどんどん中学生までとか枠を拡大していつているでしょ。そういった部分と同様にですけれども、この返納制度に関する助成などを、熊本県とか国に上げて、特に熊本県とかかな、助成の枠を設けてほしいとか、そういった部分、あとは市長会などを通じて、国にもこの支援策を訴えてもらいたいという思いが1点ございます。

それから、高齢運転者の交通安全対策の推進のために、加齢による認知機能の低下に着目した臨時認知機能検査制度や、臨時高齢者講習制度の新設など、その他制度の見直し等が今後行われていくそうですけれども、そうなればますます、みなくなるバスなどの交通機関の維持・拡大が重要になってくると思われまます。それに関しても、水俣市単独ではなかなか難しいわけですから、国や熊本県について、これらの公共交通機関の維持についても、積極的に働きかけを行ってほしいと思います。市長のお考えを最後にお聞きして質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） やはり、私たちは市政を預かる中で、市民の方々にどういった施策を推進していくか、一番市民にいいものをやっぱり考えていかななくてはいけないと思います。

ここで議論しております高齢者の事故、本当に毎日のように起こっているわけですので、つくっているチラシだけでいいのか、この辺はもっと違う補助金があるんだったら、そういったものを使いながらでも、どういった形がいいのかちょっと勉強させていただかないと、今、私のほうで答弁することはございませんけど、また市長会等でも多分議題には上がると思いますので、そういったときには発言したいというふうに思っております。

それと、公共交通機関、バスの充実、今からやっぱり車に乗らなくなっていくと、やはりみなくなるバスだったり、乗合タクシーだったり、そういったものを充実していくことは、水俣は特に高齢化が進んでおりますし、必要だというふうに思っておりますので、そういったところも積極的に検討していきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で、谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午後0時4分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 こんにちは。

無限21の藤本壽子です。

今議場での最後の質問となりました。歴代の議員の皆様、そして市民、関係者の皆さんに本当に敬意を表したいと思います。

さて、11月30日、川内原発を考える肥薩ネットワークの議員の皆さんと鹿児島県の三反園知事に要望書を持っていきました。

要望書を手渡し、記者会見まで時間がありましたので、勧められるまま県庁の屋上に上ったのですが、驚きました。桜島の絶景が窓ガラス一面に広がって、思わず、うわーと声を上げました。桜島は、頻繁に噴火し、市民は、その灰に悩まされています。水俣にもたまたま飛んできます。それでもこの風景を見て励まされるのは、なぜなんだろう。それは、地球の底から湧き出てきた命の姿のようなものを感じるからではないかと思うのです。ここから、市来・串木野・川内・阿久根・出水、そして水俣へ海岸線は続き、長い間、人々は豊かな自然に恵まれながら暮らしてきました。原子力発電所事故は、このようなつましい暮らしを根底から破壊してしまいます。私は、この日、桜島の姿に励まされながら、ふるさとを失うことだけは避けたいと改めて思いました。

以下、質問に入ります。

1. 水俣病公式確認60年事業の内容とその目的、成果について。

公式確認50年に当たって、水俣に関係した人々の本があります。読み返すとそれぞれの思いに胸が熱くなります。あれから10年がたちました。また節目の大切な年となっています。

以下、質問をいたします。

①、どのような事業内容であったのか。

②、水俣病犠牲者慰霊式は、どのような位置づけで行われたのか。

③、水俣病資料館は、水俣病公式確認60年、設立20年の節目でリニューアルをしていますが、どのような内容に変更したのか。

次に、2、水俣市の原子力災害対策計画についてお尋ねします。

川内原発を考える肥薩ネットワークでは、避難計画に関する質問を阿久根市・出水市・伊佐市・水俣市の4市に送り、それぞれの自治体と質問項目をもとに話し合いをしました。水俣は11月7日でした。結論としては、避難計画は不備であることがわかりました。

ここで、質問をいたします。

①、原子力災害対策計画ができた経緯は、どのようなことか。

②、計画の2節1の配備体制の中に警戒態勢をつくるに当たり、県から異常事態を受けた場合とあるが、具体的に県とその体制について協議しているのか。

③、2節2における防災関係機関の事務、または業務とあるが、その内容と現在の進捗状況はどのようになっているか。

次に④です。11月7日、川内原発を考える肥薩ネットワークで、水俣市への質問が提出され、それについて質疑応答がなされています。その内容はどのようなものだったか。

最後に、水俣市の定住、移住促進事業についてお尋ねしたいと思います。

人口が自然減していく傾向は水俣だけではありません。多くの地域が抱えています。

しかし、そんな中でも人口2万3,000人、何とか人口の社会増を実現し、頑張っている大分県豊後高田市というまちがあります。この取り組みを参考にしながら、水俣市の今後の施策について質問していきたいと思います。

①、過去5年間の水俣市の人口における転出数、転入数の推移はどのようになっていますか。

②、移住者向けの住宅支援はどのようになっているか。

③、子育て支援策はどうなっているか。

④、移住者への就労支援はどのようになっているか。

⑤、水俣市の移住、定住への誘い文句は、どのようなことか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 藤本壽子議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣病公式確認60年事業の内容とその目的、成果については私から、水俣市の原子力災害対策計画については副市長から、水俣市の定住・移住促進事業の進捗状況については、総合政策部長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、水俣病公式確認60年事業の内容とその目的、成果について順次お答えをいたします。

まず、どのような事業内容であったのかとの御質問にお答えをいたします。

水俣病公式確認60年事業は、ことし水俣病公式確認60年を迎えるに当たり、水俣病発生地域の

再生・融和の促進や、水俣病発生地域の内外に向けた効果的な情報発信を行うことを目的として、民間団体等から事業の企画・提案を募り、目的に即した効果的な事業を提案された団体に対して、その事業費の一部を補助する事業となっております。その結果、市内の水俣病関係団体を初め、各種団体から11事業の提案があり、熊本県が内容を審査し、9事業を採択しております。

採択された事業の中には、水俣病患者・被害者の方が中心となって市民との交流を目的とした石川さゆりコンサート等事業や、歌や踊りを通じて患者・被害者や障がい者と市民、子どもたちとの交流と水俣病の教訓である命の大切さを伝えることを目的とした、いのちこそこのさきこれからの10年をつなぐ一歩事業、東日本大震災の被害を受けた福島の中学生と水俣の中学生、そして九州管内の中学生との交流を目的とした中学生九州サミット in みなまた事業、水銀の危険性について海外での情報発信を目的とした水俣病の教訓を生かすためのセミナー開催事業などがございます。

これらの事業の実施は、水俣病の公式確認から60年を迎えた水俣病の経験をもとに、命の大切さ、環境の大切さといった水俣病の教訓を広く発信するとともに、水俣病患者や被害者、一般市民等と一緒に取り組むことによって、もやい直しにつながるものと考えております。

次に、水俣病犠牲者慰霊式は、どのような位置づけで行われたのかとの御質問にお答えをいたします。

水俣病犠牲者慰霊式は、水俣病の犠牲となって亡くなられた、全ての命に慰霊の祈りをささげるとともに、水俣病がもたらした多くの深刻な被害を再認識し、環境破壊に対する反省と環境再生、創造への誓いの念を地域住民で共有しながら、全世界に向け生命、健康、環境のとうとさを訴えていくことを目的に、平成4年から水俣市と水俣病犠牲者慰霊式実行委員会の共催で、水俣病の公式確認日となる5月1日に毎年実施しております。

公式確認から60年を迎えたことしの慰霊式につきましては、熊本地震の影響により10月29日に延期しましたが、患者遺族の皆様を初め多くの市民に、また山本環境大臣、蒲島熊本県知事などにも御参列いただき、祈りをささげていただきました。

公害のまち水俣が、環境モデル都市、日本の環境首都になれたのは、水俣病のとうとい犠牲と、そこから得られた教訓がベースにあります。そこで、水俣病で犠牲になられた方を慰霊することは、現在を生きる私たちの責務と考えております。

次に、水俣病資料館は水俣病公式確認60年、また設立20年の節目でリニューアルしたが、どのような内容に変更したのかとの御質問にお答えいたします。

水俣病資料館は、平成5年1月に開館し、これまでに延べ97万人を超える来館者を迎え入れております。二十数年が経過する中、最近の状況では、年間約4万人の来館者のうち、約6割を小学生と中学生で占めております。

改修前の展示について、展示情報を文字で表現する部分が多い状況であったため、子どもたちにとって学びにくい部分があるとの指摘を、以前より学校関係者から受けておりました。このような中で、水俣に関する水俣条約の批准や水俣病公式確認60年を迎えるに当たり、水俣を訪れる方々の最初の窓口となり得る重要な施設として国や県に御認識いただき、改修に係る財政的支援を受けて、館内展示資料の全面的な改修を行うこととなりました。

改修に当たっては、水俣病問題の現状を確実に踏まえつつ、これからの次代を担う子どもたちにとっても、わかりやすい表現とともに、水俣病の教訓を生かし、未来への希望に結びつけられるような内容を目指しました。

展示の構成は、水俣病が発生する以前、豊稔の海に支えられた豊かな暮らしの風景や、企業城下町として発展する水俣市の姿など、地域を取り巻く社会的な背景から始まり、水俣病の発生につながります。海の異変から地域の異変へ、水俣病の被害の発生から拡大へ、排水がとめられなかった社会的な背景から、企業・国・県の責任へ、そして、困窮する被害者の苦しみへと続きます。

次に、水俣病の症状や被害の広がりを知りやすく解説したのちに、認定制度や裁判の様子、そして、差別やいじめの構図など社会的な被害について展示しています。一番奥には配置する視野狭窄や感覚障害など、水俣病症状の体験コーナーを挟み、水俣再生に向けた取り組みについての解説が始まります。水俣湾等公害防止事業を初めとする水俣湾環境復元事業、環境創造みなまた推進事業や、もやい直しの取り組みなど地域コミュニティ再生への取り組み、そして、水俣市民が主体となって取り組んできた環境モデル都市づくり、環境首都に向けたさまざまな事業を紹介しております。

最後に、水俣病について学ぶ人々に対して、水俣病の教訓をこれからどう生かすかとの問いかけを行い、展示を締めくくる形としています。

子どもたちが館内を見学する際には、職員が幾つかのポイントに立ち、資料の説明など解説による補足も行っており、多くの学校から展示も含め、わかりやすくなったと好評を得ております。

これからも水俣病資料館が、水俣病の歴史と教訓を通して、命や人権、環境を守ることの大切さを学ぶために貢献できればと考えております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 大変長い、そして熱意のある御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

水俣病公式確認60年ということで、国内さまざまところで、水俣市民や水俣病の被害者に思いを寄せて、記念の事業が行われています。東京でも行われました。

水俣病は、水俣病の被害者だけではなく、水俣の市民、そしてチッソで働いた人々、そして、私のようにチッソ関連で入る電気工事屋だった私たちの家族、父になりますけれども、運命にも

深くかかわりました。水俣病が起こらなかったまちと比較すれば、さまざまな悲しみ、苦悩、人生をかえてしまうほどの人々の歩みがあったというふうに思っています。

私は、水俣病公式確認60年事業に申し込んだ市民の活動も、水俣病の経験からこのまちをどうしていくのかという、それぞれのメッセージが感じられる大変有意義なものだったと認識しています。

市長が、今るおっしゃっていただいたように、市民もきちんと受けとめて、この水俣病公式確認60年事業に自分たちの思いを乗せたというふうに思っておりますが、そんな中なんですけれども、ことしの夏の初めでした。私が育ったのが、チッソがありました滋賀県の守山市のほうに住んでいたんですけれども、突然おじの会社に勤めていた人から電話がありました。奥さんがこちらの出身の方で、隣が魚屋だったんですね。魚をいっぱい食べたので、ぐあいが悪く、水俣病の症状で悩んでいるということでした。おじの会社で賄いをしていたおばさんだったんですけれども、とてもきれいな方で、思い浮かべて、その苦悩を知りました。私は、知る限りのことを手紙に書いて、できるだけ前向きに生活していただくように送りました。

そして、また知人から東京の方がぐあいが悪く、水俣病の申請をしたいのだけれどということ、ちょうど本当にきのうだったんですけれども、そのような電話もいただいたりして、もういかげん水俣病はよかろうと、そんな記事を読みました。水俣病犠牲者慰霊式も毎年行わないでもいいんじゃないかという声もあったというふうに聞いています。しかし、現実に被害者の苦しみは続いています。そして、裁判も続いています。

その当時、20万人の人たちが不知火海一帯には住んでいたわけですから、そのことの被害の実情を考えたとき、それは今の現状というのは、本当に混沌としているんだなということ、また改めて感じているところです。

そこで、私はこの水俣病犠牲者慰霊式に対してなんですけれども、水俣が全国に、世界に慰霊の思いを二度と再び起こしてはならないという決意を発信することは、被害者だけではなくて、全ての命を守るという思いを、世界中に発信することだと思っています。これは、私たちにとっても誇り高い式典であるというふうに思っています。

ここで改めてなんですけれども、市長に今後ともいろいろ内容を考えながらも、ぜひ毎年きちんと取り組んでいただけないかということ、まず1番目の質問にしたいと思います。

それから、水俣病の資料館です。語り部など、伝える人たちの高齢化の問題もありますけれども、市民のほうから少しの工夫をしてはどうだろうかという提案もあっていました。今、水俣に学ぶ肥後っ子教室ということで、県内の小学5年生の方たちがいっぱい来ていただいているんですが、語り部の講話を聞きに来る中で、やはりことしの熊本地震というのは、子どもたちにとっても1つの節目だったんじゃないかなというふうに思っているんですね。

被災をしたということは、水俣病の被害者の方もそうですけれども、やはり同じような、何か感じる気持ちや、子どもたちにもあるのではないかと。福島の子どもたちもそうだと思うんですけども、そのような中で、やはり講話の内容などに、例えば子どもたちのほうから、もう少し自分たちの被災のことなども語っていただけるような時間を持つなど、そういう工夫をしていただいて、もっと語り部の方から勇気がもらえるような、そんな講話の時間をつくっていただけないかなというふうに思い、提案をしたいと思います。これが第2の質問で、これについてどう思われるか、答弁いただきたいと思います。

それから、水俣病資料館には、国内外から多くの人々が訪れています。市長もおっしゃいました、ある意味水俣の1つの大きな顔、玄関であると思います。ここを今後充実させることは、水俣市にとって大変意味のあることです。継続的な水俣病の専門家の配置、中長期的な計画が必要だと思います。もう一度申し上げます、継続的な水俣病の専門家の配置、中長期的な計画が必要だと思いますけれども、これについて、どう思われるか。これが3番目の質問です。

最後に、10月19日に語り部の会から、水俣市へ要望書が出されています。水俣市のほうは、もちろんお受け取りになったと思いますが、その内容はどのようなものであったのか、この4点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 4点、御質問ございました。

水俣病犠牲者慰霊式についてでございます、繰り返しになりますが、現在の水俣市の再生へのさまざまな取り組みは、水俣病のとうとい犠牲とそこから得られた教訓が基本、ベースになっているというふうに考えております。水俣病の犠牲となった全ての命を慰霊することと、水俣病の教訓を後世に伝えることにつきましては、現在を生きる私たちの責務と考えております。

今後も、一人一人が慰霊の気持ちを大切にできるような取り組みや、教訓を発信する取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。水俣病犠牲者慰霊式についても、今後続けていく方向だというふうに考えております。

2つ目でございますが、水俣に学ぶ肥後っ子教室で、熊本県下の子どもたちが水俣病資料館に来てくれております。その中で、検証と工夫についてどう思うかということでございますが、水俣病資料館においては、語り部講話が子どもたちにとってより有意義なものとなるよう、それぞれの学校と来館する前に事前学習、そういった内容を詰めてきていただいております。語り部との調整もその都度行っているというふうに聞いております。

熊本県、そして熊本県教育庁とも毎年、数回連絡会議を行う中で、制度自体の改善について意見交換を重ねているところでございます。水俣病資料館での見学や語り部講話が水俣病を学ぶそれぞれの子どもたちにとって、水俣病への正しい理解、そして生きる希望につながるよう学校ほ

か、関係機関との連携の中で、工夫をしまいにしたいというふうに思っております。

3つ目でございますが、水俣病資料館の継続的な専門家の配置、中長期的な計画が必要ではないかということだったというふうに思います。

ことし、事業といたしまして、熊本大学と委託業務契約を交わしております。学芸員資格を持つ研究員を、水俣病資料館内に配置をいただいているところでございます。既存資料の整理、資料収集のための調査などに加え、展示の手法や今後の水俣病資料館のあり方などについて、研究・調査をいただいているところでございます。

議員が述べられておられます継続的な水俣病の専門家の配置や中長期的な計画など、運営に係る体制や、今後の活用法につきましては、具体的な委託業務の成果や報告をもとに、今後水俣病の正しい歴史や教訓を情報発信し続けるためにも、検討してまいりたいというふうに考えております。

4点目でございますが、要望書ですね。語り部の会からの要望書の内容はどういったものかということでございます。うちのほうで確認しましたら、3点中身はございました。

1つ目が、引き続き水俣病資料館の充実に対するものがございます。それと、先ほど言いました中長期的計画が必要であるため、総合コーディネーター、水俣病専門家等の長期的な配置を行い、解説員や語り手等をお願いをしたい、これが1点目でございます。

2点目が、水俣病を語り継ぐこと等、それと啓発活動に対するものでございます。そして、水俣に学ぶ肥後っ子教室や、水俣病啓発事業等、学校現場との連携協定を推進するとともに、水俣病資料の世界の記憶登録推進をお願いしたい、これが2点目でございます。

3つ目が、行政や市民とチッソ株式会社との連携に対するものでございます。チッソの被害者保障完遂はもちろんのこと、水俣・芦北地域に残る水俣病への偏見の打破や、多様な啓発活動に行政や市民、チッソが協力して行えるよう御尽力をお願いしたいという、この3点でございます。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁、ありがとうございました。

私も水俣に学ぶ肥後っ子教室というのは、水俣に住んでいる私たちにとっても、とても大事なことじゃないかというふうに思っていて、これを充実させていただきたいということを心から思っています。

それで先日、熊本日日新聞に、茂道の杉本さんたちがやっておられます、やうちブラザーズのことを載っていました。そのやうちブラザーズを主題に、小国町の小国小学校の子どもたちが人権劇をするということで掲載されていました。

私は、本当に子どもたちが、どんなふうにとめて帰ってくれているのかなと思ったんですけども、県内の子どもたちが水俣病の被害者に寄り添ってくれて、それを受けとめ、動き出し

てくれているということで、大変うれしく思いました。語り部の中の要望にもあったようですが、この水俣に学ぶ肥後っ子教室など、これからもっといろいろ充実をしていただくということが、1つまた大きな内容になってくると思います。

広島平和記念資料館にもちょっと電話して聞いたりしたんですけども、広島平和記念資料館のほうは、きちんと毎年度ごとの計画とかももちろん持っておられますし、中長期的な計画ということでも、やはりさまざまなことを考えていらっしゃるということを知りまして、私は、水俣病のことをきちんとやっぱり後世に伝えていただきたいと思いますので、重ねて質問をしたいと思うんですが、中長期的な計画、また総合コーディネーター、それから水俣病の専門家などの配置ということ、水俣病公式確認60年を期にぜひ行っていただけないか。そしてもう一つは、水俣環境アカデミアとの連携ということもあると思います。いろんな形で水俣環境アカデミアに寄って来られる学生、先生方とも連携しながら、今後のことを模索していく必要があると思いますので、このことについてどう思うか、第3の質問の1番目にしたいと思います。

最後に、要望書の中に市民・被害者・チッソ・行政が一体となり、水俣・芦北地域に残る偏見の打破、啓蒙活動に協力していけるよう、御尽力をお願いしたいというのがあったと思うんです。私は今、被害者の方たちはそれぞれの思いの中で裁判を起こしておられたり、またさまざまな立場があると思うんですけども、ここで水俣市に頑張っていただきたいのは、そういう中であっても、同じテーブルで被害者、それからチッソ、行政、市民が一体となって話し合う機会をぜひ持っていただきたい。みんなが別々にいろんな考えを持っているのではなくて、同じテーブルで、もしよければ話し合うような機会を持ってもらって、それぞれの思いをぶつけてもらうような会を、水俣市のほうから提案していただけないかというふうに思います。

以上2つです。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 1点目の中長期的なもの、また配置でございますね。水俣病の専門家、先ほども答弁したように、今後検討していきたいと思っておりますし、水俣環境アカデミアの連携というところでは、水俣環境アカデミアはいろんな産学官、いろんな形で入っていらっしゃいますので、その中で、水俣環境アカデミアとできるものというのものもあるのではないかというふうに思っております。

また、水俣病について、チッソ、水俣市、市民、患者さんですかね、そういった話し合いの場を市が音頭をとってということでございましょうけど、これについては、まだ私たちも提案されたばかりでございますので、今後検討する課題かというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市の原子力災害対策計画について、答弁を求めます。

本山副市長。

(副市長 本山祐二君登壇)

○副市長(本山祐二君) 次に、水俣市の原子力災害対策計画について、順次お答えいたします。

まず、原子力災害対策計画ができた経緯は、どのようなことかとの御質問にお答えいたします。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震による東京電力福島第一原子力発電所事故では、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が広範囲に及びました。本市から約50キロメートル圏内にある九州電力川内原子力発電所で万一、同様の事故が発生した場合、規模や風向きによっては本市へ影響を及ぼす可能性も否定できないため、平成24年度に原子力災害対策計画を作成いたしました。

次に、計画の2節1の配備体制の中に警戒態勢をつくるに当たり、県から異常事態を受けた場合とあるが、具体的に県とその体制について協議しているのかとの御質問にお答えいたします。

まず、異常事態は、情報収集事態と警戒事態の2つに分かれます。情報収集事態とは、原子力事業所立地市町村において震度5弱以上の地震が発生した場合のことです。警戒事態とは、原子力事業所立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合や、大津波警報が発令された場合、また、原子力施設の重要な故障などが発生した場合のことです。いずれの場合にも熊本県からファクス等により情報提供を受け、業務に当たることになっております。

次に、2節2における防災関係機関の事務、または業務とあるが、その内容と現在の進捗状況はどの御質問にお答えいたします。

原子力災害対策計画の2節2には、防災関係機関として、本市、熊本県、熊本地方気象台など計14機関のそれぞれの事務、または業務について記載しております。本市の事務、または業務は、原子力防災に関する住民等への知識の普及や啓発、住民への原子力災害に関する情報伝達、住民避難等に関する広報や指示、原子力防災に関する訓練の実施などとなっております。これまで、川内原子力発電所及び昨年、鹿児島県で実施された原子力防災訓練時に、担当職員が視察を行うとともに、熊本県との情報伝達訓練も行っております。

今後については、原子力防災に関する住民等への知識の普及や啓発について、ホームページ等で行ってまいりたいと考えております。

また、原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成については、県内または近隣にて研修会等が開催されたときには、担当職員を参加させたいと考えております。

次に、11月7日、川内原発を考える肥薩ネットワークで水俣市への質問が提出され、それについて質疑応答がなされたが、その内容はどのようなものだったのかとの御質問にお答えいたします。

11月7日、藤本壽子議員を含む川内原発を考える肥薩ネットワークの方10名が来庁されま

した。

川内原子力発電所災害時における本市の防災計画、災害時の体制、被災者の受け入れ態勢などについて、事前に質問をいただいた12項目の内容に対する回答を行いました。

その一部を紹介しますと、まず出水市民を受け入れる避難施設について、急傾斜地崩壊対策危険区域など、危険な地域に立地していないかとの質問に対して、8施設が該当していますとの回答を行っております。

物資について、避難に必要な物資は、いつ、誰が準備するものと認識しているのかとの質問に対して、本市においては、原子力災害時に避難者の受け入れ及び避難所の提供のみを行いますとの回答を行っております。

また、スクリーニングの実施について、どこでスクリーニング検査を行うか把握しているかとの質問に対して、どこでスクリーニング検査を行うか、国及び鹿児島県から情報の提供があつておりませんとの回答を行っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

あらかじめ4つ質問をしたいと思っております。私が福島県飯舘村のことをよく例に出しますのは、御存じのとおり福島第一原子力発電所から40キロメートルから50キロメートル、ちょうど水俣市と同じ距離にあるということで、飯舘村のことをきょうも申し上げます。

飯舘村は、3月11日に地震がありまして、30キロメートル圏内の住民を受け入れておりました。ところが、14日ごろから、福島第一原子力発電所事故があつたことを知り、国・県から飯舘村への避難に関する情報があるかなというふうに思っていたが、なかつたため、本当はあつたんですけども、ちゃんと準備をしていたと言っていたんですが、なかつたため、村独自でモニタリングをしました。

このような状況だったということで、国・県の指示といつても、さっき熊本県からファクスが来るというようなことがございましたけれども、結局、村役場職員による放射能計測、そのことが決め手になって避難したという実情がございました。

それで、私はモニタリングポスト、今、熊本県環境センターのところに1つあるということなんですけれども、水俣市の場合は、県が関与しない水俣独自のものというのも、ぜひ備えをしていただけないかと。なぜかといいますと、まず放射能が、今どのような現状であるかということを知るということから全てが始まっていくので、そのところはまずどうしても準備をしていただきたいと。もうとにかく逃げようと思う人は逃げますし、そのところはとめることはできないと思うんですけれども、モニタリングポストの大事さというのは、そこではないかというふう

に思って質問をしたいと思います。

次に2番目ですけれども、もう私どものところにある計画の中身は申し上げません。9月議会において、私は、水俣市は、独自の避難計画を持つべきではないかというふうに申し上げています。そのときの水俣市の答弁は、国の主体的関与がなければ、不可能ということだったんです。しかし、この水俣市の計画の中では、先ほど申し上げたような項目の中に、熊本県が実施すべき内容ということで、幾つかずっと水俣市とリンクしているような項目がございます。私はもう国が関与しないのであれば、熊本県とともに、とにかく早く実効性のある避難計画を、できるところからしていただけないかというふうに思って、これを2番目の質問にします。

次に、3番目ですけれども、安定ヨウ素剤です。

安定ヨウ素剤のことでは、担当課と市長のニュアンスがちょっといつも違うんです。市長は、安定ヨウ素剤を準備したいというふうに思っているということなんですけれども、現実的に担当課のほうとしては、この間も川内原発を考える肥薩ネットワークの質問に対して、準備はできていませんという答えでありましたが、そのところはぜひ市長、埋めていただけないかというふうに思っています。

今申し上げたように、モニタリングをすることがまず大事、それから子どもたちの命をまず何がなくとも守るといふ、この2つのことはきちんとしなければいけないんじゃないかと思いますので、そのところをお尋ねします。

それから4番目に、水俣市の地域防災計画の中に、原子力防災対策計画というのを今申し上げたように持っております。なので、防災会議の中に委員会などを立ち上げて、早急に対処すべきではないかという意見も今、市民の間からも出てきております。これについても検討いただけないか。

きのうだったと思うんですけれども、議会のほうにも原発避難計画を考える水俣の会のほうで陳情が上がっておりまして、まだ議員の皆さんの手元に来ていないと思うんですが、原発避難計画を考える水俣の会の方は今回陳情するに当たって、150人ぐらいの方にアンケート調査が行われます。その中で、専門委員会の設置が78人、それから市議会での論議が53人、それから、防災会議の論議が全部必要という人たち42人という、市民の声が多く上がっております。

議会の総務産業委員会の中でも陳情についての議論がありましたときに、できればその防災会議の中で委員会を立ち上げるなり、きちんとした方たちがメンバーにいらっしゃるのでは考えられないかという意見もございました。

それで、今4つ目の質問ですけれども、そのことをどのように思われるかお尋ねしたいと思います。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 藤本壽子議員の第2の質問、4つの件につきましてお答えさせていただきます。

まず、水俣市独自でモニタリングポストをできないかということでございますけれども、先ほどもありましたように、水俣市では熊本県の環境センターに設置されておまして、県内では6カ所モニタリングポストが設置されております。このモニタリングポストによる測定結果というのは、原子力規制委員会のホームページ等で確認することができるため、その情報を活用しているところでございます。このほかにも、緊急事態におきましては、国・地方公共団体・原子力事業者は、速やかに緊急時モニタリングを開始することになっており、まず既存のモニタリングポストのほか、可搬型モニタリングポスト、モニタリングカーによる測定、サーベイメータによる測定、航空機モニタリングや海域モニタリングなどが実施されることになっております。

これらの点を踏まえ、また、そして今回ちょっと調べさせていただいたんですけれども、モニタリングポストの経費といいますのが、最初の設置のときにも、ある程度かかるようなことを聞いております。そして、維持費につきましても、何十万じゃ済まない、年間約600万円近くかかるようなこともございます。

それらの点を踏まえますと、現時点ではなかなか難しいのじゃなかろうかなというふうに考えております。

次に、2番目の水俣市独自の避難計画の策定でございますけれども、これについては、先ほども申されましたように、9月議会で市長のほうも独自のにはつくりにくい、特に実効性があるかという部分になりますと、なかなか難しいのかなと思っております。ただ、避難計画の中で、全体の避難計画を全部つくるということは難しいかもしれませんが、水俣市独自で検討すべきことがあるのかどうかについては、ちょっと考えさせていただきたいなというふうに思います。

次に、安定ヨウ素剤の配布についてでございますけれども、これにつきましては、市長と担当課のほうで考えが違うということではございません。必要性というのはわかりますけれども、やはり保存方法とか配布方法等、それらの面を含めまして、今検討を進めているところでございます。

今、前に視察に行きました滋賀県の大津市とか、そういうものをちょっと調べておりますけれども、やはりそこもどのように、どれだけの量を買うべきなのかとか、保存方法について、いろいろ違っております。どうあるべきかというのは、いろいろ課題があろうかと思っておりますので、やはりそれらを踏まえないとなかなか、ただ買うだけでは意味がないんじゃないかなというふうに考えております。

次に、防災会議でございますけれども、本市の地域防災計画の改正等につきましては、法律の

改正及び国・県の防災計画の変更に対応しながら、防災会議の委員に協議を行っていただいているところでございます。

御質問の原子力災害対策に関する件につきましても、防災会議の中で検討いただくということで、新たに委員会を立ち上げるまでは必要ないんじゃないかなというふうに、現時点では考えております。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3番目の質問の前に、この安定ヨウ素剤のことは、高岡朱美議員もですけれども、もう1年余り質問をして、市長に答弁いただいております。早く対処していただけませんか。いつ事故が起こるかかわからないんですね。だから、とにかく早く対処をしていただきたい。

それから、先ほど航空機での観測というのを、副市長のほうでおっしゃっていただきましたけれども、航空機での観測はどこがすると思われていますか、国がするんですね。

それで、市長は、国はこの原子力災害の避難計画には関与していないとおっしゃっておりますけれども、実は側面から関与をしているわけですね。私は、国は本当に無責任だというふうに思っているんです。はっきり言いまして、費用のかかるようなこと、そして具体的にきちんとなさなければいけないことから逃げて、どうしてもここだけは見ておかなければいけない、航空機による放射能の測定、そういうことには関与していくという姿勢だというふうに、私はもう本当に憤りを持っております。

それで、先日、熊本日日新聞の読書の欄にこんなことが書いてありました。福島原子力発電所事故による損害賠償費用ということで、除染費用、廃炉費用の合計は10月現在でトータルで22兆円を超えてしまっています。それだけの費用を投入しても、なお除染は済まないし、廃炉費用はまだ試算すらできていません。原子力発電のコストは想定できないほど高いのです。だから、アメリカやイギリスも経済的にペイできないと、原子力発電所の廃炉を進めたり、新設計画を保留にしたりしている現状です。

問題なのは、原子力発電所事故後の賠償費用などは事故を起こした東京電力から切り離し、原子力支援機構なるものを設立し、事実上、原子力発電所事故の後始末費用の約7割を国民に押しつけようとしている。原子力発電を推進してきた国や電力会社の責任は棚に上げてのことです。原子力発電のコストは、途方もなく高いのです。命と未来を脅かす、私たちが孫に残したいのは、そういう電気なのではないかということ、一主婦の方が書いておられました。

私は、これを見ただけでも、この間も改めて4市で調査をしましたときに、どこの市町村もきちんと避難計画ができていないんですね。水俣市のほうも、先ほど副市長がおっしゃったように、避難者を受け入れる側の問題点も多々ございます。

そんな中で、本当に市民の命が守れるのか。改めて市長にもうたびたび御質問して申しわけな

いんですけれども、本当にこんな中で川内原子力発電所を再稼働させていいのかというよりも、市民の安全を守れるのかということ、ぜひここでもう一度、市長のほうからお答えをいただきたいと思います。

そして、あと要望なんですけれども、鹿児島県の三反園知事は、今、大変メディアのほうからいろんな形で不満をいろいろ言われておりますが、こういう南日本新聞の社説がございました。知事の姿勢は、県民の理解が得られるかという内容でした。

知事が公約だった川内原発の検討委員会は、県議会、今月の16日に予算が通る予定なんですけれども、それも不透明です。それでよいのか。県民の声を受けとめているのかという厳しい論調です。知事は脱原発を掲げて当選しました。であるなら、再稼働に向き合う姿勢が試金石となることを肝に銘じる必要があるということを社説の中で書いています。

原子力発電所の安全対策に終わりはない。再生可能エネルギーの普及もこれからだ。当面の対策を初め、中長期的なビジョンを早く示してほしいということ。これは鹿児島県民だけでなく、私たち熊本県民も同じように思っている人が多いのではないかと思います。

そして、私が西田市長をぜひ市長にとお願いした1つに、公約の中に、私たちとともに再生可能エネルギーをつくりながら、脱原発を目指しましょうということがあったというふうに思っています。市民の思いをぜひ受けとめていただきたいというふうに結びたいと思います。

質問は1つだけです。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員、ちょっと確認いたします。

質問は1点ということなんですけれども、確認ですが、市長の再稼働に対する考え方を問われるわけですか。それか、市民の安全についての市長の考え方、どちらになるんですか。

○藤本壽子君 両方お聞かせ願えればと思います。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 市民の安全、どう考えるかということで、原子力災害の避難計画、もうかなり前からいろいろ議論をさせていただいておりますけど、現時点では出水市から受け入れるというふうに、うちは出水市に約束をしているわけでございます。

その中で、うち独自につくっていく原子力災害の避難計画というのは、もう何回も言っておりますけど、国からきちっと指導をしていただかないと、来ていただいて、逆に私たちがよそにと、そういった原子力災害避難計画というのは、なかなか難しいというふうに考えております。やはり、これは国のほうにもきちっと私たちも声を上げていって、関与していただきたい。現時点では、30キロメートル圏外は不測の事態のときには屋内退避というふうに、国のほうは言っているわけでございますので、まずそこはきちっと押さえておきたいというふうに思っております。

す。

それと、再稼働につきましては、国は新たな知見に基づき、原子力災害対策指針、そして原子力施策のあり方につきまして、絶えず見直しを行っていただきたいというふうに考えております。

川内原子力発電所の事業者である九州電力株式会社には、福島第一原子力発電所の過酷事故から得られた教訓をもとに、安全対策の充実・強化に努め、絶対事故が起こらないというふうなことで、今後とも努めていただきたいというふうに思っております。

考え方として、私たちは将来的に、市として再生可能エネルギーをどんどん進めていく、今、原子力発電に頼るようなまちづくりというか、そういったものは望んでないというふうに思っております。

川内原子力発電所につきましては、今のように動いてしまっているものにつきましては、事故が起こらないように努めていただきたいということでございます。

それと、安定ヨウ素剤につきましては、前から議論させていただいておりますが、大体予算は30万円ぐらいじゃないかと大体わかっているんですけど、事故が起こったときに、じゃ職員が配るのか、どこかに備蓄してそこに取りに来ていただくのか、じゃ無責任に配布をするのか。そういった議論がちょっと私たちできていませんもんですから、先日もそういったよその安定ヨウ素剤を持っているところが、その配布の部分はどうするのかというのを確認するように、今指示をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市の定住移住促進事業の進捗状況について答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

（総合政策部長 緒方克治君登壇）

○総合政策部長（緒方克治君） 時間が迫っております。少し早口になりますが、御了承いただきたいと思っております。

次に、水俣市の定住移住促進事業の進捗状況について、順次お答えします。

まず、過去5年間の水俣市の人口における転出数、転入数の推移はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

水俣市の過去5年間における転出数、転入数については、転出数が転入数を上回っております。毎年10月1日から翌年9月30日までの人口の動きをまとめた、熊本県推計人口調査報告によると、順に、平成23年転入数762人、転出数892人で130人減少、平成24年転入数837人、転出数894人で57人減少、平成25年転入数774人、転出数942人で168人減少、平成26年転入数805人、転出数913人で108人減少、平成27年転入数650人、転出数932人で282人減少、以上となっております。

次に、移住者向けの住宅の支援はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

移住者向けに限定した住宅支援は、現在のところ行っておりませんが、水俣市における空き家を有効活用し、本市への移住定住を促進するため、空き家バンク設立に向けた準備を進めているところです。

次に、子育て支援策はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

まず、定住・移住を促進すると思われる子育て支援について説明します。

本市での新たな子育て支援策として、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくることを目的とし、子育てに係る経済的な負担軽減を図るため、出生した子どもの保護者や養育者に支援金を支給する、子ども子育て支援金給付事業を本年4月以降出生の子どもを対象として実施しております。また、10月からは、病気または病気回復期にある子どもを家庭で保育できない場合に、専用の施設で一時的にお預かりする病児・病後児保育事業を開始しました。

次に、子ども医療費助成事業は、中学校3年生までの子どもを持つ保護者に対して、子どもが病気やけがで診療を受けた際の自己負担金分を助成しています。さらに、所得に応じて保育所や認定こども園の保育料を国基準よりも低く設定し、保護者の負担軽減を図っております。また、子どもの養育がさまざまな事情により一時的に難しくなった場合は、短期間預かるショートステイ事業、保護者が仕事などの理由で帰りが遅くなり、迎えにくるまでの世話をを行うトワイライトステイ事業や、一時的に子どもを預かるファミリーサポートセンター事業を実施しています。このほかにも、就学前の児童を一時的に預かる一時保育、休日に預かる休日保育、保育時間を越えて預かる延長保育を初め、ひとり親家庭等医療費助成事業などがあります。また、療育や虐待等に関する児童相談員の配置などの体制も整えております。

このように、本市においてUターンやIターンなどの定住移住を検討している方が、よりよい働き方や子育てしやすい環境であることに注目していただけるよう、今後も市関係各課及び関係機関等と連携を図りながら推進してまいります。

次に、移住者への就労支援はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

現在、移住者向けに限定した就労支援は行っておりませんが、本市における起業等に興味のある方も参加可能な人材育成事業を実施しております。また、就労支援の1つとして、熊本県で実施する熊本県Uターンアドバイザー制度等の紹介を行っております。この制度は、県が県内各ハローワークと連携し、熊本で生活し、働きたいという県外在住者に職業相談や就業支援を行うもので、専門の相談員が無料電話での相談対応も行っております。また、Uターンして就職する場合には、引っ越し料、交通費といった移転費用の一部を最大30万円受け取ることができる助成事業もあります。

次に、水俣市への移住定住への誘い文句はどのようなことかとの御質問にお答えします。

水俣市への移住定住について誘い文句となるのは、山、川、海のある豊かな自然環境、コンパクトな市街地、子育てしやすく、安心して暮らせるまちであるということだと考えています。

例えば、河川については、熊本県きれいな河川として平成24年度は第1位、平成25年度は第2位となるなど、水俣川上流域の水域類型は最高位のAAランクとなっております。また、地方公共団体で実施する海水浴場水質調査においても、湯の児海水浴場は最高ランクのAAとなっております。

また、公的な統計情報をもとに、全国の市町村の住みやすさを総合評価した全国住みよさランキングにおいて、本市は安心度の部門で、2014年は全国第5位、2015年は全国第9位にランクインしており、平成27年度の統計情報では、犯罪、火災、交通事故の発生件数は、熊本県内14市の中で最も少なくなっています。その他、医療環境は人口10万人当たりの病院数が22.2、診療所数が96.4となっております、熊本県内で第1位となっております。

また、先ほど子育て支援策として答弁いたしました、保育環境についても、保育所入所の待機児童数が過去10年以上ゼロとなっており、病児・病後児保育施設や学童施設もあるなど、充実しております。

以上のことから、安心して暮らすことができるまちということができるとおもいます。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

水俣市のよいところを、私も改めて今回定住化策を勉強する中で、いろいろと発見をいたしました。

そこでなんですけれども、大分県豊後高田市のことをきょうは申し上げますということで、定住ガイドブックというのが、この間、豊後高田市に行ってもらってきたんですけれども、3つございます。

それで、1番目のこれは、本当にお誘いのものなんですけれども、若い人たちが写真に載って、おいでおいでみたいな感じになっているブックですね。それから、これはもう本当に詳しい135に及ぶ豊後高田市のいいところですよ。それを数値を上げて、赤い字で書いてあるもの、この3つのガイドブックがあるということなんですけれども、ここで1番目の質問なんです、水俣市の移住定住ポータル情報ガイドブックには、水俣市をお勧めする理由というのが書いてあるんですね。ちょっときょう持ってこなかったんですが、ちょっと謙虚過ぎるなと思ひまして、まずはばんと、どんなことができるまちなんだということと言うと、夢がかなえられるまちへとか、それからあなただけのライフスタイルが見つけれられますよとか、そういうふうな前向きなイメージに変更ができないのかどうかということ、まず第1質問でしたいと思ひます。

それから、豊後高田市は、先ほどせっかく答弁いただきましたので申し上げますと、平成23年から平成27年までに人口の社会増というのがございまして、もちろん御存じだと思いますけれども、自然減ではなくって、移住していくのと、それからこっちに戻ってくる人とのことで、離れていく人よりも入ってくる人のほうが多いということで、それを社会増というらしいんですが、豊後高田市の場合は、平成23年から平成27年までの数値が163人ふえているそうです。

水俣市は、先ほどございましたが、ちょっとパチパチと計算してみましたら、5年間で745人減少という感じで、トータルしますと、1,000人ぐらいの感じで差があるのかなというふうに思います。やっぱりこれは、このまちに勉強する必要があるんじゃないかなというふうに思いまして、同じ2万3,000人という規模ですので、うちと余り変わらないというところですよ。

それで、1つ思ったのは、やっぱりガイドブックの3つの勢いが違うなというふうに思いまして、例えば定住者向け分譲団地坪単価3万円から、ハッピーマイホーム新築応援奨励金最大30万円、子育て世代いらしゃい引っ越し応援金、お帰るなさい住宅改修事業補助金40万円、多々ある中でも本当にきめ細かいなと思いましたが、脱ペーパードライバー応援金ということで、田舎なので、ペーパードライバーではいかんということで、講習料を2回分1万800円出していたり、もう移住定住などで33ぐらいあるという感じですね。

それに子育て・教育、特に教育の分野では、学びの21世紀塾、教育委員会のほうも昨年行かれておられると思うんですけども、無料学習サポートで県内トップクラスの学力水準を持っているということですね。これは全ていろんな見方ができると思うんですけども、定住促進のためには大変重要な支援ではないかなと思います。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員、残り3分ですので、まとめてください。

○藤本壽子君 そうですか。済みません。

空き家バンクなども率先して、整備していただけないかなというふうに思いまして、ここではぜひ、そういう移住定住のための施策というのをきちんとしていただきたい。それから、ガイドブックについても、もう少しきちんとしたものをつくっていただけないか。それから、移住者のことでは、医療福祉の分野の人というのが、やはり有効求人倍率の中では、大変求めているものが多いので、その分野のところに、帰ってきた人にどのような対策を持てるのかというのが、水俣市にとっては、とても大事なことではないかなというふうに思いまして、早口ではありますけれども、この4つのことをお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（福田 斉君） 答弁できますか。

緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 確認いたします、3つだと思うんですが、もし漏れていたら御指摘ください。

まず、第1点目、パンフレットのタイトルなのですが、もっと前向きな明るいといいますか、夢のあるような言葉に変更できないかということなのですが、御提案いただきありがとうございます。早速参考にさせていただきたいと思います。

続きまして、豊後高田市が結婚生活の応援金とかリフォーム助成、お試し住宅等、いろいろありますけれども、支援策の拡充とか、わかりやすいガイドブックを作成してはどうかという御提案だったと思うんですが、本市におきましても、空き家バンクの整備などを進めているところですので、既に実施している支援策なども含めて支援策の内容とか、あるいはパンフレットも、ここが水俣のいいところなんだというような具体的な数字を挙げて、情報発信の方法をやっていきたいと考えております。

第3番目、医療福祉関係の有効求人倍率が高いということなんですけれども、それについて何か対策は、あるいは仕組みづくりはということだったと思うんですが、確かに移住された方にとって、仕事の確保は、非常に関心事が高いものと思います。まずはハローワークなどの関係機関に御意見をお聞きしながら、検討させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 あとは、済みません。私の時間の使い方がよくありませんでしたが、ここで1つだけぜひお願いしたいのは、ウェブとか定住ガイドなどでPRする、とにかくPRしなければいけないと思いますので、帰省シーズンの盆とかそういうときには市報で特集したり、豊後高田市の場合はケーブルテレビで放送したり、スーパーのレジにずっとチラシを置いたりとか、そういうふうにするそうです。

孫ターンといって、孫が帰ってきたら10万円とかいうような、そういうのもあって、すごく市民の気持ちをくすぶるんですね。私も孫が帰ってきてほしいなとか思ったりする 때가あって、そういうふうに関わりやすい文字で、どんどん市民が自分の親戚や自分の子どもに帰っておいでよ、帰っておいでと言えるような施策というのをお願いしたいと思います。そして、これは要望にします。

それから、人口の社会増の数値目標、きちんとそれを置いていただいて、豊後高田市の青年会議所の人に聞きましたけれども、市長がもうやめたいというので、あんたやめたらいかんでって。あんた3万人に人口ふやすって言うたやろと言って、飲み会のときに言うんだというふうに言うていましたけど、市民のほうからそれぐらい声をかけられるぐらいの施策ができていけばいいかなと思います。お願いします。

○議長（福田 斉君） 以上で、藤本壽子議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明7日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時43分散会

平成28年12月 7 日

平成28年12月第 4 回水俣市議会定例会会議録
(第 3 号)

一 般 質 問

平成28年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成28年12月7日（水曜日）

午前 9時29分 開議

午後 2時29分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総 合 政 策 部 長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福 祉 環 境 部 長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総 合 医 療 セ ン タ ー 事 務 部 長（久 木 田 美 和 子 君）	総 合 政 策 部 次 長（水 田 利 博 君）
福 祉 環 境 部 次 長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水 道 局 長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
総 合 政 策 部 政 策 推 進 課 長（梅 下 俊 克 君）	総 務 部 総 務 課 長（緒 方 卓 也 君）
総 務 部 財 政 課 長（設 楽 聡 君）	

○議事日程 第3号

平成28年12月7日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-------|---|-------------------|
| 1 | 野中重男君 | 1 | 水俣病について |
| | | 2 | 八幡プール群について |
| 2 | 田中睦君 | 1 | 水俣病問題について |
| | | 2 | 防災について |
| | | 3 | 教職員の勤務実態と健康について |
| 3 | 塩崎達朗君 | 1 | 防災について |
| | | 2 | 地域おこし協力隊について |
| | | 3 | 木質バイオマス発電事業計画について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 本日の議事は議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、きのうに引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 おはようございます。

日本共産党の野中重男です。

もう何人もの同僚議員の方が言われましたけれども、1960年の庁舎落成から56年、この庁舎での最後の議会となりました。この間でいつも話題に上ったのは、水俣病問題ではなかったでしょうか。多くの先輩議員さんや市長部局の方々の議論があったと思います。しかし、いまだに水俣病被害者救済問題、環境復元、地域再生などの課題は解決できておりません。この問題は水俣市

民が、あるいは熊本県民が、そして国民が、市政が、県政が、国政が解決しなければならない課題だと思っています。今回も水俣病問題を基軸にしながら、質問をしたいと思います。

一方、世界では大きな動きが次々と起きています。中国の尖閣諸島や南沙諸島などでの力による現状変更の動き、ロシアのクリミアの併合など、これらは許されないことです。そして、アメリカの軍事派遣主義の破綻と、グローバル資本主義の矛盾が新しい大統領を誕生させました。ヨーロッパでの新たな社会変革の動きもあります。人々が世界で今大きく動き始めているのではないでしょうか。

日本ではどうか、格差と貧困が進んでいます。野村総合研究所の資料で、5億円を超える超富裕層世帯の純金融資産は、1997年の52兆円から2013年には73兆円まで膨れ上がっています。1世帯当たりの保有額は6.3億円から13.5億円に倍増しています。これは、株価のつり上げ政策、巨額の配当によるものであります。

一方、中間層が疲弊しています。厚生労働省調査では、労働者の平均賃金は1997年の432万円から2015年には377万円に55万円下がっていました。そして貧困層が拡大しています。1997年に14.6%だったのが2012年には16.1%まで広がっています。子どもの貧困も同じように深刻さが広がっています。これらは、グローバル経済や新自由主義経済の帰結ではないでしょうか。国家がこのままでいいはずがありません。できることを私もしっかり取り組んでいきたいと思っています。

さて、具体的な質問に入ります。

1、水俣病について。

①、朝日新聞は本年10月3日から数日にわたって、水俣病の特集記事を報道しました。この記事は何を報道しているのか。

②、不知火海沿岸で昭和44年12月以降に生まれた人たちが、認定患者になった人、特措法該当になった人はそれぞれ何人か。

③、水俣病訴訟支援・公害をなくする県民会議医師団（県民会議医師団）は、2016年10月2日、最高裁判所判決後の水俣病検診のまとめを発表している。その中で昭和44年12月以降生まれの人たちの自覚症状や神経所見についてまとめ、コントロール地域の住民と比較している。主なもので結果はどのようになっているか。

2、八幡プール群について。

①、9月議会で、公有水面の埋め立てに関して、安定型廃棄物の埋め立てであれば、最終処分場としての届け出は不要であり、昭和60年のチッソにより申請された土地も公有水面埋め立てによる土地であり、廃掃法は関与しないという回答を県から得ている。これについてはさらに県などと検討するという答弁であった。その後検討されたのか。

②、同じくチッソからの寄贈をもとに戻すということについても調べてみるとの答弁だった。これは調べたか。

③、工事そのもの、工法、費用負担などについて国、県やチッソと協議すべきと提案していた。これらについても今後とも国や県と相談しながら、できるだけ負担が少ないような方向にならないかということでも協議していくと答弁であった。これについては負担が軽くなる方向で協議は進んでいるのか。

④、情報公開条例でチッソからの寄附申出書などは手元にあるが、水俣市が贈与を受けた道路用地は、チッソから寄附の申し出があり、それを受けたということで間違いないか。

⑤、現在、水俣川河口周辺は環境保全図書の作成のための調査がされていると思うが、そもそもこれはどのような調査か。また、いつまでに調査は完了するのか。さらに、その後の手続はどのようなになるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 野中重男議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣病については私から、八幡プール群については副市長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、水俣病について順次お答えをいたします。

まず、朝日新聞は10月3日から数日にわたって、水俣病の特集記事を報道しました。この記事は何を報道していますかとの御質問にお答えをいたします。

朝日新聞に掲載された記事の内容については、私も拝見いたしました。報道内容は、水俣協立病院の藤野紘名誉院長を団長とする水俣病訴訟支援公害をなくする県民会議医師団が、平成16年11月から平成28年3月まで、熊本・鹿児島両県のほか、東日本、西日本の各地で水俣病検診を実施し、受診した1万325人のうち、年齢や居住地のわかる1万196人分の記録を朝日新聞社と医師団が共同で集計・分析を行ったという記事であり、感覚障害などの症状28項目及び水俣病に特徴的な手足のしびれなどの自覚症状37項目のあらわれ方を調査したとのことでした。

その調査結果では、受診した約1万人のうち、居住歴が確認でき、救済対象地域に1年以上居住歴がある方1,854人と、ない方1,619人を比較したところ、症状のあらわれ方はほぼ同じであったということ、また、水俣病被害者救済策の申請期限が過ぎた平成24年8月以降の受診者1,588人中1,524人に感覚障害を確認したという内容でした。また、両手足の触覚の障害については、救済対象地域に居住歴がある方の84%、ない方の88%の方に確認され、両手、両足のしびれについ

ては、居住歴がある方の5割強、ない方の6割余りの方に確認されております。一方、非汚染地域に住む107人に調査した結果では、感覚障害や自覚症状についての異常は、1%から3%しか確認できなかつたとのことでした。

さらに、記事では、救済策において、汚染魚を多く食べたか確認するため、対象地域外の人には本人や家族の漁業従事歴などの記入を求めています。医師団が調査した結果の分析では、漁業従事歴があると答えた3,563人と、漁業従事歴がないと答えた4,721人には水俣病被害者に見られる症状の違いはなく、あらわれ方はほぼ同じであるとのことでした。

次に、不知火海沿岸で昭和44年12月以降に生まれた人たちで、認定患者になった人、水俣病救済特別措置法に該当になった人はそれぞれ何人ですかとの御質問にお答えをいたします。

昭和44年12月以降に生まれた人で認定患者になった人の数について、熊本県水俣病審査課に確認したところ、認定患者はいないとの回答でした。また、同じく昭和44年12月以降に生まれた人で水俣病救済特別措置法による救済対象となった人の数について、熊本県水俣病保健課に確認したところ、救済対象者は4人とのことでした。

次に、水俣病訴訟支援公害をなくする県民会議医師団は、平成28年10月2日、最高裁判所判決後の水俣病検診のまとめを発表しています。その中で、昭和44年12月以降生まれの人たちの自覚症状や神経所見について、コントロール地域の住民と比較しています。主なもので結果はどのようになっているのかとの御質問にお答えをいたします。

最高裁判所判決後の水俣病検診のまとめについて拝見させていただきました。

本資料によりますと、今回の調査の中で、昭和44年12月以降生まれの人たちのデータに注目したところ、水俣病の自覚症状として調査した37項目のうち、両手しびれ、両足しびれ、手さげバッグを肘・肩にかける、頭が痛い、肩が凝る、腰が痛い、目の疲労、つまずきやすい、立ちくらみ、倦怠感、イライラするの11項目について、コントロール群との比較でおおむね3割以上の出現率の差があり、あわせて神経所見についても調査項目28項目中8項目について、コントロール群との比較でおおむね3割以上の出現率の差があったとのことで、この結果を踏まえると、昭和44年12月以降生まれの人にも水俣病の特徴的な自覚症状や神経所見が発現しており、メチル水銀による健康被害が存在していることを示しているという内容でした。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 ここで議論する前提の数字を市長のほうでも確認していただければ、私も手元の朝日新聞の資料だとか、あるいは調書の原本もありますので、それでこれからの質問を続けたいと思います。

答弁にあったように、県民会議医師団の調査は、5人や10人の調査じゃないということなんです。総数1万人を超えています。結論として、水俣病の特有な感覚障害などの症状が、対象地

域外でも、対象地域内と同じような傾向で出現しているということですね。これらの資料は数と
いい、調査の手法といい、信頼するに値する資料と私は思うんですけども、これについてはど
う思われるでしょうか。

なお、誤解がないように言っておきますけれども、出現するというのは、症状が同じというこ
とではありません。大変重篤な人もいらっしゃる、所見としてはとれるという比較的軽い人ま
で、幅はいろいろとあるんだというふうに理解していただいて、症状として出現するのがこうい
うふうにあるんだというふうに、理解してもらっていいんじゃないかなと思います。

2番目の質問です。

朝日新聞の報道は、症状の出現を、救済対象地域とそうではない地域とに分けています。ここ
に何らかの差異があることは、今答弁にあったとおりであります。それで線引きの不合理性は、
今答弁されたように、症状の出現が余り変わらないということでも明確ではないでしょうか。

国などは、地域の線引きをしていますけれども、線引きするのであれば、不知火海沿岸の住民
の健康調査などを実施して、そこで資料を集めて、症状を比較して、科学的に誰もが納得できる
ように決めるべきだと思うんですが、市長はどう思われますか。

これは、症状のことを聞いているんじゃないかもしれません。科学的なデータを出すのであれば、そう
いう調査が要るんじゃないかなということ、私は聞いています。

3番目です。県民会議医師団が10月3日に発表したこの資料について、環境省特殊疾病対策室
の室長は、検診の手法や記録を確認しておらず、分析を評価するのは困難だと、朝日新聞のイン
タビューに答えられています。あたかも、検診を担当した医師やその手法に、疑義があるかのよ
うな言い方をされているなど私は思いました。

それでは、環境省が開発した、水俣病に関する調査手法や検診の方法でもあるのでしょうか。
ないんです。水俣病は、環境が汚染され、それが陸上に住む人間にまで及んでいるという世界で
初めての経験でした。ですから、熊本大学を中心に自覚症状の調査だとか、あるいは何を食生活
で食べていただとか、症状はどうかだとか、家族はどうか、集落はどうか、綿密に調査をしてつ
くり上げられたものを、今、県民会議医師団はそのまま使ってやっています。

この調査というのは、数年前から、患者団体と県民会議医師団が、共同で実施した検診であり
まして、この集団検診のときは、以前の特殊症病対策室長は検診のときに現地に来て、お医者さ
んたちが診察する症状も目の前で確認しています。そして、自覚症状のとり方についても、現に
以前の特殊症病対策室長は確認しています。そういうことをしておきながら、手法がわからない
とか、そういう議論でこのデータについては、自分たちは関与しないんだと、信用できないんだ
というふうに言うのは、私はまさに傍若無人じゃないかというふうに思うんですけども、こう
いうコメントについては、どのように思われるでしょうか。

4番目、答弁で水俣病救済特別措置法では、昭和44年12月以降生まれの人で、4人が救済対象となっているというふうに今答弁がありました。この人たちは、どのような事実から救済対象になったか聞いておられますか。

次、5番目です。

水俣病救済特別措置法は症状があれば、昭和44年11月までの生まれの人は救済対象にする。12月以降は症状があっても救済対象にしない。これまでに、12月以降の人でも4名は対象にしたということですけれども、その他の人たちは、行政の検診も受けさせないまま門前払いになっているというふうにされています。まさに、ようかんを切ったようにされているのではないかなというふうに思います。これまで、認定業務などは国や熊本県の専門的な業務であって、水俣市は何も言えないというふうに、ずっと答弁されてきたと思います。認定検診や審査などはそうかもしれませんが、汚染や科学の一般論については、水俣市も主体性を持って判断していいと思います。

そこで伺います。ある時期で、すばつとようかんを切ったように被害はなくなると考えますか。

以上、5点です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 5点ございました。順番に答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、県民会議医師団のデータへの信頼性についてでございます。

私も新聞記事、県民会議医師団の分析資料、拝見はさせていただきました。一般に調査対象者は少数であるより、多数であるほうが望ましいという考えは持っております。県民会議医師団の調査の総数が、約1万人を超える人たちが調査されたということは、調査対象の数の多さという点では、評価ができるというふうに考えております。

ただ、調査の方法や比較分析の手法につきましては、医学的、専門的な内容となりますし、当方には知見がございませんので、信頼に値するとか、信頼に値しないとかいう判断については、差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

2つ目でございますが、救済対象の地域の線引きだったというふうに思います。

水俣病救済特別措置法は、具体的に対象地域については、熊本県だけの判断で一方向的に線引きしたのではなく、ノーモアミナマタ国家賠償等請求訴訟に関する熊本地方裁判所の和解所見、そして被害者団体の意見を踏まえて定められたというふうに聞いております。

水俣病被害者を迅速にかつあたる限り救済するため、メチル水銀の暴露症状や症状に関する要件を、適正で可能な限り幅広いものと検討された結果、設定されたものと理解をしているところ

でございます。

野中重男議員の御意見につきましては、国・熊本県のほうへ、きちっと伝えてまいりたいというふうに思っております。

3つ目は、環境省特殊症病対策室のコメントだったですね。これは環境省がどのような形、経緯でコメントされたかというのは確認ができておりませんので、市としては御意見は差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

4つ目が、昭和44年12月以降生まれた方で、救済された方、答弁で4名とお答えいたしましたその理由でございますが、昭和44年12月以降生まれの方で、救済対象となった4名の判定状況について、熊本県に伺いました。

熊本県では、ノーモアミナマタ国家賠償等請求訴訟に関する熊本地方裁判所の和解所見、被害者団体の意見を踏まえ、平成22年4月16日に閣議決定されました、救済措置の方針に従って審査を行ったとのことでした。救済措置の方法では、昭和44年12月以降に生まれた方に関する具体的な救済手続について、臍帯等における、高濃度のメチル水銀の暴露の可能性を示すデータなどの科学的データがある方については、どこでメチル水銀の暴露を受けた可能性があるか原因を確認した上で、救済措置の地域要件、症候要件と合わせて、総合的に判断することとしますとの旨が記載されております。

熊本県では、臍帯等のメチル水銀濃度について、高濃度のメチル水銀の暴露を示すデータを確し、どこでメチル水銀の暴露を受けた可能性があるかについて、母親に関する居住歴、そして魚介類の入手状況について確認を行い、公的診断結果と提出診断書があれば、それも含めて総合的に判断したということでした。

そして5つ目が、昭和44年11月までという、この救済対象の日付の線引きだというふうに思います。

昭和44年12月以降は、水銀が完全にゼロになって、水銀の暴露が全くなくなったという証明は、とても難しいというふうに考えております。ただ、水俣病救済特別措置法の要件である、通常起り得る程度を超える、水銀の暴露を受ける可能性があるという要件については、国が水俣病被害者を迅速に、かつあたら限り救済するという方針に基づき、定めたものであるというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問に入りますけれども、2回目の答弁のところ、水俣病救済特別措置法の地域の線引きなどについては、裁判所での和解所見だとか、被害者団体の意見も聞いてということで、水俣病救済特別措置法はつくったんだというような答弁が、熊本県がそういうふうに行ったからということで、答弁されたと思います。

この時期の原告はそれでいこうと判断されたんでしょう。だけれども、今立ち上がっている人たちは、そういう人たちじゃないということなんです。そして、県民会議医師団のデータは、そういう水俣病救済特別措置法のときの国や熊本県や和解所見だとかには、基本的には関与していません。県民会議医師団は医師として、医師集団として、自分たちの調査結果に基づいて、ちゃんと物を言っているということをもまず理解していただきたいと思うんですね、私もその立場です。何ら私は患者団体の動きに拘束はされていません。科学的と思われるデータに基づいて、不合理なら不合理ということを上申しているという立場であるということ、まず御理解いただきたいと思います。

それから、2つ目です。

県民会議医師団のデータで、最初の答弁にあったんですけれども、昭和44年12月以降の方たちの資料を、もうちょっと正確に、私のほうで補足したほうがいいだろうと思いましたので、これは質問項目ではありませんが、補足ということでちょっと紹介しておきます。

まず、昭和44年12月以降の方で、この検診を受けられた方は175名だということですね。それで、答弁の中でコントロール地域という話がありました。コントロール地域というのは、どこかというところ、福岡市が1つ、それからもう一つは鹿児島県の奄美大島です。奄美大島に加計呂麻島というところがあるんですけれども、その漁村集落の住民について調査をしています。

それで、自覚症状について、先ほど市長がおっしゃったように、幾つかの項目を挙げて30%の差があるということをおっしゃいましたね。30%差があるというのはどういうことかということ、175名の不知火海沿岸地域の人たちについては、175名のうちに30%以上症状がある。例えば、両手のしびれだと44%に症状がある。あるいは頭が痛いとか、頭が重いだとか、そういうのが40%近くある。耳鳴りがするが31%ある。倦怠感が48%ある。こういう自覚症状が出ているというのをまとめて、今30%以上の差異があるということで、御答弁いただいたんだと思います。

それで、お医者さんが診察する、いわゆる神経所見なんですけれども、先ほど答弁されたとおりなんですけど、四肢末端の感覚障害は、不知火海沿岸地域の175名のうち83%に症状が確認できるんですね。触覚障害、触れた感覚がわかるかどうかというのを触覚障害というんですけれども、78%に症状がある。目を閉じて、片足で立つことが不安定、あるいは不能が71%にある。

それでは、今言った3つの項目でコントロール地域、福岡市だとか奄美大島でどうかということ、四肢末端の感覚障害のところでは2%しかない。あるいは触覚障害のところでは、コントロール地域はやっぱり2%しかない。目を閉じて、片足の不安定、不能はこちらの地域が71%とさっき言いましたけれども、コントロール地域では38%なんです。

このお医者さんが、細かに診察する神経所見のとり方を見ても、いかに差があるかというのは明確なんだろうと思うんですよ。

それで、3回目の質問の1番目です。昭和44年12月以降生まれの人で、水俣市内に住む人の場合、へその緒の水銀値を資料として出したら、この水銀値では救済対象になりませんと、検診を受けるまでもなく、棄却の通知が水俣病救済特別措置法では届いています。水銀値の資料提出がなかった人は先ほど言いましたように、まさに門前払いであります。昭和44年12月以降の人でも、症状はどのようにあらわれているのか、住民の健康調査がない限り、科学的なデータは出てこないというふうに思いますけれども、これについてどう思われますか。これが1点目であります。

2点目は、水銀汚染は昭和44年以降どのようなようになっていたか。水俣湾の汚染では、昭和53年には国の規制値を超える魚介類を、県は確認しています。毛髪水銀では、東京で昭和51年に最高値で6.91ppmだったのを比較して、不知火海に浮かぶ桂島では、昭和54年時点で36.9ppmもありました。

へその緒の水銀値ですけれども、東京で測定すると平均が0.11ppmだったのに対し、水俣周辺へその緒を測定した資料では、国立水俣病総合研究センターの資料でも、昭和45年から昭和49年生まれの人で最高値は0.82ppmと、異常に高いのが出ています。県民会議医師団が調査した資料でも、昭和46年生まれの人が0.43ppm、昭和49年生まれの人でも同じく0.43ppmの人がいました。

環境省が、切り捨てるよりどこかにしている、中央公害審査委員会の議論では、昭和43年以降に水俣市周辺で生まれた、新生児のへその緒の水銀濃度は最高で0.074ppmであって、その他の地域と大差はないという報告が、この中央公害審査委員会の議論の中で出されて、それをもとに、今、線引きがつけられているというふうに聞いています。

私は、事実にして昭和44年12月以降生まれの人たちについても、切り捨てるというこの論理は、見直さなければいけないのではないかと思いますけれども、これについてどうお考えでしょうか。

3番目です。現在の水俣病被害者救済の問題で、水俣市に限定すると、昭和44年12月以降生まれの被害者を、どのように救っていくかが焦点だと思います。家族に認定患者さんがいる、水俣病救済特別措置法の手帳を持っている人がいる、などの家庭は多くあると思います。しかし、なぜそのような人たちが名乗り出てこないのかというと、それはどうせ名乗り出ても、申請しても、行政は救ってくれないという、諦めがあるからではないかなと思います。

不安で、体のぐあいが余りよくない。しかし名乗り出られないでいる。このような人たちは、一生これらに悩まされながら、生きていかなければならないと思います。こんな人生を送る人たちを、行政が放置していいのだろうか、改めて思います。

水俣市民にとって最も身近なのは水俣市政です。水俣市政が熊本県や国はどうあれ、しっかりと住民の命や健康を守る立場に断固として立つ、これが今必要ではないでしょうか。市長の決意を最後、3番目にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 3点ございました。まずは、健康調査についてだったというふうに思います。

議員おっしゃることは、非常に理解はしているところでございます。ただ、この健康調査につきましては、まずは、科学的正当性のある調査手法を開発する必要があるというふうに考えております。将来、そのような調査手法が開発され、それに基づいた調査が行われるならば、現在より科学的データが得られるというふうに思っております。

それと、2点目が昭和44年12月以降生まれの方、切り捨てる論理についてどうかということでございます。

水俣病救済特別措置法の要件では、通常起こり得る程度を超える、水銀の暴露を受ける可能性があるという要件については、国が医学的知見に基づき定めたものでございます。また、議員がおっしゃいます昭和44年12月以降に、国の基準値を超える魚介類を、熊本県が確認していることも承知しているところでございます。

ただ、国の基準値は、水銀に極めて敏感な人が、日本人の魚介類の1日平均最大摂取量、108.9グラムを長期にわたり摂取した場合に、健康に影響を及ぼす量の10分の1の濃度で設定されているところでございます。また、基準値を超える魚介類が確認されたということだけで、ある人に高濃度のメチル水銀の暴露があったとは言えないため、昭和44年12月以降に生まれた方であっても、高濃度のメチル水銀の暴露を受けた可能性があるか原因を確認した上で、総合的に判断をするという水俣病救済特別措置法の定める考え方についても、理解ができるところでございます。

野中重男議員の御意見につきましては、国、そして熊本県に、きちっと伝えてまいりたいというふうに思っております。

それと3つ目は、私の考え方だというふうに思います。私も市長といたしまして、市民の命、そして健康を守るのは当然だというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、八幡プール群について答弁を求めます。

本山副市長。

（副市長 本山祐二君登壇）

○副市長（本山祐二君） 次に、八幡プール群についての御質問に順次お答えいたします。

まず、9月議会で公有水面の埋め立てに関して、安定型廃棄物の埋め立てであれば、最終処分場としての届け出は不要であり、昭和60年のチツソにより申請された土地も公有水面埋め立てによる土地であり、廃棄物処理法は関与しないという回答を県から得ている。これについてはさら

に県などと検討するという答弁があっているが、その後検討したかとの御質問にお答えいたします。

議員の御指摘を受け、熊本県からの回答について市でも昭和54年10月15日付、当時の環境庁からの通達である水面埋立地の指定についてを再度調べてみました。その結果、確かに安定型産業廃棄物による公有水面埋め立てについては、最終処分場設置義務要件に該当しておりませんでした。そして、昭和60年にチッソが、八幡プールの一部を安定型産業廃棄物最終処分場として届け出ておりますが、この届け出た部分のみが、現在も存在する最終処分場部分の土地であり、それ以外の土地については、さきに述べましたとおり、環境庁通達により廃棄物処理法が関与しない土地であるという、熊本県の回答は間違いありません。

以上により、八幡プールの土地の造成と最終処分場の設置についての法的合理性は、特に問題はないという結論になったため、専門家に相談しても、この事実が変化することは考えにくく、熊本県担当部署にも相談した上で、9月議会で御提案いただいた専門家との検討については見送らせていただきました。

次に、同じくチッソからの寄贈をもとに戻すということについても調べてみるという答弁でした。これは調べられましたかとの御質問にお答えいたします。

本件に関しまして、市の顧問弁護士に相談しましたところ、負担付贈与につきましては、受贈者である市が贈与者であるチッソに対して、何らかの債務負担を約束した契約ではないため、今回の譲渡については、単なる贈与となり、法律をもって返還することは難しいだろうとの見解でした。また、道路として寄贈を受けている以上、その目的は達していることから、瑕疵担保も問えないだろうとの判断でした。

よって、市の方針としては、前回の答弁と同様、当該道路を活用して、臨海構想事業を進めてまいりたいと思っております。

次に、工事・工法・費用負担などについて国、熊本県やチッソと協議すべきと提案していた。今後とも国や熊本県と相談しながら、できるだけ負担が少ないような方向にならないかということで協議していくと答弁されているが、負担が軽くなる方向で協議は進んでいるかとの御質問にお答えいたします。

水俣川河口臨海部振興構想では、水俣川河口と丸島漁港を結ぶ道路の沖合を、南九州西回り自動車道建設に伴う残土により埋め立て、地場産業の振興、地域経済の活性化を図る計画で、現在、生態系に配慮した形での護岸の設計に向け、測量並びに地質調査を実施しているところでございます。そのため、工事内容や工法など検討している段階で、事業費の算定まで至っていないことから、具体的な協議には、まだ進んでいない状況でございます。

このようなことから、事業の進捗や事業費の見通しなどを考慮しながら、より負担が少なくな

るよう有利な財源の確保等について、今後も国などと協議してまいりたいと考えております。

次に、情報公開条例で、チッソからの寄附申出書などは手元にありますが、水俣市が寄附を受けた道路用地は、チッソから寄附の申し出があり、水俣市はそれを受けたということで間違いないかとの御質問にお答えいたします。

平成14年2月20日付で、チッソ株式会社より寄附申出書を受領し、平成14年10月7日付で採納しておりますので、間違いございません。

次に、現在、水俣川河口周辺は、環境保全図書の作成のための調査がされていると思いますが、そもそもこれはどのような調査ですか。また、いつまでに調査は完了しますか。さらに、その後の手続はどのようになりますかとの御質問にお答えいたします。

この調査は、公有水面埋立法に基づき、熊本県知事から埋め立ての免許を取得するために必要な、環境保全図書を作成するための調査になります。調査内容としましては、埋め立て予定範囲及びその周辺海域について、水質や底質、潮汐の流れ、生息している魚や生物、植物、鳥類等についての調査を行っております。調査時期につきましては、四季ごとに調査を実施する必要があり、ことしの8月から調査を開始しましたので、来年の7月末で調査を完了する予定です。

今後につきましては、来年の秋までには、調査結果をもとに、埋め立てによる海域や周辺環境への影響予測及び評価を取りまとめた、環境保全図書を作成し、公有水面埋立免許の申請を行う計画となっております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁を伺っていて、確かに答弁にあったように、最初公有水面埋立法があって、昭和45年から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）があって、また廃掃法が何度か改正されて、昭和60年にはさらに4つに分けるといような手続があって、それで現在に至っているという流れは、何回も答弁いただきましたので、私も理解しているところです。

それで、刑事責任が問われた熊本地方裁判所の判決が昭和54年3月ですよ。最高裁判所までいって、昭和63年には、この判決が確定していますよね。それで、これらの確定判決を受けて、環境庁やあるいは後の環境省や熊本県が、八幡プール群を単なる埋立地とか、安定型産業廃棄物最終処分場は一部だけとした、これまでの決定が妥当であったのかどうか。これらを検証すべきではなかったかなというふうに、私は思うんです。

安定型産業廃棄物最終処分場は、安定5品目しか入れてはならないというふうになっています。昭和52年、昭和60年の廃掃法などの対処をそのままにしている、国や熊本県の道義的責任はないんだろうかというふうに私は思います。

廃掃法等で必要な手続をやってきたんだから、ないんだというふうに言われれば、そうなのか

もしもかもしれませんが、法廷で、裁判等で、これを争うということは、もうそもそも俎上にのらないのかもしれないんですが、道義的責任はないのかということについて、私は思うんです。これについては、市長どのお考えでしょうか。

2番目の質問です。護岸工事などの費用をめぐって、有利な財源という答弁が今ありました。この答弁の発想は、国などから援助してもらい、ありがたいことだという発想がないでしょうか。

この工事は、そもそもどのようなものかということで、私は以下のように思います。

刑事事件判決で、水俣病の汚染源となったところですよ、この八幡プール群というのは。もう一つは、2004年の被害拡大の最高裁判決で、昭和34年末以降については、国と熊本県にも責任ありという判決が出ています。ここには昭和35年6月まで、八幡プール群にはアセトアルデヒド排水が持っていかれて、上澄みがまた百聞口に戻されるということの、経過になっているんですけども、こういうことは、汚染源になった八幡プール群に1回落とされて、それで逆送されたとか、あるいは昭和35年以降の排水が、工場から外に出たことについては、国・熊本県にも拡大責任があるということは、僕は国とか環境省は、百も承知しているんだろうと思うんです。

ですから、今、環境省などが護岸工事などに、費用を一部出しましょうと言っているようですが、それはそのような性格なのだということ、水俣市は十分把握していなければいけないのではないかなと、私は思います。

それで、幾つかの名目があるんだろうと思うんですけれども、再度提案します。

今言った立場で、単なる有利な財源として、援助してもらうのではないんだということ、しっかり腹に据えて交渉する、そして公害防止事業のような中身で、チッソにも負担を求めるということを、交渉すべだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。これが2点目です。

それで、今、答弁でチッソから寄附の申し出があつて、市は贈与を受けて、市道認定したという答弁がありました。この沿岸部の道路については、平成14年に寄贈を受けてから、まだ供用開始になっていませんよね。丸島町のほうも水俣川の河口のほうも両方に柵がつくられて、道路ができて、車が通っていいですよというふうにはなっていないですよ。そういう意味では、供用されていないんですよ。

それで、その上で、ことしの3月議会の答弁なんですけれども、こういうふうに使われているんです。道路構造物の老朽化により、機能低下の状況把握と施設の健全化を点検した。結果は、ひび割れが施設全体に確認され、陸地から海側へ連続している。ひび割れは鉄筋の腐食を助長する。コンクリートの空洞化も進んでいる。海面側に傾いた護岸が背面土圧で押し出され、不同沈下で護岸にずれがある箇所が幾つもある。今後もこのような変状が起き、護岸自体が倒壊するおそれがある。総合評価は、全区間において損傷が確認され、コンクリート劣化が著しく、強度も低下と推測され、補修は困難で改築が望ましいというのが答弁なんです。

ですから、こういう状態ですから、私は戻したらどうですかという提案を、実は9月議会でもしていたということなんですね。

改めて、法律の条文を紹介します。民法551条、こういうふうになっています。551条1項ですね。贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知らずながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない。2項、負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。次、553条、負担付贈与については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、双務契約に関する規定を準用する。これをもとに、566条というふうにくんず。売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買い主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買い主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。条文ですから大変難しい。私ももう何回も読みましたけれども、本当に難しい。

平たく言うと、道路としていただいたんだけど、道路としてすぐ使えなかったんでしょ、平成14年から、人が散歩したりする分は使えたとしてもですね。そして補修しなければいけない。補修だけでは足りずに、改築しなければいけないという状況であれば、これは返さないというのは9月議会で答弁されました。損害賠償請求できるよというのが、私が相談した弁護士の見解がありました。

そういうところですので、当然の権利として、損害賠償請求できるということの行使をされないかどうかということ、3番目の質問にしたいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 野中重男議員の第2の3つの質問にお答えさせていただきます。

まず最初の今までの環境省や熊本県の決定等により、八幡プール群の抜本的対策がなされてなかったということについての道義的責任を、どう考えるかということじゃなかったかと思いますけれども、昭和52年の廃棄物処理法改正や、昭和54年の環境省通達、昭和60年の八幡プールの一部の安定型産業廃棄物最終処分場の届け出等についての道義的責任、これについては、国・熊本県が判断されるべきものと考えております。

次に、2番目の汚染者負担の原則で、公害防止事業としてチッソの負担等も含めて交渉したらどうかということだったかなと思います。

まず、今回の事業が、公害防止事業費事業者負担法に規定されている、公害防止事業の定義に当てはまる事業かが、問題となるんじゃないかなと思います。その場合、同法第2条第2項第

2号では、その事業というのが、汚でいその他公害の原因となる物質がたい積し、または水質が汚濁している河川、湖沼、港湾、その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、漏水事業その他の政令で定める事業と定義されておりますので、市としましては、今回の事業はこれらの事業に当たらないのではないかと考えておりますけれども、改めて国や熊本県には、また問い合わせてみたいと考えております。

次に、贈与された土地にいろんな瑕疵があったりとか、改修等が必要な場合には、返さない場合は、損害賠償ができるんじゃないかならうかとの、提案じゃなかったかなと思います。これについては、同様のことを市の顧問弁護士にもお聞きしております。御紹介させていただきますと、例を挙げられまして、例えばですけれども、時計をもらったところ、壊れていたから修理を行いたいが、その修理費を請求できるかという例で、説明がされておられます。売買契約で対価を支払った契約であれば、賠償請求は可能であるけれども、無償贈与の場合は無理でしょうとの見解をいただいております。あわせて、道路として贈与を受け、道路法に基づく市道認定を行ったわけであることから、道路行政として市が維持管理するのが当然であり、贈与者に負担は求められないのではないかとこの教示を受けております。

以上のことから、議員の御提案につきましては、行使することが大変難しいのではないかと考えており、また、今後、市道として道路を提供される、寄贈者の皆様にも影響する事案にもつながりかねますので、現時点では、チツソに対して損害賠償を請求するということについては考えておりません。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 私は、費用の負担で公害防止事業というふうに言いましたけれども、公害防止事業費事業者負担法を適用する場合は、どういう条件があるかというのは、私も法律を読みまし、水俣湾のほうの例で学習してきました。これをそのまま適用するかどうかではなくて、考え方なんです。つまり、いわゆる汚染者負担の考え方というのを、しっかり持つことが必要なんじゃないんですか。それに基づいて、水俣湾は処理されたんじゃないんですかということ、僕は言いたかったということです。そのように理解していただければ、それはそれで結構です。

道義的責任は、国と熊本県が判断するということですが、ぜひ判断してほしいと思うんですが、こういうことがないように、これからの市の行政においても、ぜひいろいろなことを点検していただきたいなと思いますし、私どもも、そういう目で見えていかなければいけないなという、改めて自戒を込めまして、ここは述べたいと思います。

それで、損害賠償請求できるかどうかというところなんですけれども、質問に入る前に一言だけ言っておきたいと思っております。

売買契約ではないから、請求は無理というのが、答弁の結論だったというふうに思うんですけども、先ほど言いましたように、補修や改築などが発生しておれば、双務契約というふうになります。通常は贈与の場合は、片務契約というふうに言われるんだそうです。

こういうふうになっています。片務契約とは、当事者の一方だけが相手方に対して債務を負う契約を言う。贈与、使用貸借、消費貸借、無償の委託、無償の寄託などは、片務契約というふうになっています。ただし、それが双務契約になるのは、補修だとか、改築だとかある場合は、双務契約になるというのが先ほど言いましたように553条なんですね。

それで、ここについては、見解の相違があるというふうに思います。市のほうで相談された弁護士さんは、双務契約にならないということでしたけど、私が相談した弁護士は、双務契約になるだろうというふうなことも言っておりました。ですから、見解の相違なんですけれども、私が述べたような見解もあるんだということを承知した上で、これらも念頭に置いて、今後の対処を考えていただきたいということを、申し述べておきたいと思います。

それで、3回目の質問に入ります。

費用負担について、前回は質問しましたけれども、この3カ月の検討は有利な財源を確保するということでした。結局、いろいろなところとの交渉の経過と結果がよく見えませんでした。結論も見えない事態が続いているように思います。

秋までに環境保全図書ができ上がるということでした。その後、縦覧もして、市民意見も求めて、その後に公有水面埋め立て許可申請をされるのかなと思うんです。期限が迫ってきておりますので、今後、この費用負担については鋭意努力されると思いますけれども、ぜひ私もそのように望みたいと思いますが、どのように対応されていくお考えなのか、これが1点目です。

2点目は、この臨海部開発の真の目的は、臨海部の新たな産業振興ではなくて、汚染土壌の流出を、どのように防ぐかにあると私は思っています。この真の目的を隠したままで進もうと思えば、どこかで私は、ひずみが出てくるのではないかなというふうに思っています。原則どおり汚染者負担原則を貫いてこそ、道は開けるというふうに思いますけれども、それについては、どのようにお考えでしょうか。

以上2点です。

○議長（福田 斉君） 本山副市長。

○副市長（本山祐二君） 第3の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初の財源の確保について、努力してほしいということじゃないかと思っております。これは、財源というのは、もう当然、今までも御質問等ございましたように、大変重要な問題でございますので、できるだけ早期に事業費を算定して、それによりまして具体的な協議に挑み、最大限、市の負担が少なくなるように、努力していきたいというふうに考えております。

次に、臨海部振興構想事業の目的等の関係もございまして、原則どおり、汚染者負担の原則を貫くべきじゃないかという御質問じゃなかったかと思えますけれども、もう何回も申し述べておりますが、今回の事業の目的については、大きく3つの目的があるというふうに今までもお答えさせていただいております。

1つ目が、八幡沖プールの護岸補強、2つ目が水俣市内から排出される南九州西回り自動車道の建設廃土を有効利用して、市内に新たな土地を生み出すこと、3つ目が丸島漁港及び産業団地へアクセスする産業道路を整備し、地域の活性化を図るというものでございます。

以上のように、将来の水俣市の発展に向けた事業として、国や熊本県に支援を求めながら、実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時44分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中睦議員に許します。

（田中 睦君登壇）

○田中 睦君 こんにちは。

無限21の田中睦です。

いよいよ市役所の仮庁舎への移転が目の前に迫ってきました。早いところでは19日から、26日からは全ての業務を仮庁舎で始められるということで、現在は日常の業務をこなしながら、移転作業あるいは引っ越しの準備等を進めているという、大変多忙な時期ではないかというふうに思います。

これから最低5年間は、市役所、もやい館、文化会館等を利用される市民の皆さんには、不便な思いをされることと思います。特に駐車場については、前の9月議会での谷口眞次議員の質問への答弁にあったように、障がい者、高齢者、さらには妊産婦の方、乳幼児を抱いて来られる方などへの配慮が必要ですし、車の流れが変わるということも考えられます。そのことによる交通事故の増加等、心配されることもありますが、今後十分に検討されて、そういう不安、そして不便さができるだけ少なくなることを期待しております。

では、通告に従って質問いたします。

1、水俣病問題について。

①、例年5月に行われる水俣病犠牲者慰霊式が熊本地震の影響で10月29日に行われました。

その中で御遺族を初め、各方面からの祈りの言葉がありました。市長は水俣病犠牲者慰霊式での式辞とは別に、水俣病公式確認から60年を振り返ってという文書を出しておられます。公式確認からは60年ですが、被害はそれ以前からあるわけで、現在も多くの課題があると認識しておられると思います。そこで、改めて公式確認60年に当たっての所感をお尋ねします。

②、健康被害の実態（数的なもの、そして地域の広がり）をどう捉えているか。

③、水俣病公式確認60年事業の進捗状況はどうなっているか。

2、防災についてです。

①、市報の12月号で触れてありましたので、大体のことはわかりましたが、11月6日の防災訓練について、その目的、実施後の成果と課題は何かについてお尋ねします。

②、本市の防災会議のメンバーはどうなっているか。

3、教職員の勤務実態と健康について質問します。

①、昨年12月議会でも質問をしておりますが、あれから1年たちました。教職員の超過勤務は減っているのでしょうか。

②、土曜授業が行われていますが、その土曜授業分の振替はきちんと取られているのか。

③、年次休暇の取得状況はどうなっているか。

④、病気休職者数の推移と病休者の中の精神疾患者の割合はどうなっているか。

⑤、以上のような現状をどう捉え、どのような対策を考えておられるのかお尋ねいたします。

以上が本壇からの質問です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 田中睦議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣病問題については私から、防災については総合政策部長から、教職員の勤務実態と健康については教育長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、水俣病問題について順次お答えをいたします。

まず、水俣病公式確認60年に当たっての所感はどの御質問にお答えをいたします。

ことは、水俣病公式確認から60年の年に当たります。水俣市は、これまで水俣病問題を最大の課題と捉え、患者・被害者救済はもちろんのこと、環境復元や地域振興、そしてチッソの存続等、それらの対策に全力で取り組んでまいりました。その結果、平成7年の政治解決による救済、平成21年の水俣病救済特別措置法による救済につながってまいりました。また、水俣病の経験と教訓をもとに、市民、企業、市議会、行政が一体となって、さまざまな環境配慮の取り組みを推

進してきました。その結果、国から環境モデル都市に認定されたほか、日本で唯一の日本の環境首都の称号を取得するまでに至りました。

また、このような水俣の取り組みは、ことしの水俣病犠牲者慰霊式の山本環境大臣の祈りの言葉での環境や健康にこだわった安全・安心なものづくり、郷土水俣を訪れる人材を育てる人づくり、地域内外の多様な人材が織りなす地域づくりといった、一つ一つの確かな取り組みこそが、甚大な公害を経験した地域の再生への道を開き続けることと確信しておりますという言葉にもつながり、今後もより一層地域の再生・振興に向けて、努めていかなければならないと思った次第であります。

また、水俣市は今後も引き続き、水俣病で犠牲になった、全ての命の慰霊を行うとともに、水俣病という未曾有の公害病を経験したまちとして、二度とこのような悲惨な公害病が発生しないよう、国内外に向けて情報を発信し続けていきます。

次に、健康被害の実態（数的、地域の広がり）をどう捉えているかとの御質問にお答えいたします。

平成26年8月に国から公表された水俣病救済特別措置法の判定結果、及び昨年9月に熊本県から公表された水俣病救済特別措置法申請者の出生年別及び居住市町村別集計表がございますが、これらのデータから、水俣病救済特別措置法により3万7,000人を超える方々が救済を受けられたこと、水俣病救済特別措置法で示された対象地域外から、3,000人を超える方々が、救済対象となったことがわかります。市としましては、水俣病で被害を受けられた方が、水俣病対象地域内外で広く救済されたものと考えますが、一方で、今回の水俣病救済特別措置法による救済対象とならず、司法の場に救済を求められた方がおられることについても、十分認識いたしております。

次に、水俣病公式確認60年事業の進捗状況はどうなっているかとの御質問にお答えをいたします。

昨日の藤本壽子議員の答弁でも申し上げましたとおり、水俣病公式確認60年事業につきましては、民間団体等から事業の企画・提案を募り、その事業費の一部を補助するもので、市内各種団体から提案された9事業について補助を行っております。

各事業の進捗状況につきまして、主な団体に確認したところ、いのちこそそのさり、これからの10年をつなぐ一歩事業は、11月に終了したとのことでした。水俣病の教訓を生かすためのセミナー開催事業は、9月にタイでセミナーを実施し、今後は来年2月までの間にインドネシア、フィリピン等でのセミナーを実施する予定とのことでした。石川さゆりコンサート等事業は、去る11月23日に関連イベントが開催され、来年2月には石川さゆりコンサートを実施する予定とのことでした。

また、水俣病資料館では、水俣病公式確認60年の館内行事として、国及び熊本県の支援を受ける水俣病関連情報発信支援事業として、4つの事業を実施しております。

1つは、4大公害地域に係る企画展であり、水俣病資料館内に4大公害の内容についてのパネルや写真の展示を、リニューアルオープン時から11月初旬まで行いました。2つ目は、水俣病資料館サテライト展であり、貸し出し用パネルを使って、新潟市、富山市、四日市市の各資料館などで、特別展示を行うこととしています。3つ目は、市民向けシンポジウムであり、来年1月に、メディアでも活躍中のさかなクンを講師に迎え、講演会を行う予定であります。4つ目は、環境教育をテーマにした、教育関係者向けの交流会議の開催であり、新潟市、富山市、四日市市の各資料館から語り部と館長を招聘し、地域の教訓を生かせる環境教育のあり方や方向性について、教育関係者とともに協議する場を、来年1月下旬に設ける予定であります。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 今、答弁にあった平成7年、1995年の政治解決は、当時は最終解決案として示され、当事者間の合意が得られて実施されたものでした。しかし、その中身には、国・熊本県の責任を追及する訴訟の取り下げが含まれており、それに納得できない関西訴訟原告だけが裁判を続け、最高裁判所で国・熊本県の責任を認める判決を勝ち取りました。この最高裁判決後、認定申請がふえ続け、新たな救済問題が再燃し、平成21年、2009年の水俣病救済特別措置法に結びついたというふうに理解しております。このときも最終解決という言葉が使われました。つまり、最終解決という言葉が繰り返されているところに、水俣病問題が、今なお解決できていないということが、あらわれているというふうに思います。

水俣病救済特別措置法で示された対象地域外にも、3,000人を超える救済対象者が存在することや、司法の場に救済を求める方がいることを、認識しているとの答弁がありました。先ほどの野中重男議員の質問と重なる部分がありますが、ことし10月3日の朝日新聞に、救済地域外でも似た症状という見出しの記事がありました。民間医師団の検診記録1万人分を、医師団と朝日新聞が共同で分析した結果、救済策対象地域外の人々の症状が、対象地域内の人々と極めて似た傾向にあるというものでした。つまり、水俣病救済特別措置法の線引きが、実態に合っていないことをあらわしていると思います。

ですから、前にも申し上げましたが、不知火海沿岸地域、山間部まで含めた地域の健康調査を実施し、実態を把握することが、救済につながるというふうに考えますが、市としての対応はいかがでしょうか。

また、2013年、平成25年の最高裁判所判決は、熊本県が水俣病とは認めなかった方を、患者と認定しています。同じ年には、熊本県に棄却とされていた方が、公害健康被害補償不服審査会で認定が相当と判断されています。公式確認から60年たった現在も、裁判という形で闘っている方

が多数おられます。

時間に限りがある被害の側に置かれた人たちが、ずっと闘い続けなければならない現状は、私は大変不合理だと思っています。被害者が闘い続けて、やっと行政が動き出すという現状を、どう思っておられるのかお尋ねいたします。

3つ目は若い世代に期待することです。

ことしの水俣病犠牲者慰霊式では、緑東中学校の淵上香奈さんが、患者さんの生き方や水俣の歴史から学んだ教訓を胸に、すばらしいまちにしていくと述べています。また、インターンシップで水俣病資料館で学んだ、水俣高校の生徒さんから話を聞く機会がありました。活動してみて伝えることの難しさを感じましたとか、それまでは、正直言って余り水俣病に関心がなかったけれども、活動をした後、水俣病問題について考えるようになりましたなどと話してくれました。

水俣のこの世代は小学校、中学校の9年間、水俣病についての学習を系統的に積み重ねています。その中で、水俣病を過去のことだと捉えるのではなく、水俣病から学んだことを現在、そして未来に生かしていこうとする姿勢が育っている、そういう若者が数多くいるというふうに思います。

今、例に挙げた中学生や高校生だけでなく、水俣の若い世代に私が期待するのは、水俣病から目をそらすことではなく、その中から自分なりの教訓を見出し、未来に生かしていこうとする姿勢です。水俣病問題に関して、水俣の若い世代に期待されることは何でしょうか。

以上、3つお願いします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 3点ございました。順次お答えをいたします。

まず1点目は、被害の実態を把握するための健康調査について、どう考えるかということだというふうに思います。

先日、公表されました民間医師団の調査結果につきましては、先ほども述べましたように、私も拝見をさせていただいたところでございます。民間医師団による調査・分析の結果では、救済対象地域外にも、水俣病の症状を有する方を確認したという内容でございました。水俣病の解決に向けては、救済されるべき全ての人が救済されることであるというふうに思っております。

議員御指摘の件につきまして、健康調査を含めまして、御意見ございましたことは熊本県、国に伝えてまいりたいというふうに思っております。

それと、水俣病の今の現状について、市長はどう考えるかということでございます。

認定制度、平成7年の政治解決、平成24年の水俣病救済特別措置法など、これまでさまざまな救済措置がなされ、政治解決により、約1万2,000人、水俣病救済特別措置法におきましては、3万7,000人を超える方が救済をされたわけでございます。しかし、その一方で救済対象とならず、

司法の場に救済を求められた方がおられることについても、十分認識をいたしております。

繰り返しの答弁になりますが、水俣病の解決に向けては、救済されるべき全ての人が、救済されることであるというふうに思っております。

それと、3つ目の若い世代に期待することということでございます。

今、田中睦議員言われたように、若い方が育っているという実感を、私も非常に感じております。私も水俣に生まれ育っているんですが、私たちの世代から上の世代、ほとんど水俣病について学んだことがなくて、学校で4大公害病は勉強いたしますが、当時私たちが小学校、中学校、高校、水俣病について議論するということがほとんどなく、そういった水俣病の原因とか歴史とかいうものを、余り学ばずに社会に出られて、非常に苦勞された方がたくさんいらっしゃるの私、十分知っております。

そんな中で、今、ここ20年ぐらいですかね。若い方たちがいろんな水俣病のことをきちっと勉強していただいて、交流していただいたりして、そして水俣はごみの高度分別も一生懸命やっていますし、そういった環境でやっているということも勉強されて、今若い方が育ってきているという、本当にそういった思いでございます。やはりそういった人材を輩出することが、水俣の非常に責務だというふうに思っております。

期待することは、やはり若い世代の方々が水俣病から学んだ教訓を生かし、環境に関してみずからが考え、自分ができることから取り組んでいく姿勢、そういったものを通して、よりよい社会づくりに貢献をしていただきたいと思いますというふうに、期待をしております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 ことは水俣病公式確認60年ということで、市としてもさまざまな取り組みをしておられますが、患者・被害者の立場からすると、50年であろうと、60年であろうと、それは一瞬の通過点でしかないわけです。

月浦坪谷に、水俣病公式確認のきっかけになった患者さんがおられます。63歳です。この水俣病公式確認以降60年間、毎日の生活が水俣病との闘いであるわけです。

行政として、60年を1つの区切りとしての行事を行うだけでなく、このような患者の存在を忘れることなく、蒲島熊本県知事も患者・被害者に寄り添うという言葉も、よくお使いになると思いますが、そういう対応を、水俣市としても継続してほしいということを申し上げて、この件については終わりにします。

○議長（福田 斉君） 次に、防災について答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

（総合政策部長 緒方克治君登壇）

○総合政策部長（緒方克治君） 次に、防災について、順次お答えします。

まず、11月6日の防災訓練の目的、実施後の成果と課題は何かとの御質問にお答えします。

今回の防災訓練では、震度6強の地震が発生し、津波注意報が発表されたことを想定し、訓練を行いました。各地域で行われた訓練は、それぞれ異なりますが、避難訓練、炊き出し訓練、救助訓練等であります。災害対策本部では、被害情報の把握、大規模地震の初動体制の確立等を主として実施しました。

防災訓練全体での成果と課題につきましては、12月13日に実施します検証会で、さまざまな意見が出てくると思いますが、現時点で把握しております、災害対策本部についての成果と課題について御説明いたします。

まず、災害対策本部の成果として、今年度新たに防災計画に追加しました、大規模地震発生時緊急初動対応計画に沿って、初動対応の訓練を行い、初動対応に係る課題を把握できたことが挙げられます。具体的には、事前に市役所に集合するのではなく、8時半のサイレンに合わせて、自宅を出る参集訓練、そこから災害対策本部を立ち上げる災害対策本部設置訓練を行い、その結果、30分で災害対策本部が設置できました。また、被害情報収集訓練では、被害情報を受け、被害規模等の緊急性を判断し優先づけを行い、災害対策本部との情報共有を混乱することなく実施することができました。

課題としましては、防災行政無線の機器の経年劣化によるふぐあい等で、放送ができていない地域があり、地域の方々に御迷惑をおかけしたこと、そして災害対策本部への被害状況の報告が、数時間の間に災害直後から数カ月経過を想定していたため、わかりにくかったこと等が挙げられます。

今後、訓練内容等を踏まえ、事前の情報共有や機器の点検等を行い、今後に生かしたいと考えております。

次に、防災会議のメンバーはどうなっているのかとの御質問にお答えします。

本市の防災会議のメンバーは、市長を初め、国、熊本県、自衛隊、消防本部、市などの行政機関の職員、九州電力等の指定公共機関等の職員、自主防災組織連絡協議会会長、その他市長が必要と認める者の42名で構成しております。その他市長が必要と認める者については、市議会議長、市議会総務産業委員長、水俣市芦北郡医師会長、JNC事務部長、水俣市地域婦人会長、学校関係者等がメンバーとなっております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 ただいまの答弁にもあったように、防災行政無線が聞こえなかったところがありました。私は7区、長野町に住んでいるんですが、いつもはよく聞こえるんです。ですが、この日

に限ってといたしますか、この11月6日の訓練当日だけが聞こえなかったというふうに思います。

地区の皆さんは、訓練があることを回覧板等で知っておられたので、時間が来ると、あるいはその前から公民館のほうに集まっておられました。私はせっかくだから、きちんと放送を聞いてから、公民館に行こうと思って待っておりましたが、なかなか、よその遠くのやつがぼんやりと聞こえるだけで、内容が把握できなかつたので、しばらくしてから公民館に参りました。

万が一のときに、こういった機器のふぐあいがあつては大変困ります。今後は戸別受信機の設置により改善されると思はれますが、今回の機器のふぐあいの原因は、先ほどは経年劣化というふうに言われましたが、それだけだったのでしょうか。そこら辺のふぐあいの原因について、もうちょっとわかつておれば、お知らせいただきたいというふうに思います。

2点目は、防災会議のメンバーについてです。

市の防災会議条例を見ると、ある程度のメンバーはわかりました。また、その他市長が必要と認める者については、いろいろな団体・組織の長の方が中心のようです。私はメンバーに、女性や障がい者を入れたほうが良いというふうに思っています。避難所でのセクハラの問題とか、トイレの問題、あるいは男女のスペース、障がい者のスペース等、それから備蓄品等を考える上で、女性の声、それから障がい者の声というのを、積極的に取り入れる必要があるのではないかと考えておりますが、どうでしょうか。

以上2つです。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 2点ございました。まず第1点目、防災行政無線のふぐあいがあつたと御答弁しましたが、その内容についての御質問だつたと思はれます。

平成7年から平成8年に整備した、現在の防災行政無線なんですけれども、これ約20年経過しております。毎年点検を行っておりますが、近年、機器の劣化によってふぐあいが生じています。そのため、防災訓練の際にも一部の地域では、先ほど議員おっしゃったように流れていないとか、あるいは過去の放送が流れた、そういうこともありました。現在は、その機器を再起動して、正常に作動しているところなんですけれども、来年3月をめどにデジタル化を進めているところがあります。今後、新しい機器を導入して、万が一のときに備えたいと考えております。

第2点目、防災会議のメンバーに、もっと女性とか、障がい者とか、そういう方々に参加してもらふべきではないかとの御質問だつたと思はれます。

防災会議のメンバー、先ほど答弁でもありましたように水俣市地域婦人会、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターとか、あと熊本県看護協会水俣支部から女性のメンバーも含まれておりますが、障がい者の方の代表とか、障がい者の方がメンバーに含まれてはおりません。地域防

災計画では、さまざまな意見を取り入れる必要があるため、女性とか、障がい者の方とかにも、委員に参加していただけるよう努めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 水俣では、今のところ福祉避難所はもやい館だけで、今後ふやすことが必要だと思いますが、災害の際にまず避難する先は、近くの学校や公民館などの施設だろうと思います。そこには地域のさまざまな人々が集まってきます。乳幼児から高齢者、妊産婦、障がい者など、さまざまな人が来られることになるというふうに思います。

地元の防災訓練に参加して、7区の公民館に避難をしました。今回は車いすの方はいらっしゃいませんでしたが、もしおられたら、公民館の入り口の坂や玄関の段差など、人の手助けがなければ中に入れないなということを思いました。そのほかトイレなど、改善すべきことが多いということも感じました。

ことしの9月から10月にかけて、熊本学園大学の公開講座が水俣市公民館でありました。公開講座は毎年開かれています。今回は熊本地震と水俣というテーマで開かれ、市の職員さんも5回の講座でしたが、毎回数名の方が参加をしておられました。その中で、講師の先生から言われたのは、いろいろな技能を持つ人、看護・介護の資格を持つ人、それから物に関しては、発電機、チェーンソー、ジャッキなど、そういうものがある家を、地域でリストアップしておくことが必要ではないかという、そういう話もありました。早速、聞きかじったことですが、地区の自主防災会議の中で提案をしたところ。今回の防災訓練に参加して、隣近所の小さい単位での声かけが重要だということを改めて感じました。

7区の訓練の前の会議の中で、ある方の提案で、それぞれ自分が避難したということがわかるように、表にタオルをかけるようにしようと、そういう提案がありました。そして会議の中でそういうふうにと決まり、回覧板が回されました。それで、私もタオルがかかっていないお宅には声をかけました。そしたら、ああ、忘れていましたという返事をされて、慌てて参加されたという方もいらっしゃいました。

防災行政無線のふぐあいについては、今後このようなことがないよう、機器の点検等をしっかりと行い、万全を期していただきたいということを要望して、次に移りたいというふうに思います。

○議長（福田 斉君） 次に、教職員の勤務実態と健康について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、教職員の勤務実態と健康について、順次お答えします。

まず、教職員の超過勤務は減っているのかとの御質問にお答えします。

平成28年4月から10月まで、超過勤務時間が月100時間を超えた教職員の割合は、18.5%であり、延べ248人いました。小・中学校別の割合では、小学校12.6%、中学校26.5%でした。平成27年度の10月末時点では、超過勤務時間が月100時間を超えた教職員の割合は20%、延べ268人であり、本年度は減少傾向にあります。

次に、土曜授業分の振替はきちんと取られているのかとの御質問にお答えします。

平成28年度の土曜授業は、9回実施する予定です。5月、6月、7月、9月に実施しました4回分については、全ての小・中学校の全職員が、4回分の振替を行っていました。また、平成27年度の10回分についても、全ての小・中学校の全職員が、10回分の振替を行っていました。

今後とも、振替が取得しやすい環境づくりに努めていくよう、各学校に指導してまいります。

次に、年次有給休暇の取得状況はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

平成28年1月から11月までの年次有給休暇の取得日時の平均は、8日1時間です。校種別では、小学校職員が8日4時間、中学校職員が7日5時間です。熊本県教育委員会の目標とする、平均取得日数15日に近づけるよう、当教育委員会でも、休みが取りやすい職場環境づくりを目指して、今後とも各小・中学校へ、職場全体で計画的な取得促進に取り組むよう、指導してまいります。

次に、病気休職者数の推移と病気休職者の中の精神疾患者の割合はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

病気休職者について、過去4カ年分、平成25年度から順にお答えします。

平成25年度0人、平成26年度1人、平成27年度1人、平成28年度2人です。病気休職者は、全て精神疾患による休職者となっています。

次に、現状をどう捉え、どのような対策を考えているのかとの御質問にお答えします。

教職員の勤務実態につきましては、常に関心を持ち、心身の健康状態把握に努めているところです。超過勤務削減については、市校長会議や市教頭研修会を初めとする各会議や研修会で、校務の見直しや校務の簡素化、情報化の推進、定時退勤日の徹底など、各学校の校務改革が推進するように、教育委員会としても継続して指導を行ってきています。

各学校の工夫した取り組みが超過勤務削減に向け、少しずつ効果を上げてきていると推察しています。

具体的には、校務削減として、職員会議や朝会の削減をしたり、授業内容の準備をする教材研究の時間を日課表に設定したり、週時程を改善したりしています。

また、小・中学校とも部活動の指導、特に土曜日の部活動の指導が、主な理由として上げられていますが、熊本県教育委員会が作成した、小・中学校の運動部活動の指針に基づく練習日の設定、指導者の複数体制の推進、週1回のノー部活動デーの設定などの取り組みの徹底を行ってき

ました。特に中学校では、月100時間以上の超過勤務者の割合が、昨年度同時期と比較して6.1%減少しています。しかしながら、依然として超過勤務が多い現状であり、教職員の心身の健康を心配していることに変わりはありません。

超過勤務が月100時間以上や2カ月平均60時間以上で、希望する職員等には、産業医の面接指導を受ける機会を設定しています。教職員が心身ともに健康を維持し、意欲的に職務に取り組み、やりがいを持って教育活動を行うことは、学校にとっても、児童・生徒にとっても、とても重要であります。今後とも各学校の校務改革が推進され、超過勤務が減少するとともに、休暇取得がしやすい職場環境が整うよう、教育委員会としても各学校とともに対策を講じてまいります。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 超過勤務が、月に100時間を超えた人の割合が、20%から18.5%に減ったということです。教職員組合の調査でも1年前と比べるとわずかですが、改善されているのがわかります。月100時間を超える人の割合が減って、月に超過勤務が45時間以内という人の割合が、ふえているという結果が出ています。

答弁にあった数字によると、減少しているといっても、先生方の5分の1近くが月に100時間を超えているという実態があります。小学校ではおよそ8人に1人、中学校ではその2倍に当たる4人に1人が、月100時間を超える超過勤務をしていることになります。

昨年亡くなった電通の女性社員が、ことしになって過労自殺ということで労災認定されました。10月から11月にかけての1カ月の残業が105時間だったそうです。数字だけを見ると、学校現場でも、このような悲劇が起こらないとは言えない、いつ起こってもおかしくないような状況です。

この1年は超過勤務が減少傾向にあるが、依然として超過勤務が多い現状であるという認識を、教育委員会も持っておられる。さらに危機感を持って対策を講じるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

土曜授業分の振替は、これまでのところ全て行われているとの答弁でした。昨年12月議会でも振替は行われているという答弁でした。しかし、教職員組合の調査では、振替が取れていない人が昨年の場合30%、ことしは25%と少しは減っているけれども、振替の日にも何らかの仕事をしている実態がまだあるようです。

多くの人が、夏や冬の長期休業中に振替を入れているけれども、4分の1がその日に仕事をしているわけですね。このことをどう考えられますか。

年次有給休暇の取得状況に関して、3つ目の質問とします。

熊本県の教育委員会は15日を目標としていますが、ことしいっぱい、10日になるかどうかといったところでしょうか。市の職員の平均取得日数が11.1日だそうですから、学校現場はそれよ

りもちょっと少ない程度になるようです。年次有給休暇が取られていない、あるいは取りづらいのかもしれませんが。その理由は何だと思えますか。これが3つ目の質問です。

水俣での病気休職者は4年間で4人、その全てが精神疾患ということでした。ちなみに熊本県は、病気休職者の中の精神疾患の割合が、全国でも平成25年度が3番目に高い、平成26年度は2番目に高いという結果が出ています。心が疲れ切って、休む人の割合が高いことがわかります。

超過勤務削減に向けての対策について、幾つかの学校で聞き取りをしました。

答弁にあったように、ノー部活動デーの設定、定時退勤推進日の設定と定時退勤の呼びかけなどが行われておりました。今後も、さらに工夫した取り組みがなされることを期待しております。

労働安全衛生法では超過勤務が80時間を超えると、産業医の面接指導が必要とされています。

学校現場では月に100時間以上や2カ月平均60時間以上で、本人の希望があれば、面接指導を受けることができるというふうになっていますが、最近、ここ2年間ぐらい面接指導を受けた人は、何人いるのでしょうか。これが4つ目の質問です。

最後です。学校訪問や研究発表の資料についてです。

以前、熊本県の教育委員会から、資料を減らそうということが言われたように記憶をしております。最近はそれがなくなって、資料がまたふえてきているようだという、現場からの声の一部ありました。市の教育委員会から、資料を減らすことを現場に奨励してはどうでしょうか。

以上、5点お願いをします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） まず、第1点目ですが、超過勤務について減少傾向にあるが、やはり2割ほどの教職員には、月100時間超過勤務していると。危機感を持ってということについて、どう認識しているのかということでございましたけれども、まず100時間を超過して勤務している教職員が18.5%いるということ、とても心配をいたしております。これは、教育委員会にとっても、非常にゆゆしき事態であるという認識を持っております。

今後、不測の事態が本市でも発生しないように、議員と同様に危機感を持って、これまでも定時退勤日の設定であるとか、部活動を複数で担当すると、あるいはノー部活動デーの設定をさらに徹底させていく。業務分担における複数担当制等、超過勤務を減らす取り組みを、各学校とともに再三推進してきております。

今後も退勤日を促す職員同士の声かけや、効率的に質の高い業務を実現する、組織風土を醸成するような意識改革を推進していきたいと、そのように考えております。

それから、土曜授業の振替についてでございますが、各学校から全員が取得できていると、そういった報告を受けていますので、先ほど答弁申し上げたとおりでございますが、ただ数字のず

れにつきまして、例えば長期休業中に部活動の練習や試合と重なったり、自主的、もしくはやむを得ない事情により、職場で業務を行ったりということがあって、実質取得できていなかったと認識している教職員がいると、そういった場合が考えられます。学校によっては出勤簿に振替取得期限日を明記したり、業務の見直しを持たせたり、管理職が声かけを随時行い、取得環境を促したりするなど、確実な取得に向け、工夫を重ねているところでございます。

休日にはしっかりと休み、心身ともにリフレッシュして、翌日以降の業務につくよう、今後も指導を継続してまいりたいと、そのように思います。

それから、年次有給休暇取得についてですが、本市に勤務されている教職員は、子どもたちに確かな学力や豊かな心等を育成するため、日々熱心に教育活動が行われています。教育長としても、日ごろから深く感謝しているところでございます。

年次有給休暇取得が少ない理由につきましては、きちんとした意識調査が未実施ですので、正確な把握ができていませんが、子どもの力を今以上に伸ばしたい、あるいは保護者の期待に応えたい、また授業があるからなどということで、長期休業以外の休暇取得に、消極的な教職員が多いのではないかと推察をいたしております。今後とも休暇取得を奨励するとともに、休暇が取得しやすい職場環境づくりについて、管理職を中心とした指導を継続してまいりたいと、そのように思います。

それから、産業医の面接指導についてでございますが、産業医の面接指導を受けた職員は、平成27年度、平成28年度現時点まで当該者はいません。これからも、早期発見と適切な対応ができる体制づくりに努めてまいります。

それから、最後の第5番目の質問でございます。学校訪問あるいは研究発表会等に係る資料が、ふえてきているんじゃないかというお尋ねでございましたけれども、まず学校訪問についてでございますが、当教育委員会が芦北教育事務所に指導を依頼して実施しています、総合訪問については、学校数の減少に伴い、以前3年に1回行っていたものから、平成27年度から2年に1回というふうになっています。

総合訪問は1日ございまして、各教師の授業力向上のため、事前の学習指導案提出を求めていますし、授業後に指導主事による指導が行われます。学習指導案に付随する板書計画及び評価問題が、ここ数年、追加で求められています。授業改善や説明責任の視点からすると、必要なものであると考えます。

また、当教育委員会が実施いたします経営訪問については、2年に1回で午前中半日の実施といたしております。学校概要説明と質疑及び諸表簿点検が主な内容で、教育委員会の授業参観は実施しますが、学習指導案等の提出は求めていません。提出資料の変更はございません。

次に、研究発表会につきましてですけれども、文部科学省、熊本県、本市等からの委嘱により、

当該学校で研究テーマを設定して、一定期間研究した内容を発表する機会となっています。先行例等を参考に、各学校で自主的・創造的に研究が進められています。内容や方法等により、まとめ方や発表の形態は異なっていますので、提出資料については、一概にふえているとは言いがたい状況であると思います。

今後とも授業内容を十分検討し、教職員の負担軽減のために、削減できるところは削減したり、要望したりするなど努めてまいります。

○議長（福田 斉君） 田中睦議員。

○田中 睦君 産業医の面接指導を受けた人はいないということですが、昨年の6月議会でも同じことを尋ねました。そのときは、前年の該当者が446人いたけれども、誰も面接を受けていないということでした。面接指導を受ける時間がないということなのでしょう。制度があっても機能していない。ぜひこれは、実効性のあるものにしてほしいということを要望しておきます。

土曜授業の振替について、学校からの報告と振替の実質的な取得数のズレは、昨年も指摘しております。今回も同様の傾向が見られます。出勤簿どおりの振替が取られているかどうか、一度点検してみたいかがでしょう。それぐらいのことをしないと、サービス勤務というのは減らないと思います。この1点を質問します。

経営訪問時の指導案提出は、求めていないというお答えでした。このように言われましたが、現場では、せっかく授業を見に来られるのだから、指導案を出しましょうと要求する管理職が、過去にはいました。教育委員会の先ほどの指導案提出は求めていないという言葉が、そのまま現場に伝わることを願っています。

町なかにはクリスマスソングが流れるこの時期、学校は学期末の時期に入り、通知表作成が始まります。あちこちにきれいなイルミネーションがともるころ、どの学校でも、職員室や教室に仕事の明かりが夜遅くまでついていることでしょう。

私がこの場で、学校現場の超過勤務削減を訴えるのは3回目です。教育委員会の指導や学校現場での工夫で、わずかではありますが、改善した部分も見られるようになってきました。1年前も先生方の健康保持が、子どもの教育には重要だとの答弁をいただいております。超過勤務が少しでも減り、先生方が心身ともに健康で教育活動に専念でき、子どもたちが健やかに成長するために、今後さらに具体的な取り組みをされるよう、要望して終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 土曜授業の振替について、実態的には取られていないじゃないかという、お尋ねでございましたけれども、そういう点も含めて、今後とも厳密に、調査をちょっと進めてみたいなどというぐあいに思います。

一応、教育委員会のほうでは、調査したところを、報告として上がってくる部分については、先ほど言いましたように、取れているという状況でしたけれども、そこに若干そごがあるとすれば、その辺も含めて、ちょっと調査してみたいというぐあいに考えます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で田中睦議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩崎達朗議員に許します。

（塩崎達朗君登壇）

○塩崎達朗君 皆さん、こんにちは。

真志会の塩崎達朗です。

ことしも早いもので、あと20日余りを残すのみとなりました。この庁舎での議会も今回で最後となります。諸先輩議員の方々が議論を交わしてこられた歴史ある場所で、この12月議会で一般質問ができたことは、私にとっても光栄です。

さて、ことしを振り返りますと、1月の大雪に始まり、熊本地震、豪雨災害など、全国各地、いや世界的に災害の年だったとっております。地震、噴火、津波、風水害、甚大な被害をもたらした1年でしたが、自分の身は自分で守る、これが基本だと思います。その上で、1人では行動できない人の手助けをすることができるとしております。来年は、災害の少ない年になるようお願いしつつ、以下質問いたします。

大項目1、防災について。

①、水俣市地域防災計画の見直しはできているのか。

②、11月8日の西日本新聞に、水俣市の避難所28カ所のうち8カ所が土砂災害警戒区域に立地していると載っていたが、市としてはどのように考えているのか。

③、福祉避難所の設置は現在もやい館1カ所だけであるが、そのほかに指定協力できる場所はあるのか。

④、11月7日の丸島町で発生した建物火災において、被害が大きくなったのはなぜか。

⑤、防災行政無線戸別受信機の設置状況はどのようになっているのか。

⑥、11月6日の水俣市防災訓練では、どのような訓練をしたのか。また、その成果や反省点はあったのか。

大項目 2、地域おこし協力隊について。

①、現況はどのようになっているのか。

大項目 3、木質バイオマス発電事業計画について。

①、現在の状況はどうなっているのか。また、今後どのように考えているのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 塩崎達朗議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、防災については私から、地域おこし協力隊については総務部長から、木質バイオマス発電事業計画については産業建設部長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、防災について順次お答えをいたします。

まず、水俣市地域防災計画の見直しはできているのかとの御質問にお答えをいたします。

水俣市地域防災計画の見直しは、毎年行っており、今年度も行っております。冊子印刷については、現在、事務手続を進めております。なお、ホームページでは最新の内容を公表しております。

見直しの内容として、細かな文言の修正及びわかりにくい表現の修正は多数行っていますが、今年度の大きな改正点としては、大規模地震発生時緊急初動対応計画、すなわち大規模地震発生時直後の指揮命令、配備体制、初動活動等に関する対応を追加したところであります。

次に、11月8日の西日本新聞の水俣市の避難所28カ所のうち8カ所が、土砂災害警戒区域に立地していると載っていたが、市としてはどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

災害対策基本法の改正に伴い、平成27年3月に本市が指定した避難所については、土砂災害警戒区域外にある場所を指定しており、現在、土砂災害警戒区域に立地している避難所はございません。ただ、本市の地域防災計画の中にある原子力対策計画では、九州電力川内原子力発電所で事故が発生した場合の出水市民を受け入れる8カ所の施設については、議員御指摘のとおり土砂災害警戒区域に立地しております。これは、指定避難所見直しの際、土砂災害警戒区域内に立地していることを理由に、指定から外した避難所になります。

このことについて、出水市からは、原子力災害においては、土砂災害警戒区域内であっても法令違反に該当せず、引き続き原子力災害時における避難所として利用させていただきたい旨の依頼を、平成28年2月9日付の公文書で受けております。本市の回答として、気象状況により土砂災害等のおそれがある場合には、避難所を閉鎖することがある旨の条件をつけて、承諾を行っているところであります。

次に、福祉避難所の設置は、現在もやい館1カ所だが、その他に指定協力できるところはあるのかとの御質問についてお答えをいたします。

福祉避難所につきましては、もやい館を指定し、30人の受け入れを想定しておりますが、熊本地震のような大規模災害が発生した場合は、もやい館だけでは対応できませんので、福祉避難所をふやす必要があると思います。候補としましては、市内の老人福祉施設、介護保険施設、障害者支援施設、児童福祉施設などが考えられます。

受け入れ可能人員数や避難が長期化した場合の対応など、検討すべき課題がありますが、それらの施設を運営する団体と協議しながら、協力をお願いしてまいりたいと思います。

次に、11月7日の丸島町で発生した建物火災において、被害が大きくなったのはなぜかとの御質問にお答えします。

被害が大きくなったのは、深夜に火災が発生したこと、火災現場が住宅密集地であったこと、強風時の火災であったことが、主な原因と考えられます。

次に、防災行政無線戸別受信機の設置状況は、どのようになっているのかとの御質問にお答えをいたします。

防災行政無線戸別受信機の設置状況は、対象世帯1万670世帯の71.4%、7,620世帯が申請されております。現在、1,200世帯の設置が済んでおります。現在も申請があっている状況ですので、引き続き、市報等で周知してまいりたいと考えております。

次に、11月6日の水俣市防災訓練ではどのような訓練をしたのか。また、その成果や反省点はどうかとの御質問にお答えします。

今回の防災訓練では、震度6強の地震が発生し、津波注意報が発表されたことを想定し、訓練を行いました。

さきの田中睦議員の御質問でもお答えしましたとおり、各地域では、避難訓練、炊き出し訓練、救助訓練等、災害対策本部では、被害情報の把握、大規模地震の初動体制の確立等を主として実施いたしました。成果としましては、今年度新たに防災計画に追加しました、大規模地震発生時緊急初動対応計画に沿って、初動対応の訓練を行い、今後の初動対応に係る課題を把握したこと、被害情報の優先づけ、情報共有については、混乱することなく、実施できたことが挙げられます。課題としまして、防災行政無線の機器のふぐあいがあったこと、災害対策本部への被害状況の報告がわかりにくかったこと等が挙げられます。

これらの訓練内容等を踏まえ、事前の情報共有や機器の点検等を行い、今後に生かしたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 2回目の質問に入らせていただきます。

まず、地域防災計画の見直しの件ですけれども、これは一応見直しのほうは毎年行っているというふうなことで、今年度は大規模地震発生直後の指揮命令、配備態勢、初動活動などに関する対応を追加したということでございます。これは、また具体的に、どういう内容のものなのかというのを1つお聞きしたいと思います。

それと、ホームページ上で最新の内容を公表しているということでしたので、ちょっとずらっくと見せていただいたんですけれども、避難所一覧のところでは、まだ最新の避難所一覧というふうな形ではちょっと変更されていないところがあったようです。ぜひ皆さんそういうところを見られると思うので、早く更新していただいて、最新の情報をホームページ上には載せていただきたいというふうな感じで思っております。これはもうお願いです。

それと、あと前回9月議会で、高岡利治議員のほうから質問されましたけれども、地域防災マネジャー制度、これは各自治体が防災の専門知識を有する外部人材を、防災監や危機管理監として採用・配置するというものですが、そのときの市長答弁では、市の管理能力の向上、あと市民及び市職員のスキルアップにもつながり、前向きに検討したいというふうな感じで答弁がっております。

大規模な災害が多発する近年においては、この制度は、ぜひ実現してほしい制度だと思いますので、早目にやってほしいなというところもあるんですけれども、その後、このことについて何らかの進展はあっているのか。もし、進展があっているのであれば、今どのような方に、どんなアプローチをされているのか、その辺を伺えれば、ひとつお願いいたします。

次、11月8日の新聞の件ですけれども、原子力災害においてというふうな形で、私ちょっと勘違いしてしまっていて、出水市のほうからの避難の人を受け入れるためにということで、主題になるのが、もう原子力災害においてということだったみたいで、私、普通の土砂災害でみたいな感じでちょっと勘違いしたところがあるんです。一応、原子力災害において、土砂災害警戒区域内であっても法令違反には該当しないということで、出水市の方は使わせてくれというふうな感じで言っているみたいですが、これって水俣市でも土砂災害警戒区域内のため、指定を外された避難所というのが、やっぱりあると思うんです。これとは別になるのかちょっとわかりませんが、もしその指定を外された避難所が、どこに、どういった避難所があったのかというのがわかれば、ちょっとそれを教えていただければと思います。

あと、福祉避難所の件ですけれども、福祉避難所については、場所の確保も、確かに難しいところもあるんでしょうが、そこに携わる人員の確保というふうな問題になると、また変わってくるのかなと。一応、もやい館のほうでは、30名の方を受け入れることができますよというふうな感じでの説明だったんですけれども、30名の方が一遍に来られたときに、どういった対応ができるのかというのも、ちょっと疑問にあるので、その辺、やっぱり早急に市内の施設と指定協力の

仕組みをつくっていかないといけないんじゃないかと、そういうような感じで思いますので、そのことについて、どのように思っておられるか。

もう一つ、これも9月議会で、今度は牧下恭之議員のほうから質問がされていたことです。避難行動要支援者名簿について、これは自治会とか民生委員さんとか、そういう方への提供というのが、まだされていないというふうな感じですが、やはりどうしても、さっきも言いましたが、災害があったときは、自分の身は自分で守る、これが基本になってくるというふうな形で考えております。

でも、自助、共助、公助というふうな感じで考えていったときに、やはり自分の身を守った後は、周りの人を手助けができる、これは共助に当たると思いますので、住民の安否確認をするためにも、やっぱりそういう名簿というのは提出をされるべきだと考えるけれども、その辺、どう思っておられるのか、1つあります。

それと、丸島町の建物火災、今回火災の発生した場所というのが住宅、事業所、アパート、いろいろな建物が混在した場所ということで、丸島通りを挟んでJNCさんの工場があるわけですが、もうそういった地理状況のところ、JNCさんは自衛消防の方を出されて、工場敷地内に散水をされておられました。火の粉が飛んで来たら、やはり化学工場ということもあって、危ないというふうな感じで、そこは自衛をきちっとされておられました。

深夜の火災で強風、住宅密集地などの悪条件が重なった火災であって、体の不自由な1人の方が、ちょっとお亡くなりになっている火災ということですが、消防団員も一生懸命、消火活動というふうな形では対応されていました。そこでお尋ねですが、このときの水利・水量、これは十分確保されていたんでしょうかというのを、1つお聞きします。

あと防災行政無線戸別受信機ですが、これは10月1日号の市報にて、戸別受信機の配布開始のお知らせというのが掲載されました。配布開始地区は、1区、5区、7区、9区、14区、18区で、その他の地区においては、配布時期に合わせて順次お知らせすると書いてありました。その後、市報に戸別受信機の配布のお知らせが載っていないんですけれども、今一生懸命設置をされている段階で、この1区から18区の設置というのも、まだ終わっていないのかというふうな感じで考えます。現在1,200世帯の設置が済んでいるというふうなことですけれども、設置済みの方から話を聞くと、以前の戸別受信機とは違って、よく聞こえますといううれしい言葉が返ってくるわけです。

そこで、質問ですが、戸別受信機設置で何か問題等は起きていないのか。また、申請された世帯に設置されていますけれども、一応、こういうすばらしいものを全世帯への設置をするべきではないのかと。市報などでの周知をするとのことですが、それで十分と考えるか、そのほかの手段というのは、考えておられないかというのを、1つまたお聞きしたいというふう

な感じで思います。

あと、防災訓練に関してです。防災訓練では震度6を想定してやられたということですが、その際に災害対策本部の場所ですよね、これってこの庁舎で災害対策本部というのを組み立てたわけじゃないと思うんですが、災害対策本部の想定場所はどちらにされたのか。地震で災害があった部分で、ここでやっておられるとは思いませんけれども、場所はどこで災害対策本部というのを設置されたのか。あと、防災行政無線の機器のふぐあいがあったということですが、どのようなふぐあいが出たのか。災害対策本部への被害状況報告というのが、多分訓練場所のほうから今こういう状態ですよとかいうのが、状況報告というのがあると思うんですが、災害対策本部から現地に対しての対応というのはされたのか、1つお伺いします。

それと、水俣市総合防災訓練は、毎年行っていかれるのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

ちょっといっぱいありましたけれども、まず、防災計画については2つ、新聞の件については1つ、福祉避難所が2つ、丸島町の火災が1つ、あと防災行政無線が2つ、それと総合訓練が4つあります。済みません、よろしくお願いします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 今、数えましたら、12点あったと思うんですが、漏れていたら、また御指摘いただければと思います。ちょっと多岐にわたりますので、詳細がわかるように、部長のほうに答弁させるところが多々ありますので、よろしくお願いいたします。

まず、大規模発地震緊急対応初動対応計画の具体的な内容でございます。

これにつきましては、先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、追加したところは、具体的な内容としまして、指揮命令、配備態勢、初動活動等がございます。

指揮命令は、大規模地震発生後、必ずしも市長、副市長、各部長がすぐ登庁できるわけではございませんので、登庁してきた職員が真っ先に指揮者となり、対応することを定めているわけがございます。配備体制では、避難所対応班、情報収集班、連絡・情報発信班に分かれ、それぞれの業務を行うとされているところでございます。

また、初動活動では、まず登庁した職員が何をするのかを定めております。例えば、庁舎の被害状況を把握することであったり、消防本部、警察署へ連絡を行う等、チェックリストを作成し、防災担当者以外の職員であっても初動活動ができるように計画をしております。こういった部分が追加した部分でございます。

防災マネジャーは総務部長から、そしてほかの部分は総合政策部長から答弁させます。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） それでは、地域防災マネジャー制度について、その後の進展はあったのかとの御質問にお答えいたします。

10月に自衛隊熊本地方協力本部のほうを訪問し、退職自衛官の方で、地域防災マネジャーの資格を持つ方を、本市の危機管理防災課の職員として紹介していただけないか、要望を行っているところでございます。また、規定等の整備のため、本議会に水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例案を提案しているところでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 2回目の御質問の中で、福祉避難所に関してと、避難行動要支援者名簿について、私のほうから答弁させていただきます。

福祉避難所については、場所の確保も重要だけれども、そこに携わる人員の確保も問題になると思う。早急に市内の施設等と指定協定の仕組みをつくらないといけないと考えるが、どういうふうに思っておられるかという御質問だったと思います。

災害はいつ発生するかわかりませんので、塩崎達朗議員がおっしゃるように、市としても早急に取り組む必要があると思っております。受け入れ態勢や受け入れ可能な人数などについて、市内の施設を運営している団体と協議しながら、福祉避難所の協定締結に向けて進めてまいりたいと考えております。

もう一つ、避難行動要支援者名簿についてなんですけれども、早急に提供されるべきと考えるが、どういうふうに思っておられるかという御質問だったと思います。

避難行動要支援者名簿につきましては、個人情報が含まれております。自治会や自主防災組織、民生委員等への名簿の提供につきましては、個人情報の取り扱いに関して、まず要支援者御本人の同意を得る必要がございます。

今後、広報紙等によりまして、広く市民に周知して、対象となる方に名簿提供の趣旨を御理解いただいた上で、本人の同意を確認した上で、できるだけ早く必要な関係者への提供を図ってきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 残りの御質問について、順次お答えしたいと思います。もし漏れていた場合は御指摘いただければと思います。

まず第1点目です。原子力災害の土砂災害区域であってもという答弁があったんですけど、水俣市で土砂災害警戒区域内で指定を外されたところはどこかということなんですけど、これについては、指定から外された避難所は17カ所です。内訳は、市が管理する避難所が6カ所です。具体的に申しますと、深川体育館、石坂川体育館、第一中学校体育館、湯出小学校体育館、緑東中学

校体育館、久木野小学校体育館、この6カ所になります。

地域で管理する避難所では、11カ所になります。11カ所は、深川公民館、茂木の里、白梅荘、吐合集会所、たから館、石坂川集会所、葛渡集会所、招川内公民館、湯堂集会所、小田代公民館、茂道公民館の11カ所です。

続きまして、次は丸島町での火災の件で、水利が不足していたのではないかという御質問なんですけれども、水利につきましては、消防署が火点に近い丸島通りの消火栓から、消防団はその周辺の消火栓及び江添川から確保しておりましたので、水利が不足していたということはなかったと考えております。

水道管についてなんですけれども、これについても大きい部類の水道管が布設されております。

続きまして、戸別受信機で問題が起きていないかということなんですけれども、戸別受信機での問題につきましては、設置の際は聞こえていた防災無線が、設置後聞こえなくなったというお話や、野外の放送が戸別受信機では聞こえない等の問題があります。これにつきましては、設置後聞こえないところについては、屋外アンテナをつけるとかいうことで対応しております。

なお、屋外放送が戸別受信機で聞こえない点につきましては、現在、設置のためにデジタル放送を1日中、試験電波を流しているものですから、新しい戸別受信機では現在では受信できない状況にあります。1月中旬ぐらいまでには対応ができると思います。

続きまして、戸別受信機の周知の方法なんですけれども、戸別受信機、ちょっと強制がなかなかやっぱり難しいところがありまして、希望する世帯ということになるんですが、8月に希望調査を行いました。そして、ことしの3月に再度未提出の世帯に文書を送りました。現在も隣がついたもんじゃけん、まだ申し込み忘れとったということで、申請がまだどんどんされている状況なものですので、周知につきましても市報だけではなくて、ホームページとか地域の回覧などを利用して周知していきたいと、このように考えております。

続きましては、防災訓練で震度6強を今想定していたんですが、その際には市庁舎は多分使えなくなるだろうということで、今回、秋葉3階に災害対策本部を置きまして、そこで訓練をしていたところなんです。

続きましては、防災行政無線、訓練時の機器のふぐあいなんですけれども、先ほど田中睦議員の御質問でお答えしたものと重複するんですが、一部の地域では聞こえなかったり、あるいは過去の放送が流れたりしたという報告が上がっております。現在のところ、機器を再起動させて正常に作動しているところでもあります。

災害対策本部の現地に対する対応についてなんですけど、今回の訓練では、被害状況の収集を主に行っており、現地への対応は訓練としては行っておりませんでした。

あと、最後になると思います。総合防災訓練、毎年行っていくのかということなんですけれども、この訓練は防災意識の向上のため不可欠だと考えております。毎年実施していきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 いっぱいあって、ちょっと自分もわからなくなったところがあるんですけども、済みません。今、答弁いただいたような形で、一生懸命やっておられるというのがよくわかるんですけども、まだまだやってほしいこともいっぱい、実現してほしいこともいっぱいあります。余り言うと、また自分でやれみたいな感じで言われたらちょっと困るので、自分ではちょっとできないので、お願いをするしかないのかなと思いつつながら、やっていきたいと思っております。

ちょっと飛びますけれども、地域防災マネジャーの件に関しては、本当に着実に、実現に向けて動いてほしいなど。やはりそういう専門職の方がここにおられる、勤めていただけるというふうな形になると、本当に市民の皆さんも安心をされるんじゃないかと。本当に自分たちもやっぱり何か相談事があったときには、そういうプロの人に話を聞いたときに、いい回答が早目に返ってくる、そういうのがやっぱり一番望ましいのかなというふうな感じで思っております。

例えば、今回の防災計画書、計画の見直しとか、総合防災の訓練ですね。こういったやつも、やっぱりそういう方を中に本当に入れて、話を詰めていったときに、もっと違う防災訓練ができたりとか、もっと実のある防災訓練ができたり、この地域防災計画書の中身も、もっと濃いものになってくるのかなというふうな感じで考えますので、ぜひこの地域防災マネジャーの件に関しては実現を早目にお願いしたいと、これは要望です。

あと、大規模地震発生時の緊急初動対応計画というやつですね、長ったらしくて、ちょっと私も字も余り見えないので、済みません、間違るところが多いんですけども、登庁してきた職員の方が誰でも先に動くというふうな形で、あとそこにチェックリストを用意して、そのチェックリストを自分で、これをやった、あれをやったということで、チェックしながらやっていくと。防災担当者以外の職員であっても、初動活動ができるよというふうな感じのやつを、今度入れられたというふうなことですけども、これは本当に全職員の方が、それはできるというふうな形で思っております。

あと、水俣市に居住されていない職員の方もいて、ぜひそういうやつにちょっとかかわってもらってというような形で、皆さんに周知徹底をしていただいて、やっていただきたいなど、これも要望になります。

あと、福祉避難所に関してですけども、福祉避難所の協定に向けて進めてまいりたいというふうな答弁だったと思います。ぜひ早急にこれは取り組んでいただきたいと思っております。これも要

望になります。

あと、避難行動要支援者の名簿についてですけれども、これは今本人の同意をとというふうな形で、確認した上でと思いますが、市長はことしの2月に、名簿を作成できていますというような感じで答弁されています。個人情報の取り扱いに関して、要支援者本人の同意を得る必要があるということですが、結局2月にもう行政のほうではもう名簿ができ上がっている、今もう12月ということで、約10カ月がもう経過しようとしているのに、進捗がないというのはどういうことなのかと。もっとこちらのほうから出向いて行ってでも、本人の同意を得るような努力が必要と思うんですけれども、どう考えておられるのか、これ1つ質問です。

やはり、どうしてもやっぱり地域のどこに、こういう人がおられるかというのが、本当に自治会長さんとか、民生委員さんたちなんかも物すごく、何かあったときには心配になって探しに行くにも、え、誰だっけみたいな感じになってしまうんで、個人情報というのも大切ですが、でもみんなで助け合って共助しようという、そっちのほうはまだ大切じゃないかなというふうな感じで考えますので、ぜひこの名簿に関しては、早目に進めてほしいと思うので、どういうふうにしておられるかというのを1つ。

あと、避難所ですけれども、避難所はもう本当に住民にとっては災害時には本当に心のよりどころというふうな感じで思っております。原子力災害において土砂災害警戒区域内であっても、その法令違反には該当しないと、出水市の方は言われたというふうな感じですが、水保市民も多分そのときに、原子力災害というふうな形になったときに、その避難所を使うことができるのか、それはどういうふうな感じで考えておられるのかというのを、1つお聞きをしたいと思います。

丸島町の火災の消防の水利に関しては、消火栓を大体使って、あのとき消火されたと思うんで、あれだけのポンプで1つの消火栓というのを吸い上げると、どうしても圧が足らなくなる。これはもうわかっていることであって、ただ江添川からも水利をとっておられたということで、近辺にそういう水利が、例えば自然水利ですね、消火栓じゃなくて自然水利、そういったやつが、ちょっと足らなかった部分もあるのかなと思うんですけれども、このことについてはもうちょっと何も言いません。

あと、防災行政無線戸別受信機の設置の件に関しては、物すごい予算を使って行っている事業ですので、ぜひこれは完璧な仕事でやっていただきたいなど。住民の方、約9割の方は待ち望んでおられる事業だったと思います。そのようによろしく願いしておきます。

それと、この防災訓練、毎年実施されるというふうな形で答弁ありました。これになるべく多くの市民の方が参加できるような、何か施策をとっていただいて、ぜひ実施日を、例えば何月の第何日曜日とかいうような形で固定して、要するに、水保防災の日みたいな感じで位置づけをされたら、参加される方も何か意識的に、この日は防災の日だなみたいな感じで思われるんじゃないかな。

いかと思うので、その辺どう考えておられるか、1つお願いいたします。

3点、よろしく申し上げます。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） これも少し分けて答弁させていただきます。

まず、名簿につきましては私のほうから、当然、名簿をつくただけで、活用できないということは非常に残念でございます。絵に描いた餅にならないように職員、600人以上同意をとる必要があると思うんですが、これを外部でということは難しいと思いますので、職員が回ることでないようでしたら、予算を組んでも、早急に同意をとるようにやりたいというふうに思っているところでございます。

それと防災の日については、まだちょっと検討したことがございませんので、今後のまた課題としたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 原子力災害に伴って、出水市の方がこちらに避難して来られる。

そのときに避難所に入らせていただけるんですが、じゃ、そのとき水俣市民が、その避難所を使えるかどうかなんですけれども、これについては使えます。ただ、問題は使えるとして人数が、出水市から来られると、それと水俣市民も来られて、収容人数があふれるというケースは十分考えられると思います。今後、そのようなことをちょっと詰めていく必要があるかなと、このように考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 次に、地域おこし協力隊について答弁を求めます。

本田総務部長。

（総務部長 本田真一君登壇）

○総務部長（本田真一君） 次に、地域おこし協力隊について、現況はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

まず、応募状況ですが、7月上旬までに4名の方から応募をいただきました。第1次の書類選考の結果、総務省の定める都市地域要件に該当しない1名を除き、3名を合格としました。第2次選考では、活動拠点となる久木野地域の自治会長などによる面接を8月に実施し、3名中2名を採用することといたしました。その後、採用した2名と本市への移住に向けた手続を進め、1名は、11月14日付で既に着任いただいております。もう1名につきましては、現在の勤務先等の都合で、来年1月に着任する予定になっております。

なお、住居については、地元自治会長や集落支援員の御協力のもと、久木野地域の空き家を提

供していただくことができ、23区と25区にそれぞれ確保できております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 地域おこし協力隊員、これは6月の一般質問でもちょっとさせていただいた件ですが、そのときはまだ誰も決まっていませんとか、来られる方もおられるかわかりませんみたいな感じの、ちょっと不安要素が物すごくあったわけですが、ここに来て、2名の方が水俣市のほうに地域おこし協力隊員として来ていただくというふうな形で決まりました。内心、よかったなと思いつつ、何をされるんだろうというふうな感じの思いもあります。

そこで、この地域おこし協力隊員が11月14日に1名の方が着任されたこと、1月にもう1名着任するということですが、どのような方が着任されたのか、よければわかる範囲で結構です、教えていただければと思います。市報等にもちょっと載ったような形はあるんですけど、あと1名の方は全然まだ載っていないというような形ですね。

あと、地域おこし協力隊員が今後どのような活動をされるのか、その2点をお聞きします。よろしくをお願いします。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） まず、どのような方が着任されましたかという御質問ですが、11月に既に着任されている地域おこし協力隊員は30代女性の方で、熊本市内から水俣に転居してきました。応募の動機といたしましては、活動する久木野地域の自然豊かなところに引かれ、インターネットなどを活用して、久木野地域の地域資源を、多くの人に知ってもらえるような仕事をしたいということです。

また、1月に着任される地域おこし協力隊員は、20代男性の方で、東京都内から水俣に転居されます。応募の動機といたしましては、学生時代から実践されているキャンプなどの自然体験活動を生かし、久木野地域の豊かな自然環境を活用した、体験活動を行うことで、観光客の増加につながるような取り組みをしていきたいということです。

次に、地域おこし協力隊員は、今後どのような活動をされる予定かということですが、地域おこし協力隊員の活動につきましては、地域資源を活用した観光振興、イベント企画、運営、情報発信、商品開発などに関する業務を行っていただく予定ですが、着任後しばらくの間は地域の行事とか寄り合い等に出向くことで、地域の人や現状を把握していただき、その後、地域の方々と一緒に、久木野地域の活性化のための活動内容を検討し、本格的な活動は来年度から取り組んでいくこととなるかと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 活動の内容とか、いろいろあるんでしょうけれども、せっかく水俣を選んで来ていただいて、水俣のよさを発信していただくというような形になると思うんですが、ぜひこのすばらしい水俣を全国の方に発信していただいて、あと移住定住というふうな形のやつにも、ちょっと外から入ってこられる人たちの、移住定住にもつなげてほしいというふうな感じで考えておりますので、そういう活動をきちっとやっていただくと。

ただ、地域おこし協力隊員の方たちも、任期が3年だったと思うんですけれども、この3年で終わった後に、水俣を出て行ってもらうというような感じじゃなくて、ずっと水俣に定住して、またそういう活動、もしくは仕事をきちっと自分たちで立ち上げてでも結構ですので、やっていただく。そういうのに水俣市としてのバックアップも、絶対必要になってくると思うので、その辺はそういうバックアップをする施策みたいなもので、何かちょっと考えておられるようなことがあれば、ちょっと答弁いただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） せっかく地域おこし協力隊員できていただけるわけですので、先ほども答弁しましたが、住むところは、こちらの空き家とか、そういうところを提供したりとか、地域の協力とか、いろいろな方々の協力を得ながら、今後も引き続き、3年以降も水俣のほうに定住していただくような、いろいろな施策のほうも、またうちのほうでも考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、木質バイオマス発電事業計画について答弁を求めます。

関産業建設部長。

（産業建設部長 関 洋一君登壇）

○産業建設部長（関 洋一君） 次に、木質バイオマス発電事業計画についての御質問にお答えします。

現在の状況はどうなっているのか。また、今後どのように考えているのかとの御質問にお答えします。

まず、木質バイオマス発電事業計画について、市は企業誘致として進めておりましたが、前回の9月議会で谷口眞次議員の御質問にもお答えしましたとおり、商用系統への接続が困難なことや、燃料の安定的な供給に課題があることなど、木質バイオマス発電事業を取り巻く環境が、ますます厳しくなっている状況でございます。このようなことから、今後も企業誘致として進めることは困難であると認識しております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 木質バイオマス発電事業、前回9月議会で谷口眞次議員に、企業誘致として進めることは、困難であると認識しているというふうな形で答弁されているんですけども、その中で、いろいろな代替の新たなエネルギー事業というのが、やっぱり出てきていると思うんです。その件で何か進んでいる部分というのがあれば、お聞かせ願いたいと思いますし、またどのように水俣市が今、企業誘致に対して、取り組んでおられるかということでお聞きしたいと思いますけど、よろしいですか。

○議長（福田 斉君） 関産業建設部長。

○産業建設部長（関 洋一君） 木質バイオマス発電にかわる新たなエネルギーとして、天候に左右されにくい水力発電が注目されております。

これは中山間地の用水路などを活用して、小水力発電を行うことにより、水俣市が目指す、再生可能エネルギーの地産地消の取り組みを推進することにつながると考えております。既に寒川地区でも、この小水力発電が設置され、地域の電力として活用されております。

また、新たな企業誘致ということに関しましては、数件の誘致の御相談が既にあっております。今後も雇用の創出や地域経済の活性化につながりますよう、積極的に誘致を行ってまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 最後の質問というような形になりましたけれども、一応企業誘致、これについては、私たち議員も努力していかなければと強く思っているところです。

なかなか企業誘致と簡単に言葉で言っても、相手があって、また水俣市のことをどれだけ思っ
て入ってこられるのか。どういう事業をやりたいというふうな形もいろいろあると思うので、なかなか難しいところもあると思うんですけども、本当にこれはこれからの水俣を考えると、ぜひ自分たちも、努力をしていかなければいけない部分だと思っております。

最後に、この木質バイオマス発電事業計画について、今までも何回も担当部長のほうからは、企業誘致としてもう進めることは、困難であるというふうな形で答弁があっているわけですけども、ここで最後に、ちょっと市長の考えをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 木質バイオマス発電事業につきましては、先ほどから述べさせていただいておりますが、この誘致自体、もう非常に厳しいというふうに考えております。市としましても、これまで進めてきた当初の計画がございました。それにつきましては、もう終了したというふう
に考えております。しかし、この再生可能エネルギーの推進というのは、水俣市の大きな施策の1つだというふうに考えております。

今、答弁ありましたように水力、太陽光、地熱、いろんな再生可能エネルギーがあるわけでございますので、そういったものにはいろんなアンテナを張りながら、企業が水俣で立地できるように、私たちも企業を誘致、または支援というものをしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で塩崎達朗議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明8日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時29分 散会

平成28年12月 8 日

平成28年12月第 4 回水俣市議会定例会会議録
(第 4 号)

一般質問・質疑

平成28年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成28年12月8日（木曜日）

午前9時29分 開議

午後2時40分 散会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（水 田 利 博 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水道局長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
総合政策部政策推進課長（水 田 利 博 君）	総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）
総務部財政課長（設 楽 聡 君）	

○議事日程 第4号

平成28年12月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-------|-----|--------------------------------|
| 1 | 高岡朱美君 | 1 | 介護をめぐる状況と今後の課題について |
| | | 2 | シルバー人材センターによる放課後学習支援事業について |
| 2 | 小路貴紀君 | 1 | 水俣環境アカデミアのホームページ作成における不正処理について |
| | | 2 | 市長ブログについて |
| | | 3 | ふるさと納税について |
| | | 4 | 災害時の対応について |
| 3 | 牧下恭之君 | 1 | コンビニ交付・納付について |
| | | 2 | 教育問題について |
| | | (1) | 日本一の読書のまちづくり宣言について |
| | | (2) | 図書館について |
| | | (3) | デイジー教科書について |

(付託委員会)

第2 議第82号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成28年度水俣市一般会計補正予算(第7号) (総務産業)

第3 議第83号 水俣市人権擁護に関する条例の制定について (総務産業)

第4 議第84号 水俣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について (総務産業)

第5 議第85号 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について (総務産業)

第6 議第86号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について (総務産業)

第7 議第87号 水俣市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第8 議第89号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第9 議第90号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第10 議第91号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第11 議第94号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第12 議第95号 平成28年度水俣市一般会計補正予算(第8号) (各委)

第13 議第96号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (厚生文教)

- 第14 議第97号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号） (厚生文教)
- 第15 議第98号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） (総務産業)
- 第16 議第99号 平成28年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号） (厚生文教)
- 第17 議第100号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号） (総務産業)
- 第18 議第101号 工事請負契約の変更について (総務産業)
- 第19 議第102号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について (厚生文教)
- 第20 議第103号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第9号） (総務産業)

平成28年12月第4回水俣市議会定例会陳情文書表（追加）

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第7号	天草市御所浦町御所浦黒崎地区での採石継続及び採石跡地を鉄鋼スラグや浚渫土砂で埋め戻すことに反対する意見書提出を求める陳情について	水俣市湯出 1322番地1 高倉 鼓子		厚生文教
陳第8号	原子力災害に関する専門部会の設置を求める陳情について	水俣市月浦 247番地96 永野 隆文		総務産業

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時29分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、補正予算1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情2件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、各常任委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成28年10月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告及び財政援助団体の監査結果並びに教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について提出があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 おはようございます。

日本共産党の高岡朱美です。

一昨日より異口同音に議場に別れを惜しむ声が聞かれました。水俣の前途を決定するさまざまな議論が交わされてきた場所です。そこに参加をされてきた先輩方にとっては、特別の空気が漂っているに違いありません。短い期間でしたが、私も歴史の刻まれた、この建物の空気に触れさせていただいたことに幸せを感じます。

高齢者ドライバーの事故を未然に防ぐ対策が話題になりました。車は動く凶器、全責任がドライバーにあることを自動車教習所で教えられます。自主返納はその責任を自覚した行為であり、ぜひ応援をしたいと私も思います。

一方、被害の甚大さからして比較にならない、こちらの運転免許は再び許可されました。川内原子力発電所です。原子力発電所事故では何の落ち度もなかった被害者が、一方的に賠償金額を加害者によって決められます。最近、その賠償費用や廃炉費用が大きくなり過ぎたからと、被害者や第三者にも払ってくれと、あきれするような話が出てきました。余りにひどいダブルスタンダードではないでしょうか。何十万人という人の命と生業がかかっています。諦めずに自主返納を働きかけるしかありません。

決意を新たにし、以下質問に入ります。

大項目1、介護をめぐる状況と今後の課題について。

①、2000年に介護保険制度がスタートした。その目的は何か。

②、介護保険制度は3年ごとに見直しが行われてきたが、2014年6月に大幅な改定があった。見直しの内容はどのようなものだったか。この改定により、利用料の負担がふえた人はどれくらいいるか。

③、水俣市は2017年4月に新総合事業を開始すると聞いているが、これにより介護保険給付から外れ、地域支援事業に移される人は何人で、これらの人が最も多く利用しているサービス内容は何か。今後、これらの人向けの新たなサービス計画はどこが作成し、誰が提供することになるのか。

④、今後、本市でサービス需要が伸びると見込まれるものは何か。そのための供給体制は十分

と言えるか。

⑤、全国的に高齢者への虐待件数がふえている。水俣市の傾向はどうか。虐待の原因についてどのように捉えているか。

大項目2、放課後おさらい事業について。

①、本事業の目的・事業内容及び財源はどうなっているか。

②、現在何名の生徒が参加し、子どもたち、保護者、学校からはどのような感想が聞かれているか。

③、教育委員会としてこの事業をどのように捉えているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 高岡朱美議員の御質問に順次お答えします。

まず、介護をめぐる状況と今後の課題については私から、放課後学習支援事業については教育長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、介護をめぐる状況と今後の課題について、順次お答えをいたします。

まず、2000年に介護保険制度がスタートした。その目的は何かとの御質問にお答えをいたします。

介護保険制度は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、看護・療養上の管理等の医療が必要な人に対して、保健医療サービス・福祉サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき創設されました。創設前は老人福祉と老人保健に分かれていた高齢者の介護に関する制度を再編成し、利用しやすく効率的な社会支援システムとして構築されたものであります。高齢化の進行とともに要介護者が増大を続け、従来のシステムでは、介護問題への適切な対応が難しくなってきたことを受け、2000年からスタートしております。

次に、介護保険制度は3年ごとに見直しが行われてきたが、2014年6月に大幅な改定があった。見直し内容はどのようなものだったか。この改定により、利用料の負担がふえた人はどれぐらいいるかとの御質問にお答えをいたします。

2014年の介護保険法の改正については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目的として施行されております。

主な改正の内容は5点で、地域支援事業の充実と介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる

新しい総合事業を実施することで、特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能として重点化すること、低所得者の保険料軽減を拡充すること、一定以上の所得のある利用者の自己負担を1割から2割へ引き上げること、低所得者の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に、資産などを追加することとなっております。この中で、一定以上の所得のある利用者の自己負担を1割から2割へ引き上げること、及び低所得者の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に、資産などを追加することについては、費用負担の公平化を目的として実施されるもので、利用者負担の増加に直接関与するものとなります。

まず、一定以上の所得のある利用者の自己負担を、1割から2割へ引き上げることについて影響を受けた人は、約90人となっております。また、低所得者の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に、資産などを追加することについて、認定の対象から外れた人は、現時点で約210人となっております。

次に、水俣市は、2017年4月に新総合事業を開始すると聞いているが、これにより介護保険給付から外れ、地域支援事業に移される人は何人で、これらの人が最も多く利用しているサービス内容は何か。今後、これらの人向けの新たなサービス計画はどこが作成し、誰が提供することになるかとの御質問にお答えをいたします。

新総合事業の内容としては、要支援者を対象とした介護予防給付のうち、介護予防訪問介護が訪問介護相当サービス、介護予防通所介護が通所介護相当サービスとして、サービスの内容は維持したまま地域支援事業に移行します。それ以外の福祉用具、住宅改修、訪問看護、通所リハビリテーション等については、これまでどおり介護予防給付として位置づけられ、要支援の方であれば、これまでどおり利用できます。

したがって、現在、要支援者の方で、訪問介護や通所介護を利用されている方には、今後、新総合事業により、これまでと同様のサービスが利用できます。これに加えて、訪問型の新たなサービスと、これまで地域支援事業で実施してきた通所型のサービスについても、新総合事業のサービスとして位置づける予定であります。

要支援者の方でサービスを受けられている方は、現在約400人で、一番多く利用されているサービスは月によって違いますが、訪問介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与となっております。新総合事業のサービスを受けるに当たっては、水俣市地域包括支援センターが窓口となり、基本チェックリストを実施し、要支援者にかかわらず、対象者には介護予防ケアマネジメントを行い、必要に応じてプランを作成し、サービスに結びつけるシステムになっています。サービスの提供者については、介護サービス事業所、シルバー人材センター等による実施を予定しています。

また、サービスではありませんが、新総合事業の一般介護予防事業として、地域での通いの場、見守り等の機能を持つ、コミュニティの再構築に資する事業を社会福祉協議会、自治会等の住民ボランティアによるサポートにより実施します。

次に、今後、本市でサービス需要が伸びると見込まれるものは何か、そのサービスの供給体制は十分と言えるかとの御質問にお答えをいたします。

国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築を自治体に求めています。これにより、おのずと施設から在宅サービスにシフトされることになり、新総合事業の実施もその一翼を担うものであると考えています。

今後、その傾向は強くなると思われまますので、訪問介護、通所介護、小規模多機能型居宅介護等の在宅サービスについては、需要が伸びると思われます。

供給につきましては、高齢者人口がピークを迎える2025年ごろまでは、不足することが考えられますが、新総合事業の実施による地域での通いの場づくりや見守りなどを活用し、地域住民で支え合うことで、供給不足の解消につなげたいと考えています。

次に、全国的に高齢者への虐待件数がふえている、水俣市の傾向はどうか。虐待の原因についてどのように捉えているかとの御質問にお答えをいたします。

毎年実施される高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査では、本市の虐待の相談・通報実件数は、平成26年度の7件に対し、平成27年度は16件、また、虐待と判断された実件数は、平成26年度の4件に対し、平成27年度は10件という結果で、さらに相談延べ件数別に見ると平成26年度の18件に対し、平成27年度は99件と前年度に比較し急激に増加しています。

虐待の原因について、平成27年度に虐待と判断された事例の背景を見てみると、10件中9件は養護者に感情のコントロールができないなどの精神的症状や精神障害が見られ、高齢者自身の問題だけでなく、高齢者の養護者にも何らかの支援が必要な状況にあると認識しております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。

初めに介護保険の目的について、お答えをいただきました。

介護保険法第1条を読まれたと思います。大事な部分が省かれていました。介護状態になった人が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう書かれています。

一昔前は、認知症の方が、おりのようなベッドに入れられたり、車いすに縛られていたという

話を聞いています。また、家族で介護する場合には、限られた人、特に女性に大きな負担がかかっていたことが社会問題化となり、この法律ができた背景にあります。

最後まで人としての尊厳を失うことなく、住みなれた地域で暮らす。誰もが主体的に生きられる社会を実現するために、国民全てで助け合いましょうという理念のもとにできた制度です。高齢者や障害者福祉の理念は、国際社会からの影響もあり、どんどん進歩してきております。ただ、その理念が真に体现されているかという、決してそうではないというのが、現実ではないでしょうか。

この介護保険制度は、導入時期から比べると、どんどん後退していっていると言わなければなりません。介護保険は3年ごとに見直しをされていますが、目指している方向は、介護予防に重点を置き、自宅でなるべく長く暮らしてもらうことです。これはこれで決して悪いことではなく、御本人にとっても住みなれた自宅で、昔からの御近所づき合いをしながら、自分らしい役割を持って暮らす、これは理想の姿ではないかと思います。ただ、こういう暮らしを続けるには、周囲からのさまざまな支えが必要です。

そこで、2012年の改正では、各自治体に地域包括支援センターを置いて、それぞれのやり方で介護状態にならないための取り組みや、在宅の人を支援する取り組み、これを総合的に推進することが決められました。これによって、介護事業における自治体の果たす役割は、飛躍的に高まりました。

続く2015年に、さらに大きな制度変更がありました。その中で一番大きな変更は、これまで要支援1、2と認定をされ、介護保険から予防給付を受けていた方々、水俣の場合は約400人という数字を上げられましたけれども、これらの方が今度は保険からサービスを受けるのではなく、新たに水俣市が実施主体になる、新しい総合事業なるものからサービスを受ける仕組みになったことです。4月から市はこの事業をスタートさせますが、現行の要支援1と要支援2の人に対しては、水俣市が運営をする、新しい総合事業の枠の中で訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス、そして新たに設置される訪問型のサービスなどを提供するということです。

そこで、2回目の最初の質問になります。これらのサービス内容について確認をさせていただきます。

まず、訪問介護、通所介護については、これまで保険給付で受けられていたサービスと比べ、人員基準、運営基準、また利用料に違いは生じるのでしょうか。

次に、2点目です。新たな訪問型のサービスの中身について、先ほどシルバー人材センターなどによる実施という文言がありました。具体的にはどのようなサービスなのか、利用料なども含め説明をしてください。

そして3点目は、将来的な見通しについてです。少し前置きが長くなります。

御答弁にあったように、国は、高齢者をなるべく施設から在宅へとシフトさせようとしています。事業所に対しては診療報酬を下げ、利用者に対しては入居条件を厳しくして、在宅要介護者をふやしています。そうすると、在宅の人を支援する訪問介護や通所介護といったサービス需要は、必然的にふえることとなります。現在、水俣には約400人の要支援者がいて、一番利用されているのが訪問介護や通所介護だという御答弁がありました。

今回の制度改定は、それを見越して、症状の軽い人には、今のうちに保険から外してしまい、自治体運営の代替サービスに置きかえて、給付費用を抑えようという意図があります。自治体に移されたこれらの事業費に、厚生労働省は上限を設けており、自治体によっては、2%近く給付を抑えざるを得ないところも出てきます。このことについて、元厚生労働省老健局長で介護保険制度の生みの親とも言われている、堤修三さんがこんなことを言われています。

保険料を納めた人には平等に給付を行うのが保険制度の大前提、しかし、2015年改定や財務省の給付抑制路線の提案では、この前提が崩れつつあると危惧している。さらに、要支援者の訪問介護などを市町村の事業に移しかえたり、補足給付に資産要件を導入するなど保険制度から言えば、全くの筋違いで、団塊世代にとっては介護保険は国家的詐欺となりつつあるように思えてならない。

また、今回の改定が行われた際、参議院厚生労働委員会は次のような附帯決議を採択しております。

専門職によるサービス提供がふさわしい利用者に対して、必要なサービスが担保されるガイドラインの策定を行った上で、利用者のサービス選択の意思を十分尊重するとともに、地域間においてサービスの質や内容などに格差が生じないように、市町村及び特別区に対し財源の確保を含めた必要な支援を行うこと。

保険契約者に対して、給付を拒否すれば保険詐欺です。これは民間であれば常識です。今度の制度改定によって、今後は水俣市が、給付の是非を判断する一定の権限を持つこととなります。ぜひとも被保険者を守る立場で臨んでもらい、安易にサービスの質や量を低減させることのないように、また財源に窮した場合には、国にしっかり負担を求めていただきたいというふうに思います。

この点について、平成27年度から事業をスタートさせている芦北町に、新たに申請をされた方の給付の判断をどうされているかを聞いてみました。

芦北町では、チェックリストやアセスメントシートだけでは判断をするのは難しいので、全てこれまでと同様に審査会に送っているということでした。私はこれは被保険者に対する責任ある行為だと考えています。水俣でもこの姿勢はぜひ見習ってもらいますように、まずは要望いたします。

国は、受け皿を減らすことで費用を抑え込もうとしています。今後、団塊の世代が75歳を迎え、高齢化による介護サービス需要はどんどん高くなります。先ほどの答弁でも今後、在宅の人向けの訪問介護や、通所介護、小規模多機能型居宅介護などの需要がふえて、供給不足になることが予想されるとありました。寝たきりになった。子どもは働かなければならないので施設に入りたいたいがあきがない。せめて昼間ヘルパーさんに身体介護に来てほしい。ところが、頼んでも受けてくれる人がいない。こういうケースが出てくる可能性が大いにあります。

今でもヘルパーさんはどの事業所でも不足しています。お話を聞いた事業所では、どうしても日曜日に人を確保できない状態で、認知症でひとり暮らしのお宅に、毎日訪問して食事づくりをしているが、土曜日に2日分の食事をまとめてつくってくるということになる。おかしなものを食べたりしないだろうかと、気が気ではないというようなお話をされていました。実は、こういう方でも介護度は1程度です。特別養護老人ホームは介護度3以上の人しか入れなくなりました。おひとり暮らしの高齢者の行き場がなくなるケースが、多発するのではないかと危惧をしております。とても深刻な問題です。

そこで、3点目の質問です。なぜこのように人手不足が起きていると考えますか。

そして4点目です。今回導入された新しい総合事業は、この問題を解消できる手段になるとお考えでしょうか。

最後に、虐待についてお答えをいただきました。今まで頑張って生きてこられた方が弱って思うように動けなくなった。そのことで暴力や暴言を受け、あるいは放置されて不衛生な環境に置かれるといった状況は、想像するだけで胸が痛みます。人としての尊厳をずたずたに踏みにじられている状態で、絶対にあってはならないことです。しかし、実際にはこういう被害に遭われる方がふえてきています。厚生労働省の最新の調査で、施設の虐待が認められたケースは300件、養護者からは1万5,739件で、年々ふえる傾向にあります。水俣市でも通報件数が99件、虐待と認められたケースが、4件から10件にふえたということでした。加害者は施設従事者ではなく、養護者によるもので、大半のケースが養護者自身に何らかの精神的な疾患があったということでした。

そこで最後にお聞きします。これらのケースでは、通報はどこから来て、どこが受け、どのような対処をされているのでしょうか。

以上、2回目の質問は5点です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 5点ございました。少し分けて、また答弁させていただきます。

新型訪問のサービスの中身、そしてシルバーの内容等につきましては、福祉環境部長、そして最後にありました虐待の件数等も含めて、福祉環境部長から答弁させます。

3番目、4番目の人手不足の分と総合事業の考え方、実際これで問題が解消できるかという考え方については、私のほうから答弁させていただきます。

人材不足、人手不足がなぜ起こるかということでございますが、これは水俣市だけの問題ではないというふうに考えております。全国的なものと捉えており、これは少子高齢化による生産人口の減少によるものもありますが、介護職からの離職者が他の産業より比較的非常に高いという、これはよくニュース等でも言われております。また、介護職への新卒者の新規就労が少ないことが、主な原因ではないかというふうに考えております。

介護サービス事業所の中でも、施設系と比較して、訪問介護等、住宅系の事業所での離職率が高い傾向にあるというふうな数字が出ております。御存じのとおり、介護職は重労働、低賃金のイメージが定着をしており、新卒者の確保が非常に困難だというふうに聞いております。

新たな従事者が確保できないままでのサービスの提供は、現従事者への負担増となり、その負担増により、負のスパイラルで離職するということが、根底にあるというふうに考えております。

次に、新しい事業が人材不足を解消できるか。また、どういった考えを持っているかということでございますが、総合事業実施の目的は、地域包括ケアシステムの構築、地域コミュニティーの再構築であり、希薄となりました地域住民同士のつながりを強く結びつけ、お互いに地域社会の生活を支え合うという関係性を構築することは、介護問題だけではなく、結果的に人材不足の解消に少しでもつながればというふうに考えております。

また、総合事業につきましても、その体制づくりについては、これで完結というわけではなく、事業を実施していく中で、そのときそのときの状況に応じて、見直していく必要はあるというふうに考えております。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 私のほうから1点目と2点目、そして最後の虐待についてお答えをさせていただきます。

本市が実施をします、総合事業の介護予防サービスに位置づける、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの人員基準、運営基準及び利用料につきましては、現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同様としております。

また、2点目ですけれども、シルバー人材センターなどによる、新たな訪問型のサービスの内容につきましては、身体介護を除く調理、洗濯、掃除等の軽微な生活支援サービスを考えております。なお、利用料は1時間当たり500円としております。また、利用対象者につきましては、総合事業の対象者、または要支援の認定者となります。

最後の虐待の件でございます。昨年度の高齢者虐待の通報相談件数16件の相談経路を見ますと、ケアマネジャーや介護事業者などの介護従事者からが7件、警察署からが5件、福祉課や

保健所などの行政機関が3件、本人が1件となっております。その情報は高齢者の相談窓口である地域包括支援センターに、休日・夜間を問わず、情報が寄せられる仕組みを構築しております。

また、どのように対処しているかということですが、高齢者虐待防止法では高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速な保護及び養護者に対する適切な支援については、市町村が第一義的に責任を持つことと規定されており、相談を受け付けた地域包括支援センターと、市の担当課であります健康高齢課で、速やかに相談内容の共有を行います。

そこで、相談内容の事実確認の方法と役割分担、事実確認の期限を協議し、庁内関係部署及び関係機関から情報収集を行うとともに、高齢者や養護者への訪問調査を実施します。その後、事実確認の結果をもとに、担当課長を含む担当課及び地域包括支援センター並びに関係機関が一堂に会するコアメンバー会議を開催し、その中で虐待の有無と緊急性を判断して、虐待と認定した事例については、高齢者の生命や身体の安全を確保するための対処方針を決定して、速やかに支援を行っております。

なお、虐待の通知からの対処方針の決定まで、おおむね48時間以内に行うこととされております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 では、3回目の質問をさせていただきます。

水俣市が実施主体となって提供される訪問介護、通所介護サービスについては、現行の基準と何ら変わらないという御答弁で、安心をいたしました。

もう一つが、新たな訪問型サービスですが、これは現在、有資格の方がやっているサービスの中で、調理、洗濯、掃除など軽微なものを、別にサービス提供者をつくって肩がわりをしてもらおうというもので、今回の制度改定の最大の狙いです。水俣では、これをシルバー人材センター等の活用を考えているというお答えでした。

国は、自治体に対して、このように新しいサービス提供者を育成することを求めています。その例として、国は住民団体、民間企業、NPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティアなどを想定しているようです。

御答弁では、市としてもこの事業を推進する過程で、地域包括ケアシステムの構築、地域コミュニティの再構築につなげていきたいと、前向きに捉えておられるようです。確かに、住民相互が助け合うコミュニティをつくるということは、防災や子育てなど、さまざまな場面で力を発揮します。よいことだと思います。大いに進めてほしいのですが、ただ、これらはあくまでも、保険制度をプラスアルファで補完するものと位置づけるべきであって、保険制度が本来持っている使命を、肩がわりするようなものであってはならないというふうに思います。必要な人が、

必要なサービスを、必要なタイミングで受ける。この状態を安定的につくり出すことが、国民の信託を受けた国の使命ではないでしょうか。

介護従事者の人材不足については、率直にお答えをいただきました。言われるように、介護職は重労働・低賃金という、マイナスイメージが定着をしてしまっています。実際に、介護職員が受け取る月収というのは、全産業の平均月収より10万円も少なくなっています。そのために市長おっしゃったように、資格を取っていても実際にはその仕事につく人が少ない。社会福祉士は、全国で120万人の有資格者がいますが、そのうちの半分、介護職では380万人のうち、たった30万人しかその職についていないそうです。2025年には、介護職員は38万人も不足するだろうという予測もあります。

水俣市内のどの事業所でも介護職員、看護職員の確保が最大の悩みになっています。国が真っ先にしなければならないことは、介護職員の処遇を改善することではないのでしょうか。自治体にボランティアを養成させたり、外国人労働者の活用を検討したり、こそくな手段はやめるべきです。

先日、1年かけて行われた看護・介護の人材確保についての調査が終了して、報告書をいただいております。この中で現在、水俣市内で看護職・介護職として働いている909名中595名の方がUターン、Iターンの方で、全体の約65%を占めていたということです。この中で、就職を目的としてUターンされてきた方が、水俣市に最も整備、支援してほしいことの第1位が、家族に対する高齢者支援です。2位が住宅整備・補助となっています。結婚が目的のIターンの方も、第1位が子育て支援、第2位が家族に対する高齢者支援となっています。

そもそも介護保険というのは、家族の介護で外に働きに出られない。このことが社会問題化してつくられた制度でもあり、多くの国民が歓迎した制度でした。それを考えれば、納税者である国民が望んでいることに税金を投入することは、国として当然にやるべきことであって、制度の理念が後退するような事態にならないように、思い切った財政措置をすべきだと思います。逆に、国民が望んでもいないことを、強行採決などというやり方で次々成立させている。そして、税金を投入している今の状況は、言語道断だと言わなくてはなりません。国の方向性に合わせるために、制度を後退させるのではなく、国民の実態に合わせて制度を拡充していくことを求めるべきではないかと思います。

このたびの大きな制度改定で、現場がどうなっていくのかというのは、まだまだ不透明な状態です。市長にはぜひ注意を向けてもらって、高齢者、その家族の暮らしが悪化していくようなことがあれば、市長会などしかるべき場所で、しっかりと問題提起をしていただきたいと思います。この点について、市長の決意を聞かせていただきたいと思います。

そして、特に先ほど虐待への対応について、具体的な説明をしていただきました。職員の方は

本当に、非常に丁寧な対応をされていると思います。しかし、制度が後退していることもあり、現在の社会情勢を考えれば、これからもっとふえ続ける可能性があります。虐待への対応は、プライバシー、人権擁護の面から大変デリケートな作業で、専門性が求められます。現在は、地域包括支援センターの社会福祉士1名と、健康高齢課の職員1名がペアになって対応されています。緊急事態時の出動が多くて、土曜、日曜、時間に全く関係なく、即応体制が求められる過酷な勤務になっています。

また、地域包括支援センターの仕事は、もちろんこれだけではありません。法改正のたびに、仕事がどんどんふえている。2015年の改定後は、新たな事業が加わって、その量は2倍になっています。

お聞きをしますと、現在、正規職員3名、それにパート職員数名の体制で対応しています。今後、高齢者の問題はふえる一方です。ぜひこのことに留意していただいて、現場職員からの要望に、しっかり耳を傾けていただきたいと思います。このことを、市長にお約束いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点ございました。

1点目は、制度改正による現状が後退しないように、きちっと注視しろよと。それと、もし後退するようなことがあったら、しかるべき発言、必要な発言はしていきたいというふうに思っております。

2点目の現場の声でございませうけれども、これは当然、身近な声を聞くのが、一番政策を進める上では重要だというふうに思っておりますので、現場の声はきちっと聞いていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 次に、放課後学習支援事業について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、放課後学習支援事業について、順次お答えします。

まず、本事業の目的、事業内容及び財源はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

これは、シルバー人材センターが、地域社会経済の維持・発展等につながる、高齢者の新たな就業機会をつくることを目的として、国から3年間の補助を受けて行っている事業の一環であります。

シルバー人材センターにお尋ねしたところ、放課後学習支援事業は、放課後の小・中学生を対象とし、帰宅までの時間における授業の予習・復習及び宿題など、個々の学習の見守りを行うことを目的に、本年度から開始されたものとのことでした。

事業内容は教員経験のあるシルバー人材センターの会員が講師となり、民間の学習塾等がない緑東中学校区の小・中学生を対象に学習サポートを行うもので、学校において放課後補充教室（水曜日）が、開催されていない火曜日・金曜日の週2回、放課後に葛彩館において、おさらい教室として実施されています。このおさらい教室は、有料の学習支援で、1カ月当たりの金額は、教材費を含み小学1年生から3年生までは1,000円、4年生以上は2,500円となっています。また、夏休み期間中の7月25日から8月10日には、市内の小・中学生を対象とした、宿題早期解決教室を別途行っておられます。

財源については、総事業費は546万円で、このうち補助金が520万円で、国庫補助が2分の1、水俣市・津奈木町からの補助が2分の1のそれぞれ260万円の補助、シルバー人材センターの負担額が26万円となっています。

次に、現在、何名の児童・生徒が参加し、子どもたち、保護者、学校からは、どのような感想が聞かれているかとの御質問にお答えします。

現在、おさらい教室に参加している数は18名で、小学生が11名、中学生が7名です。また、夏休みに行われた宿題早期解決教室は、小学生が14名、中学生が2名の合計16名が参加しております。

参加した子どもたち、保護者からは自宅学習の習慣がついた、字がきれいになった等の感想が聞かれており、おおむね好評であるとのことでした。

次に、教育委員会として、この事業をどのように捉えているかとの御質問にお答えします。

おさらい教室が実施されている緑東中学校区においては、民間の学習塾等がなく、学習意欲のある児童・生徒が塾に通うためには、保護者の送迎が不可欠な状況であります。本事業は、高齢者の就労支援という目的を第一に実施されているものでございますが、今回、そのような地域において学習の機会が確保され、容易に参加できるようになったことから、児童・生徒の学習意欲が向上したのではないかと考えております。

また現在、各小・中学校で実施している放課後補充教室と相まって、学習内容の定着、学力向上も期待できるものと思われ、今回の事業は、教育委員会としても、非常に有意義なものであると考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をさせていただきます。

この放課後おさらい事業は、シルバー人材センターの広報紙きづなを見せていただいて、目に飛び込んできました。私の住んでいる地域で実施されていたということもあって、いいことしてくれているなと感激しました。御説明いただいたように、事業主体はシルバー人材センターで、目的は就業機会の創出なんですけれども、このようなチャンスに恵まれた、緑東校区の子どもた

ちは非常に幸運だというふうに思います。

早速、小学校の子どもが集まる3時から6時と、それから中学校の子どもが集まる7時以降、それぞれのぞかせていただけてきました。登録者は18人という御説明でしたが、私が伺ったときは、6人から7人の子どもたちが、それぞれに宿題や課題のプリントに取り組んでいました。

常時3人のベテランの先生がおられまして、できた課題に採点をしたり、のぞき込んでアドバイスをしたり、少し気になるお子さんには隣でつきっきりで、時々楽しそうに雑談をしながら、指導に当たられていました。

子どもたちに感想を聞いてみたところ、口をそろえて、ここで勉強した方がはかどる。家に帰るとテレビやゲームをしてしまうし、わからないとやる気がなくなると話していました。また、周りで友達が勉強しているので、時々おしゃべりは弾みますけど、競い合って宿題を終わらせるという場面もあるということでした。

それと、これは私の感想ですけれども、指導する先生たちの構えにとっても余裕があり、にこやかに孫と会話するような感じで接しておられます。子どもたちも何かほっとするのではないかと思います。これを3年間で終わらせるのは余りにもったいないと思います。

塾のない地域という、くくりがあるようなんですけれども、今は地域差によって塾に行けないだけでなく、経済格差によって塾に行けない子どもが、市内全域にいるはずですよ。ぜひ、同様の事業を、全ての学校で実施してもらえないだろうかという気持ちで、取り上げさせていただきました。

そこで、2回目の質問ですけれども、教育委員会としての認識をお答えいただいた中で、現在、各小・中学校で行っている放課後補充教室という言葉がありました。この放課後補充教室の目的や対象者を教えてください。また、どのような成果や課題があっているのかも教えてください。

2回目は以上です。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 市で実施しています放課後補充教室について、2回目の御質問でしたが、放課後補充教室は、平成17年から学力向上対策の一環として、放課後の時間を活用して、児童・生徒の基礎・基本の定着を図ると、そういうことを目的に、市内の小・中学校において始めたものです。

各小学校において、週1回、校内で1時間程度の学習指導を行っており、対象者は希望する児童のほか、担任からの呼びかけにより選定をしております。小規模校においては、全児童が参加しているところもございます。学習内容については、教科は算数が主になっていますが、各学校の状況により、ほかの教科に取り組んでいるところもあります。各校に1名の指導員を配置し、教員も一緒になって、プリントなどで問題演習とその解説、指導などが行われています。

また、本年度から中学校においても、小学校と同様に本事業を実施しております。教科は数学、あるいは英語、国語で各学校が設定しています。

放課後補充教室の授業成果につきましては、基礎的、基本的な内容の反復学習などにより、基礎学力の定着が図られてきているということや、苦手科目の克服につながってきていると、そういったこと、また児童・生徒の自信と、学習意欲の向上が図られてきているということが挙げられています。さらに、学校の教師、先生以外の方が指導に当たることで、児童・生徒にとってもよい刺激になり、大変な励みになっているようです。

課題につきましては、小学校では学習内容の習熟度に個人差があると、そういったことがございまして、学習内容に幅を持たせる必要がございます。その対応に当たる指導員の確保が、現在のところでは非常に難しいと、そういったことが課題でございます。

また、中学校では、部活動などと重なることによって時間の確保が難しいと、そういったことが挙げられています。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 今、御説明をいただきまして、そういえば私の子どもが深川小学校のころに、外部の先生が来られて、卒業式に記念品を下さったなと思い出しました。本年度は、中学校でも始まったという御答弁でした。

シルバー人材センターの事業も、この放課後補充教室もそうですけれども、先生を外部にお願いすることで、現役の先生に負担がかからないというのが長所だと思います。また、御答弁にありましたように、いつもと違う人に教えてもらうというのは、子どもも新鮮な気持ちになれると思います。

おっしゃったように、ただ各学年に1人ならまだしもですけれども、各学校に1人という配置は余りに少ない、この1人の先生の負担も気になるところです。

そこで、一昨日、藤本壽子議員が定住促進策のよい例として挙げられた、豊後高田市のまなびの21世紀塾について紹介させていただきたいと思います。

ことし1月に、厚生文教委員会のメンバーで豊後高田市に視察に伺いました。直後に教育委員会も研修に行かれたと聞いておりました。すごかったですねと、教育長と感想を言い合ったのを覚えていらっしゃるでしょうか。

まず、この学びの21世紀塾という事業が出した結果を御紹介します。

2003年に、豊後高田市は全国学力テストで小・中学生ともに県内ワースト2位でした。ちょうどゆとり教育が始まったころで、土曜日が休みになることに対して、40%の保護者の方が学力低下を心配し、25%が居場所の心配をされていました。そこで教育委員会は、無料の塾を始めようと提案をいたします。しかし、塾の経営を圧迫するなどの反対意見も出て進みませんでした。そ

のさなかに、この学力テストの結果が出て、事業はとんとんと進み始めました。

そして、2年後の2005年に中学生が、翌年2006年に小学生が、同じ学力テストで県内トップになりました。その後、平成27年までトップの座を維持しています。学校部活動においても、県大会優勝すらなかったのに、2013年には、全日本少年軟式野球大会で、豊後高田市立高田中学クラブは全国制覇を果たします。そして藤本壽子議員の紹介にもありましたように、豊後高田市は2013年に全国住みたい田舎ランキング1位を獲得。2015年に全国移住ナビ総務大臣賞を受賞し、三桁台で人口が増加しているということです。

では、どのようなやり方で無料塾をやっているのかといいますと、手始めに、学校が休みになる土曜日に、各小・中学校などで算数や理科など教科の復習をする土曜寺子屋講座、それと小学生を対象とした英会話教室、パソコン教室、そろばん教室を開催します。翌年からは、メニューの幅をぐんと広げ、中学校全校で毎週水曜日に数学と英語の復習講座、中学3年生に対しては、夏期・冬期特別講座、市内2カ所で小学生高学年を対象に週4日の学習支援、進学塾の講師による高校生のための特別講座、また教科学習だけでなく、希望者には体験活動、社会体育活動、また市民を対象とした講座や、発達障害のある児童を対象とした、まなびのひろばなども開催しています。

そして驚いたのは、遠隔地にいて、どうしても参加できない子どもに対しては、加入率が約90%であるケーブルテレビを使って、自宅での学習機会を提供しています。これらを合計しますと、会場は149カ所、全て参加は無料です。

講師は誰が務めているかというと、市民が97人、現役の職員が113人です。先生たちも含めて1時間当たり1,500円の謝金が払われています。中には、塾の講師もいて、ここでは学校の復習のみを学習範囲として、さらに応用力をつけたい子どもたちを塾に勧誘することができるそうです。

また、会場設営に市民79人がボランティアとしてかわり、文字どおり、まちを挙げて子どもを応援している形です。小学生の毎日の宿題の支援には、高校生や大学生なども講師として参加をしております。以前、お世話になったので恩返しをしたいという動機で来ている子どもや、ここで教えた経験から教師を目指す学生も出てきているということです。また、講座の対象を高校生にも広げたことで、市外へ流れていた生徒が地元高田高校に進学するようになり、現在は6割から7割の生徒が地元に進学をし、定員割れを起こしていないということも言われていました。

気になる財源ですけれども、事業の歳出総額は2,102万円で、内訳は県の補助金が843万円、過疎債が1,050万円、ふるさと納税からの繰入金金が200万円、一般財源は9万円、市の歳出のうち教育費の占める割合は6.8%程度です。ちなみに豊後高田市の人口は2万3,000人で、年間予算は149億円、それほど水俣と変わりません。

最初に紹介したように、たったの2年間でドンツーからトップになって、それをずっとキープするという事は、一部に優秀な子どもがいるだけではできません。確実に底上げされたということだと思います。その秘訣が、全ての子どもたちに、無料で学習機会を提供したことにあります。そして、このプロジェクトによってもたらされた効果は、ほかにもいろいろあると思うのですけれども、私が一番感じたのは、大勢の大人がかかわることで、勉強することは大事なことなのだというメッセージが、自然と子どもに伝わっていることではないかと思います。

話は違いますが、一つ興味深い論文を紹介したいと思います。

地方における医師の確保の問題です。医師の地理的偏在が長年、社会問題となっているわけですが、これをどう政治的に解決するかという研究が、いろいろ行われているようです。その中で、僻地での医師の確保において、一貢してよい結果が得られる因子は、医師が僻地出身であることだそうです。僻地出身の医師は、高い確率で卒業後、医師として出身地、あるいはそれに似た場所に戻る傾向があるようなのです。地方出身の医学部入学者をふやすということは、地方の医療過疎を解決する1つの秘策にもなり得るということです。

地城で大事に育てられ、しっかり学ばせてもらった体験を持つ子どもたちが、故郷に戻って恩返しをしたいという気持ちになるのは、自然発生的なものです。そのような雰囲気をつくることに、豊後高田市は成功しているのではないのでしょうか。どこまでまねできるかは、いろいろやり方はあると思います。水俣環境アカデミアも大いに活用して、また新しい庁舎に学術的な要素を入れるという発想もあると思います。あるいは、各校区で子どもたちが宿題をする、その隣で、大人が市民講座に参加をしたり、高齢者が介護予防をしている姿も、ほほ笑ましい気がします。水俣らしいやり方で考えていけばよいのではないかと思います。こうした事業に取り組まれるおつもりがないか、教育長、それから市長、それぞれ御見解をお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 豊後高田市の事例につきましては、議員もおっしゃいましたように、子どもも視察をさせていただきまして、豊後高田市における経済的理由によって、子どもたちに学力格差があってはならないと、そういった強い意志がうかがえまして、非常に共感をいたしたところです。議員がおっしゃいますように、学習意欲のある児童・生徒が経済的な理由で学び機会を失うと、そういう状況があってはならないというぐあいに思っております。

豊後高田市においては、非常に学校の先生だけではなくて、豊後高田市を出た大学の学生であるとか、いろんな方々も含めて多くの市民が、子どもたちの学力の向上に取り組んでいると。全市を挙げてといっても過言ではないかもしれません。教育委員会としても、今後シルバー人材センター事業の成果、あるいはほかの先進地の事例を分析し、参考にしながら、現在の放課後補充

教室を軸に、民間の塾とも連携等を視野に入れながら、今後事業の充実、見直しを行ってまいりたいと、そのように考えています。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 子どもへの支援だと思います。

基本的には、未来の水俣を支えていく子どもを支援していくことは、もう当然だと思っております。これは将来の投資だというふうにも考えます。

よくまちづくりは、もう人づくりだというふうに言われますけど、全く私もそのように思っております。人が育っていかないと、その地域は存続が難しい、水俣はどんどん人口が減っていく中で、やっぱり優秀な人材を輩出する、非常に重要だというふうに当然考えております。

そして、地域だったり、所得だったり、そういった格差が出るということはないように、ぜひしたいというふうに思っております。

今後、学習機会の提供ですね、財源いろいろありますけど、そういったものを考えながら、推進をしていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時44分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 皆さん、こんにちは。

水進会の小路貴紀です。

去る11月7日深夜に発生した丸島地区の火災におきまして、お亡くなりになられた方、並びに延焼等で被災された方々に対しまして、謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます。

今回、一般質問をするに至ったのは、議員になって議会とは何なのか、議会のチェック機能とは何なのか、議会と執行部との関係などについて、改めて振り返る契機があったからです。それは、水俣環境アカデミアのホームページ作成における不正処理の問題です。事が起こってしまったことに弁解の余地はありません。しかし、迅速な対応によって問題を収束することで、信頼回復につなげていかなければなりません、その点に大きな疑問を抱きました。

まず1つ目は市長の説明責任です。9月議会の一般質問において高岡利治議員、谷口明弘議員から、議会開会日に、市長みずから説明があつてしかるべきとの指摘をされましたが、市長はす

るつもりだったと言いつつ、説明はされませんでした。

2つ目は、市長の責任のとり方です。9月議会で収束せず、不正に関与した職員の懲戒処分は9月30日付で実施され、市長及び副市長の処分は、約2カ月後の本12月議会に議案上程されました。部下と一緒に、必罰を受けることこそが信頼に値することであり、市民からも遅きに失するとの声があります。

3つ目は、9月議会補正予算への対応です。不正に加担した業者からの返還金処理について、いつ返還されるかもわからない状態で、補正予算が計上されていました。総務産業常任委員会では審議が紛糾し、業者から返還を確約する覚書を、すぐにでも入手すべきとの指摘がなされ、審議を中断して、担当部署が事の対応に当たった上で可決に至った次第です。

4つ目は、平成27年度一般会計決算認定です。議会の特別委員会で認定業務を行うわけですが、既に不正処理の会計があるという前提で、委員会メンバーである議員の方々は難しい対応を迫られたことと思います。委員会においては、谷口明弘委員長から不正処理の質問・確認がありましたが、執行部からは異例な決算認定をお願いしているという自覚があるのかなのか、一切の事前説明はありませんでした。

5つ目は、本12月議会における市長の姿勢です。9月議会と同様に、議会開会日に一切の説明もなく、副市長とみずからの給与減額に関する議案も、淡々と説明されるだけでした。遅きに失しても、この件を全て収束させたいと思うならば、市長みずから、この議会の場で、説明責任を果たす姿勢を見せてほしかったと思います。議会がチェック機能を働かして、執行部へ指摘しても何も感じられないのか、何も変わらないのか。言っても言わなくても、何も変わらないという空気では、組織はただ黙って死に体を迎えるだけです。今回の件における執行部の対応については、議会軽視と言われたいよう、猛省を促したいと思います。若輩者で厚かましいと思われても、私は言葉にさせていただきました。

話は変わりますが、12月議会が終われば仮庁舎への引っ越しが行われます。この神聖な議場で、先輩諸氏が水俣のまちづくりについて真剣に議論されてこられたことに対しまして、敬意を表します。職員の皆様におかれましては、師走の慌ただしい時期と重なりますが、けがなく安全に作業を進められて、仮庁舎での業務をスムーズにスタートさせていただきたいと思います。また、市民の皆様におかれましては、健康に過ごされて、すばらしい新年を迎えられますことを御祈念申し上げます。

それでは、以下通告に従い質問します。

1、水俣環境アカデミアのホームページ作成における不正処理について。

①、12月議会において9月議会と同様に、議会開会日に市長みずから不正処理に関する一連の説明をされなかったのはなぜか。

②、市長自身の責任のとり方は、全ての調査が終わり次第、過去の事例等に照らして判断する旨、9月議会で答弁されております。9月30日に職員の処分が行われて以後、その調査結果の内容及び照らし合わせた過去の事例とは何か。

③、不正処理に加担した委託業者について、仮庁舎移転に関する単独随意契約はあったのか。あった場合、その金額は幾らか。

2、市長ブログについて。

①、個人的な市長ブログが公的な市ホームページにリンクされていたが、9月議会の一般質問終了後に即リンクが外されていた。その理由は何か。

②、個人のブログに使用されている写真は、秘書係が撮影したと思われるものが大半であるが、公私の区別はできていると思うか。

3、ふるさと納税について。

①、本年4月から外部ポータルサイトのふるさとチョイスを利用することになったが、平成28年度の予算総額とそれに対する内訳はどうなっているか。

②、寄附に際しては、当市が指定した5つの事業を選択することになるが、過去5年の実績における割合はどうなっているか。

③、自主財源の確保はもとより、農業・漁業生産者や加工業者への波及効果が大きいと期待されている。ふるさと納税の取り組みを充実させる上で、地域おこし協力隊を活用する考えはないか。

4、災害時の対応について。

①、災害時に当市が支援を受ける自治体や企業との協定について、現状はどうなっているか。

②、当市への支援物資受け入れ、置き場や倉庫の確保、配送などについて、行政のみでの対応には限界があると思われる。災害時の支援や協力体制について、地場企業との連携を強化していくべきと考えるが、どうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 小路貴紀議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、水俣環境アカデミアのホームページ作成における不正処理について及び市長ブログについては私から、ふるさと納税について及び災害時の対応については総合政策部長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、水俣環境アカデミアのホームページ作成における不正処理について順次お答えをいた

します。

まず、12月議会において9月議会と同様に、議会開会日に市長みずから不正処理に関する一連の説明をされなかったのはなぜかとの質問にお答えをいたします。

平成28年9月議会の議会開会日に、私みずから説明しなかったことにつきましては、谷口明弘議員の質問に際し、陳謝したところであります。

その後、水俣環境アカデミアホームページに係る不適切な事務処理につきましては、9月議会の中及び全員協議会の中で、一連の経緯やその後の調査内容等の説明を行ったところであります。

次にすべきは、これまでの経緯や調査内容を踏まえ、私自身の総括的な管理監督責任に言及することであり、水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例を本議会で御提案させていただき、開会日の提案理由説明の中で、みずからにも責任がある旨を申し上げたところであります。

次に、9月30日に職員の処分が行われて以後、その調査結果の内容及び照らし合わせた過去の事例とは何かとの御質問にお答えをいたします。

水俣環境アカデミアホームページ作成業務における不適正な事務処理についての調査内容については、9月30日に全員協議会室において説明したとおりでございます。その後、私自身の責任についても、過去の不適切な事務処理等で職員の処分を行った際の、市長みずからの給与を減額した事例や、他市の事例等を調査し、今回の給与減額条例を提案させていただきました。

次に、不正に加担した委託業者について、仮庁舎移転に関する単独随意契約はあったのか。あった場合、その金額は幾らかとの御質問にお答えをいたします。

当該事業者に係る、庁舎移転に関する単独随意契約につきましては、仮庁舎ネットワーク構築業務の1件です。また、その金額につきましては、約4,943万円であります。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 少しお伝えしたいことも多いですので、早口になりますけど、御容赦願います。

9月議会の一般質問において、市長は議会の場でやるつもりだったけど、やらなかったと答弁されております。

先ほどの答弁で、谷口明弘議員の質問の際に、陳謝したと言われましたけれども、陳謝されたのは、9月議会開会日に市長みずから説明しなかった事実に対してでございます。

本議会開会日に上程された給与減額に関する議案で、みずからにも責任がある旨を申し上げたとのことですけれども、議員にとってはあくまで議案の説明でしかありません。通告には、市長みずから説明をされなかったのはなぜかと尋ねております。要は、市長みずから説明するつもりだったけど、しなかった事実は依然残されたままです。加えて、谷口明弘議員の9月議会一般質問で、一般質問の場で謝罪ができればよいと、市長は答弁されました。みずからするのではなく、

一般質問に取り上げられれば、説明なり謝罪なりするという消極的姿勢です。この点については、後の高岡利治議員から、一般質問は議員に与えられた質問の時間であって、市長が謝罪する場ではないと強い指摘がっております。にもかかわらず、谷口明弘議員の質問の際に陳謝したという事実を、改めて正当化される姿勢に大きな疑念を抱きます。

勝手な心配になりますが、私が考えるには、例えば市民の信頼を損ねたことをおわびする。みずから、給与減額の処分を課すことで問題を収束させたい。今後は、市民の信頼回復に向けた努力と職員の指導及び管理監督責任を果たすことで、市民の負託に応える努力をするといった言葉を、この議場で発することで、議会や市民に対しての説明責任を果たすということになるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。一般質問は議員に与えられた時間であり、市長が謝罪したことを正当化することにはならないと思いますが、いかがかお尋ねします。

次に、現時点でも議会や市民に対して、市長として十分に説明責任を果たしていると自信があるか、お尋ねします。

続けます。9月30日の全員協議会で説明があった、調査報告書が全てであり、それ以後に新たな事実は判明しなかったようですが、結果的に、市長みずからの責任ということで、給与減額の処分までに、職員の懲戒処分から2カ月を要しております。危機管理コンサルタントらが、一般に不祥事の対応で指摘していることに、クイックリー・オネスト、つまり素早く・正直にということであります。改めて、時系列に沿って調査報告書を確認いたしました。

7月14日に不正処理が発覚し、8月1日に熊本県へ報告、同17日環境省へ報告、同22日に議会、全員協議会と報道機関に報告がなされております。不正処理が発覚してから、関係先へ報告するためには、まず不適正な事務処理を行った職員を初め、関係する職員のヒアリングをしなければ、事情はつかめません。そのヒアリングの内容次第では、危機管理上、懲戒処分へ発展するのか、議会での条例改正が必要になるのかなど、想定作業が必ずあると思います。今回のケースであれば、危機管理上も機能して、当然だったと思うところです。議会対応ともなれば、9月議会を想定すべきと思います。でも、実際に調査された期間は、9月議会開会日の8月26日から9月12日までとなっており、不正発覚の7月14日から1カ月以上も経過してから、調査が始まったという事実です。余りにも危機管理の甘さと迅速さの欠如であり、遅きに失すると言わざるを得ません。

9月議会中には、一般質問でも取り上げられていたことを考えれば、改めて9月議会中に収束させようということ、市長を初め、執行部内で対応のスピードアップが議論されたのか、されなかったのか知る由もありません。そもそも、7月14日に発覚して、9月議会では何とか収束させようとの危機管理が働けば、十分に時間はあったわけですし、12月議会までずれ込むことはなかったと思うし、そうあってほしかったと思います。

仮に、9月議会での収束がギリギリになっても、迅速な対応によって、収束させたいという気持ちのあらわれとして、給与減額の議案を9月15日閉会日に提出してもらえれば、議会側が会期を延長してでも、審議することは可能であったかもしれません。議会に対しては、迅速に収束させたいとの気持ちが伝わっていないことと、この議場で市長が説明責任を果たしていないことを重ねて指摘させていただきます。

調査報告書の件について具体的に確認いたします。

事案発生の要因として、（１）事業の進捗状況等の不徹底、（２）コンプライアンスの欠如が挙げられております。

また、再発防止策には、（１）事業の進捗管理の徹底、（２）契約事務、会計事務の適切な執行のための研修、（３）業務完了後の速やかな県確認検査への対応、（４）職員の意識改革などが挙げられております。

既に、外部機関を活用した、職員のコンプライアンス研修が行われたと理解しております。しかしながら、この事案発生の要因及び再発防止策に盛り込まれるべき事項が、欠落しているのではないのでしょうか。

水俣市訓令第3号があります。これには、水俣市職員の事務引継に関する規程が定められております。規程の第3条には、前任者と後任者の引き継ぎに関することが定められており、後任者は、事務引継報告書及び必要な書類を所属長に提示して報告しなければならないとあります。

公文書の開示請求によれば、前任者と後任者の連署による引継書は存在するものの、引き継ぎが完了した旨を、後任者が所属長に提示すべき事務引継報告書は存在していません。これは、そもそも庁内で定められている服務規程に違反していることとなります。前任者が、虚偽や隠蔽して引き継ぎすることとは、別の問題が隠れていることとなります。

今回の不正処理においては、人事異動が絡んで担当者が変わったことや、総合政策部の新設に伴い、業務移管も重なっております。当然、服務規程どおりに引き継ぎがなされていなければなりません。しかし、これらのことは調査報告書に具体的な記載がありません。

そこで質問いたします。不正処理を行ったという事実に合わせて、引き継ぎに関しては、服務規程違反もあったという事実が認められると思いますけれども、この点をどう捉えているか、お尋ねします。

次に、引き継ぎに関する服務規程違反があった事実が、調査報告書に具体的に記載されなかった理由はなぜか、お尋ねします。

今回、水俣市から不正に支出した相手先である業者に対して、ペナルティーなどが課せられていないことへの不信感が、依然としてあります。仮庁舎移転は水俣市の都合であり、これまでの電算システムなどの契約による制約があることは理解できたとしても、この業者は何の営業努力

もなしに、5,000万円近くの事業が受注できているわけです。業者側からすれば、取引先である水俣市からの申し出に対応したと言いたいのですが、法令違反に抵触することは承知なわけだったので、企業として責任や処罰を受け入れる、またはみずから今後の取引に対して、申し出ることがあってもいいのではないのでしょうか。そういう業者であるのか、ないのか。

今回、水俣市はペナルティーを課さない、企業側からは責任を負う姿勢が示されないでは、ずぶずぶの関係と言われてもいたし方ありません。

そこで、質問いたします。今回の不正処理に関係した業者の営業担当者は、引き続き当市の仕事にかかわっているのか、お尋ねいたします。

以上、5点です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 5点ございました。順番にお答えをしたいというふうに思います。

まず1点目、謝罪の件でございます。

確かに、前回、一般質問の中で謝罪をしたというふうに思っております。それと、全員協議会、皆さんお集まりの中でも、冒頭謝罪をしたところでございます。ただ、今回の件に関しましては、管理監督責任があると真摯に認識をしているところでございます。これにつきましては、みずからの責任について今回、給与の減額について私、そして副市長の減額の条例を御提案させていただいているところでございます。

2点目の市民に説明責任は果たしているかということでございます。

市民の皆様方には、記者会見、また広報誌等、または自分のホームページ等でおわびを申し上げているところでございます。こういった点を鑑みますと、一定の説明責任を果たしているというふうに考えております。市民の皆様からは、いろいろな御意見が時々私にもありますけど、謝罪についてとか、今回の件について、私のほうに1件も質問等は今のところ来ておりません。

3つ目でございます。服務規程違反があったかというところでございますが、事務引き継ぎに関しましては、不十分な点があったことは認識をしております。今後、このようなことがないよう適正な事務処理、事務引き継ぎについて、周知・徹底をしているところでございます。

それと、記載をされていなかったことについてですね、服務規程違反についてでございますが、ホームページ作成業務に関しましては、こちらに調査報告書がございます。そこに水俣環境アカデミア職員に対して、ホームページ作成業務に関する引き継ぎは行われていなかったというふうな明記はございます。引き継ぎが行われなかったという事実は、調査の時点で把握し、調査報告書に記載されているというふうに思っております。

それと、業者の担当者でございますが、現在も担当は外れていないというふうに聞いておりま

す。

以上です。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 進めます。

市長は、謝罪したと。9月30日の全員協議会の場でということもおっしゃいましたけれども、これも9月議会で谷口明弘議員から、全員協議会は謝罪する場ではないということも御指摘されております。

ちなみに9月30日時点では、職員の懲戒処分に対してであって、その時点で市長や副市長の最終的な処分については、何も決まっていない状況でございます。12月議会で初めて給与の減額処分が出ているので、全員協議会の場で、説明なり謝罪したことで、全て収束しているということにはなっていないんですよ。またそれを正当化されると、やっぱりおかしいんじゃないかなと思います。

それと、記者会見や広報みまなた、ブログでそういう発信をされているということですけど、我々はこの議場の場があるわけですよ。だから、議案を提案されるときに、先ほど申し上げたようなことを発することで、本当に市長としての市民、議会に対する姿勢、それをじゃ我々には、記者会見の内容とか広報誌とかブログを見て、市長が謝罪しているなということを、みんなで確認し合わなければいけないような状況です。何のために議会があるかということを、私は冒頭の挨拶でも言わせていただきましたので、この点については、まだ認識の違いがあるというふうに思います。今、ここにいらっしゃる議員の方々や傍聴者の皆さんが、今の答弁を聞いて、説明責任を果たしたといえるかどうかというのは、私も後ほど聞いてみたいというふうに思います。

それと、不正に関与した業者の担当者は、引き続きそのままということでございますので、ここはやっぱり企業側からしても、本当に今回の件について、真剣に考えるのであれば、そういう関係は少なくとも担当者をかえるとか、そういうことを見せていかないと、このままずっと同じ担当でやれていること自体が、かなりまた改めて不信感を抱きました。そういうところは、水俣市からも厳しく対応すべきではないかなというふうに思っております。

そういう点については、改めて現状の業者と今後もどうしても市役所のシステム上、契約がずっと続いていくわけですよ、何もしなくても。でも、そういうときに担当者すらも変わっていない、会社側は反省していないわけですよ。私はそういうふうに思いますので、もう一度、ずぶずぶな関係とか言われないようにするためにも、水俣市からも厳しい対応をとっていただきたいということを要望いたします。

先ほど、調査報告書の件で、業務引継報告書が存在しなかったということを申し上げさせていただきました。確かに、引き継ぎが具体的になされていなかったというのはあったんですけど

も、ただ、先ほど申し上げました事案発生の要因とか、特に再発防止策ですね、ここについては、業務引き継ぎに関しては何も記載されておらずに、コンプライアンスの研修だということですから、単に外部のコンプライアンス研修をやることで対策をとるということじゃなくて、そもそも人事異動に絡む組織が再編される中で、業務引き継ぎというのは、もう通常の庁内ルールであるわけです。それがもうなされていなかったというのも見えたわけですから、私はそもそも再発防止としては、業務引継報告書の徹底ということも、本来は再発防止策に盛り込まれているべきものではなかったかなというのを、改めて思ったので、質問させていただいた次第です。

今回、市長の責任ということで、職員の懲戒から2カ月を要したということで、この2カ月おくれたことに対する疑問が依然残ったままでございますし、部下である職員からの信頼を失墜させないためにも、やはり庁内で行われる懲戒処分に、そこはタイムラグがないほうがいいと私は思います。

また、9月30日付で、職員の懲戒処分に合わせて、例えば臨時議会で、市長みずからの責任をとる形がとれば、職員と一緒に、必罰を受ける姿勢が示すこともできたのではないかなと思います。もっとも、7月14日に不正が発覚してからの危機管理を働かせることや、迅速な対応ができていればよかったわけですが、今後の取り組みに、ぜひとも生かしていただきたいというふうに思います。

最後に2点質問いたします。

先ほどコンプライアンス研修の件を言いました。今回の外部を活用したコンプライアンス研修の必要性云々の前に申し上げた、服務規程に関することを徹底すべきではなかったかというふうに思います。

そこで、質問でございますけど、外部を活用したコンプライアンス研修会の内容と、参加率の状況はどうだったのかお尋ねします。

次に、改めて服務規程である、業務引継報告書の遵守を職員に徹底させる必要があると思います。いかがか、お尋ねします。

2点です。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 2点ございました。参加率等は部長のほうから答弁させたいというふうに思います。次の最後の服務規程と、引き継ぎを順守させることを徹底することにつきましては、私のほうから答弁させていただきます。

当然、適正な事務処理、現在、通知文書等の周知をやっております。それと、庁議、課長会議等ございますので、そういったところでも、もう徹底するように、口を酸っぱくして伝えてまいりたいというふうに思っております。

それと、先ほど出ました業者の件につきましては、今、文書では向こうにも今回の件につきまして、出しておりますけど、担当者が変わっていないというのは、私も今回聞いたところでございますので、業者のほうにはまた私のほうから、この議会でも、そういうふうに取り上げていることも伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 本田総務部長。

○総務部長（本田真一君） 次に、コンプライアンス研修の内容と参加率はどうだったのかという御質問でございますけれども、コンプライアンス研修は、11月14日から17日までの4日間、午前・午後の3時間ずつ、計8回に分けて実施いたしました。参加者は289人で、98%の参加率となっております。

内容は、コンプライアンスとは何か、なぜ不正が起きるのか、不正を予防する方法、不正が起きたときの対応と、不正対応後の対策などについて、グループワーク、発表等を交えながら実施しております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、市長ブログについて答弁を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 次に、市長ブログについての御質問に順次お答えをいたします。

まず、個人的な市長ブログが公的な市ホームページにリンクされていたが、6月議会の一般質問終了後に即リンクが外されていた。その理由は何かとの御質問にお答えをいたします。

6月議会でもお答えをしたところですが、私は市長としての活動を発信することで、市民や多くの方に、私が常日ごろ申しております、輝くみなまたづくりがどのように進んでいるのか等、市政を理解していただきたいという思いで、ブログを運用しております。

また、そのブログの内容につきましても、公務や市長としての考えを発信しており、市のホームページへのリンクについても問題ないと考え、答弁したところであります。しかしながら、議員から御質問を受け、ブログについては、さまざまな御意見があると再認識し、ブログのあり方について検討を行うために、一時的にリンクを外しました。そこで検討を行った結果、ブログについては、市長の公務や考えを発信する上で有効なツールである、誤解を招かないようリンクの表示に配慮するとした結論に達し、西田弘志（個人）のブログ（水俣市の公式ブログではありません）（外部サイト）と表示を変更し、再度リンクしたものであります。

次に、個人ブログに使用されている写真は、秘書係が撮影したと思われるものが大半であるが、公私の区別はできているかと思うかとの御質問にお答えをいたします。

市長公務につきましては、その大半を秘書係職員が、活動記録用として写真を撮影しておりま

す。ブログに使用している写真につきましては、私が市長公務の中で、輝くみなまたづくりのために発信の方がよいと考えるものについて、この活動記録用の写真を提供してもらい、活用しているところであります。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 一時的に検討するために外したということで、現状は問題ないということで、リンクをされているということで理解いたしました。

写真の件でございますけれども、公務の活動を記録するというので、それも市長個人のブログで行っているということですが、個人のブログは、個人で管理されておられるわけですよね。でも、秘書係が活動記録として撮っている写真を、個人用としてもらっているというような説明だったと思います。それが、ほぼ大半なのかなと思うんですけども、以前の6月議会のときも言ったんですが、個人のブログでイベントや公務を発信するのであれば、自分自身は余り写り込まないんですよね。どういうイベントに、市長として出席したかということにすると、自分で撮れば、自分の被写体というのは、ほとんどない状態で、ブログは発信されるんですよね。でも、市長のブログの場合は、ほとんど自分が被写体として入っておられますので、私たちもいろいろなイベントで一緒になりますけど、秘書係の方がそりゃ確かに一生懸命、市の記録として撮られていると思いますが、市長のブログを見ると、その秘書係が撮影された写真が大半だなというふうに思うわけです。

そこで、1点質問ですけれども、写真は貸与してもらっているというふうにおっしゃいましたが、秘書係が通常、市長の公務に随行される際に、撮影されている機材ですね。iPadが多いのかどうかですけれども、あれは市のものなのか、それとも市長のものなのか、秘書係が撮影されている、通常使われている機材ですね。それは市のものなのか、それとも市長個人のものなのか、そこを1点確認させていただきたいと思います。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） 1点、反問でちょっと確認をさせていただいて、いいですかね。

私は、ブログとか、こういった立場だったり、ほかの自治体の長も、議員さんもだと思いますけど、活動を市民の方にきちっと知っていただくことは、非常にもともと重要だというふうに思っているんです。小路貴紀議員も、活動とか自分のやったことを発信することは、積極的にやると思っているのかもしれないのか、それともそういうのはやらないほうがいいと思っているのか、どちらの立場で御質問されているのかをちょっと聞かせていただけますか。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 私は、特にそこについては、何も今回確認しようとは思っておりません。

写真について、公私の区別ができているという質問をさせていただいておりますので、先ほど秘書の方が随行される機材というのは、市の物なのか、個人の物なのかということをお尋ねしているだけです。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

○市長（西田弘志君） iPadにつきましては、前、市長用に携帯電話が置いてあったんですけど、それを市長用に変えていただいて、それを使っております。市の持ち物でございます。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 市の持ち物ということで間違いはないということですね。じゃ最後に、要は今の答弁をお聞きしても、本当に個人的なブログをリンクして、発信するということを一生懸命おっしゃっていますけれども、それを扱う上でのルールというか、確かに条例には何も定めはないんですよ。個人のブログを市のホームページにリンクしてはならないとか、してもいいとか、そういう条例すらも多分ないと思います。

ですから、今やられていることは、条例がない中でやられているということで、私も理解していますけれども、ただ写真の使い方とか、そういうのがこういう質問で確認しても、なかなか明確に…。やはり個人のブログであれば、幾ら秘書が随行しているといっても、その写真をほとんど借用させてもらってすれば、それは市の記録に残るというよりも、むしろ市長個人のブログのために写している部分だと考えられるわけですよ。

というのが、市のホームページの中に、市長の部屋へようこそとありますよね。あそこに使われている写真は、秘書がたくさん撮っても、1日の活動を報告するぐらいだから、使われている写真は少ないんですよ、公的な市長の部屋で報告されている内容は。でも、市長の個人のブログを見ると、非常に多くの写真が張りつけられて発信されていますので、市の記録とは言えども、どちらかという、それを使っている頻度は、市長が個人のブログで使っている頻度のほうが、多いと言わざるを得ないわけですよ、現状は。

そういうことで、この件については、また私もちょっといろいろ調べていることもございますので、本件については、これで終わりにさせていただきたいと思います。

○議長（福田 斉君） 次に、ふるさと納税について答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

（総合政策部長 緒方克治君登壇）

○総合政策部長（緒方克治君） 次に、ふるさと納税について、順次お答えします。

まず、本年4月から外部ポータルサイトのふるさとチョイスを利用することになったが、平成28年度の予算総額と、それに対する内訳はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

平成28年度の寄附額の目標を3,000万円として設定し、予算総額としましては、2,670万8,000円となっております。その内訳としましては、ふるさと納税運営委託料及びサイト管理委託料1,988万4,000円、この中には、約1,500万円の返礼品の代金が含まれております。その他、年2回発行するPR誌の作成委託料280万8,000円、寄附金の収納代行手数料80万9,000円、郵便料73万1,000円、直接寄附者に対する返礼品、すなわちふるさとチョイスではなく、直接水俣市に申し込まれた方、この方々に対する返礼品調達費125万円、人件費93万3,000円、旅費7万7,000円、消耗品費18万1,000円、印刷製本費2万円、高速道路使用料1万5,000円となっております。

次に、寄附に際しては、当市が指定した5つの事業を選択することになるが、過去5年間の実績における割合はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

平成23年度から平成27年度までの過去5年間の寄附額1,387万3,000円に対する割合は、水俣の元気づくりに関する事業が8.5%、環境モデル都市づくりに関する事業が3.8%、子育てなどの福祉に関する事業が13.3%、読書のまちづくりに関する事業が6.3%、文化・スポーツの振興に関する事業が13.4%、特に指定しないが54.7%となっております。

また、過去5年間の寄附件数132件に対する割合は、水俣の元気づくりに関する事業が22%、環境モデル都市づくりに関する事業が7.6%、子育てなどの福祉に関する事業が12.9%、読書のまちづくりに関する事業が13.6%、文化・スポーツの振興に関する事業が9.1%、特に指定しないが34.8%となっております。

なお、平成28年度11月29日現在での寄附額は1,093万5,000円となっており、昨年度11月末までの寄附額に対し、約10倍となっております。

この寄附金額に対する割合は、水俣の元気づくりに関する事業が26.1%、環境モデル都市づくりに関する事業が9.1%、子育てなどの福祉に関する事業が5.6%、読書のまちづくりに関する事業が5.2%、文化・スポーツの振興に関する事業が4.3%、特に指定しないが44.9%となっております。

また、平成28年度11月29日現在での寄附件数512件に対する割合は、水俣の元気づくりに関する事業が16%、環境モデル都市づくりに関する事業が12.9%、子育てなどの福祉に関する事業が8.4%、読書のまちづくりに関する事業が5.1%、文化・スポーツの振興に関する事業が6.2%、特に指定しないが47.7%となっております。

次に、自主財源の確保はもとより、農業・漁業生産者や加工業者への波及が大きいと期待されている。ふるさと納税の取り組みを充実させる上で、地域おこし協力隊を活用する考えはないのかとの御質問にお答えします。

地域おこし協力隊については、久木野地域の振興のため、ことし11月に1名が着任し、来年1月からさらに1名が着任する予定となっております。まずは、今年度着任する協力隊員の意見を

聞きながら、魅力的な返礼品の開拓などにかかわってもらい、ふるさと納税の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 それでは、前向きな話を、ちょっとスピードアップして進めさせていただきたいと思います。

ふるさと納税については、主に私と谷口明弘議員が、一般質問で取り上げておりますけれども、自主財源が潤沢とはいえない水俣市にとっては、ぜひとも大いに活用すべき事業だと認識しております次第です。

私も言うだけではいけませんので、JNC労働組合の活動を通じて、市が発行しているこのリメンバーを配付して、他事業所の仲間に、ふるさと納税を一生懸命に呼びかけているところです。ただ、職員として仕事をしているわけではないことを申し添えさせていただきたいと思います。

ただ、リメンバーを見た水俣出身者から、薄原神社のナギの木は、中が空洞になって、大きな台風がくれば危ないと。管理をしてくれるなら、名所として取り上げるのはわかるけれども、ただ単に写真を載せるだけってどうなのといった意見とか、日本一長い運動場も道路は傷んでいるし、草刈りの管理は行き届いていないよねというような、直接的な意見があることもお伝えしたいと思います。

過去5年間の実績も今答弁いただきました。また、平成28年度予算案の内訳も理解できました。今後、寄附額がふえることはうれしい反面、外部への委託料支払いがふえる危惧があります。どこかの時点で行政側の業務として、雇用増につなげるような、方針転換も必要になると現状思っております次第です。

11月上旬に同僚や先輩議員と行政視察先として、北海道の上士幌町を訪問しました。ふるさと納税に興味のある方には有名な自治体の1つですけれども、十勝地方の帯広市に近く、畑作・畜産を中心とした人口5,000人余りの自治体です。ふるさとチョイスのポータルサイトは当初、4自治体のみでスタートしたわけですが、上士幌町はその中に入っておりました。

少し上士幌町の取り組みの紹介になりますけれども、町の一般会計予算は61億3,000万円で、地方交付税を除いた町税は6億2,000万円であり、そのうち町民税は2億5,000万円となっております。直近のふるさと納税の寄附額は、平成26年度が9億5,000万円で全国3位でした。平成27年度の全国1位は都城市の42億円を初め、第10位までは20億円から30億円台の自治体がランクインしております。それでも上士幌町は15億3,000万円の寄附を集めております。

あるアイスクリームが、メディアに取り上げられて人気を博すことになり、新たに別の業者がアイスクリーム製造を始めたということです。ちなみに、この新たな業者は当面の販路はふるさ

と納税しか考えていないということです。新たな設備投資、雇用の創出、町民税の収入アップの好循環につながっているということです。

先ほど、当市が定めている5つの事業を選択して寄附してもらっている割合、お聞きしました。金額、件数ともに約半数近くが、5つの事業を特に指定することなく、水俣市側に委ねていることがわかります。

上士幌町も同様の傾向がありまして、使途を町に委ねる寄附が大半、ただ、当市が行っている基金への積み立て方法とは大きな違いがありまして、上士幌町は子育て・少子化対策夢基金を設立して、使途を町に委ねられた寄附の全てが、この基金に積み立てられる条例を制定しているということです。ですから、自由に選択してもらった寄附は、自動的に全てその基金に入っていくと。

その結果、町で新たな認定こども園を建設して、現在はこの基金のおかげで10年間は保育料が無料にできることが確約されております。その結果、子どもを預けて働きに出られるお母さんが増加しているとのこと。もちろん雇用の場合は、ふるさと納税のおかげで、農産物の生産や加工業者が受け皿になっているという好循環です。その他にも、町立の小学校で少人数学級を実現するために、法に準じた場合、給与を負担できない教員分は基金から支払うようになって、複式学級等を達成させているということです。また、高校生までの医療費無料化も、この基金によって実現されております。

ふるさと納税は、お金の流れを都市部から地方へがコンセプトですが、水俣市と上士幌町を比べてもわかるように、取り組みへの力の入れぐあいによって、実は子どもたちへの支援に、地方間も大きな差が出てくるということがわかります。

私は上士幌町の担当者に、ふるさと納税の取り組みが充実している理由として、町長のリーダーシップですか、それとも担当課職員の熱意ですかと質問いたしました。

その答えは、自治体合併の話があった際に、自主自立を選択した。インターネット社会の到来で都市と農村の格差は埋められる。ふるさと納税は、その最たる取り組みであり、地方創生の柱にしていく考えが、町長から示されたそうです。担当課職員は、町の事業者にとって、ふるさと納税はメリットしかなく、行政としては事業者が喜ぶことを支援することは、当然であるとの考えで取り組んでいるとの力強い言葉でした。

水俣市では既に、平成29年度の予算編成に関する方針が職員に発信されております。自主財源が減っていく懸念から、事業の見直しを含めてコストカットの必要性は記されておりますが、自主財源をふやしていこうとする指針は、残念ながら見受けられません。上士幌町のように、自主財源の確保と町の活性化を実現している小さな自治体の例を、水俣市も大いに学ぶべきと思う次第です。

そこで、質問いたします。

自主財源ではできない事業を、ふるさと納税を活用して取り組んでいくことは十分可能です。そういった事業はどのようなものが考えられるか、具体的に2つ、3つ例を挙げて示していただくことをお尋ねいたします。

続けます。地域おこし協力隊員の活用については、既に1名が久木野地区の地域振興で着任され、次の1名も久木野地区の予定と聞いております。

先ほどの答弁で、今年度着任する地域おこし協力隊員の意見を聞きながらの対応ということでございましたけれども、地域おこし協力隊員は、3年程度の活動を経験して、この水俣市で起業してもらい、定住してもらおうことが狙いです。

山間部だけの経験だけでは、起業するために必要な情報源は限られてきます。ふるさと納税に取り組むメリットとしては、水俣市の多様な物産の情報に触れることです。その結果、起業につながる情報が得られやすくなると思っております。そのためにも行政側がサポートしていかなければ、起業や定住にはつながらないと考えます。

現状2名の地域おこし協力隊員を募集する要項としては、山間部での生活を通じて、地域へのコミュニティづくりに貢献することが前提になっています。仮にふるさと納税に特化した募集になれば、物産の取り扱いや販路拡大、メディア戦略もうたえば、多様な人材の募集につながることを期待しているわけがございます。私は、朝の情報番組ではTBSのあさチャン派なんですけれども、ふるさと納税については、話題性のある取り組みを、最近でもちよくちよく目にいたします。

現状は、限られた職員だけで対応することになりますが、メディア戦略について質問します。

返礼品で多いのは、デコポン、サラダタマネギ、農山さんの豚肉加工品と聞いております。特に、サラダタマネギは春の季節物ですが、全国版のメディアに対して、余り費用がかからないニュースソースとして情報を提供する考えはないか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 2点ございました。まず、第1点目です。自主財源、なかなか少ない自主財源では実現できないような事業を、例えばふるさと納税を活用して、取り組んでいくことはいかがかということだったんですけれども、議員御指摘のとおり、ほかの補助金がないとか、あるいは交付金がないとか、自主財源のみで行わなければならない事業に、ふるさと納税を活用していくと。これについては、市の施策推進に有効な手段だと考えております。

具体例を示してということなんですけれども、例えばなんですけれども、水俣高校、スーパーグローバルハイスクール指定校であります、水俣高校生が、海外に行って海外の人と交流する事業とか、

あるいはシングルペアレント、このシングルペアレントの方々が養育なさっているお子さんたちの就学支援、あるいは交通遺児の方々に対する就学支援制度とか、あるいは地域づくり、あるいは地域の元気を取り戻すというような事業としては、先日、エコパーク水俣で開催した恋フェストか、あるいは現在継続中の初恋イルミネーション、このような事業に充てていくと。そのほかいろいろあると思いますが、このような例が挙げられると思います。

第2点目なんですけれども、デコポン、サラダタマネギ、豚肉のような加工品、これを全国メディアに載せるつもりはあるかどうかの御質問なんですけど、これまでのふるさとチョイスの申し込みの件数から、議員御指摘のとおり、人気の商品はデコポン、サラたま、豚肉の3品目です。これらの農産物のよさをPRすることは、納税の寄附の申し込みをふやすだけではなくて、水俣市の安心安全な農産物の販売促進にもつながるし、全国にもPRできると思います。

全国メディアでの広報については、今後検討していきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 特にサラダタマネギは、JAさんですね、やっていただいておりますけれども、水俣市もいろんな事業で、JAさんを支援しているわけがございます。また、JAは全国の組織ですから、JAさんを通じて、いろいろネットワークを使えば、そういうメディアに取り上げてもらうことを、一緒にできるんじゃないかというふうに思うんですね。ですから、いろんな事業についても、JAのほうに補助金を水俣市から出したりしているわけですから、もっともっと情報を発信していくことに、力を入れていくべきだろうと思った次第です。

ちなみに、上士幌町で言われたのは、マスコミに取り上げてもらうため、話題づくりが決め手と言われておりました。新たに取り組みされた返礼品に、20万円以上の寄附で丸々羊一頭分の肉を送ったり、カーボンオフセット・クレジットにつながる暖炉用のまき割りセットを導入されたとのこと。首をかしげながらの導入だったということでしたが、まき割りセットは11件の申し込みがあって、220万円の寄附につながったということです。何が寄附につながるかわからないと思います。

先ほど、お金の流れが都市部から地方へと言いましたけれども、東京23区の寄附金税額控除額は平成27年度が約24億円、平成28年度は約129億円との試算があります。東京23区でも自主財源となるべきものが、地方へ流れてしまうという危機感から、返礼品への取り組みを始めざるを得ない状況で、より一層寄附の分取り合いが予想されます。

水俣市が定める5つの事業について、もっと具体的な用途を示すことで寄附につなげるよう、以前の一般質問で提言しておりましたけれども、残念ながら停滞したままです。

5つの事業にこだわらず、先ほど緒方総合政策部長が申し上げられたことなども含めて、スト

レートに用途を発信して、その寄附を募ると。例えば保育料軽減のため、学童保育を充実させたいとか、一般質問で私も聞きますけど、小・中学校にエアコンを設置するとか、県南で唯一の水俣高校の定員割れ解消につながるような支援、みんなで知恵を出し合っていくべきだと思います。

水俣の苦しい現状は自虐的な発信にもなりますけれども、少なくとも水俣市出身者には共感してもらえると。具体的な取り組みで発信すれば、共感してもらえると。また、この具体的な取り組みは、企業版ふるさと納税として、内閣府の認定を受けて活用していく新たな道も開けます。今の上場企業にはCSR活動という、いわゆるコーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティという、社会的な貢献活動に、企業の資源を振り向ける傾向が強くなってきております。水俣市の具体的な取り組みが、つながりのない上場企業であっても、ベクトルが合う可能性は十分あります。その結果、企業からの寄附も期待できるのではないのでしょうか。

あと、事務作業の面でも改善が必要と思います。寄附者に対する書類の送付に際しては、より一層、ふるさと納税のリピーターになってもらうためにも、封筒を工夫することも必要です。また、既に認知されている、ワンストップ特例申請に必要な書類については現在、返信用封筒の切手代を寄附者が負担するようになっております。

平成29年1月から新たな1年の取り組みとなりますが、具体的な実施計画として取り組まれることを大いに期待して、以下、質問いたします。

現在定められている5つの事業にこだわらず、寄附者の共感を得られるよう、具体的な用途を明確にして、現状とは違う寄附方法に改善して、自主財源では滞ってしまっている子どもたちへの支援などに、積極的に取り組んでいく方法もあると思いますが、いかががお尋ねします。

次に、ワンストップ特例申請に必要とされる書類に関して、寄附者が負担している切手代を水俣市で負担できないか、お尋ねいたします。

続けます。上士幌町については、定住移住の支援策も充実しております、減少し続けた人口が、最近微増に転換しております。上士幌町への寄附者の割合は、いわゆる三大都市圏で80%を占めております。そのうち、関東地区が50%あります。上士幌町のすごいところは、関東地区において毎年物産展を開催して、寄附者を招待していることです。近年は、来場者が多くなり過ぎて、抽せんにしたそうですけれども、競争率は3倍ほどあるそうです。

平成29年は2月に東京で開催予定とのことだったので、厚かましいながら、私から水俣市の担当者に先進事例を学んでもらいたいから、受け入れてもらえないか尋ねたところ、快くオーケーの返事をもらいました。

そこで、質問いたします。水俣市の取り組みのスキルアップを図るため、先進事例を学べる場へ担当者を派遣してもらえるか、お尋ねします。

3点です。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） 順にお答えします。

まず、第1点目、自主財源で滞ってしまっている子どもたちへの支援、このようなものとか具体的な事項を定めて、ふるさと納税を活用していくことは考えていないかというお尋ねなんです。先ほど申しあげましたように、補助金とか交付金などの財源がなく、取り組みが進んでいない事業について、ふるさと納税を財源として活用するというのは、有効な手段だと考えております。特に、さっき議員がおっしゃったように子育て支援、これは市長マニフェストにも掲げられた項目であり、地域の人材を育てるには、非常に大切な取り組みだと考えております。推進について検討してまいりたいと考えております。

2点目、切手代、負担できないかということなのですが、この件につきまして、寄附者の御負担とならないように方法を検討していきたいと考えております。

3点目、先進事例への勉強のために担当者の派遣なんですけれども、御提案ありがとうございます。予算等について確認の上、前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 次に、災害時の対応について答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

（総合政策部長 緒方克治君登壇）

○総合政策部長（緒方克治君） 時間が迫っておりますので、少し早口になります。済みません。

次に、災害時の対応について、順次お答えします。

まず、災害時に当市が支援を受ける自治体や企業との協定について、現状はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

現在、水俣市では、災害時における協定として、20の協定を結んでおります。自治体との主な協定として、災害時における相互応援に関する協定を熊本県内の市町村のほかに、鹿児島県出水市と伊佐市、滋賀県守山市、長野県飯田市と締結しております。企業との主な協定として、災害時における物資の提供及び支援・応援に関する協定書をJNC株式会社様、サントリービバレッジサービス株式会社様、コカ・コーラウエスト株式会社様、水光社様、水光商事様、市建設業協会様、市内郵便局様、コメリ様、県トラック協会様、県産業廃棄物協会様と締結しております。

次に、当市への支援物資受け入れ、置き場や倉庫の確保、配送等について、行政のみでの対応には限界があると思われる。災害時の支援や協力体制について、地場企業との連携を強化していくべきと考えるがどうかとの御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、行政のみでの対応には限界がありますので、今後、地場企業との連携の

強化を図っていきたいと考えています。例えば、救援物資の保管場所を確保していただき、配送に関しても、市の職員だけではなく、企業からあらかじめ人員を派遣していただく等、市と連携し対応していただくことができれば、住民にとっても大変心強いものになるのではないかと考えております。そのためには、地場企業と災害時に支援を要請できるように協定を含めた、協力体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 熊本地震におきまして、ラストワンマイルの問題が指摘されました。御存じかどうか。

ワンマイルは約1,600メートルですけれども、救援物資が全国から届けられ、荷おろしの指定場所付近にはトラックが列をなし、目の指定場所にたどり着けなかったということです。関東地区から20時間近くかけて届けてくれたトラックが、荷おろし場所付近で7時間待機させられたという問題もあっておりました。そういう意味で、水俣市でもあった場合、道路のルートも限られておりますし、水俣市の施設だけで受け入れができるかどうかというのは、恐らく無理だろうと思います。

例えば、地場企業である南九州センコーさんであれば、水俣市が被災しても、被災していない、あるいは被災が軽微な南九州センコーさん自社の拠点に、救援物資のトラックを回避させて、荷おろしする対応や、配送に必要な車両の応援も、熊本県のトラック協会の対応とは別にできることがあるかもしれません。これは、行政側も企業側にとっても、初動対応で混乱することを回避できるメリットがあると考えます。そのためには、企業側がどの範囲で支援できるかは、担当課がヒアリングに出向く必要があると思います。

そこで質問いたします。今後、地場企業との協定を取りまとめる危機管理防災課は、人員が充足しているとはいえないと思いますが、いつまでに取りまとめていくかの期日は必要であると思います。まずは、ヒアリングを通じて可能な企業から協定していけばよいと考えますが、平成29年度の実施計画として取り組んでいく考えがあるか、お尋ねします。

以上です。

○議長（福田 斉君） 緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） お答えします。

地場企業との連携体制を構築するために、例えば平成29年度に実際行っていくか、この期限設定なんですけれども、平成29年度中を目標に各企業と直接お話をさせていただいて、そして協力いただけるところから、順次協定を締結していくと、このように進めさせていただければと考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 ありがとうございます。私も地場企業の方のいろんな情報や協力については、対応していきたいと思います。また情報は提供していきたいというふうに思います。

最後ですけれども、本12月議会に任期つき職員の採用などに関する条例制定の議案が上程されておりますが、聞くところによれば、自衛隊OBなどを専門職として採用することも想定しているということでございますので、議会での一般質問の提言が具現化されることは、大変喜ばしいと思っております。

ただ、現状は災害時の対応となれば、危機管理防災課職員の負荷は特に上がります。通常、二、三年で人事異動することが多い自治体においては、ノウハウの蓄積や防災・気象に詳しい人材が育ちにくいとの指摘もあります。人事異動に際しては、前任者と後任者が数年ラップするような体制が望ましいと考えます。

そこで、最後に1点だけ質問いたします。

危機管理防災課においては、人材育成の観点からも人事異動に際しては、特段の配慮が必要と考えますが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

緒方総合政策部長。

○総合政策部長（緒方克治君） お答えします。

人事異動に関しましては、さまざまな条件を考慮しながらしていく必要があります。議員おっしゃるとおり、人材育成という面、そして職員のモチベーションという面、そして退職者も出てきますので、この人員管理という面があります。

特に、危機管理防災課というのは、非常に専門的な知識が必要なものですので、そのスパンのほうを、例えば長くするとかいうような対応も、もちろん考えられると思いますが、この人事というのが総合的に、全体を考え入れていく必要があるもんですので、必ずしもそれが気持ちがあっても従属できないことがあるかもしれません。議員御指摘のことを踏まえながら、人事異動の担当部署のほうにお願いしていきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（福田 斉君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時57分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。

公明党の牧下恭之でございます。

熊本地震で庁舎に亀裂・老朽化で仮庁舎に移転となりました。56年間、この議場での一般質問は最後の最後の質問者となりました。

市政発展を願い、市民の安全・安心・利便性の向上を願い、一般質問を行います。

有終の美を飾れるよう、前向きな答弁を期待し、通告に従い、順次質問したいと思います。

まず初めに、コンビニ交付・納付について。

①、コンビニ交付の検討は怎么样了のかお尋ねいたします。

②、市民の利便性を高め、さらに収納率アップを目指すため、コンビニ納付を実施できないかお尋ねいたします。

③、市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、市営住宅使用料の滞納件数と金額はどのようになっているかお尋ねいたします。

次に、教育問題について。

日本一の読書のまちづくり宣言から9年、どのような取り組みをしてきたのか、また、成果はどうだったのかお尋ねいたします。

図書館は、市民に広く情報を提供することのできる、キーステーションでなければならないと私は考えています。市民のより高い要望に応え、さらに活用度の高い図書館を目指すべきと考えます。

①、雑誌スポンサー制度の導入は怎么样了のか。

②、読書通帳導入の検討・研究は怎么样了のかお尋ねいたします。

③、本を借りるときには、特に衛生面が危惧されている。書籍消毒機の導入が必要と思うがいかがかお尋ねいたします。

④、デイジー教科書の認識はいかがか。

⑤、文部科学省は、発達障がいや弱視などの視覚障がいなどで、読み書きが難しい児童や生徒向けのデイジー教科書を必要とする、子どもたちが活用できるようにするため、全国の公立小・中学校における必要人数について、初めて調査を10月末にかけて行った。水俣市の必要人数はどうだったのかお尋ねいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

西田市長。

(市長 西田弘志君登壇)

○市長(西田弘志君) 牧下恭之議員の御質問に順次お答えします。

まず、コンビニ交付・納付については私から、教育問題については教育長からそれぞれお答えをいたします。

初めに、コンビニ交付・納付について、順次お答えします。

まず、コンビニ交付の検討はどうなったのかとの御質問にお答えをいたします。

現在、県内においてコンビニエンスストアなどで、各種の公的な証明書の交付を実施している自治体は、5市町のみとなっております。本市における実施に際しては、システム導入及び運用に係る費用の低減、また、今後の個人番号カードの普及、進捗及び他市町村の状況などを考慮しながら、引き続き検討していきたいと考えております。

次に、市民の利便性を高め、さらに収納率のアップを目指すため、コンビニ納付の検討はどうなったのかとの御質問にお答えします。

現在、市税等の納付については、指定金融機関・収納代理金融機関・ゆうちょ銀行の各提携金融機関の窓口での支払い、同金融機関各支店の口座からの引き落とし、市役所税務課窓口での支払いの3種類の方法でお願いしております。特に口座からの引き落としについて、加入促進のために、ことし4月から、その申し込みを税務課窓口で、キャッシュカードによる受け付けを可能にしました。いわゆるペイジー導入については、市民の方々の利便性向上に役立っているものと考えています。

さて、コンビニ納付につきましては、納税者等の方々の利便性は向上すると思っておりますが、初期投資と継続的な手数料に多額の費用を要することから、導入に関しては慎重に検討を行っているところであります。費用につきましては、調査によりますと、基幹システム改修に約650万円、滞納整理システム改修に約300万円、約1,000万円となります。さらに納付1件につき約62円の手数料が必要で、納税者の30%が利用した場合、年間約190万円の費用が継続的に必要となります。費用対効果等も考えますと、今後も安全で便利な口座引き落としの加入率向上を目指し、広報活動や窓口での説明等を通じで推奨していきたいと考えています。

保育料の納付につきましては、直接保育園や認定こども園に支払うことが可能で、納付義務者の利便性は確保されていることから、コンビニ納付の導入については考えておりません。市営住宅使用料につきましては、以前より口座からの引き落としを推奨することで、入居者の利便性及び収納率の向上を目指しております。現在では、入居者数766名のうち615名、約8割の方々から、口座からの引き落とし、または、代理納付にて納めていただいておりますので、今後も口座からの引き落としを推奨してまいりたいと考えております。

次に、市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、市営住宅使用料の滞納件数と金額はどのようになっているかとの御質問にお答えいたします。

平成27年度の決算状況で、それぞれ税目・料ごとに申し上げますと、まず市県民税について件数が560件で約3,140万円、固定資産税が1,203件で約2億920万円、国民健康保険税が970件で約6,200万円、軽自動車税が582件で約310万円、介護保険料が133件で約420万円、後期高齢者医療保険料が41件で約70万円、市営住宅使用料が206件で約340万円、保育料が23件で約380万円であります。合計は3,718件で約3億1,780万円となっております。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 コンビニでの交付、証明書発行サービスは平成23年度には、全国44の地方自治体で実施をされ、平成25年度においては全国81の地方自治体で取り組んでおり、平成28年9月時点で全国1,741市区町村のうち、14.4%の250市区町村が実施をしております。増加傾向であります。熊本県内では5市町が取り組んでおります。

窓口が開いていない土・日、祝日も早朝より深夜まで365日、全国どこでも証明書の発行サービスができる。職員をふやさずに、行政サービスを向上させることができる。それがコンビニ交付であります。全都道府県でのコンビニ交付サービスの提供が可能となります。

今まで住民は、住所地の市区町村窓口へ出向かなければ、証明書などの交付を受けることができませんでしたが、コンビニ交付の普及により、全国のコンビニで証明書等を受け取ることができる。しかも、市役所の開庁時間を気にすることなく、それぞれの生活リズムに合わせたタイミングで、サービスを利用することが可能となります。一方、市のメリットとしては、業務の効率化、行政コストの削減が挙げられます。

市のシステム構築に係る経費は、平成23年度にコンビニ交付に取り組んだ24団体の平均で約2,750万円となっております。この場合、自主財源により支出した事業費については、特別交付税により上限5,000万円、2分の1の条件で措置されることにもなっておりました。

また、東京都三鷹市の試算では、平成22年度実績として証明書等1枚当たりの交付に係る経費が市役所窓口では715円、これに対して、コンビニ交付になったとしますと、その経費は241円になると試算されています。財政状況の厳しい折に、この経費の差は、見過ごせない大きな効果だと思われま。

市民サービスの向上に有効な手段です。多様化する住民の行政ニーズに適切に対応していく、さらなる取り組みとして、再度コンビニ交付を実施すべきと思うがいかがか、お尋ねいたします。

総務省は9月16日に、社会保障と税の共通番号制度で使う個人番号カードの普及に向け、住民票の写しなど各種証明書を、コンビニで交付するサービスの早期導入について検討するよう、全

国の市区町村に要請をしました。内容は、サービスのメリットを国民に実感してもらうためには、全国の市区町村での導入を目指すことが必要だとしています。この総務省の要請について、どう対応するのかお尋ねいたします。

次に、コンビニ収納についてですが、生活が多様化している現在、24時間365日、全国のコンビニで利用ができます。収納窓口が開いている時間に行くことができないなどの市民の声が、水俣市でも数多くあります。コンビニ収納は、市民サービスの向上だけでなく、収納率アップや窓口業務の軽減にもつながる。市民の利便性を高め、収納率アップにもつながっていきます。さらに、納付者の利便性の向上と直結する、コンビニでの納付方法を整備することは、納期内納税の拡充・推進という、収納業務の大きな課題に対する重要な対応策にもなります。

既に水道局でコンビニ収納を実施されております。平成23年度は合計件数13万163件、そのうちコンビニ振り込みは6,122件で、4.7%でありましたが、平成27年度は合計件数約13万7,000件、コンビニ振り込みは約1万2,000件で9%で倍近く伸びております。

既に実施しているところは、市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税の4種類を主に実施しております。収納率のアップを目指し、市民の利便性の向上に向けて、早期に導入実施するべきと思うが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 3点ございました。コンビニ交付とコンビニ納付についてでございますが、コンビニ納付のほうは私から答弁させていただきます。コンビニ交付につきましては、福祉環境部長のほうから詳細を答弁させます。

コンビニ納付につきましてでございます。先ほども答弁でお答えしましたけれども、このシステム料等の費用が、やはり今一番のネックになっております。

本市では、簡単な手続で継続的に安全に納付していただける、口座振替の推奨をもう以前からずっと行っております。その申し込み手続についても先ほど申しましたが、市役所窓口等でキャッシュカードによる申し込みができる、ペイジーの導入などで利便性を図っているところでございます。また、収納率につきましても、早期の滞納整理による徹底した滞納処分と、徴収緩和にて滞納繰越金の圧縮に努めているところでございます。

今後も、市民の利便性の向上と収納率の向上について、より効果的な方法を検討し、さらなる努力を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 斉君） 川野福祉環境部長。

○福祉環境部長（川野恵治君） 私のほうからコンビニ交付につきまして、御答弁を申し上げます。

先ほど牧下恭之議員のほうからも、コンビニ交付のメリットについて述べられたと思いますけ

れども、メリットに関しては、もうそのとおりだと思います。

総務省が公表しております費用によりますと、システム導入に係る初期費用としまして、およそ1,588万円、また毎年の地方公共団体情報誌システム機構への運営負担金として300万円、それから機器保守等の管理運営費用も同額の300万円程度が見込まれ、コンビニへの委託手数料が証明書1通につき123円と見込まれております。

一方で、必要となります個人番号カードの普及状況について見てみますと、平成28年1月から個人番号カード制度が始まりました。カード発行については、当初全国的なシステム障害もありまして、6月ごろまでは申請から交付まで遅延する事態がありました。現在では、1カ月程度で受け取れるようになっておりますけれども、申請そのものにつきましては、伸び悩んでいる状況にあります。個人カードの普及状況は、10月末現在で熊本県内の交付率は6.25%、本市におきましても8.57%と伸び悩んでいる状況にあります。

住民ニーズが存在していることは理解をしておりますが、今述べましたような状況でございますので、先ほども答弁がありましたように、今後の個人番号カードの普及の進捗及び他市町村の導入状況などを考慮しながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、総務省の要請についてです。

総務省が、コンビニ交付導入のメリットとして挙げておりますのは、1つ、住民の利便性の向上、2つ、市町村窓口の混雑緩和、3つ、財政支援による交付事務コスト低減といった面であります。

しかし、ことし6月から、コンビニ交付を実施しております八代市においては、住民票等の証明書の発行が月間1万3,000件ぐらいあるそうですけれども、これに対してコンビニ交付は100件程度、また隣の出水市におきましては、月間2,700件に対し、コンビニ交付は120件程度と、いずれもまだ浸透していない状況でございます。また、財政支援に関しましても、平成30年度までということで、導入後は市の負担が大きいことから、支援措置の延長も含めて要望してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 市民の利便性は認めている。そういった中で、後ろ向きの検討の答弁で、本当にありがとうございます。

コンビニ交付は、これからの水俣市においては必要であると思います。前向きな検討をお願いしたいと思いますが、再度お尋ねをいたします。

東京都東大和市は平成24年度からコンビニ収納を実施しておりますが、収納方法の多様化と納税者の利便性の向上を目指し、コンビニ収納を開始しております。導入効果として期待した、納期限内納付率は順調に伸びているようであります。さらに、納期限内納付率を前年度と比較しま

すと、第1期分で固定資産税では9.38ポイント増加、国民健康保険税は2.62ポイント増加、最も大きく効果があらわれたのは、軽自動車税で16.36ポイントの増加を示したそうであります。東大和市長はコンビニ納付で、納税者の利便性の向上にも大きく寄与し、今後の収納率向上にも期待しているとのことであります。

納税課長は今後の利用動向について、コンビニ収納のメリット、利便性を考えると、これまで窓口納付利用の方々が、コンビニ収納の利用にシフトされていくと考えている。結果として、利用件数も増加する。引き続き、制度そのものの周知に努めるとのことです。

平成26年9月議会では、水俣市の場合が、基幹システムと滞納整理システムの2つのシステム改修等々で約2,400万円程度かかるとの答弁でありましたが、現在では、半分以下の約1,000万円でシステム改修ができます。それに加えて、今まで市役所の窓口で納付をしていただいていた方が、24時間365日、コンビニで納付をされるということになりますと、その分の窓口での事務手続の簡素化、負担が軽減され、費用対効果の面でメリットとして考えられます。

水俣市平成27年度決算状況の中で、3,718件の滞納件数、約3億1,780万円の滞納金額があります。滞納件数、滞納金額を減らすためにも、コンビニ納付は重要であると思います。現在、県内14市のうちで、熊本市・天草市・山鹿市・宇城市・人吉市・合志市・八代市が既にコンビニ納付を導入しています。他市の事例から納付率はふえております。水道局でもコンビニ納付が倍になってふえているのは事実であります。本気になって、市民の利便性と収納率アップを考えるとときではないかと思えます。

費用対効果も期待できると思います。メリットもたくさんあります。納期内納付の率の向上、市民サービスの利便性の向上と収納率アップ目指して、実施に向けて動き出すときに来ているのに、なぜ取り組もうとしないのか、お尋ねをいたします。

○議長（福田 斉君） 西田市長。

○市長（西田弘志君） 利便性については、私も、もう十分わかっているつもりでございます。

普通、今一般的にコンビニで支払いされる方、すごい多いので、また24時間で便利というのは、本当によくわかっております。

その中で、まずコンビニ交付につきましては、先ほどから答弁したとおり、費用対効果の側面、それと個人番号カードの普及の進捗及び他市町村の状況を考慮しながら、引き続き検討していきたいというふうに思っております。それと、コンビニ納付ですね。納付が一番だというふうに私も感じております。

その中では、今御説明ございました約1,000万円に、半分以下に下がったということでございます。それも重々わかっております。よその市と規模を考えたときに、14市で一番うちは小さいわけでございますが、本市の規模から考えて、やはりまだまだ高額だというふうに思っております。

また、継続的費用、30%の利用率で毎年約190万円、これはずっと自分のところの自腹で払っていくわけですが、これが負担にならないようにしたいという思いもあります。長い目で見ますと、利便性だったり、収納率が上がるという部分が、少しずつ上がればいいというふうには思っておりますけど、現段階では、なかなかこのランニングコストが高いなというふうなイメージも持っております。

今後も納期内納付率の向上、そして市民サービスの利便性の向上、収納率アップについては、口座振替制度の推奨及び適正な滞納整理を行いながら、コンビニ納付導入について、実施している自治体の実情を伺いながら、検討を重ねていきたいというふうに思います。

○議長（福田 斉君） 次に、教育問題について、答弁を求めます。

吉本教育長。

（教育長 吉本哲裕君登壇）

○教育長（吉本哲裕君） 次に、教育問題について、順次お答えします。

まず、日本一の読書のまちづくり宣言についてのうち、日本一の読書のまちづくり宣言から9年、取り組みと成果はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

本市が目指す日本一の読書のまちづくりとは、これまでの一般質問でもお答えしてまいりましたとおり、蔵書数や利用者数など単に数値の増加を目指すものではなく、全ての市民に対して、より多くの本や人との出会いの場、機会をつくることにより、読書に関する関心を高めてもらうこと。また、母親の胎内から老後まで生涯を通じて、読書が市民一人一人の人生を豊かにするまちの実現につなげることであります。

平成19年11月に水俣市日本一の読書のまちづくりを宣言し、平成21年3月には、目標の実現を図るため、具体的な取り組みを示した、水俣市日本一の読書のまちづくり推進計画を策定、地域や学校、家庭、そして図書館を核とした取り組みを、それぞれ進めてまいりました。

具体的な取り組みとして、地域においては、地元商店街等と連携した本よみ場の設置、コンビニエンスストアへの返却用館外ブックポストの設置など、市民誰もが読書に親しみ、心豊かに暮らす読書環境づくりの推進を行ってまいりました。また、学校においては、学校図書館活用教育研究推進校の指定や各小・中学校への図書配本の実施など、学校で本に触れ、親しむ機会をつくる読書活動の推進を行ってまいりました。また、家庭においては、4カ月の乳児と保護者を対象として絵本をプレゼントする、ぐるりんぱブックスタートの実施、さらに家庭での読書活動の継続と充実を図るため、小学校就学前の幼児を対象として2冊目の絵本をプレゼントする、よむよむセカンドブックの実施など、子どもの未来を見詰め、感性を磨き、健やかな成長を願う、読書活動の推進を行ってまいりました。

また、市立図書館においては、動く絵本館みなよむ号の派遣や毎月テーマに応じた図書の特設

展示コーナーの設置などによる蔵書の充実、図書館まつりなど参加型イベントの実施、広報みなまた、ホームページを中心とした情報発信など、市民誰もが利用しやすく、足を運びやすい図書館運営の推進を行ってまいりました。

また、平成21年度に創設しました、みなまた環境絵本大賞事業は、第1回大賞受賞作のひよっこりじぞう、第2回大賞受賞作の古どうぐ〜るぐる、第3回大賞受賞作のすずこを出版しております。

この事業の推進に当たっては、作家の本木洋子さん、児童文学者の村中李衣さん、ひよっこりじぞうの作画者である、漫画家の川崎のぼるさんなどの協力を得て、水俣に暮らす子どもから大人まで幅広い年代の市民を対象として、体験することに重きを置いた、みずから想像し、創作する力を身につけるためのさまざまな体験型ワークショップもあわせて開催し、これまで700名を超える市民が参加しています。

さらに、平成24年度には、子どもたちの想像する力（心の中で思い浮かべる力）と創造する力（新しいものをつくり出す力）を育み、挑戦する機会をつくるために、水俣市内の小・中学生を対象とした、みなまた子ども創作童話大賞も創設し、今年度も実施いたしました。

今年度も実施いたしました第3回では、新たに詩の部門も設け、創作童話89編、詩28編の応募があるなど、水俣市民の文化の醸成を促しながら、環境と絵本を組み合わせた、環境首都みなまたの先駆的な取り組みとしても、全国へ発信してまいりました。

これら各種事業の取り組みから得られた成果としては、大きく2つあります。

1つ目は、図書館利用者及び各種事業への市民参加が増加していることです。図書館利用者については、登録者数、利用者数、貸出冊数全てが増加傾向にあり、近年は、図書館利用者や各種事業の関係団体から日本一の読書のまちづくりに向かって、さまざまな取り組みが実施されていることを実感するようになったなど、好意的な意見が多く寄せられております。各種事業への市民参加については、特に創作に関する事業への子どもたちの参加がふえており、子どもたちの表現する力や感受性を育むことで、水俣の将来を担う人材育成にもつながっているものと思っております。

2つ目は、水俣のイメージ向上であります。独自の事業展開により、視察者の訪問や新聞、雑誌、テレビ、ホームページ等で取り上げられる機会がふえるなど、市内外へ日本一の読書のまちづくり、環境首都みなまたとしてのPRが図られてきました。これらの成果を踏まえながら、今後も読書を通じて、感性豊かな人材を育成するとともに、全ての市民が人生をよりよく生きていくことができるように、子どもから高齢者まで、身近なところに本がある読書環境を整備していきたいと思っております。

引き続き、市立図書館を中心に、地域、学校、家庭が一体となり、誰もが本に楽しく触れ、親

しみ、知的好奇心を満たすことのできるよう、読書のまちづくりに継続的に取り組むことで、豊かな感性と知性を育む、日本一の読書のまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

次に、図書館についてのうち、まず雑誌スポンサー制度の導入はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

雑誌スポンサー制度は、御存じのように、図書館に配架する雑誌の一部を、民間事業所が年間の購入費を負担するかわりに、事業所の利益につながるよう社名や業務内容等の広告宣伝チラシを、雑誌のブックカバー等に表示するというものです。図書館、事業所双方にメリットがある制度として、全国各地の自治体図書館で導入が進んでいる状況にあります。

本市でもこれまで牧下恭之議員から数回にわたり御質問をいただき、検討を続けてきた経緯がありますが、県内でもまだ導入している自治体がなかったこと、また、本市内の事業所にお尋ねした際、経営状況等からスポンサーとなるのは難しい、事業所側のメリットがブックカバー等への広告表示だけでは不足しているなどの理由から、当時の水俣の状況では、この制度はなじまないのではないかとこの検討結果となっておりました。

しかし、平成27年度から天草市、宇城市、合志市が導入し、平成28年度には熊本市も導入予定であると聞きしております。導入した県内の自治体にお尋ねしましたところ、スポンサーとなることを希望される事業所がふえてきており、雑誌の購入費を他の図書に回せるなどのメリットが大きいとのことでした。また、水俣市内でも導入に前向きな事業所が出てきており、以前とは状況が変わってきております。したがって、今後、制度の導入に向けて取り組んでまいります。

次に、読書通帳導入の検討・研究はどうなったのかとの御質問にお答えします。

読書通帳は、預金通帳のように、自分が図書館から借りた本の履歴を表示するもので、近年、図書館システムと連携した機械も販売されております。読書欲を高める効用があることから、各地の自治体図書館でも導入するところが出てきており、県内では天草市立図書館が既に導入しております。また、熊本市を初め、幾つかの市でも検討中もしくは検討をされたとのことですが、機械の価格が85万円程度と、まだ高額なことから導入には至っていない状況です。

本市でも、読書活動を推進するためのさまざまな事業を実施し、市民の読書欲につながるよう努めております。人口減少にもかかわらず、本の貸し出し数や利用者数などは徐々に増加しておりますので、当面は、これらの事業を継続することで、読書欲を喚起してまいりたいと考えており、読書通帳の導入につきましては、今後も他市の状況を見ながら、研究させていただきたいと思っております。

次に、消毒器の導入が必要と思うが、いかがかとの御質問にお答えします。

牧下恭之議員が認識されておられますように、図書館の本は、不特定多数の方々の手に触れる

ことから、いろいろな感染症への不安や、髪の毛が挟まっていたり、タバコなどのにおいがついていて嫌だなど感じておられる方も、少なからずおられるのではないかと思います。

そこで、そのような不安や不快感の解消のため、消臭抗菌機能を持つ書籍消毒器を導入した図書館も全国で340施設あり、県内では熊本市立図書館と八代市立図書館で導入されています。この消毒器の設置につきましては、意見が分かれており、感染症などの不安等を解消するという意見がある一方で、過剰に心配する必要はないと指摘する専門家の意見もあります。本市の図書館としましても貸し出しの際、消毒希望者が多いと館内が混乱するのではないかと、また図書館の本は全て不潔であると思われまいかと危惧するところです。また、ここ数年来、誰が触ったかわからない本は借りられないなど、各地でも図書館に苦情が寄せられてきていると聞いており、図書館としても困惑しているところでもあります。

図書館では、毎日、返却本の汚れのチェックなども行い、汚した利用者には弁償や同等品の提供をしてもらうなどの対応を行っております。また、図書館入り口付近に、手指を消毒するスプレーを常備し、入館者に使用していただくようにしております。今後もできるだけ清潔に保つよう努め、書籍消毒器の導入につきましては、他の図書館の導入後の状況を参考にして、引き続き研究させていただきたいと考えております。

次に、デージー教科書についてのうち、まず、デージー教科書の認識はいかがかとの御質問にお答えします。

議員御存じのとおり、デージー教科書とは、文部科学省から事業委託を受けた公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が製作・提供している、発達障がい等により、通常の検定教科書で一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童・生徒に向けた、教材マルチメディアデージー教科書のことです。この教材は、パソコンを活用し、読み書きに困難を示す児童・生徒に対しては、文字だけでなく音声を同時に提示したり、文章を目で追うことが困難な児童・生徒に対しては、行間を広げて見やすくしたり、読むべき箇所をハイライト表示するなどし、理解を助けるもので、希望者には無償で提供されます。このマルチメディアデージー教科書のほか、文部科学省の委託事業で音声教材が開発されており、東京大学先端科学技術研究センターではアクセスリーディングが、特定非営利活動法人エッジでは、音声教材ビームが製作・提供されています。

これらの音声教材は、パソコン等を活用して、視覚・聴覚から情報を得ることで、発達障がいなどにより、通常の教科書で使われる文字や図形等による認識が困難な児童・生徒の内容理解を助ける、有効な教材であると考えております。

次に、文部科学省は、全国の公立小・中学校で音声教材を必要としている児童・生徒の数について、初めて調査を行った。水俣市の現状はどうだったのかとの御質問にお答えします。

文部科学省から熊本県教育委員会義務教育課を通じ、平成29年度使用教科書に係る、音声教材の需要数調査についてで調査が行われました。これに基づき、音声教材を必要とする児童・生徒及び音声教材の需要数について、各小・中学校に照会を行いました。本市においては、今回は対象となる児童・生徒はおりませんでした。

なお、今回の調査は、音声教材の安定的な供給のため、教材の需要数を大まかに把握するためのものでしたので、今後、音声教材を使用する必要が生じた場合は、音声教材製作団体に利用申請を行うことにより、使用することが可能です。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 日本一の読書のまちづくり宣言で、水俣市日本一の読書のまちづくり推進計画を策定して、学校においては図書館活用教育研究推進校の指定、家庭においては、4カ月児に絵本をプレゼントする、ぐるりんぱブックスタート、小学校就学前に2冊目の絵本をプレゼントする、よむよむセカンドブックで、子どもの未来、感性と健やかな成長の推進ができたこと、また、みなまた環境絵本大賞事業の継続が大きな波紋となり、全ての事業推進で図書館利用者、貸出冊数も増加傾向にあるとのことでした。

私は、日本一の読書のまちづくり宣言の第一ステップは達成できたと思います。このことに関して、どう考えているか。答弁の中で、今後も読書環境づくりに継続的に取り組むことで、日本一の読書のまちを目指したいとのことでありましたが、雑誌スポンサー制度の導入、読書通帳導入、書籍消毒機の導入、マルチメディアデジ教科書の推進で、次のステップに移れると思います。

雑誌スポンサー制度については、平成28年度の雑誌予算では17種類で約16万円が組まれています。民間企業等との協同により、所蔵雑誌の充実を図ることを目的としたものであります。企業等から雑誌を提供していただくことにより、図書館の蔵書の充実と図書館サービスの向上を図り、自治体と民間企業等による、新しい協働の形をつくり上げることができます。

提供された雑誌のカバーには広告、さらに雑誌の置いてある棚に雑誌スポンサーの名前と広告も掲示できます。あわせて雑誌スポンサーである企業・団体の名称、提供雑誌を図書館ホームページで公表もできます。広告を見た人からは企業イメージが拡大できます。

前向きに検討に入るということでしたので、その分、書籍購入がふえていくと思います。雑誌スポンサーのなり手が多く、くじで決めるときが必ず来ると思うような取り組みと、行動を実践していただきたいと思うがいかがか、お尋ねします。

読書通帳についてですが、8月13日の新聞に、読書通帳で楽しく読もうとの投稿が掲載されていました。小学5年生の投稿でした。母から天草市の中央図書館に読書通帳ができたことを聞いて、私もつくりたいと思っていました。夏休みに入り、早速母と妹と私とで図書館へ行きました。

好きな本を借りた後、読書通帳をつくってくださいと、係の人に言いました。何も書かれていない真っ白な通帳を機械に入れると、これまで借りた本の題名が記入されました。よし、本を読む気が出てきたぞと思いました。読書通帳は本物の銀行通帳みたいでうれしかったです。妹もうれしそうでした。たくさん本を借りて、通帳をいっぱいにしたいと思います。皆さんも試してみてくださいと、わくわく感いっぱい投稿でありました。これこそが、知的好奇心を満たす読書環境ではないのか。本は心の栄養、読書通帳を活用して、子どもたちが本に触れる機会が、さらにふえるような取り組みを進めなければいけない。これが日本一の読書のまちづくりを目指す環境整備と思うがどうか、お尋ねをいたします。

書籍消毒器は、家庭用電子レンジのような形で、使い方は簡単で、本を立てた状態で入れ、ページをめくるように風が当てられます。ほこりや髪の毛を取り除くとともに、ダニや目に見えない細菌を、紫外線で殺菌・消毒する仕組みであります。同時に4冊までセットすることが可能で、約30秒で1回の消毒が完了できます。

導入した図書館では、ほこりや、手あかなどの汚れが気になる、一定の利用があり、安心できる、本好きの子どもたちを育てるために必要だとの声が上がっています。再度、書籍消毒器導入についてお尋ねをいたします。

マルチメディアデージー教科書ですが、平成25年12月議会での答弁の中で、このデージー教科書は、学習障がいやADHD等の発達障がい、弱視等の視覚障がい、その他の障がいのある児童・生徒に、映像と音声とをデジタル化した教科書を提供することを目的に開発されたもので、これを使用することにより、学習効果の向上が期待できる児童・生徒は、本市におきましても少なくないと考えております。

議員御承知のとおり、本市でも発達障がい等の特別な支援を必要とする児童・生徒の人数は増加傾向にあります。また、本市の小・中学校で使用する教科書について、小学校4教科、中学校5教科は、全てデージー教科書が準備されていること等を踏まえ、教育委員会が主催します研修会等で周知するとともに、対象となる児童・生徒や使用する際の環境整備や留意点などについて、詳しく説明していきたいと考えておりますとの答弁でありました。

今回の文部科学省の調査では、対象となる児童・生徒はいないとのことでありました。水俣市の小・中学校で支援を必要としている生徒は、生徒数が減少する中で、年々増加しています。平成26年度は68名、平成27年度は79名、平成28年度も79名となっております。

マルチメディアデージー教科書を使用したお母さんの声を聞いた感想があります。

小学校5年生のときにデージー教科書に出会って、初めて教科書を自分で開いて読むようになりました。授業に付き添ってこられたお母さんが、授業の邪魔にならないように、私たちにそつと語ってくれました。授業中読めなくて、体を小さくしていた娘さんが、デージーがあれば声に

出してちゃんと読める。自分はだめなんだと自信をなくし、学校に行くことも嫌がっていた娘さんが楽しそうに学校に通うようになった。そのお母さんにとっても、また娘さんにとっても、デイジーに出会えたことが、どれだけ人生を変えたことかとありました。

子どもの未来を変えていける重要なマルチメディアデイジー教科書であります。本当に必要とする児童・生徒がいないのか、お尋ねをいたします。

マルチメディアデイジー教科書の活用を進めるためには、教職員の新たな指導方法・研修が欠かせません。マルチメディアデイジー教科書の認識を深める、積極的な取り組みが必要と思うがいかがか、お尋ねをいたします。

○議長（福田 斉君） 吉本教育長。

○教育長（吉本哲裕君） 日本一の読書のまちづくり宣言、第一ステップは達成できたと、このことに関して、どう考えているのかというお尋ねでございましたけれども、牧下恭之議員から評価をしていただきましたように、みなまた環境絵本対象事業や関連のワークショップを初め、地道に取り組みを継続した結果、各地から視察研修に訪れていただけるようにもなりましたことなどから、ある程度の成果は上げることができていると考えております。今後も引き続いて、日本一の読書のまちづくりに、さらなるソフト事業等の展開を交えて、邁進してまいりたいと、そのように思います。

それから、雑誌スポンサーのなり手についてのお尋ねがございました。くじで順番を決めると、そういったときが必ず来るんじゃないかというお話でございましたけれども、そういった取り組みをしていただきたいということでございますが、今後の導入の準備を進めるに当たり、既に実施されているところの具体的な方法など、研究させていただき、学ばせていただいて、図書館、スポンサー双方にとって効果があるような、そういったものにしていきたいと考えています。

それから、2点目は読書通帳についてお尋ねがございましたけれども、読書活動を活用して、子どもたちが本に触れる機会が、さらにふえるような取り組みを進めなければならないと、そのように思っております。

日本一の読書のまちづくりを目指す環境整備と思うがいかがかということでございますけれども、読書通帳制度自体は、子どもたちにとって読書意欲を喚起する有効な手段というか、方策の1つであると考えております。本市では、この制度を取り入れてはおりませんけれども、小・中・高校、大人、それからライフステージごとに、読書推進につながるワークショップ等の実施により、読書のまちづくりを実質的に、基本から進めていく取り組みが効果を上げてきております。当面その方向から、環境整備を進めていきたいと考えております。

書籍消毒器の導入につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、機械導入については賛否両論がございます。

また、機械の購入費も含めて、あるいはその後のメンテナンス費用など必要となるということから、現在県内で導入されているところは、熊本市と八代市の2カ所でございますが、本市では今後両者の意見や御要望の動向というのを注視しながら、研究をさせていただきたいと思っております。

それから、マルチメディアデイジー教科書についてですが、先ほども答弁いたしましたとおり、平成29年度向けの調査についての該当者は、本市のほうにはいませんでした。マルチメディアデイジー教科書についての啓発といいますか、認識を深めるような取り組みについてお尋ねがございましたけれども、今回の文部科学省が行った調査では、先ほど言いましたように、回答は該当なしでしたが、今回の調査が先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、音声教材の大まかな需要数を把握するものでしたので、回答は児童・生徒のふだんの様子等をもとにした、学級担任等の判断によるものと思われまます。

音声教材の使用で恩恵を受ける児童・生徒がいるかを正確に判断するに当たっては、小学生の発達性読み書き障害の診断検査（STRAW）や、小学生の読み書き速度を評価するキット（URAWS）、そういったキットなどの検査を行うなどにより、児童・生徒の特性を十分に把握する必要があるのではないかと考えております。

マルチメディアデイジー教科書を制作している、日本障害者リハビリテーション協会のホームページによりますと、平成20年9月から製品の提供を始め、平成28年11月27日現在では、全国で3,560人の方が、マルチメディアデイジー教科書を利用されているとのことでございます。また、そのうち、熊本県での利用者は27名というぐあいになっております。今後、ますます普及が期待されるところでございます。今回、文部科学省も初めて調査を行うなど、音声教材の普及に向けた施策を展開していくものと思われまます。

市といたしましては、こうした国や県の動向を注視し、研修会等への積極的な参加を促すとともに、音声教材のサンプル等を各校に紹介するなどして、啓発に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（福田 斉君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際5分間休憩します。

午後2時28分 休憩

午後2時32分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第82号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

○議長（福田 斉君） 日程第2、議第82号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第83号 水俣市人権擁護に関する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第3、議第83号水俣市人権擁護に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第84号 水俣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第4、議第84号水俣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第85号 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第5、議第85号水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第86号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第6、議第86号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第87号 水俣市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第7、議第87号水俣市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第89号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第8、議第89号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第90号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第9、議第90号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第91号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第10、議第91号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第94号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第11、議第94号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第95号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

○議長（福田 斉君） 日程第12、議第95号平成28年度水俣市一般会計補正予算第8号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第96号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（福田 斉君） 日程第13、議第96号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第97号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（福田 斉君） 日程第13、議第97号平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第98号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（福田 斉君） 日程第15、議第98号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第16 議第99号 平成28年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第16、議第99号平成28年度水俣市病院事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第17 議第100号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(福田 斉君) 日程第17、議第100号平成28年度水俣市水道事業会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第18 議第101号 工事請負契約の変更について

○議長(福田 斉君) 日程第18、議第101号工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第19 議第102号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について

○議長(福田 斉君) 日程第19、議第102号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第20 議第103号 平成28年度水俣市一般会計補正予算(第9号)

○議長(福田 斉君) 日程第20、議第103号平成28年度水俣市一般会計補正予算第9号を議題とし

ます。

議第103号

平成28年度 水俣市一般会計補正予算（第9号）

平成28年度水俣市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ689万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億1,439万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月8日提出

水俣市長 西田弘志

第1表 歳入歳出予算補正（第9号）

歳入（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
17 繰入金		545,947	6,895	552,842
	1 基金繰入金	545,560	6,895	552,455
補正されなかった款に係る額		15,561,551		15,561,551
歳入合計		16,107,498	6,895	16,114,393

歳出（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
6 商工費		468,483	6,895	475,378
	1 商工費	237,655	6,895	244,550
補正されなかった款に係る額		15,639,015		15,639,015
歳出合計		16,107,498	6,895	16,114,393

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第103号平成28年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ689万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ161億1,439万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第6款商工費に、道の駅・海の駅整備事業を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第17款繰入金をもって調整いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第103号について提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後 2 時38分 休憩

午後 2 時39分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第103号平成28年度一般会計補正予算第 9 号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第82号から議第103号まで議案19件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、15日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、14日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後 2 時40分 散会

平成28年12月15日

平成28年12月第4回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成28年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成28年12月15日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前11時20分 閉会

（出席議員） 16人

福 田 齊 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
塩 崎 達 朗 君	高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君
谷 口 明 弘 君	高 岡 利 治 君	田 口 憲 雄 君
藤 本 壽 子 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次 長（岡 本 広 志 君）
主 幹（深 水 初 代 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
書 記（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長（西 田 弘 志 君）	副 市 長（本 山 祐 二 君）
総合政策部長（緒 方 克 治 君）	総 務 部 長（本 田 眞 一 君）
福祉環境部長（川 野 恵 治 君）	産 業 建 設 部 長（関 洋 一 君）
総合医療センター事務部長（久木田 美和子 君）	総合政策部次長（水 田 利 博 君）
福祉環境部次長（高 沢 克 代 君）	産 業 建 設 部 次 長（城 山 浩 和 君）
水道局長（山 田 雅 浩 君）	教 育 長（吉 本 哲 裕 君）
教 育 次 長（黒 木 博 寿 君）	総合政策部政策推進課長（梅 下 俊 克 君）
総務部総務課長（緒 方 卓 也 君）	総務部財政課長（設 楽 聡 君）

○議事日程 第5号

平成28年12月15日 午前10時開議

- 第1 陳情の取り下げについて（陳第7号 天草市御所浦町御所浦黒崎地区での採石継続及び採石跡地を鉄鋼スラグや浚渫土砂で埋め戻すことに反対する意見書提出を求める陳情について）
- 第2 議第82号 専決処分の報告及び承認について
専第8号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第7号）
- 第3 議第84号 水俣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 第4 議第85号 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第5 議第86号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について
- 第6 議第87号 水俣市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第89号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第90号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第91号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第94号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第95号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第8号）
- 第12 議第96号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議第97号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議第98号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議第99号 平成28年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第16 議第100号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第17 議第101号 工事請負契約の変更について
- 第18 議第102号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について
- 第19 議第103号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第9号）
- 第20 陳第6号 「知的障がい者小規模入所施設」開設の陳情について
- 第21 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
総務産業委員会
- 1 議第83号 水俣市人権擁護に関する条例の制定について
 - 1 陳第8号 原子力災害に関する専門部会の設置を求める陳情について
 - 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 陳第3号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

第22 議第104号 教育委員会委員の任命について

第23 議第105号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第24 議第106号 人権擁護委員候補者の推薦について

第25 意見第4号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について

第26 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案3件、議会運営委員会発議の意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、平成28年12月5日付で受理し、現在、厚生文教委員会で審査中であります陳第7号天草市御所浦町御所浦黒崎地区での採石継続及び採石跡地を鉄鋼スラグや浚渫土砂で埋め戻すことに反対する意見書提出を求める陳情については、陳情者から12月14日付で陳情取り下げ願が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 陳情の取り下げについて（陳第7号 天草市御所浦町御所浦黒崎地区での採石継続及び

採石跡地を鉄鋼スラグや浚渫土砂で埋め戻すことに反対する
意見書提出を求める陳情について)

○議長（福田 斉君） 日程第1、陳情の取り下げについてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております陳第7号の取り下げについては、これを承認することに御異議
ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、陳第7号の取り下げについては、これを承認することに決定しました。

この際、委員会開催のため、しばらく休憩します。

休憩 午前10時1分

開議 午前10時15分

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど陳第7号の取り下げにより、厚生文教委員会から閉会中継続審査・調査申出書が改めて
提出されましたので、議席に配付しておきました。

日程第2 議第82号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

日程第3 議第84号 水俣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の
制定について

日程第4 議第85号 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

日程第5 議第86号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について

日程第6 議第87号 水俣市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第89号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第90号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第91号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第94号 水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第95号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

日程第12 議第96号 平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議第97号 平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第14 議第98号 平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議第99号 平成28年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

日程第16 議第100号 平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

日程第17 議第101号 工事請負契約の変更について

日程第18 議第102号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について

日程第19 議第103号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

日程第20 陳第6号 「知的障がい者小規模入所施設」開設の陳情について

○議長（福田 斉君） 日程第2、議第82号専決処分の報告及び承認についてから、日程第20、陳第6号「知的障がい者小規模入所施設」開設の陳情についてまで、19件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩阪雅文議員。

（総務産業委員長 岩阪雅文君登壇）

○総務産業委員長（岩阪雅文君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第82号平成28年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

本案は、平成28年10月8日の豪雨に係る災害復旧等の予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,115万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ158億9,928万4,000円とするものである。

主な補正の内容としては、第8款消防費に、災害待機等に係る人件費、第10款災害復旧費に現年発生単独災害復旧事業を計上している。

これらの財源としては、第17款繰入金、第18款繰越金をもって調整しているとの説明があり、質疑を行いました。

質疑の中で、災害復旧に関する財源は、過疎債や災害復旧債が対象にならないのかとただしたのに対し、今回の補正は応急復旧対応であり、内容は排土等であるため、起債の対象にはならないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第84号水俣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、農業委員と新たに新設される農地利用最適化推進委員の報酬について、活動実績

報酬、成果実績報酬の能率給の評価はどのようにしてされるのかただしたのに対し、能率給部分については、国から農地利用最適化交付金ということで交付されるが、活動実績報酬は農地利用最適化の活動を行えば、最大72,000円まで支給される。成果実績報酬については、国の要綱で、各自治体における農地利用集積と遊休農地解消の目標値に対する達成率に応じて交付され、現時点では、それを委員に均等割で支払う予定であるとの答弁がありました。

また、14名の農業委員を選考する際の要件として、過半数が認定農業者となっているが、それ以外は農業者でなくてよいか、中立的な立場で公正な判断ができる者が1名以上とあるが、具体的にどのようなものかただしたのに対し、農業に関する識見を有し、会の所掌事務を適切に行うことができることとなっており、誰でも応募できる。認定農業者数が過半数に満たない場合は、例外規定として議会の同意が必要である。また、中立的な立場で公正な判断ができる者についても、農業をしていなくてもよいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第85号水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について申し上げます。

一定の期間において専門的な知識経験が必要とされる業務や業務量の増加が見込まれる業務等について、必要な人材を任期付職員として採用できるようにするため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、市役所を退職後の職員や再任用職員を任期付職員として採用するようなことにはならないかただしたのに対し、そのような制度ではないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第86号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について申し上げます。

水俣環境アカデミアホームページ作成業務における不適正な事務処理に関し、市長及び副市長として総括的な管理監督責任があるものと判断し、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の条例の制定の処分について、過去水俣市でこれよりも厳しい例はあったのかとただしたのに対し、把握している過去の例で、これよりも処分が重かった例はないとの答弁がありました。

なお、本件については討論があり、市長として説明責任を果たしていない中で、この条例を可決することに対して反対であるとの意見がありました。一方、一般質問において答弁しないということはなく、説明責任を果たしていないということにはならない。市民や議員へのけじめとして、自らを処すということが最大のメッセージになるとの意見がありました。

引き続き自由討議を行い、社会的に言えば、職員の不祥事で管理監督責任が問われた際に、次

やその次の議会で減額の処分が出されており、説明責任の不足についてはその後正していけるとの意見や、本会議の場でのきちんとした謝罪や説明責任が必要であるとの意見が出されましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第87号水俣市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市立小・中学校職員の退職管理について必要な事項を定めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本条例の市職員の退職管理とは、そもそもどういったものかとただしたのに対し、市職員でいうと部長級以上の職員が退職後に地位を利用することがないよう管理するものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第89号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

雇用保険法の改正により、失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第90号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の施行に伴い、水俣市税条例の一部を改正する必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第91号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の施行に伴い、水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第95号平成28年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、給与改定に伴う人件費の調整のほか、第2款総務費に、市庁舎移転

事業、第5款農林水産業費に、産地パワーアップ事業、第6款商工費に、湯の鶴温泉保健センター管理運営事業、第7款土木費に、市内一円市道維持補修費、第10款災害復旧費に、現年発生補助災害復旧事業などを計上している。

これらの財源としては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第16款寄附金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費として産地パワーアップ事業を計上している。

また、債務負担行為補正として、内部情報系システム使用料外5件を追加しており、地方債の補正として、災害復旧事業債の限度額を変更しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、仮庁舎へ移転後の現庁舎に仮囲いをするとのことだが、その工期と、現在の市役所の駐車場は使用できるのかただしたのに対し、工期は1月中旬頃から1カ月程度であり、駐車場もこれまでどおり利用できるとの答弁がありました。

また、タマネギ選果場の選果機械の導入について、今後の耕作面積の拡大の見込みはあるのかとただしたのに対し、市場での評価も高く、JAあしきたにおいても栽培面積をふやす計画であるとの答弁がありました。

また、県道水俣田浦線の整備について、今後も整備は継続されるのか、その期間はどれくらいかかるかただしたのに対し、今後も湯の児温泉の入口まで工事される予定である。現在の工事は小崎付近までの700メートルほどの整備で12年ほどかかったため、今後の工事についても概ね10年ほどはかかると思われるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第98号平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、繰越明許費として、下水道建設事業を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第100号平成28年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成28年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を44万3,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億6,082万9,000円に、第4条に定める資本的支出の額を3万5,000円増額して、補正後の資本的支出の額を4億1,949万9,000円とするものである。

補正の内容としては、人事院勧告に伴う人件費の補正を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第101号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、水俣市防災行政無線整備工事請負契約について、防災行政無線設備の再送信局、屋外拡声子局、無線室改修、戸別受信機の数量に変更が生じたため、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、防災行政無線の戸別受信機の導入について、1台当たりの金額はどの程度か、また戸別受信機の設置申し込みを行っていない世帯の今後の申し込みは可能であるかただしたのに対し、1台当たり設置含め、4万円弱である。今後の追加の申し込みも随時受け付けており、皆さんが設置していただけるよう、PRを行っていききたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第103号平成28年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ689万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ161億1,439万3,000円とするものである。補正の内容としては、第6款商工費に、道の駅・海の駅整備事業を計上している。

なお、財源としては、第17款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、新たに物産館を新設するということであるが、既存の物産館まつぼっくりやレストランたけんこについてはどのようになるのかとただしたのに対し、既存のまつぼっくりは、建設から20年が経過しており、建物の構造上、物産館として機能的にも使いづらいことから、新たに新設を行う。物産館新設後の現在のまつぼっくりの建物については、今後人が集える場所として、どういう使い方があるか検討したい。たけんこについては、昨年厨房設備を新しく設置したので、そのまま利用する予定であるとの答弁がありました。

また、海の駅構想とはどのようなものかただしたのに対し、国土交通省が認定する制度であり、熊本県が水俣港を改修中で、船が停泊できるような桟橋を建設予定であり、海からの観光客が海の駅を利用できるようになる。百間港の改築の中で、かなり大きなものは難しいが、クルーズ船を停泊できるような取り組みの検討も行われており、道の駅と海の駅が一緒になっているのは全国的に珍しいとの答弁がありました。

また、国道3号から道の駅への進入路の整備について、今回の計画に含まれているのかただしたのに対し、国道3号から道の駅がわかりづらいと言われており、案内看板の設置等をあわせて考えたい。進入路については、今後海の駅の指定とあわせて協議していききたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生文教委員長田口憲雄議員。

(厚生文教委員長 田口憲雄君登壇)

○厚生文教委員長(田口憲雄君) ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第94号水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、小中学校再編生後に社会体育施設として転用した施設等について、使用料の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、学校部活動は教育活動の一環であり、体育館やグラウンドの使用料については、減免等の措置を講ずるべきであると考えがいかがかとただしたのに対し、学校部活動は教育活動の一環であり、子どもたちの健全育成、子育てしやすい環境を整備する面からも円滑に行われることが望ましいと考える。教育委員会としても、減免などにより部活動の支援に努めていきたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第95号平成28年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、障害児通所給付費、第9款教育費に、小中学校施設耐震化推進事業などを計上している。

これらの財源としては、第12款使用料及び手数料、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第19款諸収入及び第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費補正として、地域生活支援事業外2件を計上している。

債務負担行為補正として、福祉バス運転手派遣手数料外1件を追加している。

地方債の補正として、学校教育施設等整備事業を追加し、過疎対策事業の限度額を変更しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、小・中学校のトイレ改修工事の内容と今後の計画についてただしたのに対し、トイレの和式化から洋式化にあわせ、湿式から乾式への移行を検討しており、配管についても老朽化しているため、新しくやりかえる予定である。工事については、次年度、久木野小学校と湯出小学校で取りかかる計画であるとの答弁がありました。

また、校舎や体育館における非構造部材の耐震化改修はどのくらい続くのかとただしたのに対し、体育館のつり天井の耐震化については全て終わっているが、校舎外壁の爆裂についての改修工事は、現在も継続して行っている。今後は、袋中学校、緑東中学校の順番で計画的に工事を行っていく予定であるが、その他の小・中学校についても老朽化が進んでいるため、しばらくは改修工事が続くと予想されるとの答弁がありました。

また、障害児通所施設給付費負担に関し、市の負担割合と障がい者の個人負担の有無についてただしたのに対し、国が2分の1で、熊本県と水俣市が4分の1の負担、個人負担は所得により

1割程度の負担が生じる場合もあるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第96号平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ394万3,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ49億1,950万1,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、給与改定等による人件費の増額、第2款保険給付費の増額、第3款後期高齢者支援金等の減額、第4款前期高齢者納付金等の増額及び第6款介護納付金の減額を計上している。

これらの財源としては、第3款国庫支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第9款繰入金及び第10款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第97号平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ172万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ34億653万6,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査委託料等を計上している。

これらの財源としては、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査委託料の調査方法と調査内容についてただしたのに対し、65歳以上の1,500名の高齢者に対し、アンケート調査を行う。調査項目は63問程度を予定しており、リスクの発生状況の把握と社会試験等の把握の2つに分類することができる。まず、リスクの発生状況の把握については、運動器の機能の低下、低栄養の傾向、口腔機能の低下等の調査項目となっている。次に、各種リスクに影響を与える日常生活の把握については、ボランティア等への参加の頻度、助け合いの状況、地域づくりの場への参加の意向等の調査項目となっているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第99号平成28年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為として保安警備業務委託のほか15件を追加しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しまし

た。

次に、議第102号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について申し上げます。

市庁舎の機能移転に伴い、仮庁舎における設備の設置場所の確保及び現行設備による機器の再設定が困難であることから、当該業務を休止せざるを得ないため、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、機器の再設定にはどれくらいの費用がかかるのかとただしたのに対し、費用面よりも、現在使用しているOSがウィンドウズXPであるため、これを設定するためのパソコンの入手が困難であり、再設定が難しい状況にあるとの答弁がありました。

また、新庁舎ができた場合は、現在の業務を再開するのかとただしたのに対し、現在と同じサービスをするためには、新機器の導入で500万円、維持費が毎年50万円程度かかる見込みである。そのため、今後、個人番号カードや新しい技術サービス等も比較しながら、新機器の導入について検討していきたいとの答弁がありました。

なお、委員から、遠隔地の高齢者等への配慮も含めたサービスの提供等も含めて、今後検討されたいとの要望がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第6号「知的障がい者小規模入所施設」開設の陳情について申し上げます。

本陳情については、知的障がい者及びその親も高齢化していることから、親への不安を考慮すると、陳情の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成28年12月9日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第82号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 平成28年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	承 認	全員賛成
議第84号	水俣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第85号	水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第86号	水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について	原案可決	賛成多数

議第87号	水俣市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第89号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第90号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第91号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第95号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成
議第98号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第100号	平成28年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第101号	工事請負契約の変更について	原案可決	全員賛成
議第103号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成28年12月9日

厚生文教常任委員長 田口憲雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第94号	水俣市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第95号	平成28年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成
議第96号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第97号	平成28年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第99号	平成28年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第102号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について	原案可決	全員賛成
陳第6号	「知的障がい者小規模入所施設」開設の陳情について	採 択	全員賛成

○谷口明弘君 議長、暫時休憩を求めます。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

開議 午前10時45分

○議長（福田 斉君） 再開いたします。

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

桑原一知議員、高岡利治議員、藤本壽子議員及び野中重男議員から議第86号について討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、桑原一治議員。

○桑原一知君 おはようございます。

真志会の桑原一知です。

私は、議第86号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について、反対の立場で討論します。

水俣環境アカデミアのホームページ作成における不正会計処理の問題では、7月14日の発覚から5カ月になります。

9月議会の本会議開会日に説明や謝罪がなかったこと、また本12月議会でも議会開会日に一連の問題を収束させたいとする市長自らの抜本的な説明もなく、市長及び副市長の給与減額に関する議案を淡々と説明されたことに、私は残念でなりません。市長は、9月議会一般質問で陳謝をされたと言われていますが、それは9月本会議開会日に説明をしなかったことに対する陳謝であります。

議員必携には、第5章の5項に一般質問は、住民に代わって議会の構成員である議員が、行財政の全般について、執行機関の所信や疑義をいつでも正すことができないと、その機能を十分果たすことができないことから、議員固有の機能として与えられているものであると記されております。一般質問の中で謝罪したことを正当化することにならないのは、周知の事実です。

職員の懲戒処分と同じく、市長自らの責任を取る姿勢が重要であり、2カ月遅れで処分を受けることで、職員や市民の方々に信頼を得ることができるのでしょうか。

本会議は、議員だけの本会議の場だけでなく、一般に公開されている場でもあり、市民に対しての公式な場での説明責任が果たされておられません。

さらには、相手企業にも処分がされておらず、水俣市行政の現状について不信感が依然として残ります。今、市のトップとしての資質が大きく問われているのではないのでしょうか。

このことから、水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について、時期尚早と考え、反対であります。

また、総務産業委員会での討論では、ほとんどの議員の方々から、市長の説明責任が十分には

されていないとの意見が出たにもかかわらず、採決の結果、可決されたという事実について、疑念を抱いております。

議員の職責である行財政運営の批判と監視が完全に達成できますよう、議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 次に、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 おはようございます。

無限21の藤本壽子です。

議第86号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

今回の市長、副市長の給与に関する条例における給与の減額については、概ね2つの趣旨で賛成いたします。

まず、条例の内容であります、市長分、平成29年1月1日から同年2月28日まで給与の10分の1、副市長、同年1月1日から1月31日まで給与の10分の1の減額については、過去の事例と比較しても妥当であること。

2番目に、総務産業委員会の討論の中で、反対する趣旨の中に、議会冒頭での市長の陳謝がなかった。つまり、説明責任が果たされていなかったという意見がありましたが、私が記憶しているだけでも全員協議会での陳謝、広報紙及び記者会見も市長自ら明らかにしたと聞いており、一定の説明責任は果たしていると考えます。また、国、県へも直接出向き、説明を行ったと議会の答弁の中でも聞いております。

さらに大切なのは今後の対策であると思いますが、今回のことでは、懲戒等審議会で調査、再調査が行われ、不適正な事務にかかわった職員及び管理監督者には、懲戒等審議会における慎重な審議に基づき、9月30日に処分が行われました。相手方に対しても、コンプライアンスの徹底を要望したと聞いています。再発防止としては、職員全員に対するコンプライアンスの研修を行っている。今後、会計などの実務研修の計画、事務手続きの周知徹底も実施するとのことであり、今後の対策も期待できると考えます。

ただ、別の面から今回の問題を考えるとき、同じ課の中で多く仕事を抱え、超過勤務をしていないか、そのこと自体に目を配る必要があると私は思いました。近隣の市町村では、職員の心労のため、命にかかわる問題が起こっていると聞き及んでおります。

水俣市職員は、水俣市の大切な原動力であります。間違ったときは、厳しく処し、次には、前を向いてきちんと仕事ができるようにする。水俣の未来を市民とともにつくっていくという高い理念のもとで働いてもらうよう指導する。そのことが市長、副市長に課せられた役目であると私は思っています。

その意味で、この減給は妥当であり、この条例に賛成いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、高岡利治議員。

○高岡利治君 真志会の高岡利治です。

私は、議第86号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

まず、今回の給与減額に関する条例制定の原因である水俣環境アカデミアホームページ作成の補助金を、不正に受給、利用したことが事の発端であります。平成27年度の予算、補助金で、水俣環境アカデミアホームページを作成しなければならない事業が、行政の怠慢により完成できなかったにもかかわらず、ホームページが完成したかのごとく虚偽の契約書関係書類を作成し、業者に全額支払っていました。

仕事を請けた業者も、ホームページの作成には一切手つかずの状態でありながら、全額受け取っており、水俣環境アカデミアのホームページができていないことが、今年の7月14日に職員の指摘により発覚をいたしました。

その後、市は調査を行いました。9月議会冒頭では市長からの説明も、陳謝の言葉もなく、議員の一般質問で追及を受けると言い訳がましい答弁ばかりで、不正を行ったとの自覚と責任があるのかと、首をかしげたくなるような状況でした。不正受給問題発覚から9月議会閉会日まで2カ月の期間があり、9月議会最終日までに結論を出し、処分報告をすべきではないかとの意見も上げましたが、処分に当たり不公平が出ないようにであるとか、当事者たちの弁明の機会も与えないといけない等の理由で、9月いっぱい期間がほしいとのことでありました。

その後、9月30日に行われた全員協議会で、水俣市職員懲戒等審議会の結果報告を受けましたが、その時点での処分は、ホームページ作成にかかわった職員の処分であり、市長自身の処分に関しての報告はありませんでした。

ようやく12月議会の開会日に、市長・副市長の給与減額に関する条例が提案されましたが、きょうに至るまで、議会での市長からの正式な説明や謝罪といった言葉は聞かれません。

議会答弁の中では全員協議会であるとか、市報であるとか、市長個人のブログの中で説明や陳謝をしたと言われますが、市長は本当にこれで説明責任を果たしたとお考えですか。そう思っておられるのであれば、私は今回の問題で、市長の事の重大さに対する認識が、欠如していると言わざるを得ません。口では反省しているかのような言葉は出ますが、実際に行動が伴っていないとは思われませんか。市のトップがそのような考えの中にあつて、職員には4日間も使ってコンプライアンスの研修を課したところで、職員にとっては、年末の忙しい中に迷惑でしかないので

はないでしょうか。

今回の問題は、今まで行政が行ってきた業務の中で、やるべきことを行ってこなかったことのひずみが出ているのではないのでしょうか。水俣市職員の事務引継に関する規程の中にも、異動内示があったり、事務移管等により担当事務に異動があったときは、決められた期間内に事務引継をしなければならないとあります。また、事務引継の方法として、第3条3項には前任者及び後任者は、事務引継が終了したときは、事務引継書に連署、押印し、後任者が事務引継報告書及び前2項の書類を所属長に提示し、報告しなければならないとしています。

しかし、公文書開示請求により取り寄せた書類には、平成28年度旧企画課から水俣環境アカデミアへの事務引継書には、A4の紙1枚による簡単な事務引き継ぎ項目しかなく、事務引き継ぎが完了したことを示す事務引継報告書に至っては、公文書不在との回答があり、事務引継文書自体の存在もないといった状況でした。

さらに、ホームページ作成を請け負った業者に関して言えば、一般質問等でも再三にわたって何らかの処分が必要と訴えてきましたが、処分をするどころか、今回の仮庁舎移転の仕事を、随意契約により約5,000万円で仕事をとっています。一般の常識では考えられないようなことが、水俣市役所では行われていると言わざるを得ません。

このような現状の中で、議会としてのチェック機能が本当に働いているのか、公金、市民の税金の使われ方が正しく使われているのか、今一度、現実と真摯に向き合い、精査することが、市民から選ばれた我々議員としての役目であり、市民の代弁者としての責務であると思います。これまでも速やかな調査と処分を求めていたにもかかわらず、ここまで時間がかかったのであれば、今後、同じような問題が起こらないように、十分時間をかけて精査すべきと考えます。

よって、今回の問題に関しては、引き継ぎ事務の不備や処分の方法、業者の処分等の処置も不十分であり、市長・副市長の給与減額をもって終了とするには時期尚早と考え、今回の条例案に対しては反対であります。議員各位の良識ある判断をよろしくお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

私は、議第86号について賛成討論を行います。

討論でいくつかの論点が出てきましたけれども、私は私なりの論点で意見を述べたいと思います。

第1に、今回の議案の発端となったのは、今、何人かの方が討論されたように、水俣環境アカデミアの設立に向けた数々の膨大な業務の中で起きたということでもあります。

私たち地方自治体は、今どういう状況に置かれてるのでしょうか。農漁業の後継者がいなくなっている。小売がどんどん少なくなっている。製造業の海外展開が進んでいる。大都市部には大き

な投資があるけれども、地方では公共事業が減ってきた。少子化が進んでる。これは、水俣だけの傾向ではありません。日本の地方の至るところで起きていることでもあります。この危機感はみんな共有だと思います。

このような時に何とかしようと始まったのが、今回の水俣らしい、水俣環境アカデミアの構想だったと思います。言い出しっぺは、環境省の事務次官だった小林先生だというふうに思っておりますけれども、水俣市や熊本県が協議をして、財政的にも他の自治体では考えられないような有利な補助金がつくられてきたというのが経過であります。

このような前向きな政策の取り組みの中で、必死にがんばってきた職員のところで、膨大な業務に押しつぶされるように、不適切な事務処理が発生したというのが流れではなかったでしょうか。

しかし、担当者や関係者の聞き取りで、公金を着服するなどの事件ではなかったことは明確になりました。不適切な事務処理はよくないことであって、懲罰は当然ですけれども、そのことで職員が萎縮するのではなく、もっと水俣市民のために前向きな政策を進めよう、がんばれということで、一方では激励することも必要ではないかというふうに私は思いました。

ところで、国会はあるいは内閣は、議員内閣制度をとっておりますけれども、地方自治体においては、憲法93条はこのようにいっています。地方公共団体の長、その議会の議員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙すると規定しています。これは何を意味するのか。自治体の長が、まずしっかり向き合わなければならないのは、自治体の住民であるということです。選挙した住民に直接向き合いなさいと、憲法はいっているんだと思います。

今回はどのようにされたか。議会には調査は全部終わってないから、発生した事件について、まず全員協議会で報告がありました。そして、記者会見をして、全市民にもこの事態が伝わるような措置が取られました。これは適切な措置であったと思います。そして、水俣の全世帯に配付される9月1日付の市報、皆さん、もう読まれたと思います。その中で市長は、市民に事件を知らせ、最高責任者として陳謝をされています。そして再発防止の決意を語っています。これも適切であったと私は思います。

議会はどうだったか。討論での指摘でも、冒頭での議会への陳謝がなかったというものはありました。私たちが執行部の動きを点検すべきことは、事件の正確な調査がされているか、どこに原因があったのか、職員の処分はどうしたのか、再発防止策は十分取られているのか、市長等はどうのような責任があるのか、市民への謝罪はされているかなどをしっかりと点検することが、議会が最も機能しなければならないことではなかったでしょうか。それらは、たくさんの方たちの一般質問で、議会としては解明し、点検はできたと私は思っています。

第3番目に、管理監督責任での市長・副市長の給与減額は、これまでも幾度もありましたけれ

ども、職員の聞き取り調査や水俣市職員懲戒等審議会の処分で確定した後に、次の通常議会に提案するのが、これまでの通例でありました。

第4に、ホームページが間に合わず、お金を受け取っていた業者に、市役所の仮庁舎への移転に伴う電算の移転工事を、随意契約で発注しているというものもありました。仮庁舎への移転に関する補正予算は、6月議会で可決し、今回の水俣環境アカデミアの事件が発覚する前に契約を結び、発注しています。通常、行政の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約などありますけれども、行政の公平性を確保するためには、一般競争入札が一番推奨されています。しかし、業務が専門的で、全く新しい業者にすれば、これまでのシステムに不具合が生まれる可能性があり、金額も高くなると考えられる場合には、これまでの業者に随意契約で発注することはあり得ることです。

このような理由から、今回の市長・副市長の給与を減額する条例には、瑕疵はないと判断しています。よって、この条例は可決されるべきで賛成であります。

以上、終わります。

○議長（福田 斉君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第82号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第84号水俣市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について及び議第85号水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてまで、2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第86号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福田 斉君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第87号水俣市職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第103号平成28年度水俣市一般会計補正予算第9号まで、14件を一括して採決します。

本14件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本14件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本14件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（福田 斉君） 次に、陳第6号「知的障がい者小規模入所施設」開設の陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第21 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 議第83号 水俣市人権擁護に関する条例の制定について

- 1 陳第8号 原子力災害に関する専門部会の設置を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第5号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（福田 斉君） 日程第21、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成28年12月9日

総務産業常任委員長 岩 阪 雅 文

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第83号	水俣市人権擁護に関する条例の制定について	慎重審査を要するため
陳第8号	原子力災害に関する専門部会の設置を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成28年12月15日

厚生文教常任委員長 田口憲雄

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	理由
陳第3号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成28年12月8日

議会運営委員長 野中重男

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第22 議第104号 教育委員会委員の任命について

日程第23 議第105号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第24 議第106号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第25 意見第4号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について

○議長（福田 斉君） 日程第22、議第104号教育委員会委員の任命についてから日程第25、意見第4号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書についてまでを議題とします。

議第104号

教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成28年12月15日提出

水俣市長 西田弘志

住 所 水俣市袋1403番地59

氏 名 山田 誠次

生年月日 昭和34年6月20日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

議第105号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求めます。

平成28年12月15日提出

水俣市長 西 田 弘 志

住 所 水俣市陣内2丁目12番1号

氏 名 遠山 正行

生年月日 昭和27年1月11日

（提案理由）

本市の固定資産評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

議第106号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求めます。

平成28年12月15日提出

水俣市長 西 田 弘 志

住 所 水俣市わらび野4番25-5号

氏 名 牛迫 秀基

生年月日 昭和25年9月25日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

意見第4号

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年12月15日

提出者

議会運営委員会

委員長 野 中 重 男

水俣市議会議長 福 田 齊 様

（別紙）

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっています。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にあります。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率の低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっています。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月15日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
内閣官房長官	菅 義 偉 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 様
衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 様

○議長（福田 斉君） 順次提案理由の説明を求めます。

西田市長。

（市長 西田弘志君登壇）

○市長（西田弘志君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第104号教育委員会委員の任命について申し上げます。

このたび、山田誠次氏の任期が12月19日をもって満了となりますが、引き続き同氏を任命したく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見に優れ、教育委員会委員としてまことに適任であると存じます。

次に、議第105号固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

このたび、山口保彦委員から辞任届が提出されましたので、後任として、遠山正行氏を選任したく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格、識見ともに優れ、固定資産評価審査委員会の委員としてまことに適任であると存じます。

次に、議第106号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、寺床直子委員の任期が平成29年3月31日をもって満了となりますので、後任として

牛迫秀基氏を推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格、識見ともに優れ、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第104号から議第106号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 次に、意見第4号について、議会運営委員長野中重男議員。

（議会運営委員長 野中重男君登壇）

○議会運営委員長（野中重男君） ただいま議題となりました案件について、案文を読み上げて提案理由にかえます。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっています。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、近年に置いては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にあります。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率の低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっています。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月15日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び提出者代表から提案理由のありました本4件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本4件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本4件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本4件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第104号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、議第105号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、議第106号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案によるものを適任と認めることに決定しました。

○議長(福田 斉君) 次に、意見第4号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

日程第26 議員派遣について

○議長(福田 斉君) 日程26、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

第24回熊本県市議会議員研修会出席

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

派遣目的	今後の議会活動に資するため
派遣場所	熊本市
派遣期間	平成29年2月6日(月曜日) 1日間
派遣議員	15人以内
経 費	既決予算の中から支出

○議長(福田 斉君) お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長(福田 斉君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了します。

これで平成28年第4回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議 長 福 田 齊

署名議員 桑 原 一 知

署名議員 野 中 重 男

平成28年12月第4回水俣市議会定例会（11月25日～12月15日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第82号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 平成28年度水俣市一般会 計補正予算（第7号）	11月25日	総務産業	12月15日 承 認	
議第83号	水俣市人権擁護に関する条例の制定に ついて	11月25日	総務産業	12月15日 継続審査	
議第84号	水俣市農業委員会の委員及び農地利用 最適化推進委員の定数に関する条例の 制定について	11月25日	総務産業	12月15日 原案可決	
議第85号	水俣市一般職の任期付職員の採用等に 関する条例の制定について	11月25日	総務産業	12月15日 原案可決	
議第86号	水俣市長及び副市長の給与の減額に関 する条例の制定について	11月25日	総務産業	12月15日 原案可決	
議第87号	水俣市職員の退職管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	11月25日	総務産業	12月15日 原案可決	
議第88号	水俣市一般職の職員の給与に関する条 例等の一部を改正する条例の制定につ いて	11月25日	総務産業	11月25日 原案可決	
議第89号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を 改正する条例の制定について	11月25日	総務産業	12月15日 原案可決	
議第90号	水俣市税条例の一部を改正する条例の 制定について	11月25日	総務産業	12月15日 原案可決	
議第91号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改 正する条例の制定について	11月25日	総務産業	12月15日 原案可決	
議第92号	水俣市手数料条例の一部を改正する条 例の制定について	11月25日	総務産業	11月25日 原案可決	
議第93号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置 等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	11月25日	総務産業	11月25日 原案可決	
議第94号	水俣市体育施設条例の一部を改正する 条例の制定について	11月25日	厚生文教	12月15日 原案可決	
議第95号	平成28年度水俣市一般会計補正予算(第 8号)	11月25日	各 委	12月15日 原案可決	
議第96号	平成28年度水俣市国民健康保険事業特 別会計補正予算（第3号）	11月25日	厚生文教	12月15日 原案可決	
議第97号	平成28年度水俣市介護保険特別会計補 正予算（第3号）	11月25日	厚生文教	12月15日 原案可決	
議第98号	平成28年度水俣市公共下水道事業特別 会計補正予算（第2号）	11月25日	総務産業	12月15日 原案可決	

議第99号	平成28年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)	11月25日	厚生文教	12月15日 原案可決	
議第100号	平成28年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)	11月25日	総務産業	12月15日 原案可決	
議第101号	工事請負契約の変更について	11月25日	総務産業	12月15日 原案可決	
議第102号	水俣市の特定の業務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について	11月25日	総務産業	12月15日 原案可決	
議第103号	平成28年度水俣市一般会計補正予算(第9号)	12月8日	総務産業	12月15日 原案可決	
議第104号	教育委員会委員の任命について	12月15日	省 略	12月15日 同 意	
議第105号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	12月15日	省 略	12月15日 同 意	
議第106号	人権擁護委員候補者の推薦について	12月15日	省 略	12月15日 適 任	

[前回から継続審査となっている請願・陳情]

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第73号	平成27年度水俣市病院事業会計決算認定について	8月26日	厚生文教	11月25日 認 定	
議第74号	平成27年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月26日	総務産業	11月25日 認 定	
議第76号	平成27年度水俣市一般会計決算認定について	9月8日	一般会計 決算特別	11月25日 認 定	
議第77号	平成27年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月8日	厚生文教	11月25日 認 定	
議第78号	平成27年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月8日	厚生文教	11月25日 認 定	
議第79号	平成27年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月8日	厚生文教	11月25日 認 定	
議第80号	平成27年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月8日	総務産業	11月25日 認 定	

[意見書]

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
意見第4号	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について	12月15日	省 略	12月15日 原案可決	

[継続調査]

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	12月15日	総務産業	12月15日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	12月15日	厚生文教	12月15日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	12月15日	議会運営	12月15日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第6号	「知的障がい者小規模入所施設」開設の陳情について	水俣市袋770番地1 坂本 幸則	厚生文教	11月25日	12月15日 採択
陳第7号	天草市御所浦町御所浦黒崎地区での採石継続及び採石跡地を鉄鋼スラグや浚渫土砂で埋め戻すことに反対する意見書提出を求める陳情について	水俣市湯出 1322番地1 高倉 鼓子	厚生文教	12月8日	12月15日 撤回承認
陳第8号	原子力災害に関する専門部会の設置を求める陳情について	水俣市月浦 247番地96 永野 隆文	総務産業	12月8日	12月15日 継続審査

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第3号	若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について	水俣市洗切町 18-17 廣田 孝	厚生文教	6月10日	12月15日 継続審査
陳第5号	「原発避難計画策定委員会の設置」を求める陳情について	水俣市月浦 247番地96 永野 隆文	総務産業	9月8日	11月25日 撤回承認